

DS Saigo, Takamori
881 Dai Saigo zenshu
 .5
S2A2
1926
v.2

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY



大西門先生集

赤口作之部
五

DS
881
.5
S2A2
1926
v.2



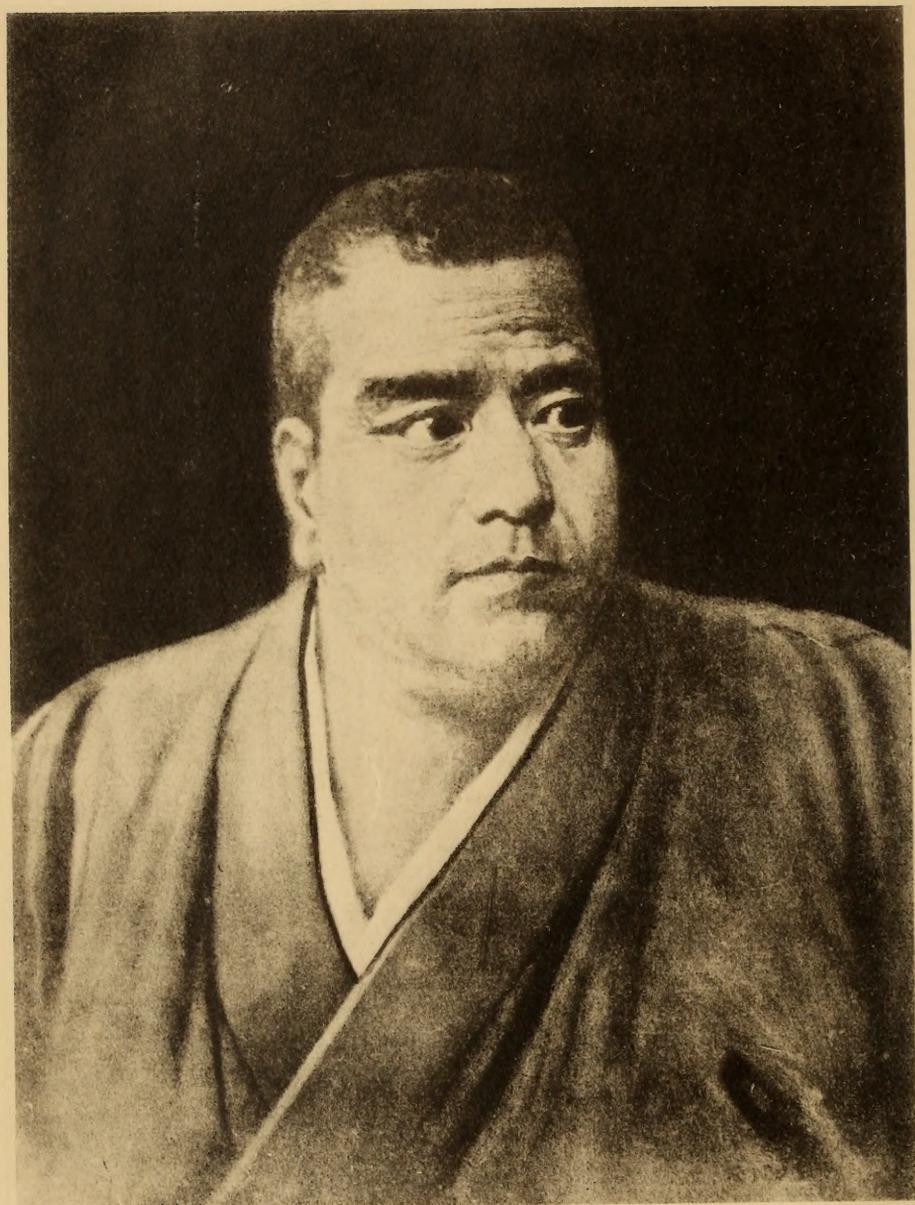
西郷翁の肖像

舊庄内藩士石川靜正氏、毎年大西郷の忌日を期し、同志相集りて先生の眞筆を掲げ、祭典を執行すること三十餘年、崇敬の誠意はつひに自ら先生の眞像を描寫し祭典の靈位となさんことを企て、苦心慘愴之に従事すること數星霜、更に僚友諸氏の指示を受け、數々補修を加へ、大正二年携へて上京し、先づ樺山伯に就て其の批評を乞ひしに、伯は火に之を稱讚して、特に黒田清輝畫伯に紹介せられ、黒田伯はこれが完成を畫家佐藤均氏に薦められた。仍て佐藤氏は石川氏の原畫に據つて、専心描出したる上、南洲先生に親炙せる長谷場純孝、園田實徳諸氏に閱覽を乞ひ、進んで西郷實太郎侯を訪ひ、同侯並に糸子未亡人について批評教示を求めたる上、更に一枚新に描寫して再び閱覽を求めた。侯爵及び同未亡人は欣然として打仰がれ、「此の畫誠によく南洲の風貌を傳へて間然するところなし」と評せられた。それが即ち此の肖像である。

「こゝに於て」も精々の事。多分の鳴さ此の宵樂である。

了て作中の此の書簡に、南將の風趣を對へて問然する
條に辭意了て再び問賣を來せよ。對稱又の同未の入り知然と
對並に糸千未の人の、此精意を示來せよと、更に一對
關田實樂齋の問賣をさし、雖も西澤寛太郎對を讀み、同
への、專心出出したる上、南將共主の懸念を覺谷巖藤等、
書案の難良の難とす。此の對稱は、黒田前司の宗知の
ア、種に黒田實樂齋の跡を承り、黒田前司の宗知の
共の對山前司の跡を其の精意をさし、前司大に承り、
精意の對示を受む、熾々辭意を承り、大五二半對へり土京、
いころを金、苦心對對を承り、熾々辭意を承り、更にお
延の精意を承り、苦心對對を承り、熾々辭意を承り、更にお
集りて共主の真意を承り、祭典を承り、三十餘年、崇
舊土内藩士は川籍五、其半大西澤の恩日、同志

西澤餘の宵樂



道に就いては義を懐かざるを以て

暗く聚會する在り此理を研

究し道義を以てて一身を

不顧必踏むべき事なり

王侯将相を以て民を憐れむ學問乃

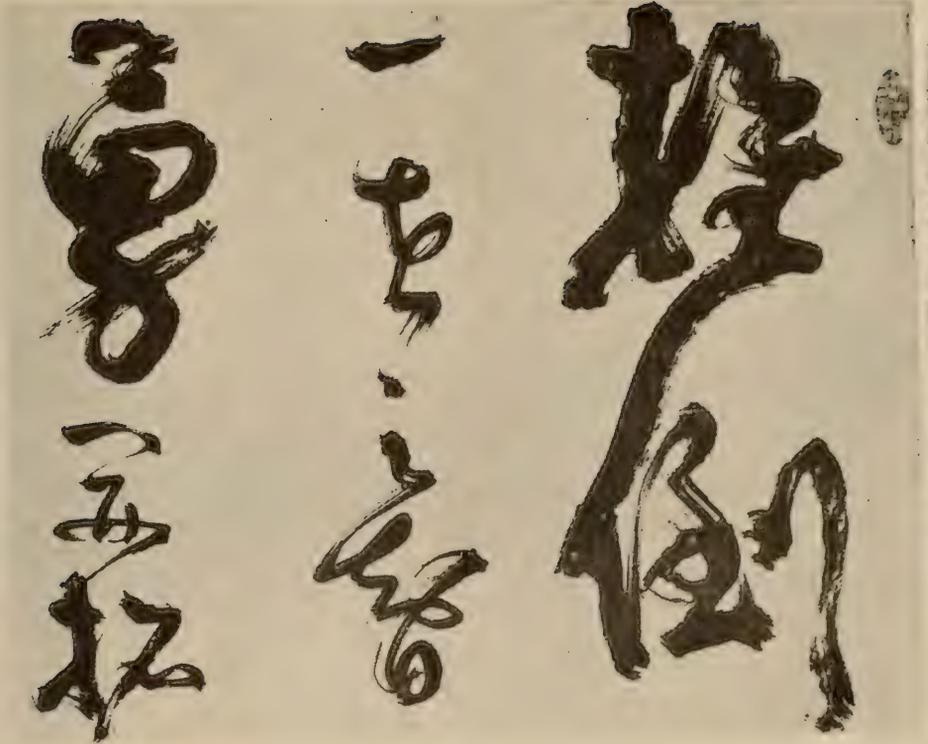
本也然るに此を理と極め人

民に義務を以ててて一向

難く當るに一回の義法に立事



吉野開墾社に掲げた額 (本文三六四参照)



南洲神社
之
務所
々
藏

(南洲神社々務所々藏)

朝鮮沙吏原諒

一初之涯之及後度

性在社在道百方以之

高者出乃悉水化之

中好之如石如之

御りまゝにまゐりて

一歩之高も其基は堅固

若くは老も其心は

立身し其心は

大塚に在る如く

海島名の事は昔に著し置きたるに
い

ゆゑに不道に是れを以てつて
野中

乃らるゝ大由に伊波を以て
む

作の可成るに云然に供に
被

考に相違と申す事早に
終

去此之程之難之非統

其言愈時也能之

征方也其也人子

然之也其也其也

其也其也其也其也

非也予之備と誤け社を

之を又能と名せしむ

是非を誤と厚く徳を

伊勢と其徳とを以て

之を以て是を亦徳と

徳と物事を知る天下の鳴く

其の非ざるは、其の非ざる

十分を知るは、其の非ざる

子を知るは、其の非ざる

知るを知るは、其の非ざる

少而討人者思之從之也

能之者非也其也

其之也其也其也

建言之也其也其也

其也其也其也其也

甲田之宅也西折之海峯之山也

疏水ノ上

十日十日

石隆堂

大山縣令の名を以て征討官に上る書 (本文三八一参照)

今故陸守大相西

陸守大相西

理と為れ。下を以て

怒と為れ。心征討と

名と設けられ。公金

征討とありん。為の情

金と氏と為れ。心

て罪と為れ。名と

益と為れ。罪と

公の心と為れ。怒

天子征討と私とありん。

名と設けられ。公

征討とありん。為

情と為れ。心

名と設けられ。公

征討とありん。為

情と為れ。心

人よりハ能くしりて

先可政府首謀之罪

根と結を以て之を知る

人氏暴虐と若知る

作之乃其九歳四討

二は在りて之を治す

は村にありて之を

天子に即能成之は

其先也 附録

不立也 其心力也

其名也 却之征討也

其之也 即教也 其也

何れ也 其也 其也

其也 天子事也 其也

其也 其也 其也

其也 其也 其也

此言今日之借取病至

動任其補子故也

大山洞長

知討取守空柳

福居唐七五九

長居唐之平作勢

不氣心中以物象

長居別下之行計之

靈信之口口年取

之之即取之之信也

如と老を了極むるに
 春とて予の身は如く
 如く一に如く行計如
 一平定極むる如く
 春とて予の身は如く
 如く一に如く行計如
 一平定極むる如く
 春とて予の身は如く

大山洞長極
 如く一に如く行計如
 一平定極むる如く
 春とて予の身は如く
 如く一に如く行計如
 一平定極むる如く
 春とて予の身は如く

(大山家所藏)

大西鄉全集

第二卷

凡例

一 本全集第二卷には西郷隆盛文書（書翰、建言、遺訓の類）の中、慶應三年八月十六日より明治十年九月二十四日隆盛の死に至るまで、十ヶ年間の文書を載録し、間々原書の寫眞を挿入した。寫眞を挿入したのは大西郷翰牘の風致と筆落とを廣く世に傳へ、併せて史料の實證を提供し、なほ又これによりて偉人の高風神韻を想望せしめんとする微意に他ならぬのである。

一 文書の配列はすべて時代年月順とし、時代の區別は概ねその業績の段落によつて之を分ち、大詔煥發前後、戊辰戰役時代第一期、戊辰戰役時代第二期、戊辰戰役時代第三期、藩政參與時代、在朝時代、退耕時代、十年戰爭時代とした。なほ年月未詳のものを一括して其後に掲げ、又第一卷刊行後、第二卷印刷中に發見した文書を補遺として卷末に添へた。

一 所載の文書はその資料の骨子を島津公爵家編輯所々藏の寫本にとり、なほ極力多方面に資

料を蒐集して之を補ひ、萬遺漏なきを期した。特に第一巻刊行後、編纂員渡邊、下中、大川の三氏は吉國幹事と共に約一ヶ月間鹿兒島及び關西地方に出張して、資料の蒐集に努力して新資料を發見し、又、在來寫本の誤脱を訂正し得たものが少くなかつた。

一 傳寫によるものは誤字脱字多きを以て、能ふ限り諸家所藏の原書またはその寫眞について嚴密なる校訂を施した。さはれ原書の所在明かならぬものは成るべく異本につきて校合し、敢て編者の私意による改竄を避けた。但、原書に據らざるものは多少の誤脱なきを保し難い。本文の終に所藏者を明記したるものは概ね原書によりて校訂を経たものである。

讀者諸賢の中、校合漏れの原書を所藏せらるゝあらば提示せられんことを切望する。

一 載録せる文書は、本來特定の人に與へたる書翰、建言の類なるを以て、そのまゝにては一般讀者に讀解困難なるべきを思ひ、その意味を明かにするため、詳細なる解説を附し、脚註を加へ、訓點をも施し、且つ本文に密接なる關係を有する他の文書をも、必要に應じ併せ掲げて、本文の理解を一層容易ならしむべく力めた。

一 各時代の首に小引を加へて、或は時勢の推移を略叙し、或は隆盛自身の境遇の變化を摘記し、更に卷中重要なる文書には四圍の情狀をも詳述し、以て時代の背景と空氣とを紙上に髣髴

たらしめんことを期した。

一 原本を活字體に植字するに當り、なるべく文書の原形を保たんことを期し、文字の配列、行がはり、闕字等能ふ限り原書のまゝとし、書翰中、本文の前に尙々書を返りがきせるものゝ如きも活字組の場合、一字下りとして前部に入れることにした。

一 原書に使用せる變態假名例へば「與、歟、者、半、之、而、江」の類はすべて「と、かは、ば、はん、の、て、より、え」と改めて讀易きやうにした。

一 送り假名用字等には、時代慣用のもの、又は薩摩特有のものあり、例へば「候に付」の「に」を略し「以て」の「て」を送らず、「何々へ」と書くべき處を「何々え」と書く類であるが、これ等はすべて其のまゝにしておいた。又訓點を施し、讀みにくき文字には、よみがなを附して通讀の便に資した。中には乙名敷、等敷といふ風の奇抜な當字もあり、また「何々するつもり」といふ場合の「つもり」を「賦」と書き、「申遣はす」といふべき處に「申越す」とあるの類は薩摩特有のものである。

一 本巻載録の文書はすべて二百五十六篇であるが、諸家の深厚なる同情と援助とによつて、その中の約三分の二を原書について嚴密に校訂するを得たるは、編者の大なる感謝であり、歡喜であり、且つ本全集の大なる誇である。

一 西郷隆盛文書として、世に傳ふるものゝ中には頗る多くの僞筆あり、僞筆の中には文章をま
で僞作したるものあり、これ等は嚴重に考訂し、その疑はしきは既刊の書に載録せるもの
も之を省いた。

一本卷の編纂は第一卷と同じく監修三宅博士指導のもとに渡邊盛衛氏主として之を擔當し、
校合解説註釋を加へ、滿川龜太郎氏之を補佐した。材料の取捨、年月の考定等につきては必
要に應じて顧問編纂員之に協力し、中にも顧問勝田孫彌、編纂員有馬純彦の兩氏最も多く其
議に與かつた。資料の蒐集、寫眞の撮影、編輯、校正、その他については吉國半五、下中彌三郎、大
川信義、原口統太郎、清藤幸七郎、長谷川眞の諸氏之に參加した。

一本全集の装幀は田中良氏の手になつたもので薩南に最も多き竹を以て、大西郷の淡白豪壯
なる氣性を象徴し、見返しの金刷はかの平野國臣をして「我が胸の燃ゆる思ひに比ぶれば」
と歌はしめた櫻島をあらはしたものである。

一 鹿兒島及び關西出張の際、伊地知峻、川井田藤六、有川九介、愛甲兼達、桂幸治、池田米男、川村中哉、
遠矢一陽等の諸氏は或は貴重なる文書を開示し、或は資料の蒐集に便宜を與へられた。又
西南役に參加せし古老は本會のために、當年の秘史を談ぜられた。本書の編纂上多大の便

宜を得たことは本會の深く感謝する所である。

一本全集のために、兩島津公爵家、兩西郷侯爵家、大久保侯爵家を初め、全國諸名家所藏の貴重な資料を提供せられ、維新史料編纂會、宮内省帝室臨時編修局、島津公爵家臨時編輯所等常に特別の便宜と援助とを與へられたことを茲に記して厚く感謝の意を表する。

昭和二年六月一日

大西郷全集刊行會

西郷隆盛文書

其二

大詔煥發前後

小引

一六〇 大久保一藏への書

慶應三年八月十六日……………七

〔備考〕 柏村日記抄

一六一 大久保一藏への書

慶應三年八月十六日……………一八

一六二 大久保一藏への書

慶應三年八月廿二日……………三

一六三 大久保一藏への書

慶應三年九月七日……………二六

一六四 大久保一藏への書

慶應三年九月廿七日……………三九

一六五 大久保一藏への書

慶應三年九月廿九日……………三一

一六六 田尻、蓑田への書

慶應三年九月廿九日……………三四

一六七 大久保一藏への書 慶應三年十月二日……………三九

一六八 大久保一藏への書 慶應三年十月三日……………四一

一六九 中山正親町三條中御門三卿への

願書及討幕趣意書 慶應三年十月八日……………四三

〔備考〕 岩倉具視よりの奏聞書

一七〇 中村鐵彌への書 慶應三年十月十三日……………四四

一七一 密勅御請書 慶應三年十月十四日……………四五

〔備考〕 討幕の密勅

一七二 中島小澤への書 慶應三年十月十九日……………五九

一七三 黒田村田への書 慶應三年十一月廿一日……………六一

一七四 桂 右衛門への書 慶應三年十一月廿五日……………六四

一七五 黒田嘉右衛門への書 慶應三年十一月廿七日……………七二

〔備考〕 島津忠義後の茂久手書

一七六 品川彌二郎への書 慶應三年十二月二日……………七五

〔備考〕 品川彌二郎より西之宮の陣營への書

一七七 蓑田傳兵衛への書 慶應三年十二月五日……………七九

一七八 黒田嘉右衛門への書 慶應三年十二月七日……………九〇

一七九 岩倉具視への書 慶應三年十二月八日……………九一

一八〇 品川彌二郎への書 慶應三年十二月八日……………九七

一八一 山田市之允への書 慶應三年十二月八日……………一〇〇

一八二 蓑田傳兵衛への書 慶應三年十二月十一日……………一〇二

〔備考〕 政治組織改革其他の諸達

一八三 品川彌二郎への書 慶應三年十二月廿一日……………一二一

一八四 戦闘開始の場合御遷幸に

關する協議書 慶應三年十二月下旬……………一二二

一八五 捐取素彦への書 慶應三年十二月廿六日……………一二五

一八六 蓑田傳兵衛への書 慶應三年十二月廿八日……………一八六

一八七 別 啓 同……………一八七

一八八 大久保一藏への書 慶應三年十二月廿八日……………一八八

戊辰戦役時代第一期

小引……………一三七

一八九 蓑田傳兵衛への書 明治元年正月朔日……………一四一

一九〇 大久保一藏への書 明治元年正月朔日……………一四七

〔備考〕木場傳内より京都薩邸への届書

一九一 大久保一藏への書 明治元年正月二日……………一五〇

一九二 大久保一藏への書 明治元年正月三日……………一五四

一九三 揖取素彦への答書 明治元年正月三日……………一五七

一九四 大久保一藏への書 明治元年正月三日……………一五九

一九五	大久保一藏への書	明治元年正月三日……………	一六四
一九六	廣澤井上への書	明治元年正月三日……………	一六六
一九七	大久保一藏への書	明治元年正月五日……………	一六九
一九八	岩下佐次右衛門への書	明治元年正月五日……………	一七三
一九九	某氏への書	明治元年正月六日……………	一七四
二〇〇	大久保一藏への書	明治元年正月七日……………	一七六
二〇一	本田勘解由への書	明治元年正月七日……………	一七八
二〇二	桂 右衛門への書	明治元年正月十日……………	一八〇
二〇三	外醫入京の件に付		
	朝廷への願書	明治元年正月十日……………	一八五
二〇四	川口量次郎への書	明治元年正月十日……………	一八七
二〇五	大久保一藏への書	明治元年正月十四日……………	一九二
二〇六	蓑田傳兵衛への書	明治元年正月十六日……………	一九三

二〇七 大久保一藏への書
明治元年正月廿三日……………101

二〇八 大久保一藏への書
明治元年正月廿四日……………108

二〇九 岩下佐次右衛門への書
明治元年正月廿五日……………110

二一〇 大久保一藏への書
明治元年正月廿六日……………113

二一一 吉井幸輔への書
明治元年正月廿七日……………117

〔備考〕海陸軍總督の辭表

二一二 大久保一藏への書
明治元年正月廿七日……………110

二一三 得能良助への書
明治元年正月廿八日……………115

二一四 大久保一藏への書
明治元年二月朔日……………117

二一五 大久保一藏への書
明治元年二月二日……………118

二一六 大久保一藏への書
明治元年二月六日……………115

二一七 大久保一藏への書
明治元年二月十日……………117

戊辰戰役時代第二期

小引……………二四一

二二八 吉井幸輔への書……………二四五

二一九 伊地知正治への書……………二六九

二二〇 川崎正右衛門への書……………二七四

二二一 山岡鐵太郎へ示したる

德川家處分案……………二七六

〔備考〕 勝 安房よりの書

二二三 勝 安房への答書……………二八一

〔備考〕 海舟日記抄出

二二三 大久保一藏への書……………二八七

二二四 大久保一藏への書……………二九〇

〔備考〕 朝廷より徳川家への御沙汰書

一一二五	林 玖十郎への答書	明治元年四月六日	三〇〇
一一二六	薩藩小荷駄方への書其一	明治元年四月九日	三〇四
一一二七	海江田武次への書	明治元年四月廿三日	三〇六
一一二八	木戸孝允への答書	明治元年閏四月六日	三〇八
一一二九	吉井幸輔への書	明治元年閏四月十三日	三一
一一三〇	薩藩小荷駄方への書其二	明治元年閏四月廿五日	三六
一一三一	大久保、吉井への書	明治元年閏四月廿七日	三七
一一三二	野州方面戦狀及 傷死者届書	明治元年五月初頃	三五
一一三三	薩藩小荷駄方への書其三	明治元年五月二日	三八
一一三四	薩藩小荷駄方への書其四	明治元年五月五日	三〇
一一三五	薩藩小荷駄方への書其五	明治元年五月七日	三一

二三六	薩藩小荷駄方への書其六	明治元年五月七日	三三一
二三七	大久保一藏への書	明治元年五月十日前後	三三三
二三八	大久保吉井への書	明治元年五月十日	三三六
二三九	薩藩小荷駄方への書其七	明治元年五月十三日	三四一
二四〇	薩藩小荷駄方への書其八	明治元年五月	三四三
二四一	薩藩小荷駄方への書其九	明治元年五月十六日	三四四
二四二	薩藩小荷駄方への書其十	明治元年五月十六日	三四七
二四三	薩藩小荷駄方への書其十一	明治元年五月十六日	三四七
二四四	薩藩小荷駄方への書其十二	明治元年五月十九日	三四九
二四五	大村寺島への書	明治元年五月二十日	三五〇
二四六	大久保吉井への書	明治元年五月二十日	三五三
二四七	大久保吉井への書	明治元年五月廿五日	三六一
二四八	薩藩小荷駄方への書其十三	明治元年五月廿八日	三六四

戊辰戰役時代第三期

小引

二四九	得能良介への答書	明治元年六月七日	三七一
二五〇	龍洞院への答書	明治元年七月廿三日	三七四
二五一	越後應援の途中監軍並に 隊長等へ示したる軍令	明治元年八月八日前後	三七七
	〔備考〕吉井並に小西郷宛の偽書		
二五二	監軍隊長への廻章	明治元年八月二十日	三八三
二五三	藩侯諭達案	明治元年八月	三八六
二五四	山下龍右衛門への書	明治元年八月廿五日	三八八
二五五	黒田了助への書	明治元年九月廿九日	三九一
二五六	薩藩京都撤兵計畫書	明治元年十月か	三九三

二五七 有川七之助への書 四〇三

藩政參與時代

小引 四九

二五八 得 藤長への書 四九

二五九 村田新八への書 四三

二六〇 桂 右衛門への書 四三

二六一 薩藩知政所への書 四七

二六二 桂 右衛門への答書 四二

二六三 坂木六郎への書 四六

二六四 桂 久武への答書 四三

二六五 桂 四郎への書 四六

二六六 大久保一藏への書 四二

二六七 大久保一藏への書 明治三年五月七日……………四七

二六八 黒田清綱への書 明治三年六月廿七日……………四八〇

二六九 山内甚五郎への書 明活三年七月廿三日……………四二

二七〇 大久保一藏への書 明治三年八月三日……………四八六

二七一 大久保一藏への書 明治四年二月五日……………四九三

二七二 大久保利通への答書 明治四年二月八日……………四九六

〔備考〕 大久保利通より岩倉具視への答書

二七三 山本弘太郎への答書 明治四年五月四日……………四九

二七四 山下龍右衛門等への書 明治四年五月七日……………五〇一

二七五 三條實美への書 明活四年六月二日……………五〇四

在 朝 時 代

小 引……………六〇九

二七六	大久保一藏への答書	明治四年七月六日	五三
二七七	桂 四郎への答書	明治四年七月十日	五六
二七八	桂 四郎への書	明治四年七月十日か	五二
二七九	山下、篠崎、神崎への書	明治四年七月十日	五三
二八〇	木戸孝允への書	明治四年七月十七日	五六
二八一	大久保一藏への書	明治四年七月十八日	五六
二八二	桂 四郎への書	明治四年七月二十日	五三〇
二八三	廢藩につきて薩藩の祿高 處分に關する意見書	明治四年七月頃	五五
二八四	黒田清綱への書	明治四年八月廿七日	五四一
二八五	大久保利通への書	明治四年九月十四日	五四三
二八六	桂 四郎への書	明治四年九月廿八日	五四五
二八七	桂 四郎への書	明治四年十一月三日	五五一

二八八	椎原與三次への書	明治四年十二月十一日	五五五
二八九	桂 四郎への書	明治四年十二月十一日	五六二
二九〇	黒田清綱への書	明治五年正月朔日	五七一
二九一	桂 四郎への書	明治五年正月十二日	五七三
二九二	川路利良への答書	明治五年正月十九日	五七九
二九三	今井への答書	明治五年二月八日	五八四
二九四	大久保利通への書	明治五年二月十五日	五八六
二九五	黒田清綱への書	明治五年二月十八日	六〇五
二九六	黒田清綱への書	明治五年二月三十日	六〇八
二九七	黒田清綱への書	明治五年三月朔日	六二二
二九八	黒田清綱への書	明治五年三月十一日	六二六
二九九	黒田清綱への書	明治五年三月十五日	六二八
三〇〇	黒田清綱への書	明治五年三月二十日	六三〇

- 三〇一 黒田清綱への書
- 三〇二 桂 四郎への書
- 三〇三 徳大寺實則への答書
- 三〇四 徳大寺實則への書
- 三〇五 板垣與三次への書
- 三〇六 徳大寺實則への書
- 三〇七 唯 武連への書
- 三〇八 唯 武連への書
- 三〇九 吉井幸輔への書
- 三一〇 西郷従道への答書
- 三一 寺田 弘への書
- 三一二 市來宗介への書
- 三一三 西郷菊次郎への書

- 明治五年三月廿三日……………六三
- 明治五年五月三日……………六五
- 明治五年六月朔日……………六七
- 明治五年六月十日……………六九
- 明治五年六月廿三日……………六三
- 明治五年七月四日……………六四〇
- 明治五年七月五日……………六四三
- 明治五年七月五日……………六四四
- 明治五年八月朔日……………六四八
- 明治五年八月九日……………六五〇
- 明治五年八月十日……………六五二
- 明治五年八月十日……………六五五
- 明治五年八月十日……………六五八

三一四 大久保利通への書

明治五年八月十二日……………六九

〔備考〕 島津久光公實記抄

三一五 篠原冬一郎への書

明治五年八月十五日……………六七

三一六 書 取

明治五年 九 月……………六一

三一七 池上四郎への答書

明治五年十月十五日……………六七

三一八 西郷従道への書

明治五年十月十七日……………六七

三一九 副島種臣への書

明治五年十月廿五日……………六七

三二〇 川路大警視への書

明治五年十一月六日……………六九

三二一 松平親懐への書

明治五年十一月九日……………六一

三二二 島津久光執事への書

明治五年 十 一月……………六八

三二三 黒田了介への書

明治五年十二月朔日……………六七

三二四 西郷信吾への書

明治六年四月廿日……………六九

三二五 西郷従道への書

明治六年四月廿一日……………六九

三二六	集義塾建設本旨	明治六年五月四日	六九
三二七	大隈重信への書	明治六年五月四日	七〇
三二八	市來宗介への書	明治六年五月四日	七〇
三二九	市來宗介への書	明治六年五月四日	七〇
三三〇	寺田平之進への書	明治六年五月四日	七〇
三三一	桂 四郎への答書	明治六年五月十七日	七一
三三二	西郷信吾への書	明治六年五月十九日	七二
三三三	松平親懷への書	明治六年五月廿九日	七二
三三四	篠原冬一郎への書	明治六年六月廿八日	七三
三三五	椎原與右衛門への答書	明治六年六月廿九日	七三
三三六	西郷信吾への書	明治六年七月廿一日	七四
三三七	板垣退助への書	明治六年七月廿九日	七五
三三八	板垣退助への書	明治六年八月三日	七六

三三九	三條實美への書	明治六年八月三日	七四三
三四〇	板垣退助への書	明治六年八月七日	七四九
三四一	板垣退助への書	明治六年八月十四日	七五一
三四二	板垣退助への書	明治六年八月十七日	七五四
三四三	板垣退助への書	明治六年八月十九日	七五八
三四四	板垣退助への書	明治六年八月廿三日	七六〇
三四五	黒田清隆への答書	明治六年九月一日	七六三
三四六	板垣退助への書	明治六年九月三日	七六六
三四七	黒田清隆への書	明治六年九月十一日	七六七
三四八	別府晋介への書	明治六年九月十二日	七七〇
三四九	酒井玄蕃への書	明治六年九月十八日	七七四
	〔備考〕 酒井玄蕃筆記		
三五〇	黒田清隆への書	明治六年九月廿二日	七八一

三五一	寺田平之進への書	明治六年九月廿二日	七八五
三五二	三條實美への答書	明治六年十月十一日	七八七
三五三	遣韓使節決定始末	明治六年十月十七日	七九〇
三五四	桐野別府への書	明治六年十月廿一日	七九四
三五五	中村武井への書	明治六年十月廿三日	七九七
三五六	辭職の願書	明治六年十月廿三日	八〇〇

退耕時代

小引	八〇五	
三五七	篠原冬一郎への書	明治七年八月十一日	八二五
三五八	篠原冬一郎への答書	明治七年八月三十一日	八二八
三五九	大山彌助への書	明治七年十二月十一日	八三二
三六〇	篠原冬一郎への書	明治八年正月六日	八三五

- 三六一 大山巖への書
- 三六二 大山綱良への書
- 三六三 大山彌助への書
- 三六四 篠原冬一郎への書
- 三六五 山内甚五郎への書
- 三六六 篠原冬一郎への書
- 三六七 大山綱良への書
- 三六八 篠原冬一郎への書
- 三六九 伊藤孝繼への書
- 三七〇 相良長綱への書
- 三七一 内田政風への書
- 三七二 池上四郎への答書

〔備考〕内田政風よりの書二通

明治八年一月八日	八三七
明治八年一月十七日	八三〇
明治八年四月五日	八三四
明治八年六月十九日	八三七
明治八年七月十九日	八四〇
明治八年十月八日	八四二
明治八年十一月廿九日	八四八
明治八年十二月十二日	八五一
明治八年十二月廿九日	八五三
明治九年二月	八五五
明治九年三月四日	八五七
明治九年四月十五日	八七〇

三七三	副島種臣への答書	明治九年九月廿八日	八七三
三七四	共有地割當に關する伺書	明治九年	八七六
三七五	能吏褒賞申請の書	明治九年	八八四

十年戰爭時代

小引……………八九三

三七六	縣廳への届書	明治十年二月	八九七
三七七	熊本鎮臺司令長官への照會書	明治十年二月十五日	九〇一
三七八	今藤 宏への書	明治十年二月十六日	九〇三
三七九	大山綱良への書	明治十年二月十六日	九〇六
三八〇	大山綱良への書	明治十年三月二日	九〇七
三八一	大山綱良への書	明治十年三月五日	九一〇
三八二	谷元六兵衛への書	明治十年三月六日	九一六

三八三 大山綱良への書

明治十年三月十二日……………九二八

〔備考〕同上偽書

三八四 河野主一郎への書

明治十年三月廿八日……………九三三

三八五 木山本營への書

明治十年四月廿三日……………九三六

三八六 美々津に於て各隊長に廻附する書

明治十年八月六日……………九三八

三八七 深見有常への書

明治十年九月二日……………九三〇

三八八 野村忍助への書

明治十年九月三日……………九三二

三八九 宇都宮平田大磯への書

明治十年九月五日……………九三四

三九〇 城山陥落前各隊に廻附する書

明治十年九月廿二日……………九三七

年 月 未 詳

三九一 大久保一藏への書

廿八日……………九四一

三九二 大久保一藏への書

三日……………九四二

三九三	大久保一藏への書	十月五日	九四三
三九四	鹿兒島の某氏への書	十二月廿九日	九四四
三九五	大久保一藏への書	十三日夜	九四六
三九六	大久保一藏への書	正月十二日	九四七
三九七	大久保一藏への書	九月廿五日	九四八
三九八	詩會へ缺席を通ずるの書	朔日	九四九
三九九	有川矢九郎への答書	三月二十日	九五二
四〇〇	篠原冬一郎への書	五月二十日	九五三
四〇一	篠原冬一郎への書	十月初か	九五五
四〇二	山内甚五郎への答書	九月廿六日	九五八
四〇三	篠原冬一郎への書	八月廿八日	九六〇

補遺

- 一 板垣與右衛門、岡休右衛門への書 嘉永元年二月十七日……………九六五
- 二 市來正之丞への書 嘉永六年二月十日……………九六七
- 三 椎原家兩叔父への書 安政元年七月廿九日……………九六九
- 四 吉田七郎への書 安政六年？十二月十六日……………九七三
- 五 得 藤長への書 文久三年三月廿一日……………九七五
- 六 小松帶刀への書 慶應元年正月廿九日……………九八一
- 七 大久保一藏への書 慶應元年六月十一日……………九八五
- 八 酒井了恒への書 明治四年九月二十日……………九八八
- 九 酒井了恒への書 明治四年十一月十日……………九九〇
- 一〇 酒井了恒への書 明治四年十二月廿八日……………九九二

一一 菅 實秀への書

明治六年三月十一日……………九九四

一二 朝比奈泰吉への答書

明治六年六月廿一日……………九九六

大西鄉全集

文書

大詔煥發前後

大詔煥發前後 小引

將軍徳川慶喜は、二條城を以て柳營にあて、至尊を奉じて天下に號令せんとしてゐた。

皇室の尊嚴漸く加はり、幕府はまた昔日の幕府にあらず、政治の中心はとくに京都に移り、とはいふものゝ幕府三百年の根柢は、流石に深きものがあつた。

慶應三年八月初旬、薩、越、土、宇四藩の聯合が破れて、幕府はその生氣を復活したかの如き感があつた。幕府は實に四藩の聯合を切り崩したのである。朝廷を我手に收めたのである。四藩の面目はつぶされたといはねばならぬ。けれども不世出の英雄西郷を嚮導とし、稀代の大政治家大久保を謀臣としたる薩藩は決して無策ではなかつた。彼等の行動には、寧ろ濼刺たる活氣を添へて來た。彼等の謀計は八方に策動されてゐた。一方には討幕を誓ひし薩長の同盟があり、一方には王政復古を目標とせる薩土盟約が存してゐる。なほ、他の一面には、當時、堂上第一の偉材を以て、洛外の岩倉村に屏居してゐた岩倉具視と大久保との間に強固なる提

携が出来、二三有志の公卿と謀を通じて、王政復古及び復古後の國家統治の大方針について、綿密なる籌策を運らしてゐた。それのみならず、彼等は、又、或策を授けて關東に人を遣はしてあつたのである。而して海南の怪傑後藤象二郎は、此夏以來、故山に在りて頻に藩論を定めんとしてゐたが、その老侯容堂は、徹頭徹尾、武力を用ひることに賛成しなかつた。

薩長は、一時、海南の雲行を見合せてゐたが、土佐の態度が、少しく怪しくなつて來たので、最早土藩の行動如何に關せず、斷乎として最後の手段に邁進し、藝州を連盟に引入れて薩長藝三藩の間に討幕の計畫が出来た。以上は實に丁卯九月二十日前後の形勢である。併し、薩長の中にも公武合體論者も居る、土藩の中にも討幕論者がある。諸藩或は右せんとし或は左せんとし、申論乙駁、天下紛々囂々として風雲刻々に變化してゐたが、遂に十月十四日に至り、將軍慶喜、自ら大政を朝廷に奉還するに及んだ。是時に當り、天下、徳川氏を思ふ者なほ少からず、公武合體の主義は依然として、諸藩に共共鳴者を有してゐた。即ち、幕政の餘威、なほ存するものあつて、王政の實、未だ舉らず、朝廷の基礎は頗る薄弱であつたのである。西郷、大久保は素より此状態に満足せなかつた。彼等の目的は幕府時代の積弊を一掃し、やがて宇内の列強に伍すべき、健全なる新日本帝國を建設せんとするにあつた。そのためには戦争といふ外科的の一大手術が必要である。砲火の洗禮が必要である。たとへ、一時慘憺たる血の雨を降らして、自他數萬

の犠牲者を出すとも止むを得ない。姑息の平和を望んで、國家永遠の病弱を顧みざるが如きは、斷じて策の得たるものにあらずと固く信じてゐた。是に於て彼等は岩倉及び中山、嵯峨、中御門の三卿と相謀つて、その勢力によりて討幕の密勅を拜し、故國に馳せ歸つて、藩主忠義を奉じ、大兵を率ゐて入京した。又、長州の兵を先づ西之宮及び尾之道に進め、遂に十二月九日の一大政變を奏請し、茲に王政復古の大詔は喚發せられ、新政府の組織は全く成立したのである。

彼等は、此政變に於て、慶喜及び會桑の舊勢力を全然朝廷より除外す驅逐して、彼等の反抗を挑發した。今や薩長は數千の精兵を京都に駐め、大命を奉じて禁闕を守護し、王政維新の宏謀を翼賛してゐる。義明に、名正し。いざと言はゞ我に數倍する舊幕會桑の軍兵をこつば微塵に打碎かんと待ちかまへてゐる。彼等の眼中既に幕兵なし、會桑なし、苟くも朝廷に背き、慶喜を助けんとするものあらば、たとへ幾十萬にてもあれ、錦旗をふりかざして一撃に撃斥せんと意氣こんでゐる。舊幕會桑の將士此狀を見て、恰も群蜂の怒れるが如く、齊しく憤起した。事、既に急慶喜は鞏固の下に事變を生ぜんことを憂ひて、十二月十二日の夜、俄に二條城を出て大兵を隨へて下阪した。將士の憤激は更に止まず、薩藩一二の奸臣が二三の堂上を語らひ、幼冲の天子を挟んで事を構へるものなりといひ、討薩の叫は大阪城中に揚がつた。抑も天下の形勢を此處に導きだしたのは西郷、大久保である。幕府會桑の憤怨、兩雄の中にあつまり、その肉

を寸斷せんと欲するに至つた。京攝の天地、殺氣正に漲り、新政府の安危未だ俚に測り知るべからざるものがある。

眼を關東に轉すれば、江戸薩邸を根據とする無数の浪士は幕府を無視して、江戸の内外に横行し、頻に人心を攪亂し、危機は眼前に迫つて居る。幕府、遂に忍ぶこと能はず、十二月二十五日に至り、庄内以下數藩の兵を差向けて三田の薩邸を焼かしめた。火の手は既にあがり、戦争の序幕は早くも江戸に於て切り落されたのである。

以上叙する所は、慶應三年秋冬の間に於ける我が政界の輪畫である。明治天皇が王政復古の大詔を喚發したまひし直前直後の形勢である。編者は今「大詔喚發前後」といふ一時代を掲げ、此間に於ける隆盛の書翰二十又九通を収録し、之に附するに稍精細なる解説を以てした。抑も此期間は我が三千年の國史中に於て、最も興味ある時である。新舊時代の轉換期である。勤王、佐幕、公武合體の三派が、互に入りみだれて相争へる中に、我が西郷隆盛は如何なる態度を爲し、如何なる行動を執り、時代を如何に展開せしめ、歴史を如何に作りなしたるか。彼れ自らの書翰に最も能く消息を傳へるであらう。

中將様御機嫌

御大御に也者御出御候

此の事候に御承知仕候

御承知候事候

御承知候事候

御承知候事候

御承知候事候

御承知候事候

一六〇 大久保一藏への書

慶應三年八月十六日

中將様御機嫌能

御着坂被遊、尙御通り御鹽梅も不

被爲替候段承知仕、恐悦の御儀難

有奉存候。陳ば

御交代⁽²⁾の場に運候得ば

朝廷へ被爲對候ても同盟の諸侯

へ被爲對候ても名分實義相立無

此上も御場合に到可申、是のみ

(1) 島津久光公

(2) 久光と交代に藩主上京の運にならば云々といふのである

御堀耕助も明日爰
 許可致出立この事國許におひて
 も餘程相待居候由に御座候間差
 立候様可致候間其許におひて宜
 敷御計可被下候。別段御留守居
 えも不申遣候付宿等の儀も宜敷
 御下知可被成下候。扱御堀一人
 昨夜私宅へ参り先一人の存慮と
 申譯にて申立候趣は幸此度は末
 藩等上坂を被命候付一擧の期限
 相定候は三日前に上坂いたし

(3) 長州藩士
 (4) 長州
 (5) 大阪の薩藩御留守居を指す

候都合に仕向候へば如何可有之
 やと申事に御座候間、邸中も一同
 右の處希居候事と相答申候處、先
 右の處に相決し罷歸可申、尙國許
 におひても得と談合いたし取究
 置可申この事に御座候間、左様御
 舍居可被下候。 決て此處は相違
 は有御座間敷と相考居申候。 全
 體右邊の處打合可申ために上京
 いたし候筋と被相伺申候。 此旨
 奉得御意候。 頓首。

大御前より大西郷に
 大久保一藏様
 八月十六日
 西郷吉之助
 大久保一藏様
 (大久保侯爵家所藏)

八月十六日 西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】此書は大西郷が京都から大阪の大久
 保利通に贈つたのである。大久保は家老の小
 松帯刀等と共に八月十二日島津久光に扈從し
 て大阪に下つてゐた。久光は當時事實脚氣病
 に罹つてゐた。四藩聯合が崩れてその議が行
 はれず、最早病をつとめて京都に居る必要がな
 くなつたので朝廷に願出で、大阪へ轉地療養と
 いふことになつたのである。此時にあたり、幕
 府の勢は益々強大となつて朝廷を壓し、四藩中

あつたにやうしうのまゝ

いひしりあつたにやうしうのまゝ

あつたにやうしうのまゝ

あつたにやうしうのまゝ

あつたにやうしうのまゝ

土佐の客堂は疾くに歸國し、越前春嶽は八月六日京都を去り、宇和島侯伊達宗城も將に歸國せんとし、事實上四藩聯合は瓦解したのであるが、昨年来ひそかに計畫した薩長二藩の同盟は漸次強固となつて、絶えず連絡をとり、討幕の準備をしてゐた。たゞ土佐の後藤、坂本等の企畫によりて王政復古の新らしい運動があらはれ、薩土盟約が出来て土藩の議をまとめる爲に後藤が歸國したので、大西郷等は其の消息を待つてゐたといふのが此時の實狀であつた。(本全集第一卷一五〇、一五二等参照)

書中「御交代の場に至り候得者朝廷へ對せさせられても同盟の諸侯へ對せられても名分實義相立云々」とあるは藩主島津忠義(當時茂久)の久光に代つて上京せられんことを希

望したのである。「御堀耕助も明日爰許出立致すべく」以下は薩長の討幕計畫に一步を進めたことがうかゞはれる。御堀耕助（舊名太田市之進）は既に長藩政府の有力者であつた。彼は同藩君側の柏村數馬と共に薩藩と會商すべく藩命を帯びて、備前藩士を装ひ、密かに上京して薩藩邸に投じてゐたのである。その歸藩に臨み、隆盛より此書を大阪の大久保に遣はして大阪に於ける彼等の應接方を依囑し、且京都にて談合の次第を告げたのである。

御堀と柏村とが京都に於て薩藩と如何なる協商を遂げたかと云ふに、小松西郷等薩藩の巨頭は討幕の計策を打明けて、斷乎たる處置に出づべき決心を示し、長州の援助を求めたのである。其對談の様子は詳細に柏村の日記に見えてゐる。頗る重大の事件であるからその要點を抄出することにした。此間に於ける隆盛等の決心と討幕の方策とが、これにて明かに分る。なほ薩長討幕の計畫は、此時は少しく規模が大きくなつたが、大體方針は日記中に見ゆる薩藩の方策に據つたものであることを忘れてはならぬ。

備考

柏村日記抄

慶應三年八月十四日の條

我 大隅守様先達て御上京被遊、爲_二皇國_一不_二一形_一御盡力追々御建言の事件、一廉も御採用不被爲_二在候由_一、就ては別て御苦慮の程、御父子様に於ても御遙察被成候。(中略) 中將様當時御盡力御手續、且は前途の御見据等巨細拜承仕、歸國の上御父子様へ中上候はゞ御勘考の上、即今御心配り被_二成置_一候儀も可_レ被_二在_一に付、拜謁被_二仰付_一候はゞ直々相伺度、全體簡様の儀は重大の事件に付家老にても被_二差登_一相伺候様被_二仰付_一候筈に候得共、右身分にては微行も容易に相成兼候に付、耕助儀は政府に被_二召仕_一、敷馬事は君側に奉仕兼て機密にも關係仕候間、旁兩人罷登前陳相伺候様被_二仰付_一候間、萬端無_二御腹藏_一被_二仰聞_一被_二下度_一候。

彼(前略) 弊國此度上京の主意は、當今の形勢にては孰れ幕府の手を離れ候ての盡力ならでは、逆も微志貫徹は不仕事と大隅守様にも被_二思召_一候付、旨趣前以_テ四藩へも及_二示談_一候處、孰も同意と中事に付、一同出京内情極密、朝廷御役向へ申入置候處、豈計らん、御役

向より幕府に相洩れ、幕府中間に立梗塞仕候、故建言の旨趣不_レ相貫、其邊に付ては大隅守様一入御苦心被_レ成候段は御推量可_レ被_レ下候。乍去御見込有_レ之一端御上京被_レ成候儀に付、從來の御誠意貫徹候迄は御張込被_レ成御内情に被_レ爲_レ在候得共、最早人事口頭にては迎も貫徹不_レ致候付、此上は兵力を以て御行詰被_レ成候外、御手段不_レ被_レ爲_レ在候様拙者共に於ても相考候。(中略)

彼 彼是御教諭の趣忝存候。於_レ弊藩_二最早人事は盡候。此上は兵力を以_レ模様を付替候はゞ、又々手段も可有_レ之かと存候得共、朝廷今日の姿にては何社_二見込相立候_一目途も無之候。

我 右様被_レ仰聞_一候得ば、定て御秘策も可_レ被_レ爲_レ在、是亦歸國の上御父子様へ申上置度候間、不_レ苦儀に候はゞ、委細被_レ仰聞_一候様致度候。

彼 藩邸居合の兵員千人有_レ之候間期を定め、其三分の一を以_テ御所の御守衛に繰込、此時正義の堂上方不_レ殘御參内、御詰被_レ成候。今一分を以_レ會津邸を急襲仕、殘る一分を以_レ堀川邊幕兵屯所を燒拂候策に有_レ之候。且國元へ申越、兵員三千人差_二登_一、是は浪花城を抜き、軍艦を破碎する爲。尙江戸表に定府、其外取合千人位罷居、外に水藩浪士等同志の者所々潜伏仕居候に付、是を以_レ甲府城に立籠り、旗下の兵隊京師に繰込候を相支へ候積りにて

期を定め、三都一時、事を擧げ候策略にて、素より勝敗は豫期すべからず、弊國斃候時は又跡を繼候藩も可有之と、夫を見詰に一舉動仕候心算に御座候。

我 遂一承知仕候右様の事體に立至り候時は、自然出火にて新帝御火除被遊候節は、孰れに御治定相成候哉、承り置度候。

彼 先男山と治定仕居候。孰れ御混雜にも可相成候得共、期限前後立除被遊と否とは取留たる御話は今日難申上候。

我 乍憚申上試候。大事變に立至り候時は、御邸外は皆悉皆敵と御引受被成候は勿論に候處、九門其外御固め人數等は多勢に可有之、前件御手配にて十分御守衛相調候御積りに候哉。御見込相伺度候。

彼 九門御固諸藩孰も番人のみにて、各別守衛人數多分差出置候藩は一つも無之に付、是等は左程掛念するに不及候。只、敵對する者は會藩に付、是を程能突破りさへ致候得ば宜敷と存居候。弊藩素より少人數に付、九門迄は守備不行届、第一、六門を堅固に守衛仕覺悟に御座候。

前に御話申候件々素より少數に付、不意に起り不申ては仕損じ候間、急學を專一にして、豫め策を立候譯に御座候。夫故弊藩に於ても極密議にして、君侯以下兩三輩の外預り

聞候者は無之同志の堂上方へも當日に至り、御内通仕候含に御座候。遂げ候程は萬々無覺束候得共打破る丈けの事は、且々出來可申かと存候。

弊藩に於て討幕は不仕事を舉候已後、時宜に寄り討將軍の綸旨は可被差出か。是は御同志の堂上方より粗御内意探索仕候儀も有之候。

今日迄延期の儀は、先達て土藩後藤象次郎來訪氣付有之、至極尤の儀に付見込筋逐一詰問候處、素より其策を持出候ても、幕府に採用無之は必然に付、右の鹽に幕と手切の策に有之、在京同藩の者は不殘同意に付、於弊藩異議無之戮力同心と申事ならば、歸國の上國論一定仕、十日相立候はゞ直に出京萬端可申上と相約置候に付、象次郎再上を相待居候。萬一土藩協同不_レ得仕候得ば、即期を定め、弊藩一手にて事を舉候心組に御座候。

後藤象次郎建策別に控有之、後藤氏は六月五日京都出立にて歸國、日數十日相立再上の筈なれば、延期の儀は土藩英人談判の事起り、右一件相片付候上罷登候由。

大略前陳の次第に御座候。各様方御氣付も御座候はゞ、無御腹臆被仰聞度候。

(中略)

我種々世間には疑惑も有之候處、御四藩御合體御盡力の次第は、委細承り爲皇國欽慕仕候。

彼 巨細御話仕候件々、何も極密に付、御歸國の上御父子様へは被_レ仰_上候共御藩中一切
洩れ不_レ申様重々致_二御頼_一候。

一六一 大久保一藏への書

慶應三年八月十六日

【解説】此書も前書と同時に京都より大阪へ發送したものであるべく、内容は土州藩士福岡藤次より聞き取りし土佐の状況中にも英國公使との談判の顛末を詳報したのである。なほ、最後に、近く後藤の上京すべき由を報して、「遠からず上京相成事と待遠きことには御座候得共、先づ一と安心は致候事に御座候」とあるは隆盛が此時までに如何に後藤に期待しつゝあつたか、薩土盟約を如何に重んじてゐたかといふことが窺はれる。但隆盛等の後藤に約し、又期してゐるところは、兩藩協力して王政復古をやりとげる。後藤の公議政體論には薩藩でも至極條理に適した事と思ふから賛成する。が、最後の手段は武力でなくてはならぬ。それで行かうといふのである。後藤も隆盛等と會見の際、その詰問に對して、「素より其策を持出して幕府にて採用が無いことは必然であるから、それを機として幕府と手を切る策である」といひ、薩論に迎合した趣がある。王政復古といふ大義名分が定つてゐる上に、後藤の論通にすると一層幕府に對して人事を盡した事にな

る。そこで隆盛等は後藤の言を信じて土佐の藩論が定まるのを待つて居たが、若し土佐が薩と協同し得ずんば、薩藩一手でも決行しようといふ腹であつた。是は編者の私見ではない。此書や前記柏村日記所載の薩論によつて明かに看取される。

今朝福^①岡藤次参り、昨夜、土州よりの一左右有^レ之たる由にて、英船の談判も一と通相濟、都て奸^②策を可^レ破この趣意に被^レ相聞申候去る六日英船洲崎港へ着相成、直様英船へ参候處、何れ談判に付ては幕府へ引合の上ならでは手順も不相^レ立^レ事故、土州と英國と計にては不相^レ調、乍^レ然是迄懇信を結居候譯柄にて、情實は可^レ相咄この事に御座候由、全^レ此節の處疑念の相手相知候得ば、土州を疑居候事故戦争相始、打破て英の疑念を可^レ晴この趣にて御座候由、

(1) 土佐藩士後の福岡孝悌

(2) 土佐藩にては幕府が土藩をいじめるために英國をそのかしたものであると見て居たのである

就ては後藤より返答致候には、全事跡不相分、疑念を以て可戰條
理も有之間敷、勿論右様の戦を相始め候ては各國へ對し、英國の
耻辱にては有之間敷哉。乍然戦は不好譯ながら、是非可致この
事候得ば、道に於て可決戦、得と取調候様申置候て、其日は相止候
處、同夜薩道上陸致し、後藤と懇信の處を以て談判候處、横笛と申
風帆船と、小軍艦とに疑を掛候ものと被相聞候付、幸、小軍艦者土
國へ繫居候間、右の船將とを引合可申候に付、委敷可承旨申置、翌
七日幕役を始、異人目前にて列座の上、長崎を出帆致候て、汐掛等
の次第詳に申聞候處、全く長崎の風説とは大相違致し、土州の處
は氷解の様子に御座候。何れ此上は土州よりも尙又相手探索
可致に付、長崎に於て取調、若し土州の者暗殺致候は、可然處置

(3) サトーは英國公使館通譯

可致との約定に相成、早々長崎へ向け同九日には洲崎港を出帆致候由、幕船は土州より歸坂の賦に御座候處、英人より被相迫、是も同様、長崎へ相廻り、土州よりも坂本龍馬等數人乗組にて、薩道を乘せ、長崎へ相廻り候由、ミニストルには横濱へ罷歸候向に被相聞申候。薩道は跡に残り候故、城下の方浦戸へ相廻し、城下におひて容堂候御逢相成候由、ミニストルには未談判不相決候故、御斷申上候由に御座候。長崎におひては後藤杯の留守を窺ひ、肥州邊か又は幕吏共奸吏共、奸策を施し候事、土州に於ては引受候向に被相聞、是非幕府の探索不出來内、相手を土州より探し出べしとの心組、被相聞候付、願くは相手知れ度事に御座候。然れ共相手不相分、中ても、土州と戦争に相成る氣遣は無之處

(4) 浦戸は今の高知港

迄には相運候筋に被_レ相聞申候。薩道^{サツ}へ御逢相成候一條は、餘程土州中の議論相起候て、役人大心配致候筋に相見得申候。此報知の爲に蒸汽船参りたる由御座候得共、是は兵之助公子を御乗せ候て歸國致し、夫より直様後藤杯上京と申都合に相決居候由に御座候間、不_レ遠上京相成事と待遠事には御座候得共、先づ一と安心は致候事に御座候。此旨荒々申上候。御都合を以て、達_御⁽⁵⁾聽候儀共は、宜敷御取計可_レ被_レ下候。頓首。

八月十六日

西郷吉之助

大久保一藏様

(5) 久光公の間に達すること

一六一 大久保一藏への書

慶應三年八月二十二日

【解説】此書は京都に於ての消息である。大久保は十二日久光に従ひ下阪したのであるが、此頃大阪より歸京し、之れと交代に隆盛が二十三日出發下阪することになつてゐたのである。渡邊清左衛門（後清と改名）は大村藩士で、此年六月藩命により新精隊と稱する藩兵を率ゐて上京し、薩州兵に混じて宮門の守衛をなし、又練兵にも加つてゐたのである。蓋清左衛門の弟昇等上國に在りて夙に天下の形勢を洞察し、舉藩勤王を唱へ、藩主に獻言して兵を京都に出し、薩藩に頼りて、其志を達せんとしてゐたのである。是を以て幕府の嫌疑を受け、彼是風説があつたので、大村藩では在京の藩兵に歸國を命ずるに至つた。然るに清左衛門等の同志の中には王政復古について非常な決心をもつてゐるものあり、又薩藩との結託を失はんことを恐れ、その一部を内密に残さんとし、來りて隆盛に相談をした。隆盛乃ち此書を大久保に贈りて、その始末を託したのである。

今朝渡邊清左衛門より國情の譯も有之、只今御差出相成居候大村勢皆々引取候姿を以テ拾七人丈は是非相殘され度、其内九人丈は邸内え召置吳候様この事承候得共、何分込合居候邸中の事故御即答は出來兼候間、得と取調いたし、何分御返詞可申上旨申置候。全躰嫌疑を遮候手段と被相伺申候故、不殘惣体御引拂被成候事宜敷は有御座間敷哉と問掛候得共、是は得出來不申由に相見得實情御國へ依頼の向は相見得居候事には御座候得共、長崎邊の小説を以テ相驚役人中心配の筋に被相聞申候。いづれ明日より下坂可致候付、貴兄へ御談じ置可申候付、尙又御引合被成候様申置候間、左様御含置被下、宜敷御取計被下度奉合掌候。別封大坂より參候に付、差上申候。御落手可被下候。此旨奉得

御意候。頓首。

八月廿二日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

一六三 大久保一藏への書

慶應三年九月七日

此度着坂相成候人數丈は、迎も滞在相調間敷候間、備¹後殿丈け御
滞坂相成、餘は皆次第々々に上京被²仰付候方宜敷は、有御座間敷
哉。左候て兩日中には、後²藤の引合も可有³之候付、決議の上はい
づれ成御伺に相成候て御決定の御運に相成事候付、其節は、大³夫
御下坂被²成下御定策を以御跡の處、全御委任被²爲²在候へば、何篇
都合可²宜と愚考仕候付、又々率度乍²略儀以²書中得²御意候。頓首。

九月七日

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

(1) 島津備後(久光の男にして藩主の實弟後の珍彦男)
(2) 後藤象二郎 (3) 小松帶刀

(大久保侯爵家所藏)

【解説】此書は大阪より在京の大久保に贈つたのである。「此度着坂相成候人數」とあるは島津備後の率ゐて來た一大隊の兵士を指す。此兵士こそ薩藩が王政復古遂行の目的を以て呼び寄せた最初の兵士である。隆盛は此多數の兵を大阪に留め置くべからざるを思ひ、本文の如くせんとて、在京の大久保に諮つたのである。所が實際に於ては多少其手續が變つた。即ち此手紙の日附の翌八日付で在阪の久光より朝廷へ、久光自身は病によつて止むを得ず歸國して療養をいたしたい。又、此度島津備後が上阪いたしたから自分の名代として滞京いたさせ御警衛、且、然るべき御用途に相備へる様いたしたいと願ひ出で、御許しがあつた。そこで備後は十一日千餘人の兵士を従へて京都に入つた。薩藩の京師に於ける威勢は是によつて一層強大となつたが、幕府では随分驚いて警戒を加へることになつた。隆盛は又、「兩三日中には後藤から交渉もあるであらうから、それに依つて對策を定め、久光に伺つて之を決定する運にならねばならぬ。それに就ては小松大夫に下坂してもらつて、大体方針に付、久光の裁可を得、久光歸藩後は一切のかけひきを委任していただくやうにしたら都合がよろしからう」といつてやつたのである。以上

は書面に見えてゐることであるが、その後の形行は如何であつたかといふと、久光は今後の大綱を定め、後事を小松以下の重臣に委任し、十五日汽船で大阪を發して歸途につき、同日大久保は長州へ使節として出向することになり、副使大山格之助及び其項京都薩邸に潜居してゐた長藩士品川彌二郎伊藤博文と共に、薩藩の汽船で大阪を發し長州に赴いた。これは愈討幕を執行するについて、正式に毛利父子に見えて薩藩の眞意を告げ、且つ今後の行動につきて長藩と打合せをするため、勿論久光の命を奉じて行つたのである。此時、後藤は土佐から上京したばかりであつた。彼は京都の風雲の急を聞いて、八月二十五日、寺村左膳と共に高知を出發、九月二日大坂に、四日に京都に着したのであつた。土藩では板垣が隆盛と同論で討幕論を主張したが、老侯容堂はその説を斥けた。王政復古に同意はしたが、兵力を用ふることには不賛成であつた。そこで後藤の護衛のため、と云ふ名目で二大隊の兵を隨行させようと献策を試みた者があつたが、それすら用ひなかつた。斯様な譯で評議に大分の日を費し、なか／＼上京の運に至らなかつたのである。それらの様子が分つたので、薩藩では最早土佐を頼りにせず、最初の計畫通り、武力的解決を斷行せんとするに至つたのである。

一六四 大久保一藏への書

慶應三年九月廿七日

兩日は不奉_レ得_レ鳳_レ眉_レ候處、彌御安康奉_レ賀_レ候。陳者世_レ良_レより御取替の儀願出_レ罷出_レ候て御相談可_レ申_レ上_レ相考居候處、家内病氣兩人臥居候て不得_レ罷出_レ自由の働御座候得共、以_レ書中御相談申_レ上_レ候。先日も品_二川_一より御取替相願候由、同人着迄の處百五十圓丈繻譯書板木相頼置候處急に金子不差遣候て不相濟由、品川着いたし候へば持參の賦にて、其内御取替被_レ成_レ下_レ候處、頻に歎願の事御座候間暫時御取替に御座候故、鐵砲代も相圓居候付、其内より御取替被_レ成_レ下_レ候ても宜敷は有_レ御座間敷哉、何分御賢慮伺試申候。何卒御

(1) 長藩士世良修藏

(2) 長藩士品川彌二郎

返詞可_レ被_レ下候。將又別紙到來いたし候間差上候付御落手可_レ被_レ下此旨奉_レ得御意候。頓首。

九月廿七日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】本書は京都にての書状である。書中の世良は此年七月薩藩使節村田新八が長州に赴いて歸京する時、薩長の連絡を圓滑ならしめ、且中央時局の變遷を折々信ぜしめんがため、品川彌二郎と共に京都出張を命ぜられ、村田に伴はれて京都に出で、薩人にかくまはれてゐたのである。品川は九月中旬、大久保の長州に赴く時、同行して歸國した。大久保は九月二十三日に京都に歸着したが、品川は後より近々出京することになつてゐたのである。

一六五 大久保一藏への書

應應三年九月廿九日

御不快の由甚以御不音いたし居申候。折角御養生可被成候。當人看病方にて夜白難澁いたし申候。實に難症にて込入申候。扱土州の後藤⁽¹⁾より又々御相談の趣御座候由、大夫御宅へ貴兄の所より歸掛け參候て、尙又申述候由御座候間、貴兄御賢考の通、今日建白書差出候様御返答相成申候間、左様御納得可被下候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

九月廿九日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

(1) 後藤象二郎

(2) 小松帶刀

【解説】既に述べたやうに、大久保は此月二十三日長州より歸京後病床にありしが、二十七日後藤象二郎來訪して、土州藩の藩論としてもたらした大政奉還の建白書を差出したといふ相談をした。その建議は全く平和的解決を以て、王政復古を斷行せんとするのであつた。後藤は既に九月初旬に着京して、その藩論を薩藩へ告げたのであるが、薩藩では之を一蹴して賛成しない。又隆盛等が嘗て後藤と相約した最後の手段は土藩の容るゝ所とならなかつたのである。薩藩では此時既に討幕に決定し、何處迄も武力的解決で行く覺悟で、其趣を後藤へは告げた。されば後藤はその事情を能く知つてゐて此相談を持ちかけたのである。大久保はそれはそれとして出させてよろしいと考へたので、それを小松や西郷と協議しようと思つたが、病氣で行けない故、吉井幸輔に話してその趣を通じてもらつた。

後藤は大久保の所より歸りがけ、小松の宅へ行つて又之を説いたものと見える。大久保の日記に「二十八日土建白異論無之旨小大夫より返詞相成候事」とあるから、小松も即答はせず、吉井から大久保の考を聞いた後、西郷と相談して返事を出したものらしい。其趣を通知したのが即ち本書である。

但本書に「今日は建白書差出候様御返答相成申候」とあれば、廿九日に返事を出した

やうに思はれる。さすれば大久保の日記と一日の相違がある。何れが正しいかまだ判らないが、どちらにしても土州の案も進行させてよいといふことで、異議なしといふ返事をしたことは間違ないのである。

これは大久保といふ大政治家の謀つたことで、言ふまでもなく、西郷小松も同意したのである。深意の存したことであらう。

中將様御機嫌能_レ被_レ遊御着尙風土も御替相成益
 御快方の御事と恐悦の御儀奉_レ存候。 貴兄方御
 揃無_レ恙御到着奉_レ賀候。 陳者其後御當地の形勢
 も格別相變候儀も無_レ御座候。 長々遅引致し候
 故、少々心付候廉も御座候得共、何分差知れ候事
 井伊の人数共操₍₂₎出候。 大垣も同様、大坂邊え守
 衛として相固候趣に御座候。 大垣杯は自ら大
 坂守衛を願出候向、此守衛を申立にいたし、大坂

一六六 田尻、葦田への書

慶應三年九月廿九日

中將様御機嫌能_レ被_レ遊御着尙風土も御替相成益
 御快方の御事と恐悦の御儀奉_レ存候。 貴兄方御
 揃無_レ恙御到着奉_レ賀候。 陳者其後御當地の形勢
 も格別相變候儀も無_レ御座候。 長々遅引致し候
 故、少々心付候廉も御座候得共、何分差知れ候事
 井伊の人数共操₍₂₎出候。 大垣も同様、大坂邊え守
 衛として相固候趣に御座候。 大垣杯は自ら大
 坂守衛を願出候向、此守衛を申立にいたし、大坂

(1) 島津久光公

(2) 操は緑の誤

此の土地を相望候由に御座候。いまだ軍氣も矢
 張平常の心を不失仕合の事に御座候。幕吏中
 餘程紛紜の様子、夫故十分手當も出來兼ね候事
 も可有御座と奉存候。關東の形勢も、近日土藩
 諸生兩人着京の由にて承候處、一擧の人數も追
 々夥數相成、五千と申事、旗本の士多分相組し候
 由に御座候。關東は益人氣相離無致方次第に
 成行候由御座候。義舉の人數は、迎も猶豫は出
 來兼、不日一發いたし候向と被相聞申候。其外
 何も格別の事も無御座平に無事に御座候。此
 旨荒々御安着の御祝儀迄如此御座候。

當が出来かねることあらうといふのである。「關東の形勢云々」此一項は史家の輕々に看過すべからざる點である。一舉の人數五千に及び旗本の士多く組みして居る様子なりといひ、義舉の人數は逆も猶豫出來兼、不日一發いたし候向といへるなど、事情を知らぬ者には解しかねる書振である。されば宛名の兩人には、その事情が能く分つて居なければならぬ。即ち久光の大坂出發前に、既に兩人は承知して居た事情でなければならぬ。従つて久光も亦承知してゐた筈である。

何事かといふと、隆盛等は此秋に薩藩討幕の筋書を實行する考（本書第一六〇所載柏村日記參照）であつたので、關東に事を起さしめ、幕軍を牽制して西上せしめぬ様に、薩藩士伊牟田尙平や益滿休之助等を江戸につかはし、關東を攪亂せしめた。此伊牟田等の行動は、隆盛が密かに命じたのであるといふ説もあるが、前記柏村日記によれば明かに薩藩の策略であつた。此書によつてみても、薩藩の最高幹部で定めた策略であつたと見るべきものである。隆盛が之を命じたのも事實であらう。此東西並舉の策は此時に生れたものでなく、安政五年にも、文久二年にも、薩藩志士の間には同様の策略をたてたのであつたが、遂に今之を實行するに至つたのである。

此頃京都の事情からいへば、隆盛等は第一線に立ち、乾坤一擲の事をやつてゐる最中

であるから、君侯の上京も早く實現してほしい、兵士も十分に出してもらひたかつたに相違ないが、そんなことは少しも筆にしてゐない。却つて何事もないやうに、如何にも餘裕のある様に書いてある。此邊は凡人のやりかたではない。云はない所、求めない所に味がある。君側をして却つて放つておけないといふ考を起させたかも知れない。但、隆盛は相手の性質をみてものを云ふ人であるから、若、君側に大久保とか、桂とかいふ人がゐたら、また云ひ方が違つたであらうと思ふ。

一六七 大久保一藏への書

慶應三年十月二日

別紙只今到來仕候間、早々差上申候。大夫御出勤無御座候付御覽後は御廻可被下候。正治(2)にも今日は遊歩いたし候由御座候此旨奉得貴意候。頓首。

十月二日

追啓上。御鹽梅は如何御座候哉御伺にも不參甚以不埒の仕合御座候。私宅の病人は日々難澁趣き苦心此事御座候。

西郷吉之助

大久保一藏様

(1) 家老小松帶刀

(2) 伊地知正治

【解説】 此書も京都にての往復である。「私宅病人も日々難澁云々」病人は誰であつたかよく分らぬが、大久保宛の九月二十七日の書面には「家内病氣兩人臥居候て罷出づる事を得ず」と見え、同二十九日には「兩人看病方夜白難澁いたし申候、實に難症にて込入申候」とあるなど、隆盛の人情味の深さをあらはしてゐる。

一六八 大久保一藏への書

慶應三年十月三日

今日は御鹽梅如何御座候哉。漸々御快方とは相考候得共、折角御加養被成下度奉合掌候。別紙昨夜到來いたし、太夫へも入御覽候て差上候間、御覽可被下候。以上。

十月三日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】これも京都にての書状。大久保は此日までなほ病床にあつたと見える。

一六九 中山、正親町三條、中御門三卿への

願書及討幕趣意書

慶應三年十月八日

【解説】此書は在京薩藩の重臣小松、西郷、大久保三人の連署を以て中山前大納言忠能、正親町前大納言實愛、中御門中納言經之の三卿に宛て、討幕宣旨の降下について、執奏盡力あらんことを依頼した書面である。連署で而かも隆盛の執筆では無いと思ふけれども、三人熟議の上差出したのであるから此に掲載することにした。(以下此種のもの同断)

今、前後の事情を案ずるに、後藤象二郎が幕府の老中板倉勝靜に謁して、土佐老侯山内容堂の政權奉還の建白書を提出したのは此書に先つこと五日、實に慶應三年十月三日であった。其提出については豫め薩藩の了解を得て居る。また薩藩よりも武力的解決の謀をすゝめて居るといふことを、後藤に話した事は既に述べた通である。つまり、土佐も薩

長も各共考通り、其策を進めて行つて、互に相妨げぬ事に協商が出来てゐたのである。斯くて薩の大久保利通、長の品川彌二郎が密かに岩倉村なる中御門申納言の山莊を訪ひ、主人中御門經之及び岩倉具視と會合して討幕及び王政復古の順序を謀議したのは十月六日である。

されば本書提出につきても、恐らくは當日の協議に上り、豫め了解を得てゐたものであらう。

皇國內外の御危急不可謂の状態、別紙趣意書を以て申上候通にて、寶祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟安を偷み、傍觀默止難仕、爲國家干戈を以て其罪を討ち、奸兇を掃攘し、王室恢復の大業相遂度不可制の忠義暗合、會盟斷策、義舉に相及候に付伏冀くは

相當の宜旨降下相成候處、御執奏御盡力被成下度奉願候。

慶應三年丁卯十月

小松帶刀

西郷吉之助

大久保一藏

中山前大納言様

正親町三條前大納言様

中御門中納言様

趣意書

即今皇國の形勢を推考熟慮するに、乍恐舊臘先帝崩御、新帝御幼弱にましまし、天下諒闇の時に方り、萬人悲歎號泣、實に皇國の御

危運御大事無此上候處、近年外患内憂日に月に差迫り、不可謂の御危急、寶祚の命脈存亡に可相係折柄にて、深淵薄氷の心地、晝夜忘寢食、苦慮致候次第なるに、於幕府は癸丑甲寅以來違勅調印取結、其餘失體の條々不少、畢竟朝廷へ奉對、君臣の大道を取り失ひ就中幕府閣老連署にて、七八年乃至十ヶ年には必然攘夷成功を可遂と御約束、皇妹の降嫁を乞候等、欺罔百端、其餘偏執邪曲放肆縱横の政令、人望殆んど盡き、痛怨離叛の極、終に上¹已²上元の變故或は大和筑波の擾亂と相成、殊に御再討以來、人心洶々、米價騰貴諸色高料、民不堪命して、京攝間畿内の商民混亂をも相生し候に至り、且又防長の儀、甲子冬、尾張總督御征伐として被差向、三謀臣首級備實檢、伏罪の道相立、解兵相成、朝廷寛大仁恕の御趣意を以

- (1) 三月三日(萬延元年)櫻田門外に於て井伊大老を撃殺せしことをいふ
(2) 正月十五日(文久二年)坂下門に安藤閣老を要撃したことを指す

て、五卿護送大膳父子出府等の暴令を闇き、早々大樹公上洛有_レ之候様、乙丑三月再應勅命を下し賜りしを、御請も無_レ之のみならず、不容易企有_レ之趣を以て、再討として大軍を率ゐ、御進發上洛參朝の節尙寛裕の聖慮を以て被_レ及御沙汰候御書面返上、同冬大小監察下藝、一應御糺明有_レ之候處、御不審筋無_レ之候に、軍勢御引揚も無_レ之、大膳父子蟄居興丸家督十萬石削地の御裁許被_レ仰渡₃爲_レ名代差出置候家老宍戸備後介等御拘留に相成、右御沙汰に付ては長防士民歎願中、父子達命にも及ばざる内、期日を刻し問罪の師を被_レ差向₂梗命の者御誅鋤の布告に候處、丙寅六月七日より大島郡へ亂入₄、無辜の婦人小兒迄擊殺の暴舉よりして始て戦と相成、天下の大亂を引出し、幾許の蒼生を殺し、暴戾慘刻の所爲、絶言語候次

(3) 或本には「仰渡」の下に「且」の字あり

(4) 或本には「亂入」の下に「砲發」の二字あり

第なり。固より無名の妄舉、條理顛倒の始末、長防士民中に於て
 堂々たる天幕の旗旆を奉迎望道理も無之、於是天下益々異議を
 生じ、憂國の諸藩尾州、越州、因州、備州、
藝州、阿州、宇和島、薩州名分大義を論じ、不可討(5)の議
 屢建言致候得共、反て嫌疑に觸れ、同八月強(6)て言上の趣有之、爲名
 代(7)一橋中納言追討として下藝御暇迄も相濟候處、九州出兵の諸
 藩解兵の一左右を以て、忽ち名代發向追討の御斷被仰立(8)大樹公
 喪に依り、兵事見合候様御沙汰に相成、尙諸藩を被召見込御推問
 衆議歸着する所を以て、更に御所置可被成旨被遂言上、昨冬より
 追々諸藩上京、及當春再應の詔命に奉應、於四藩も拜趨致候形行
 に候處、前件幕府從來の失體より災害百出事蹟顯然、就中長防再
 征討の始末、是非曲直、瞭然相分り候得者、大樹公御繼業、御維新の

(5) 「不可討之議」の五字防長回天史によりて補入

(6) 「強て」の二字同斷 (7) 一橋慶喜公

(8) 將軍家茂公

時に被爲當善惡邪正之分を以て、御猛省、斷然反正悔悟、天下の公議に被爲則、朝廷尊奉、百姓撫恤、列藩を親み、納練求治、國事御奮勵被爲在候得者、拯溺扶顛の御功業相遂げ、皇國の治可足見と四藩談合決議、再三登營の上言上、長防の儀御行掛りの事に候へば、第一大膳父子官位復舊、平常の御沙汰に被及候はゞ御反正の實蹟相顯れ、國內和同一致の基本も相立候筋合候間、次に兵庫開港事件に被及、順序可相適旨を以て及、諍議置候處、終に五月廿二日大樹公參内、兩事件言上、朝廷紛議、衆評御一定に至り兼候得共、強て被遂奏聞、無御餘儀、御沙汰相發し、全く兩三の御方にて御私決相成候姿に候處、四藩も同様言上云々、御文言等事實顛倒致し、再三御伺にも相及候。然るに長防寛大の處置早々取計候様御沙汰

の處、不可行妄議を以て、時日を遷延候内、藝州紀伊守も上京四藩
同様の趣意を以て、屢及建言候へども、是亦度外に差置、今日の次
第に相及び、實に不堪慨歎痛切の至、抑も征夷將軍の職任たるや、
誠心を披き、公道を布き、撥亂濟世の職を被盡候て社こそ、當然の事に
候處、反て列藩の公議を退け、蔽非遂邪の御趣意增長相成候議、徳
川氏衰運の然らしむる所以か、將た天不祚宗社の謂乎。今日、大
樹公列藩公議の御取捨は御心術の正否に依る所、御心術の正否
は皇國浮沈に關する所、皇國浮沈に關係する、何をか是より大
ならん。此時に當り、苟も安を偷み傍觀默止する時は、益す禍心
相募り、朝廷を掌握し、暴政意の如くにして、外患内憂一層の大事
に相及び、殷鑒不遠、戊午以來皇國今日の大難あらんことを恐れ

憂國の諸藩東西に奔走し、王事に鞠躬して國家疲弊し、終に斃れんと欲して止やまず、今般の一舉となる。人事既に至れり盡せり、前件重大の罪跡明かに、御心術正否著く、皇國浮沈の機燦然たる上は、寸毫も餘論を容るゝの地無之候に付、大義の所在を明にし、王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し、奸兇を掃攘して國家長久の基を開き、上、奉安宸襟下、萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以藩屏の任を盡し、累代の鴻恩を奉報度、今此(9)兩三藩不可制の忠義暗合、奉朝命揚大義、敢て吞噬奪攘の意端に不出の至情を陳述する者なり。

(9) 一本には「干今此兩三藩」さあり

(10) 一本には忠義暗合天地神明に會盟して斷策義舉に相及び候敢て云々とあり

【補説】此書を薩藩より提出した同日薩邸に於て藝藩の辻將曹、植田乙次郎、寺尾庄十郎

長藩の廣澤兵助、品川彌二郎、薩藩の小松、西郷、大久保等相會して、堅く三藩同盟を約したる後、大久保、廣澤、植田の三士、中山、中御門の兩卿に謁して、三藩の決議書に基づき左の覺書を兩卿に提出した。

一 三藩軍兵大阪着船の一左右次第、朝廷向斷然の御盡力兼て奉願置候事

一 不容易御大事の時節に付、爲三朝廷、擲三國家、必死の盡力可致事

一 三藩決議確定の上は、如何の異論被聞食候共御疑惑被下間敷事

なほ三藩の國情決定の次第を言上し、大久保より更に三卿宛の本書を提出したものと見える。趣意書の末句に「今こゝに兩三藩制すべからざるの忠義暗合云々」とあつて、三藩と斷言せず兩三藩とあるは、藝藩の態度が前日まで曖昧であつたためである。藝藩は其家老辻將曹が、初め後藤の説に傾き、後藤の歸國中薩長の討幕説に賛成し、後藤出京後再び後藤の説に従つたが、十月六日長藩の廣澤と、藝藩の植田と相携へて出京し、辻に説く所あり、藝藩の藩論再變して前記の會合を見るに至つたのである。

又、本書を差出した翌九日、大久保は岩倉具視邸に行き、昨日の首尾を言上した。よりて岩倉は左の奏聞書を認め中山をして密奏せしめた。

備考

岩倉具視よりの奏聞書

方今、海外萬國大小となく、國力を擧げて富強の術に致し、人智日々相開けて萬里に雄飛し、宇内の形勢大に一變す。是時に當り、皇國の政體制度御革新、萬世に互りて萬國に臨み、天地に愧づ可からざるの大條理を以て、不拔の御國是を確立し、衆心一致、皇威を海外に宣揚し、中興の御鴻業を施行せらるゝは至大至要の急務と奉存候。抑、皇家は連綿として萬世一系、禮樂征伐、朝廷より出て候て、純正淳朴の御美政萬國に冠絶たり。然るに中葉以降、霸府大柄を掌握し、文武分岐し、天下の大勢古代とは一變し、朝廷は全く虚器を擁せらるゝの姿にて、萬民は上に天子あるを知らざるの陋習と相成り、愧づ可く、歎ず可きの甚きものに候。夫れ國家紀綱の弛張、人心の離同は、名を正すに始り候は、古今の通論に候處、近年幕府に於て失政尠からず、外は各國の條約締結内は防長の處置等、總て朝廷を脅制し奉りて、列藩の公議を排斥し、放肆縱横の政令を施行し、人心離反、禍亂相踵き、遂に今日の體に陷溺し、尙此上私心を以て、偏執邪曲の政令陸續と出て、暴威鳴張相成候ては、全く朝廷を擁するの姿にて、一令相發するときは、一激を増すの人心に候へば、約り

寶祚の御安危に相係り候は必然の御儀と不堪苦心の至候。假令一時無事なりとも、目今萬國の交誼、天地公道の在る所を以て和戰を決し進退を定むるの際に當り、斯る名分紊亂の制度を以て萬國と相對峙は相成り難きのみならず、皇國內の人心に於ても、亦片時も居合相付き難く、内外實に容易ならざる危急の御大事切迫の御時節なるを以て、斷然と征夷將軍職を廢せられ、大政を朝廷に收復し、賞罰の權、豫奪の柄皆朝廷より出で、大に政體制度を御革新在らせられ、皇國の大基礎を確立し、皇威恢張の大根軸を確立せられ度、非常の御英斷を以て、速に朝命降下相成候様奉願候事

十月

臣 友 山

(案) この奏聞書こそ、王政復古には斷乎たる英斷に出でさせられんことを仰望したるものにて實に討幕の宣旨降下についても、薩長の運動に多大の援助を與へたものである。署名の友山は具視の入道名である。十三日に愈勅書降下のことに内決し、十四日正親町三條實愛卿後に嗟峨と改姓が大久保と廣澤とを共邸に召して討幕の詔勅を交付されたのが即ち前記の書である。

一七〇 中村鐵彌への書

慶應三年十月十三日

御安康奉_レ賀候。陳は先日差上置候土州建白書御覽濟相成候は
ば卒度御返し被_レ下度奉_レ合掌候。此旨乍_レ略儀以書中奉_レ得_レ貴意候
頓首。

十月十三日

西郷吉之助

中村鐵彌様

當用向

(中村公元氏所藏)

【解説】此書は京都にてのもので、宛名の中村鐵彌は大村藩士である。

一七一 密勅御請書

慶應三年十月十四日

〔解説〕 慶應三年十月十四日討幕の密勅を薩長二藩に授けられた。之に對して同日兩藩在京の重臣より差出した請書が即ち是である。密勅は兩藩別々に下されたが、御請書には在京兩藩の使臣各三人づゝ連署して差出した。因に云ふ、此調書の本分は大久保利通の筆蹟で、姓名は各々自署したものとやうである。これは其後長く岩倉家に保存せられてあつたらしいが、今日では福井八郎氏の珍藏に歸してゐる。

當節不_レ容易_レ御危急の砌、爲_レ皇國不被_レ爲_レ顧忌諱、御内々御盡力確定
不拔の叡慮被_レ爲_レ伺取、勅書降下兩藩深御依頼被_レ爲_レ思食候御旨趣
奉_レ謹承、卑賤の小臣等不_レ奉_レ堪感激流涕奉_レ存候。早々寡君え報知

決定の宿志益以貫徹仕抛國家堂々大舉仕可奉安宸襟候。此段
盟天地御受仕候。誠惶頓首。

慶應三年十月十四日

廣澤兵助

福田俠平

品川彌次郎

小松清廉

西郷隆盛

大久保利通

中山前大納言様

正親町三條前大納言様

中御門中納言様

岩倉入道様

備考

討幕の密勅

薩藩に下された討幕の密勅は次の如きものである。長藩への分は一日後れて十四日付であるが、詔勅は同文である。又次に、曾桑二藩主加誅の御沙汰書をも附記する。

左近衛權中將源久光

左近衛權少將源忠義

詔源慶喜籍累世之威、恃闔族之強、妄賊害忠良、數棄絕王命、遂矯先帝詔而不懼、擠萬民於溝壑而不顧、罪惡所至、神州將傾覆焉。朕今爲民之父母、是賊而不討、何以上謝先帝之靈、下報萬民之深讎哉。是朕之憂憤所、在諒闇而不顧者、萬不得已也。汝宜體朕之心、殄戮賊臣慶喜、以速奏回天之偉勳、而措生靈于山嶽之安。此朕之願、無敢或懈。

慶應三年十月十三日

正二位藤原忠能
正二位藤原實愛奉
權中納言藤原經之

會津宰相

桑名中將

右二人久滞在輦下助幕賊之暴其罪不輕候。依之速可加誅戮旨被仰下候事

十月十四日

忠能
實愛
經之

一七二 中島、小澤への書

慶應三年十月十九日

芳翰忝拜誦仕候。陳ば乗船折角取掛居候に付、追時御荷物等積入方として人足差上可申候間、其節積入場へ御出掛被下度、此旨御報迄如此御座候。頓首。

十月十九日

西郷吉之助

中島作太郎様

小澤庄次様

貴酬

〔解説〕宛名の中島作太郎は土州藩士にて後の中島信行なり。小澤庄次は三條實美の従士で、後の尾崎三良男の事である。

此書は隆盛が小松、大久保等と討幕の密勅を奉じて、十月十七日京都を發して下阪し、同十九日大阪より藝藩汽船萬年丸に乗りて三田尻に至らんとするに際し、同船を約しておいた中島、小澤兩士より乗船の時刻を問合せたるに答へたものである。

一七三 黒田、村田への書

慶應三年十一月廿一日

昨夕、品川君より、西之宮邊船付場等の御都合向にて兩人御上坂相成居候御方、御同伴の義承知いたし居候付、木場傳内え談合いたし置候間、同人え御引合次第差出都合に御座候付、右の趣御通置被下度、私には今日二時比より英人薩道面會いたし度この事にて出掛候間、今日御上京の譯に御座候へば、得御面會不申かも不計候付、乍略義以書中奉得御意候。頓首。

十一月廿一日

追啓上西之宮邊え御出掛之義は、いづれ明日より先に御座候

半かゝ相考申候付、其手筈に仕置候。此段も卒度申上置候。

西郷吉之助

黒田了助様

村田新八様

要詞

(伯爵黒田清氏所藏)

【解説】此書は大阪に於て滯阪中の黒田了助（清隆）村田新八の兩人へつかはしたものである。此時薩、長、藝三藩聯合の出兵計畫は既に八分通り進捗し、隆盛等は藩主忠義を奉じ、凡三千の兵士を率ゐて十二月二十日大阪に着した。即ち本書を差出した前日である。長州兵は藝藩世子に誘導されて此月二十八日攝州西の宮邊に上陸することになつてゐたのである。案ずるに幕府は是より先、七月二十三日、長藩末家一人及吉川監物、並家老一人を上阪せしむるやう、藝藩をして毛利家に傳へしめた。そこで長州は末家及び吉

川監物も病氣で上阪出来ぬから、不_レ助敢_二家老を差出すと云ふ返事をして、家老護衛のためといふので兵士を引率せしめる。藝州は長藩の末家及家老を護送するといふ名目で、出兵の口實を設けることになつてゐたのである。

太守様御發船被遊候以來御機嫌能去

御滞坂一日御滞上坂

御滞川一日御滞上坂

御滞上坂一日御滞上坂

御滞上坂一日御滞上坂

御滞上坂一日御滞上坂

御滞上坂一日御滞上坂

御滞上坂一日御滞上坂

御滞上坂一日御滞上坂

一七四 桂右衛門への書

慶應三年十一月廿五日

太守様御發船被遊候以來御機嫌能去、
 廿日御着坂、一日御滞在被遊、廿二日川
 御登、廿三日御着京被遊、上都合にて恐
 悅の御義奉存候。三田尻御滞船も都
 合能、中一日にて、十七日御逢被遊、彼方
 にて世子御一人にて、徳山世子御上坂
 の賦故御出掛相成居候て、是以御逢被
 遊候御事に御座候。彼方にて至て御

(1) 島津茂久公(後改名忠義) (2) 長州世子との會見をいふ
 (3) 長州藩主は見えす世子一人なりしといふ也
 (4) 毛利平六郎(親信)

世子御上陸の節は御側
 廻少人數にて御座候處彼方より兵隊
 を以數所警衛被差出御歸船後も世子
 には御召船迄御禮として御出相成候
 次第にて御座候。御安心可被成下候
 京師の形勢等は久保より細事可申
 上候付文略仕候。藝州世子不相變確
 乎たる御持論にて大慶の事に御座候。
 速に御上京と申譯故三田尻より御一
 封御側役前より彼方御側向迄御差出
 相成候限にて御返事不承三田尻御發

(5) 淺野長勲

此の如く申上りしに御意に

承りし事候も御意に承

り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

船に相成申候。

○佐土原詰居の

酒匂求馬能勢次

郎左衛門兩人よ

り國元の事情承

候て相驚相談承

候には、此中は早

朝廷よりの御召

にも相成居、若、其

趣意に相反候様

の事に相成候て

此の如く申上りしに御意に

承りし事候も御意に承

り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

承り候へりし事候も御意に

直様は是非君侯も御上京相

成御宗藩の後に立て勤

王の道十分不被相盡候ては不相濟と

の趣細々承候付右の舎に候はゞいづ

れ臣子の任に候間兩人共早々罷下候

て京師の事情も委敷言上いたし得こ

御腹も相居り候處可相盡御出立前

御返詞の趣にては京師の模様次第御

は直様

朝敵に紛れ無之是非君侯も御上京相

成御宗藩の後に立て勤

王の道十分不被相盡候ては不相濟と

の趣細々承候付右の舎に候はゞいづ

れ臣子の任に候間兩人共早々罷下候

て京師の事情も委敷言上いたし得こ

御腹も相居り候處可相盡御出立前

御返詞の趣にては京師の模様次第御

申遣相成べくこの事に候得共早朝廷

よりの御召を以公論相立候ては御模

(6) 薩藩太守公鹿兒島發前佐土原侯への答書には京都の状況次第にて更に申遣はすべしこの事であつたけれども、既々朝廷よりの御召で公論定まりし事なれば、今更何かに申すわけは無い事であるから云々いさへる也

ミラハ四ノ一 ありてハ臨ハ

ありてハ五ノ五ノ五ノ五

ありてハ六ノ六ノ六ノ六

ありてハ七ノ七ノ七ノ七

ありてハ八ノ八ノ八ノ八

ありてハ九ノ九ノ九ノ九

ありてハ十ノ十ノ十ノ十

ありてハ十一ノ十一ノ十一ノ十一

様の何のこ申譯

は更に無之筋合

にて御座候故此

御方より御申遣

被成候義は不被

成御事に候間別

段被仰越候儀は

不被爲成候間十

分天下の公論を

以御腹も相居候

様可盡勿論御船

ありてハ十二ノ十二ノ十二ノ十二

ありてハ十三ノ十三ノ十三ノ十三

ありてハ十四ノ十四ノ十四ノ十四

ありてハ十五ノ十五ノ十五ノ十五

ありてハ十六ノ十六ノ十六ノ十六

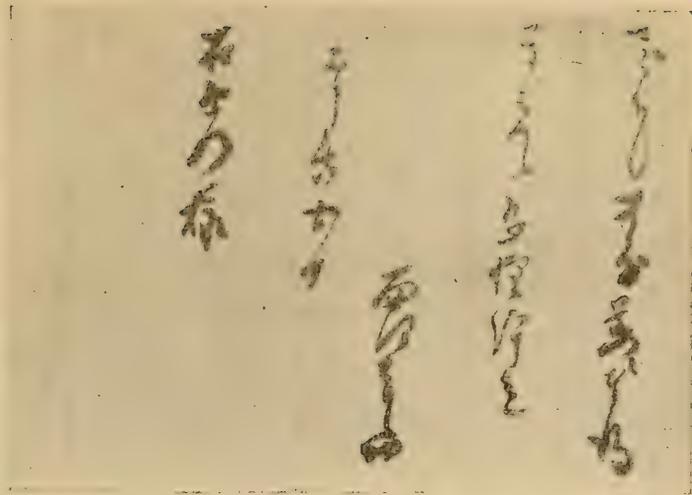
ありてハ十七ノ十七ノ十七ノ十七

ありてハ十八ノ十八ノ十八ノ十八

ありてハ十九ノ十九ノ十九ノ十九

ありてハ二十ノ二十ノ二十ノ二十

(7) 薩藩の汽船は多用でとても貸與する餘裕はないといふこと也



右衛門様

(和田世民氏所藏)

【解説】本書は十一月二十五日京都より鹿兒島の家老桂右衛門に贈りしものにて、京都着後初めての桂氏宛書翰である。上半には藩主忠義鹿兒島發船後京着迄の首尾を報じたもので、二十日着坂、二十二日淀川を溯り二十三日着京と見えてゐる。又、三川尻に於て長藩歡待の有様を報じて居る。

長州世子との會見は長州の記録によれば十八日であるが、此書は十七日とある。多分十七日は思ひ違

ひであらう。

後半は佐土原藩の酒匂、能勢の兩士より同藩進退につきて懇談の次第を報じ、なほ鹿兒島に於て然るべき指圖あらんことを依頼してやつたのである。

Handwritten Japanese text in cursive style, likely a copy of the document being discussed. The text is arranged in vertical columns from right to left.

一七五 黒田嘉右衛門への書

慶應三年十一月廿七日

別紙壹通、三田尻にて談判相成候約條書

にて御座候間爲御見合差上申候。此の内末の状

に〇と有之候は玉の事に御座候 外白紙②の書面は世子君直書

を以御渡相成候ものに御座候間、是又差

上申候。此旨乍略儀以書中得御意候。

頓首。

十一月廿七日 西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

(1) 割註にある玉は畏くも至尊を指し奉つたものである
(2) 白紙の下「包」の字を補ひて解すべきものか

別紙其一

薩長合議書

- 一 三藩とも浪華根據の事
- 一 根據守衛薩藩二小隊へ長藝の内相加候事
- 一 薩侯御一手は京師を專任とす
- 一 長藝の内一藩京師を應援す
- 一 薩侯御着坂廿一日にて、廿三日御入京。廿六日三田尼出浮の兵出帆廿八日西の宮着、薩藩より京都の模様報知の上進入の筈
- 一 ○の義は山崎路より西之宮へ脱詰り藝州までの事

(黒田子爵家所藏)

別紙其二

毛利廣封(後の元徳)の隆盛に與へたる書

- 一 至尊を奉ニ守護ニ候事者申も乍疎大事件に付、精々遂ニ心配ニ十分手筈を合遺算無之様肝要

の事

一 此度の義實に

皇國の一大事に付、此方出先の者どもえ氣付の筋有之節は、萬端存分に教示の儀相頼候事

【解説】此書は隆盛が京都に於て黒田清綱（當時嘉右衛門と稱す。薩藩軍賦役）に授けたもので別紙一は三田尻に於ける薩長合議書別紙二は長州世子元利廣封（後、元徳）自ら書して隆盛に示されしものである。

案するに、此年十月十四日薩長二藩に討幕の密勅降下するや、在京薩藩の三巨頭小松、西郷大久保は打揃つて、密勅を奉じて歸藩し、十月二十六日鹿兒島に着き、藩主の上京と出兵の舉を促した。鹿兒島にて、隨分反對の意見もあつたが、遂に藩論をまとめた。そこで慶應三年十一月十三日、藩主忠義は精兵を率ゐ、一藩の運命を賭して、回天の鴻業を翼賛し奉るべく、海路征途に上つたのである。

將士三千、軍艦春日及び武装せる翔鳳、平運三邦の三汽船に分乗し、島津伊勢岩下方平之を統率した。忠義の乗船は三邦丸であつた。此時小松は病により鹿兒島に残り、大久保は土佐老侯容堂及び後藤等の上京を促すため、高知に寄つて上京することになつたので三巨頭中、隆盛のみ藩主に隨從した。斯くて軍艦春日は十五日三田尻についたが、他の三船は風波の爲に餘程遲着し、三邦丸は十七日同處に着した。十八日忠義は長州世子毛利元徳に會見し、兩藩重臣の合議があつた。別紙一は即ち其折の合議書である。別紙二は當日長州世子より隆盛に渡されたものである。又、同日薩主忠義の手書して諭されたものが、前書と同じく黒田子爵家に襲藏されてゐる。即ち左の文面である。

備考

島津忠義（後の茂久）手書

一時機變遷して處す不可に於ては細密復考其宜に叶候様取計緊要の事
一兼て定置候通り

勅諭を奉載し條理名分を正し、輕舉無謀に不陷事

一機密四方に露顯せし由に付、尙深く廟議可入念事

右委細の儀者黒田嘉右衛門に申付置候事

一七六 品川彌二郎への書

慶應三年十二月二日

先刻承知仕候事件大久保えも相談仕候處、今日は於

朝廷惣參 内被

仰出御評議相成候向に被相伺、先歸國可致この御論も相起り、又
は何分

御沙汰被爲在候間は、可相扣この兩議不被相決筋に相聞れ候由
に御座候。夫故三五日中の處、大に可宜この事御座候處、強て御
進め申上候筋にては無御座、暫時の間譯も相立候事かこ相考候
儀にて、別に仔細は無御座候間、先づ御見合の方御宜しくは有御

座間敷哉、誠相違の儀に御座候得共、明後日と相成候ては機會も相後可申事と奉存候間、左様御納得可被下候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。參上仕候て可申上候筈に御座候得共、無據差懸候故、卒爾の働御宥免可被下候。頓首。

十二月二日

西郷吉之助

品川 矢次郎様

(京都大學保管、舊尊攘堂所藏)

【解説】慶應三年十一月二十九日長州の先鋒凡七百人攝州打出濱に上陸し西之宮に陣して京報を待つてゐた。右長兵の進退について當時京都薩邸にゐた品川彌二郎より盛へ相談の件ありしに、隆盛は大久保と談合の上、此書を以て答へたのである。是れ十二月二日の事である。(或書に六日とあれど、それは誤りである。)

本書の意味は、品川との談合が明かでないからよくはわからぬが、此時は未だ朝命も出

てゐない時であるから、多分品川より急速入京の議を相談したのではあるまいか。それに對して隆盛は、即時入京は見合せて、四五日中に入京させることにしたら宜しからうと云ふことを述べたものゝやうである。

「誠相違の儀に御座候へども云々」は、事柄がよく分らぬ。案ずるに、長兵の西之宮に着いたことは、廿九日に藝州世子淺野長勳より朝幕の各々へ届出で、長兵からも上陸後大阪城代へ届け、又京都詰の薩藝兩藩重役に書を送つて之を通知した。此報が京都に達すると人心洶々といふ有様で、會桑兩藩よりは早速歸國せしむべし、と朝廷に迫つたが、二日二條城に於ける徳川家の評議では、「諸侯上京會議のある迄は、大阪に滞在して命をまつ様朝廷より御達あるやうにしたい。」といふことであつた。朝廷では朔日の夜評議があつたが、決せず、此手紙には此日惣參内評議ありしも、まだ決せざりし様子であると見えてゐるが、二條城の評議の趣もきこえたので、二日の夜（此の手紙を送つた後になつて）「上阪して朝命を待つやうに」といふ御沙汰があつたのである。

長兵は朝廷より大阪にて命をまつやうにと達せられたけれ共、其の實、西之宮を動かすに上京の機をうかがつてゐた。十二月三日付で品川から西之宮の長兵に次の如き書を送つてゐる。

備考

品川彌二郎より西之宮の陣營への書

(前略) 偕は別紙の通夜前御沙汰相成候に付、藝人湯川清太郎今晚より下坂、旅宿其外談合致すとの由中來候に付當藩(編者曰く當藩とは薩藩をさす)申合、湯川下坂差留當地に於て朝廷へ御届取計等仕候様申合候間、左様御承知可被下候。朝廷への御届は夜前差出候書面の趣も有之、又候轉陣等仕候ては大に人心に關係も致候間、西宮に於て御沙汰相待候間、宜御執奏御頼みと申處にて、來る六日七日の頃に兩藩より差出す都合に仕置候間、其都合にて御出被下候様奉願候。只様遷延御苦慮の段奉恐察候。巨細今朝山田君御歸陣に付、御聞及も可有之と略し申候。(極月三日)

猶々昨夜の朝議、尹宮攝關の處にては是非歸國の命令を下す論にて、餘程烈しく候處、漸く議奏邊の處にて登坂御沙汰可相待との處に決し候よし、尹宮攝關の所へは會藩より餘程迫り候よし、會の周旋至れり盡せり、感心の至に不堪御一笑。

中將様益御快方被遊候半、恐悦の御
 義奉存候。於爰許も、
 太守様益御機嫌能被遊御座、御同慶
 此事に御座候。陳ば御着京相成候
 處、尾越の兩侯御着相成居候迄にて
 其外いまだ何方も御着無御座候處
 藝州世子近日御着、容堂侯の御着日
 々御待申上居候事に御座候。土州
 においても、論大に沸騰いたし、後
 藤杯罷歸候時節は甚難澁の趣に被
 相聞申候。夫故廿三日御約定の期

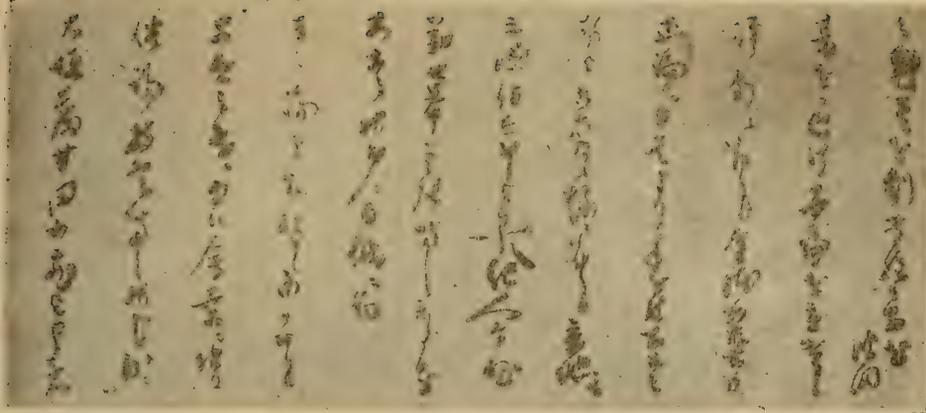
※ 中將様益御快方被遊候半、恐悦の御
 義奉存候。於爰許も、
 ※ 太守様益御機嫌能被遊御座、御同慶
 此事に御座候。陳ば御着京相成候
 處、尾越の兩侯御着相成居候迄にて
 其外いまだ何方も御着無御座候處
 藝州世子近日御着、容堂侯の御着日
 々御待申上居候事に御座候。土州
 においても、論大に沸騰いたし、後
 藤杯罷歸候時節は甚難澁の趣に被
 相聞申候。夫故廿三日御約定の期

※ 此時中將(久光)は鹿兒島に、太守(忠義)は京都にゐた

一、此の事は、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

り候向と相見得申候。藝藩は全體
 の居り無之故、いまだよろめき居候
 得共、此藩は格別處も無之義と相考
 居申候。辻將曹はいまだ疑迷不醒
 ものこ相見得申候。尾張越前の處
 も、初より此度は政權返上相成於
 朝廷被聞食、王政復古の御基本天下
 の公義を以被召立度處より御召の
 事候へば、是迄と違幕府に付て盡力
 の道は全無之、是非王政復古の御趣
 意不相反處は、御親藩より御盡一成

(4) 藝藩の家老



御專任と申事如何にも御振はまりの次第に御座候。御着京被遊候時分は、親藩譜代の面々、幕府復古と申俗論喧敷事に御座候處、近來に相成紀州邊も大に反正の姿、國中においては勤幕の魁首を刎專權の家老津田某を退け、國論を立替候評判に御座候。全躰安藤帶刀正論にて、是より手を付右等の勢と相變候趣に御座候。京地にも三浦休太郎と申紀人餘程勤幕主張いたし居候處、右等

(5) 田中善一郎

(6) 津田出

(7) 紀藩附家老

(8) 紀州藩士後の三浦安

相成度との御論に御座候處、議奏衆
 には上坂いたし、御沙汰迄は相扣居
 候様との兩議不相決候處、
 御朝儀の日に到り、幕府よりは早長
 州の御所置關係不致筋にて、至當御
 沙汰早御達相成度、若轉倒いたし候
 ては必變を生じ可申、至極大樹も心
 配いたし居候段、全相離反正の姿相
 顯れ候處、初て殿下杯被思召付候て
 會桑の論は幕府の趣意に相反し候
 儀を被御存付、議奏衆の御論に相決

此の御達は御達に相成申候。藝藩の
 御届書御付紙を以被相下大に會桑
 は失謀の體に御座候。此上は十分
 王政復古の御基本は罷立可申勢に
 て、太政官御取起の一條も、細々御手
 順相立、八日迄の御期限相定申候。
 只今模様にて、幕府におひては彌反
 正の姿にて、決して動搖いたす勢は不
 相見得候へ共、會桑の處は如何にも
 安心は出來申間敷か、動ものならば
 此兩藩かご被相察申候。實に此節

四月、申、御座候。此御座候。恐々謹言。
 相察候儀に御座候。當分は實に寸
 暇無之、多忙中不能詳悉甚恐入候得
 共、大略迄如此御座候。恐々謹言。
 十二月五日 西郷吉之助
 蓑田傳兵衛様

の處にて、幕府も難有かり候事と被
 相察候儀に御座候。當分は實に寸
 暇無之、多忙中不能詳悉甚恐入候得
 共、大略迄如此御座候。恐々謹言。

十二月五日 西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

(伊知地峻氏所藏)

一七八 黒田嘉右衛門への書

慶應三年十二月七日

御安康奉_レ賀候。陳ば明日より大阪へ被_レ差越_レ事情探索方可_レ被_レ成
御内定相成居候。明朝表通可_レ被_レ仰付_レ候間、其含にて御仕廻置被_レ
下度細事明日可_レ申_上候付、爲_レ御心得_レ奉_レ得_レ御意_レ候。頓首。

十二月七日

西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

【解説】 嘉右衛門は後の子爵黒田清綱、此時隆盛清綱共に京都に在り、薩邸最高幹部の吟味にて、黒田を下阪せしめ、彼地の情勢を探らしめる事に決したので、それを内報したのである。

一七九 岩倉具視への書

慶應三年十二月八日

【解説】本書は王政復古の大号令喚發の前日、岩倉具視に與へて、大改革に對する薩藩の意向を明らかにし、同志の岩倉をはじめ、中山、正親町三條、中御門三卿を激勵したるもので、隆盛等が當時の大着眼、大決心を語るべき千古稀に見る快文字である。彼の大混雜の渦中において、非常なる計畫の決行を眼前に控へたる危急の時に際し、西郷、大久保等が、なほ能くかゝる大文章を作成して、有志の堂上を鞭撻し、其方針を誤らざらしめし、沈着なる態度と、周到なる用意とは眞に驚嘆すべきものである。

此時に方り、後藤象二郎等は、尙平和の時局解決の意を捨てず、尾越兩藩亦、その説を援け大に奔走してゐた。中山、正親町三條の兩卿は、やゝ其意見に動かされた傾向があつた。

岩倉此に於て、此間に處すべき薩藩の意見を問ふ。それに答へたのが即ち此書である。其要は、戰を決行して死中活を得ること、今日の急務であるといふのである。三百餘年の

太平の舊習に汚染せし人心は、干戈を以てするにあらずば一新は出来ぬ。天下の耳目を一
新し、中原を定めらるゝ御盛舉は武力の外にない、とは彼等が疾くから抱懷してゐた意見
で、薩長の定論となつてゐた。必ずしも此時に始まつた議ではないが、先づ其主張の眼目
を掲げ、それより淳々として其所以を説き、詳考深慮、明治維新の第一令を誤らざるやう力
説してゐる。その「後世識者の評を免れ申さず云々」の一節の如きは、彼等が如何に大
義名分を重んじ、天下萬世に耻ぢざる行動を執らんと心掛けてゐたかゞ窺はれる。又徳
川家の處置については、(一)諸侯に列する。(二)官位一等を降す。(三)領地を返上せし
むる。(四)闕下に罪を謝せしむる。此四條件を遵奉せしめなくてはならぬ、と主張し尾
越、土等の意見とも餘程の隔たりがある。況んや、會桑の論に於てをや。

元來、薩論の歸着點は武力的解決にある。さりとて一概に尾越、土の意見に反対も出来ず
其反正謝罪云々の條理には先づ賛成を表して、徒に私心を挟みて反対するものにあらざ
る趣を述べ、さて反正謝罪の道を立つるには、斯くくゝの條件が必要であるとして、嚴正なる
大條理を持ち出し、これを奉ずるならば、聊かも顧慮する所なく、慶喜を朝廷に御採用ある
べし、然らずば斷然討幕の舉に出でらるべし、と論じてゐる。之を以て見れば、會桑が之に
服せずして、討薩の旗を翻さんことは、寧ろ彼等が希望してゐた所であることは、識者をま

たずして明かである。

今般以御英斷王政復古の御基礎被召立度御發令に付ては、必一
混亂を生候哉も難奉圖候得共、二百有餘年の太平の舊習に汚染
仕候人心に御座候得ば、一度動干戈候て、反て天下の耳目を一新
中原を被定候御盛舉と可相成候得ば、戦を決候て死中活を得る
の御着眼最急務と奉存候。乍然戦は好て不可成事は、大條理に
於て不可動者に可有御座候。然るに無事にして朝廷上の御盡
力貫徹、太政官代三職の公論を以て、大政を議せられ候日に至り
候ては、戦よりも亦難とすべく、守より創業の成の難易論定し難

く、俊傑の士に於ても後世識者の評を免れ不_レ申候。況んや衰態の今日に於てをや。詳考深慮、御初政の一令を御誤り不相成_レ候儀第一の事に奉_レ存候。就ては徳川家御處置振の一重事、大略の御内定奉_レ伺候處、尾越をして直に反正謝罪の道を爲_レ立候様、御諭を以て周旋命ぜられ候儀、實に至當寛大の御趣意奉_レ感服候。全體皇國今日の危に至り候事、大罪の幕に歸するは論を待ずして明なる次第にて、既に先々月十三日、云々御確論の秘_レ物の御一條迄に被_レ爲_レ及候御事に御座候。此末の論相起り候とも諸侯に列し、官位一等を降し、領地返上、闕下に罪を奉_レ謝候場合に不_レ至候ては、於_レ公論相背き、天下人心、固より承伏可_レ仕道理無_レ御座候間、右の御内議は斷乎として寸分も御動搖不被_レ爲_レ在、尾越の周旋若し不被_レ行

(1) 討幕の密勅を指す

候節は、朝廷寛大の御趣意を奉ぜず、公論に反し、眞の反正たらざるもの顯然に候へば、早々朝命、斷然右の通り御沙汰可相成儀と奉存候。右御定議より下ての御處置振は、公論條理上に於て更に有御座間敷、若し寛大の名被爲付、御處置其當を被失候へば、御初政に條理公論を御破り相成候筋にて、朝權不振は論ずる迄も無之、必ず昔日の大患を生じ候儀相違無御座候。若し御趣意の通り、眞の反正を以て實行舉り、謝罪の道相立候上は、無御顧慮御採用可相成事は勿論に御座候。前條御尋問に預り、尙ほ修理大夫趣意を奉じ、評議の形行奉申上候。一點の私心を以て、大事を不可論は兼て奉言上候通りにて候間、宜敷御熟考、外三卿へ御斷決被爲在候様御示千祈萬禱仕候。頓首謹言。

十二月八日

岩下佐次右衛門

西郷吉之助

大久保一藏

岩倉入道様

(補註) 署名の岩下、西郷、大久保三人は當時京都に於ける薩藩の代表であり、最高幹部である。三人の薩藩に於ける地位は岩下を以て第一とするが、其實際の勢力は、西郷自ら其頭首であつた。西郷と大久保とは相離るべからざるの間柄で、二人は結局薩藩勢力の中心であつたが、門地中で實力のある小松、桂、岩下等を戴いて事を行つてゐたのである。此頃小松と桂とは在國であつた。

一八〇 品川彌二郎への書

慶應三年十二月八日

別紙の通、今晚⁽¹⁾四ツ時分相知れ來り候付、匆々、足輕のもの兩人、大急にて坂元邊御陣所へ向け差遣はし候事に御座候。自然藝藩より御申越相成りたる事か、奉存候得共、明朝山崎關門御通行の節、故障付申間敷相考候に付、左様御納得可被下候。今晚の處いまだ參朝の御方々御引取無之、卯⁽²⁾の刻少々延は致し申間敷か、是のみ殘懷の仕合に御座候。いづれ丑刻頃⁽³⁾には何分御知らせ被下候筋に御座候得共、未だ何とも報知無之相待居候儀に御座候。此旨荒々奉得御意候。頓首。

(1) 午後十時 (2) 午前六時 (3) 午前二時

十二月八日

西郷吉之助

品川矢次郎様

(京都大學保管舊尊攘堂所藏)

【解説】これは十二月八日の夜半の手紙である。(嚴密に言へば九日の午前一二時頃に認められたものであらう。)

此日朝廷にては二條攝政、親王、大臣、參朝在京の諸藩主、並に重臣を召集し、防長一件、兵庫關港一條、五卿及幽閉堂上一件等に關して大評議があり、終日終夜の會議によつて、漸く決定した。

書中「別紙の通今晚四ツ時分相知れ來り云々」とある別紙は、毛利氏父子等の復官赦免の令達に相違ない。その朝議決定の通知が今晚四ツ時分即ち午後十時頃にあつたといふのである。隆盛は足輕兩人をして、今朝西之宮を發して上京の途にある長兵へ報じ、更に此書を以て其趣を品川へも報じたのである。

「今晚の處、いまだ參朝の御方々御引取無之、卯の刻少々延は致し申間敷かと此のみ殘懷の仕合せ」とあるは、九日は即ち隆盛等が策謀してゐた王政復古の大詔を發せらるべき

最も大切な日で、此日卯の刻即ち午前六時に、同志の親王公卿並に尾、越、薩、土、藝の五藩主に
參内せよと御沙汰が出て居り、又禁門警衛の配置其の他一切の計畫が出来てゐたのに、八
日からの會議が徹夜で行はれ、午前六時には未だ退散にならないやうな事がありはすま
いかと、これのみは遺憾におもふ、丑の刻(午前二時)までには何らの知らせがある筈である
が、未だ何とも報知がないとある。隆盛等が當夜細心の注意と警戒とをしてゐたことは、
略、此書でも推察せられる。

一八一 山田市之允への書

慶應三年十二月八日

呈_レ一翰候。今夕景別紙の通被_レ仰出候付、明朝關門御通行の節、御談判の御用にも可_レ相成_レと相考候付、早々寫取を以て差上申候。自然藝藩より御通可_レ相成_レかも難_レ計候得共、爲_レ念如此御座候。恐々謹言。

十二月八日夜

西郷吉之助

山田市之允様

朝令の寫

今度大樹奉_レ歸_レ政權_レ朝廷_レ一新の折柄、彌以天下の人心居合不_レ相付_レ候に於ては、追々復古

の典も難被_レ行深_レ被_レ惱_二宸襟_一候。且、來春御元服、並立太后追々御大禮被_レ爲_レ行、且又先帝御一周に相成候に付、猶更人心一和專要に被_二思召_一候間、先年來防長の事件、彼是混雜有_レ之候得共、寛大の御處置被_レ爲_レ在、大膳父子末家等被_二免_一入洛官位如_レ元被_レ復_レ候旨被_二仰出_一候事。

【解説】 此書は前の品川宛の書に見えた、足輕兩人して、京都に向つて行軍中の長兵隊長山田市之允(後の顯義)へ遣はしたものである。「今夕景仰せ出さる」とあるのは、多分朝令の議決の時刻を指してたものらしく、その知らせが薩邸に達したのは前書にあるごとく四つ時分(午後十時)で、この書面はそれから急使を以て送つたものであらう。而して實際御沙汰書を渡されたのは、九日の朝である。

皇太后御座候御出京相成候故御
 分事に御座候。いまだ慥成義不相
 去る八日容堂侯御出京相成候故御
 発表の義も九日に相變候處長防御
 所置の義相發、八日朝議相始、九日卯
 刻迄には退朝無之候故、御施行不相

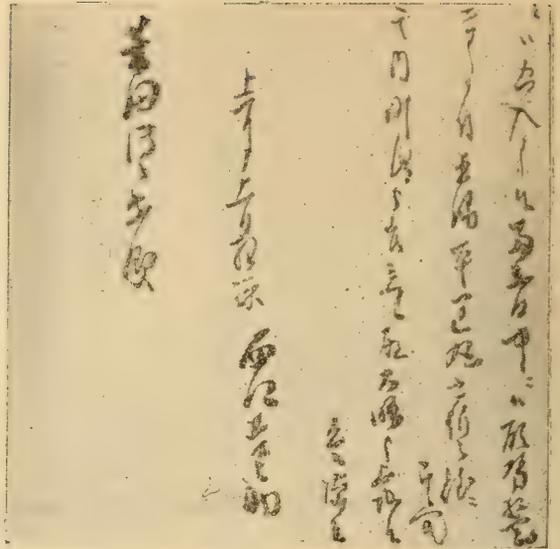
一八一 蓑田傳兵衛への書

慶應三年十二月十一日

尙々會桑引拂候へは、忽鎮火の模
 様に御座候。兩日中には歸國の
 說御座候得共、いまだ慥成義不相
 分事に御座候。

(1) 午前六時

彼より早く固付られ候へば無致方
 處にて危場合に御座候得共、守返し
 好機會と相成俄薩兵を以て固め付候
 處、些も不被動、會桑の兵も一時は仰
 天の様子、前以は會桑より暴發いた
 すこの説喧敷事にて御座候得共、臨
 其時候處、案外氣おくれいたし、早々
 人數を引纏め、二條城に兩藩共引込
 候事に御座候。長兵も西之宮迄出
 懸居候處、八日夕景官位被復、入洛御
 免、五卿方も同様の趣被仰出候付



西之宮を發し、九日には粟生光明寺
 に陣取いたし罷在候處、早々入京被
 仰出、九門内外警衛の命も下り、十日
 晚より十一日に掛け、六百人計は入
 込相成候次第に御座候。其外勤王
 の兵追々出來、勢ひ盛大に罷成申候
 只今は會桑の兩藩限にて外は傍觀
 の姿に御座候。今日迄は違變の義
 無御座候得共、いまだ全鎮定の譯にも不
 至時機に御座候。尾越
 の兩藩至極の周旋に御座候故、多くは靜
 まり、そのような模様、に御座
 候。幕府の處も大樹は反正と申事、乍
 然下の者沸騰にて、鎮定六

ケ敷被_レ申立候得共、是以虚實は慥に不相分候。朝廷においても三職を被_レ廢、又太政官代の三職を被_レ設候て別紙の通被_レ仰出候義に御座候。例の通、堂上の恐怖には込入申候。兩三日中には形勢相定可_レ申候付、直様平運丸出帆の賦に御座候得共、其内町便被_レ差立候故、大略申上越候。恐々謹言。

十二月十一日夜認

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

【解説】此書は王政復古の大號令喚發以來、十一日に至るまでの形勢を鹿兒島に報知したるものである。前にも述べし如く、蓑田は御側役にて久光に近侍せし故、久光へ言上す

べく、菟田に宛て報知せしなり。此前後菟田宛の書翰多くは然りとす。

隆盛は彼の未曾有の大改革新舊日本の移りかはつた経過を如何に報じてゐるか。先づ土佐老侯容堂の出京が八日になりしたため、大號令御發表は九日に變更されたので、八日朝廷に於ては、二條攝政の召集されし宮家堂上、及び諸侯を合せた會議が始まり、九日の午前六時まで徹宵會議があり、退朝なかりし故、豫め大改革の發令を九日午前六時と定めおかれしに、其事調はず、一時は瓦解かと氣遣ひしに、午前八時より二條攝政退朝あり、それより、他の堂上も追々引取られし故、速に薩兵を出して宮門を固めさせた。尾越、藝三侯には八日より參内、右の朝議に列せられてゐたが、其日宮門警衛の命を受けてゐた尾州兵が時刻を誤り、午前四時より繰出して會議中の攝政以下の人々を驚かしたが、格別の事なくすんだのは大幸であつた。若其節幕府側より、早く宮門を固めつけられたならば危いとこそであつた。此事で一時は危ぶんだが、形勢を盛りかへして薩兵を以て固めつけしに、ちつとも動搖せず、會桑の兵も一時は仰天の様子であつた。といひ、それより會桑二藩兵の二條城に入りし事、長兵の入京、直ちに宮門警衛の任につきしことを叙してゐる。

此に「十日晚より十一日にかけて六百人許りは入込相成」とあるは、長兵の入京が九日のは先鋒で、十日、十一日と段々に到着したものと見るべきである。次に此度の舉に反對

し薩長以下王政復古派に敵對するものは會桑兩藩のみで、外は傍觀の姿とある。それも尾越必死の盡力で鎮靜に至るかも知れぬ。幕府でも將軍慶喜は反正の様子なれども、旗
下沸騰鎮定六ヶ敷いやうであるとある。

次に朝廷新政府の職員等別紙の通仰出されたとある。別紙は今日では能く分らぬが恐らく當日發布になつた諸達であらう。

備考

政治組織改革其他の諸達

一、内覽勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職所司代、總て被_レ廢絶_一候事。

一、三職人體

總裁 有栖川 帥 宮

議定 仁和 寺 宮

中山前大納言

中御門中納言

山階 宮

正親町三條前大納言

尾張大納言

越前宰相

安藝少將

土佐前少將

薩摩少將

參與

大原宰相

萬里小路右大辨宰相

長谷三位

岩倉前中將

橋本少將

尾藩三人

越藩三人

藝藩三人

土藩三人

薩藩三人

一、太政官始追々可被爲興候間其旨可心得居候事

一、朝廷禮式追々御改正可被爲在候得共先攝籙門流の義被止候事

一、舊弊御一洗に付言論の道被洞開候間見込有之向者不拘貴賤無忌憚可致献言且

人材登庸第一の御急務に候故心當の仁有之候はゞ早々可有言上候事

一、近年物價格別騰貴如何ともすべからざる勢富者は益富を累ね貧者は益窘急に至り候趣畢竟政令不正より所致民は王者の大寶百事御一新の折柄旁被惱宸衷候。智謀遠識救弊の策有之候者無誰彼可申出候事

一和宮御方先年關東へ降嫁被爲有候得共、其後將軍薨去、且先帝攘夷成功の叡願より被爲許候處、始終奸吏の詐謀に出、御無詮の上者、旁一日も早く御還京被爲促度、近日御迎公卿被差立候間、其旨可心得居候事

右の通御確定以紙被仰出候事

一八三 品川彌二郎への書

慶應三年十二月廿一日

別紙の通只今申來候付、相分り候儀、卒度御書付被_レ下御知被_レ下度
奉願候。頓首。

十二月二十一日

西郷吉之助

品川矢次郎様

【解説】別紙未だ明かならず。

所談家来れまをて一紙を記

中條より一紙を記し

抄すくを記し

風共平より伝り

二紙其、中抄、

終兵、がりて、

一紙、

一八四 戦闘開始の場合御遷幸

に關する協議書

慶應三年十二月下旬か

一 御決策相立候はば、一發前夜、玉印御

微行の方可宜哉の事

一 砲聲相發候節に臨み、堂々こ鳳輦を

被_レ移候方可宜哉の事

一 山陰道に御掛り被_レ爲_レ在候て可_レ宜哉

の事

一 朝廷においては總裁御⁽¹⁾止相成候方

(1) 有栖川宮熾仁親王

可_レ宜哉の事

一 浪花の戦と相成候へば、京地にては依然として御動座無_レ之方

可_レ宜哉の事

一 中₍₂₎卿は是非御供不相成候ては不相濟其外幾人にて可_レ宜哉御
供の人数、輿丁人夫等の手當も調置候様この事

一 御警衛の人数可_レ相究置₍₁₎この事

一 岩₍₃₎卿は如何にも跡に御踏止り、彈丸矢石を犯し、十分御戦闘の

賦

(2) 中山忠能

(3) 岩倉具視

【解説】 此覺書は朝暮の間に戦闘開始の際、主として聖上の身邊に關し、萬一御動座を必要とする場合、如何にすべきかを嘗て、三田尻に於ける薩長の協議にもとづき、隆盛之を認

め岩倉具視へ渡したものである。其の月日は詳ならずと雖、總裁云々とあるを見れば、慶應三年十二月九日攝政關白征夷大將軍以下の職を廢して、總裁議定、參與の三職をおかれし以後のものなるべく、又「浪花の戰と相成候へば」とあるを以て見れば、徳川慶喜が二條城を出でて大阪に下りし十二月十二日の夜以後のものなるべし。而して明治元年正月三日幕兵の入京せんとする前のものなることは論なし。なほ、文中三條實美卿のことに言及してゐないから、その入京せし十二月二十七日以前のものではなからうか。されば十二月十三四日より同廿五六日頃までのものでなければならぬ。

一八五 揖取素彦への書

慶應三年十二月廿六日

別紙御懇書昨夕御返却可仕の處甚以不埒の仕合御座候。右の御文面にて決して違存は無御座候付返上仕候間御落手可被下候以上。

十二月廿六日

西郷吉之助

揖取素彦様

要詞

【解説】長藩士揖取素彦より建白か何かの文案を示して可否の意見を求めてあつたのを此書をつけて返送したのである。

一八六 蓑田傳兵衛への書

慶應三年十二月廿八日

【解説】此書は京都より十二月二十日以降、七八日間の形勢を鹿兒島へ報じたのである。先づ朝廷と大阪に在る徳川方との關係から説き起してある。即ち慶喜の下阪後、その志と違ひ、會桑及び旗下諸將士の鎮撫却て六ヶ敷、恰も根據を大阪に占めたやうになり、淀伏見へも兵士を繰り出し、薩長と睨みあひの姿にて、漸く不平の姿をあらはしたるにつき、尾越兩侯苦心盡力の次第を叙してある。

（編者曰く、此書には見えてゐないけれど、次に少しく當時の事實を挿入しておく。大阪城中に於ては主戰論が高熱して、舉正退奸の上表が作成され、十八日戸川伊豆守が、それを携へて上京した。それをなだめて、上書を抑留し、慶喜を上京させて、平和に局を結びたい、といふ運動をしたのが戸田大和守、春嶽、容堂等で岩倉具視も其議にあづかつてゐた。而して尾越兩侯より大阪に使者を出し、周旋させてゐたのであるが、薩長へは全く

秘してゐたので、此書にも上表云々の事は少しも見えてゐない。

次には紀州彦根備前因州それから近畿の小藩が勤王を唱ふるに至つたことを報じ、又土州肥後兩藩の態度及び後藤の境遇を叙し、最後に自國の家老小松桂兩人を朝廷より召されしも、小松大夫だけ上京ありて桂大夫は藩に留まり藩の根本に培ひ、國力を充實せしむる工夫がほしいといひ、なほ追啓に廿七日、土藝、長薩四藩の訓練を寂覽あそばしたことを報じてある。

中將様先以御快方可被遊御座恐悅の御儀奉存候。陳者爰許の儀墓々敷運兼不申、徳川氏鎮撫の爲下坂相成候處、尙更模様惡敷相成、根據を占候場合にて、淀伏見邊へ人數を繰出し、彌不平の色を顯し候様子に被相伺候處、尾侯憤發にて御下坂に申時宜に罷

- (1) 伏見には新撰組並に歩兵千餘人を繰出す、遊には戸田伊豆守の隊千二百人出陣す
(2) の一節は十二月廿二日の事なり

申諭其の上承服不仕候はば無致方儀
 に御座候間速に追討の命を被下候
 はゞ親藩たりとも親を絶て可打と
 の言上に相成誠に立派の御口上に
 て御座候。然るに御沙汰に御注文
 有之、所領は矢張徳川氏のものにい
 たし置御政務に付ては御用途丈差
 出との趣意に被相伺申候。土藝此
 説を助けて頻に御周旋相成候處、
 朝廷においては確乎として御動不
 被爲在候處、頻りに歎願いたし、別紙

かりていふ事候。而も、
 彦根藩に於ては、
 御座候處、只今御登相成候ては、尾
 岐長門杯議論相起、暫く上京は御見
 合相成候て、事有る日に至り、王事
 候。備前は確乎として正論相居
 り、君公、此廿四日御發足と申す譯
 に御座候處、只今御登相成候ては、尾
 岐の論に説き込られ候はんこの壹
 合相成候て、事有る日に至り、王事
 候。備前は確乎として正論相居
 り、君公、此廿四日御發足と申す譯
 に御座候處、只今御登相成候ては、尾
 岐の論に説き込られ候はんこの壹

(7) 彦根藩の態度

(8) 備前藩の態度

勤勞いたし候様、朝廷より御達
 相成申候。因州⁹杯も段々勤王説
 を唱へ出し、そろ／＼直掛¹⁰候勢に御
 座候。近畿¹⁰の小藩は多くは歸向仕
 候勢に相見得申候。土州の論勤幕
 か勤王か譯が分り不申候。肥後
 の溝口孤雲、津田山三郎並に高崎左¹¹
 京、此三人は參與、戸田大和守は議定
 に被仰付候様、容堂侯より御建言相
 成、決して參與には御聞せなく、議定計
 にて被相決候様、御申立直様相運候

(9) 因州藩の態度
 (10) 近畿小藩
 (11) 肥後の態度
 (12) 薩藩土後の正風男

御座に奉存候。いづれ桂家には御
國元へ不被爲在候ては相濟申間敷
と奉存候。全體

朝廷よりの御召の譯には御座候へ
共國を以て被爲盡候ものなれば、い
づれ國の本堅く不相立候ては、被爲
濟間敷と奉存候付、宜敷御周旋可被
成下候。朝廷向の處は如何様共盡
力可仕候付、其段者御含可被下候。
細大詳成儀は、大久保より可申上候

御座に奉存候。いづれ桂家には御

國元へ不被爲在候ては相濟申間敷
と奉存候。全體

朝廷よりの御召の譯には御座候へ
共國を以て被爲盡候ものなれば、い
づれ國の本堅く不相立候ては、被爲
濟間敷と奉存候付、宜敷御周旋可被
成下候。朝廷向の處は如何様共盡
力可仕候付、其段者御含可被下候。
細大詳成儀は、大久保より可申上候

御座に奉存候。いづれ桂家には御

國元へ不被爲在候ては相濟申間敷
と奉存候。全體

付、文略仕候。當分は晝夜寸暇無之、朝議は毎徹夜中、々難儀の次第に御座候。少し道が付候は、御暇仕候て罷下度御座候得共、一向墓取り不申、苦心此事に御座候。御推察可被下候。恐々謹言。

十二月廿八日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

追啓上、昨日、土藝、長薩四藩の調練

叡覽に相成、冥加至極難有次第に御座候。

日御門前にて御座候。

(島津忠承公爵家所藏)

別紙

今別紙散逸す。乃ち當日決定せられし徳川家處分案に依りて此處に之を補入す。

一 今般辭職被聞召候付ては、朝廷辭官の例に倣ひ、前内大臣と被仰出候

一 政權返上被聞召候上は、御政務用途の分領地の内より夫々取調の上天下の公論を以て御確定可被遊候事

右兩件心得迄御沙汰候事

此處より高崎左京義仁門公より御願にて山階宮より御借受相成、御付にて罷在候處、誠に因循説を以て仁門公を惑し、所謂後藤の説を信じ、陰策有之、度々堂上方より御付人召替吳候様承候得共、差たる義も仕出しはなり申間敷候間、御懸念被下間敷と申上置候て、夫形打捨置候處、仁門公御

一八七 別 啓

編者曰く此書恐くは、前書十二月二十八日付、菱田傳兵衛宛の追啓ならんか、少くとも此頃のものでなければならぬ。因つて姑く此處に編入して後考を俟つ。高崎の京都出發は明治元年正月十日のやうである。

追啓上高崎⁽¹⁾左京義仁門公⁽²⁾より御願にて山階宮⁽³⁾より御借受相成、御付にて罷在候處、誠に因循説を以て仁門公を惑し、所謂後藤の説を信じ、陰策有之、度々堂上方より御付人召替吳候様承候得共、差たる義も仕出しはなり申間敷候間、御懸念被下間敷と申上置候て、夫形打捨置候處、仁門公御

(1) 高崎正風のこと
(2) 仁和寺宮嘉彰親王 (後の小松宮彰仁親王)
(3) 山階宮晃親王

御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は
 御座候に御座候し候は

參内中も三四度御呼出し申上、始終因循論を吹
 込め、英邁の御生質を俗論に導込候事にて、一同
 堂上方憤激被_レ致無_レ致方御差下し相成候間左様
 御含可_レ被_レ下候。必、罷下候上は妖説を唱へ候は
 んと奉_レ存候。一藏と私兩人の處相除候へば邸
 中は決して暴論にて無_レ之抔申觸れ、邸中にてても大
 に沸騰仕候次第、勿論舊幕にてても後藤邊と相合
 し、其策は餘程相盡し候ものご相聞れ申候。自
 分の事彼是申上候も誠に汚顔の仕合に御座候
 得共、事實不相分候故申上置候付宜敷御含可_レ被_レ
 下候。

(大久保候爵家所藏)

【解説】これは高崎左京即ち後の正風を京都より鹿兒島に差下すこと及び其理由を報じたのである。

左京は初め尹宮に出入してゐたが、後に山階宮の附人となつてゐたのを、仁和寺宮から山階宮に相談になつて、仁和寺宮の御用を務めてゐた。所が元來、公武合體主義で西郷、大久保の討幕論には反對であつた。特に此書にも見えてゐるやうに、此頃は後藤の説に共鳴して、薩藩々論の邪魔をするといふ譯で歸國せしめられたのである。案するに、左京の公武合體主義は其因て來る所深し。左京前に佐太郎と稱せし頃、文久三年八月三條實美以下の少壯過激なる勤王派が、長州其他の武士と相結びて、朝廷に跋扈し、天皇いたく之を憂慮し給へるを知り、同藩の高崎猪太郎(五六)等と語り、會津藩と結びて、朝廷の大變革を策し、討幕を唱ふる急進派の公卿を斥け、長藩禁門警衛を免じ、公武合體派の勢力を朝廷に樹立した。それより會津聯合の勢力で一時政局の安定を來したのである。されば高崎は薩藩の功臣たりしと同時に朝廷の功臣であつた。併そのために兩高崎は長藩其他の勤王志士から非常に悪まれた。ところが隆盛の元治元年南島の謫居より召還されて上京するや、是迄高崎等の執つて來た薩藩の外部に對する政策をかへて、會津と離れ、その方針を勤王討幕に向けて行つた。薩藩の惡評が勤王志士の間から消えて行つたのは、これ

が爲である。其等の経過は既出の書翰自ら之を語つてゐるが、今此機會に改めて其事情を叙しておく。

更に今一言附け加へておきたいことがある。隆盛等は斯くして正風を國へ追ひかへしたが、決して彼を罪せなかつた。後(明治二年)薩藩々政改革にあたり、櫻島の地頭に任じ又中央政府にも出るやうになり、明治四年には岩倉大使について洋行した。隆盛等がその行を悪んでその人を捨てなかつたことがわかる。

一八八 大久保一藏への書

慶應三年十二月廿八日

別紙今日江戸飛脚より到來いたし候間、差上申候。御覽の後は大
大夫え御廻可被下候。以上。

二十八日

西郷吉之助

一 藏 様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】たゞ二十八日とのみありて年月不明であるが、今、原本記入の註に従ひ、此處に編入する。

戊辰戰役時代第一期

戊辰戰役時代第一期

小引

戰爭は始つた。遂に最後の幕は開けたのである。戊辰正月三日、鳥羽伏見の戦で、幕軍は一敗地に塗れ、慶喜及び會、桑兩藩主は朝敵の汚名を蒙り、薩長は大勝に乗じ、錦旗を押立て、賊を追討した。その猛氣當るべからず、天子を奉護して四方に號令するに至つた。

顧みれば、隆盛等が討幕の意を決し、其藩主島津忠義を奉じ、數千の兵を率ゐて京都に入つたのは、慶應三年十一月二十三日であつた。此時幕府の政權奉還は既に定まつてゐたが、未だ朝廷には政務遂行について十分の機關が出来てゐなかつた。徳川慶喜の將軍職も未だそのまゝにして、大小の政務は、なほ舊に依り、隋勢で進行してゐた。勿論、徳川家の采地八百萬石は、そのまゝであるが、朝廷には未だ歳入の途が立たぬ。幕府は名を捨てたが、その實はなほ存し、朝廷は名を收めたけれども、未だ其實を得なかつた。薩長は決して之に満足しない。嘗に満足せなればかりでなく、數百年の積弊を打破し、帝國の基礎を確立して、皇威を宇内に輝かすため

には、結局戦争でなければならぬと十分の決心を有つてゐた。それから十二月九日、朝廷の大改革となつて、王政復古の大詔喚發せられ、新に三職を設けて、新政府を組織せらるゝに及び、慶喜及び會桑二藩は全く除外された。慶喜と好かつた前内閣員とも稱すべき攝政、親王、公卿等は悉く罷められて、閉居謹慎を命ぜられた。

隆盛等は言ふまでもなく、重きを大義名分においた。朝命でなければ決して動かない。私闘は飽くまで避けねばならぬと心得てゐた。慶喜といへどもまた然り。彼は尊王の本尊ともいふべき水戸家の血をうけてゐる。朝廷尊崇の點に於ては決して人後に落ちる人ではなかつた。彼が怒れる會桑及び旗下を慰撫しかねて、大阪に退いたのも、朝敵の名を負はんことを恐れた爲である。薩長は更に慶喜に迫るに、辭官納地を以てして恭順の實を示せよと強請する。旗下及び會桑の憤激は絶頂に達した。尾越土は頻に平和的解決に奔走して居る。その調停將に成らんとして、たまたま大阪に達した江戸薩邸焼打の警報が導火線となつて、戦機を激發した。討薩を叫べる旗下會桑の憤兵は、朝命を省みずして鳥羽伏見を突破せんとして彼の戦争を惹起し、遂に慶喜の苦心を空しくせしめた。勝海舟は、其後鳥羽伏見の擧を論じて、「關東の士官何ぞ其略無きや」と云つてゐる。慶喜も江戸へ歸城の後部下を集めて、「我不肖、多年禁闕に接近し奉り、朝廷に對し奉りて疎意なし、伏見の一擧實に不肖の指令を失せしに

囚れり、計らずも朝敵の名を蒙るに至つて今また辭なし。」といつてゐる。其志眞に憐むべしといはねばならぬ。而かも隆盛等は皇國の爲に斷乎として、彼の一大戦争を開始したのである。議論はさておき、幕軍は隆盛等の術中に陥つたのである。薩長は之によつて官軍の名を十分に獲得し、連日の追討に一敗だにしなかつた。當時、京畿に於ける幕府、會、桑の兵は、薩長に數倍し、且、慶喜に心を寄する一二の雄藩もあつたので、薩長は豫め敗戦に處する準備もあつたが、幸に其策を用ひるに到らず、鳥羽、伏見の大勝利は獨り薩長の幸のみでない、明かに皇國興隆の運命を示した。六日、慶喜の急遽東走するに及び、近畿以西忽ちにして平定し、天下の嚮背は略定まつたのである。今、編者は戊辰正月より二月十二日、隆盛東征の途に就くまでを以て、戊辰戰役時代第一期とし、此間に於ける書翰二十九通を左に收むることにした。當時、京攝の狀態と隆盛の心事とは、髣髴として讀者の心眼に映するであらう。

一八九 菱田傳兵衛への書

明治元年正月朔日

昨夜出羽秋田藩高瀬權平、楠英三郎と申者、御留守居方附役遠武橋二方え參、申出候は、兩人の者共外に五人、君侯御上京の論偏に相立候處、用人の奸相拒、⁽¹⁾迎も勤。王の道不相行、⁽²⁾終に斬奸に及、身を御邸内に相投、⁽³⁾田町御屋敷え潜匿いたし候て、蒸氣船の出帆を相待罷在候處、二十八日出帆被相究居折柄二十五日朝、關太郎參申聞候者、只今酒井左衛門尉手勢並歩兵、⁽⁴⁾上御屋敷を取卷、御留守居へ面會致度段承候。就ては此内より御屋敷内え被相置候浪人共可引渡、この趣と相見得候付、穩に談判可致含には候得共、如

(1) 薩藩京都留主居

(2) 秋田藩主を指す

(3) 江戸の高輪なる田町薩摩屋敷 (4) 薩藩江戸本邸(今の三田四國町)

何様變を引出候も難計、此上は七人の御身上大事を抱居られ候
 御方の事故、暫、邸内を相逃吳候様承候付、無據相去候折柄、早、田町
 え掛候時分より砲聲相起、品川邊え參候節は、最早火の手も起候
 付、直様上京仕候次第に御座候。外五人の者共には跡の成行得
 と見届候上罷登候様申付罷越候この趣にて、大に驚駭いたし候
 仕合に御座候。右様の變動故、一左右可申越道も有之間敷、畢竟
 二十三日御城出火翌二十四日迄燒通し候由に御座候。就ては
 右出火の起、浪士共え不審相掛候儀か、甚暴動の次第に御座候得
 共、何分様子不相分候付、早々探索の者差出候儀に御座候。江戸
 におひて諸方え浪士相起、動亂に及候趣に被相聞候間、必、諸方え
 義舉いたし候事か、被相察申候。京師におひても相響候趣と

被_レ相聞_レ妥許にて壯士の者暴發不_レ致様御達御座候得共、いまだ譯も不_レ相分_レ、何れを可_レ正筋も無_レ之、其内決して暴動は不_レ致段御届申出置候儀に御座候。全體九日以來の處、大に舊幕の輩相惡居候儀に御座候え、早く江戸の浪士を倒し候策かと被_レ相察候儀に御座候。百五十人計罷居候て決して暴舉いたす賦とは不_レ相見得、京師の暴動に依り、如何様共可_レ致この様子にて、乙⁽⁵⁾名敷罷在候趣は近頃迄相聞得居候處、右等の恐有_レ之、先をいたし候ものか、殘念千萬の次第に御座候。何分、細事不_レ相分候付、委敷相分候はゞ又々可_レ申上候。其内荒々相知候丈申上候間、左様御含可_レ被_レ下候。蒸氣船の儀は其節に望、出帆いたし候共、又は燒亡に及候共申事に御座候へ共、虚實不_レ相分事に御座候。以上。

(5) 乙名敷(おとなしく)は大人しく

正月朔日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

(大久保公爵家所藏)

【解説】此書は京都に於て、江戸薩邸焼打の第一報に接し、それを鹿兒島へ通知したのである。此第一報は本文に見えてゐる通り、廿五日朝焼打の始まつた頃、田町の薩邸を出立して、晝夜兼行大晦日の夜京都に着した秋田藩の高瀬、楠兩士によつてなされたのである。さて江戸薩邸焼打は如何にして起つたかといふと、前にも叙した通り、薩藩が京都で事を擧ぐるについで、隆盛等は關東にも争亂を起させやうとして、益滿休之助、伊牟田尙平に命を授けて江戸に遣した。これは京攝に砲火のあがつた折、幕兵の西上を妨げ、其力を分たしめやうといふ計略であつた。益滿、伊牟田の江戸下向は慶應三年九月頃であらうと思ふ。

益滿、伊牟田は當時の所謂豪傑であつた。伊牟田は嘗て浪人して關東の浪士達の間

は既に知られてゐた。彼等は江戸について三田の薩邸に入り、留守居篠崎彦次郎に話して、公然浪人を募集した。其時篠崎は藩主島津修理大夫の名を以て、天璋院様（島津家の出にて十三代將軍の御臺所）守衛の爲に諸浪人を召抱へるといふ届書を出したといふことである。

故板垣伯の話に「慶應三年の夏、京都で西郷に話して、自分が江戸の土藩邸へかくまつてゐた中林勇吉、里見二郎、相良惣藏といふやうな人等を初とし、若干の浪士を薩邸に引受けてもらつた。」とあるが、この浪士をもとにして多數の浪人を薩邸に抱へておいたといふことである。その人數は五百人と見えてゐるものもあるが、此書には百五十人許とある。これが眞に近いのではあるまいかと思ふ。それらが毎晩隊を組んで、江戸市中の豪家に押入り、掠奪殺人を敢てした。彼等の暴行は江戸ばかりに止まらず、相州、武州、野州邊にまで及んだのである。

折しも、十二月廿三日に江戸城の二の丸が焼けた。必定、薩藩で放火したものであるといふ風説が高まり、又、諸方暴行の源も薩邸に出づることがわかり、幕人中血氣の者は大に憤慨してゐたが、うっかり手を出しては薩人の術中に陥る故、先づ忍ぶべしといふものもあつて、兎に角將軍の下知を待たうと云ふ事になつてゐた折柄、暴行の一隊は當時江戸市

中の警護の任を受けてゐた庄内藩の陣屋に向つて發砲するに至つた。其處で庄内藩に於てもたまりかね、幕府へ薩邸包撃をせまつた。幕府も遂に意を決して、二十四日の夜薩邸打拂の令を庄内藩主酒井左衛門尉に下した。かくて三田の薩邸並に島津の分家たる佐土原邸は、二十五日早朝から庄内外數藩の兵に包圍されて焼打にあつた。これで幕薩の關係は斷絶した。戦争は既に開始されたのである。

一九〇 大久保一藏への書

明治元年正月朔日

別紙の通申來候。彌相違は有之間敷、昨日⁽¹⁾出羽秋田藩の者潜伏
いたし居候處、俄に立去候様承、夫形上京いたし候由にて中途に
出懸候處早砲聲を聞て參候趣に御座候。當分の處にて迎も御
國者にては江戸へ出懸候儀も相調申間敷候へば、海江田⁽²⁾手先の
者探索方として江戸迄被差遣候儀は如何可有御座候哉。御船⁽³⁾
も二十五日出帆の處、二十八日に延居候この咄に御座候。是以
相失ひ候かも不被計候間、此旨早々奉得御意候。頓首。

正月朔日

西郷吉之助

(1) 「昨日」の下に「承り候處にては」の一句を補うて見るべし
(2) 海江田信義、當時京都に在りて薩藩のために働く浪士輩を統轄してゐたものご見ゆ
(3) 薩艦朔鳳丸

大久保一藏様

要詞

(大久保公爵家所藏)

【解説】別紙とあるは在阪の木場傳内より届出でた江戸焼打の知らせで、此事件について京都薩邸に達した第二報である。

そこで隆盛は別紙を添へて此書を大久保に贈り、「至急詳細な事情を探索させたい。それには薩人では到底駄目であらうから、海江田の手に屬してゐる者でもやつたらどうか。江戸灣投錨中の薩艦の事も氣づかほしいから」と言つてやつたのである。

さて、又、木場傳内は、大阪の惣年寄江川庄左衛門が大坂城中に達した該江戸薩邸焼打の報告を探聞して、知らせたから、早速之を届出たのである。

備考

木場傳内より京都薩邸への届書

別紙寫の通御出入惣年寄江川庄左衛門より爲知越候付相認此段御届申上候。以上。

大阪

辰正月朔日

木場傳内

御家老中様

(別紙)

去月廿三日朝、酒井左衛門尉様御屋敷へ御當家様御家來の趣にて御越相成、何か御駈引有之候末、酒井様より幕府へ右御入數御召捕被成度旨被仰立候處、御差支無之段御達相成候付、酒井様より當御屋敷へ御入數被差向、右御家來御渡可相成旨、御引合相成候得共、御承知無之、翌廿四日又候御引合相成候得共、同様の御儀付、翌廿五日御名前不_二相知_一十四家様御人數三ヶ所御屋敷御取卷、戰爭に相成、多分御討死、殘御人數は品川に御碇泊の御軍艦へ御退相成候處、幕府御軍艦と又々沖中にて戰爭相成、右戰爭中、幕府より當御城へ御注進相成、未_レ勝敗は不_二相分_一と申、御文通の趣、右に付昨夜御評議の上、來る四五日比には御上洛相成、右等被_二仰立_一大事件にもおよび可_レ申と風説承候。猶幕府の御模様内々探索仕、相變候儀も御座候得者、早々可_レ申上_二候_一。以上。

一九一 大久保一藏への書

明治元年正月二日

別紙只今到來仕候。明朝は長州の廣澤等⁽¹⁾へ引合、其上帥宮⁽²⁾へは
 委敷申入候様可仕候付、貴兄は何卒岩公⁽³⁾へ御出被下度、五ツ前に
 御返答申上候様承知仕候。大雲院⁽⁴⁾の儀は、佐次右衛門様⁽⁵⁾へ御間
 合被下候て形行御申出可被下、色々歎願申上候由にて、別に御見
 立可被成との事に御座候間、宜敷御願申上候。以上。

正月二日

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

(1) 廣澤兵助(眞臣)

(2) 有栖川宮熾仁親王

(3) 岩倉具視

(4) 京都寺町に在り

(5) 岩下方平

【解説】正月二日は會桑及び舊幕兵の北上を決し、大阪より其前陣を繰出した日である。越前春嶽、土佐容堂等は、此時まで、なほ平和的解決を期し、越の中根雪江は岩倉卿に謁して、徳川慶喜入京の事について、數條の質問を文書にして差出した。岩倉は其書を受取り、衆議に附して答ふべしとて後命を待たしめた。

此書の發頭に「別紙」とあるは、蓋中根の質問の趣を岩倉卿より薩藩へ送達したものであらう。「五ツ前に御返答申上候様」とあるは、其日の午后八時までに返事するやう岩倉より申來りしものであらう。

「大雲院の儀」より以下は前半とは全く別問題である。これは恐く兵舎に充つるため借入の交渉に關する事であらう。

さて、又、中根の質問の書面といふのは

一 午刻前上京相成候はゞ直に參内、午刻後、上着相成候はゞ翌朝直に參内致候様可相成哉

一 參内の上、表向辭官の御手續相濟候上は、政府御用途全國高割の義も、即日列藩へ御布告可相成哉

一 參内の節、即日職掌可被仰付哉

- 一 上京の節相應の人數引卒の事
 - 一 參内の節九門外迄是迄の通、兵隊引卒の事
 - 一 九門内は是迄よりは人數多く召連可申事
- 尤上下着の向にて兵仗は無之

これであつた。大久保から二日付で隆盛への答書がある。多分此書に對する返事である。即ち、

大久保よりの返書

拜見別紙一覽の上返上仕候。然ば、尙亦退て及熟考候處、今形、慶喜上京相成候ては、實以難取返次第に立至候は必定に候間、是非會桑歸國取計、上京と申、今日之御達振ならでは、難相濟奉存候。若無其儀、上京相成候得ば、戰は窮て出來不申、今日に相成候ては、戰に不及候得ば、皇國の事は夫限水泡と相成可申、就ては猶勘考の次第も御座候付、明朝早目參上可仕候間、左様御承知可被下候。事理と勢とは未然に相察、斷然、盡死力不申候ては、勢不及日に至り窮策に出候様にては、甚遺憾の至に候はずや、深思熟考いたさずんばあるべからざる場合と、私においては決定仕候。幾重にも篤と御賢考被成可被下候。委曲明朝拜晤可申上候へ共、乍序此由奉得御意候。頓首。

正 二

大 久 保 一 藏

西 郷 吉 之 助 様

右で以て本書の意味も判然するやうである。大久保の意見は、慶喜の上京は當日既に朝令ありし如く何處までも、會桑兵歸國の上にせよ、といふのである。

一九二 大久保一藏への書

明治元年正月三日

今曉伏見出張の坂本廉四郎より問越候趣は、會並松山、志州、鳥羽の人數戎装にて着伏相成登京の節有之候付、土州、長州と相談いたし、一應可及談判、勿論何分

朝廷よりの御沙汰被爲在候迄は相控候様可取押候へ共、押て罷登候は、防戦に可及この趣申遣候付、早々出殿仕様子相待居事に御座候。いまだ長州引合處にては無之、二の手繰出し等の手配にて御座候。早々御出勤可被成下候。いまだ如何模様は不相分、形行は

朝廷に御届申上置候間右様御含可被下候。此旨御報迄早々如
斯に御座候。頓首。

正月三日

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

(大久保侯爵家所藏)

【解説】兩軍の戦機將に動き、鳥羽伏見の間には殺氣天に漲る。徳川方の先鋒伏見に着し、薩長の兵を一蹴して上京せんとする勢である。薩長土の守兵は朝廷より何かの御沙汰あるまでは先づ差控へられよ。理不盡に通過せんとするならば砲火あるのみ、と砲口を開いて相對峙す。

伏見在陣の薩藩軍賦役坂本廉四郎急使を馳せて此趣を薩邸に報じ、且朝旨をうかどふ。

隆盛即ち朝廷に右の趣を届出で、又薩兵増援の命を下し、此書を以て大久保に出邸を促したのである。血湧き肉躍る光景想ひやるべし。

末段「長州引合どころにては無之」とあるは、前晚大久保へ送りし書面、即ち前書に「明朝長州廣澤に引合云々」とあるを受けたのである。今朝の事について云へるにあらず。

一九三 揖取素彦への答書

明治元年正月三日

御返書忝拜誦仕候。陳者鳥羽街道へも出懸候はんかご相察候付、彼方へも手配仕候付御含置可被下候。尤戎装にて登京の儀は、何分朝廷よりの御沙汰有之迄は相控候様、巡邏の三藩より談判に可及趣は、只今御届申上置候付、左様御納得可被下候。此旨又々奉得御意候。頓首。

正月三日

西郷吉之助

揖取素彦様

要詞

【解説】これは當日長藩拵取素彦への第二信である。その第一信は未だ之を得ざるも前書大久保へのものと同じく伏見の狀を報じたものであらう。その書に對し拵取よりの返書あり、その返書を見て更に此書を發したのである。巡邏の三藩とあるは薩長土の三藩である。これは舊臘徳川慶喜下阪の後、麾下會桑等不穩の狀ありしを以て、警戒のため諸藩に巡邏を命じてあつたのである。

井上別紙相認參候間正治へも談合
 いたし候處何も異存は無之この事
 に御座候。少々異同も有之候得共
 其邊は宜敷御辯解可被下候。一發
 直様玉を移候儀は、大に人心にも關
 係可致候間、暫時は御見合相成候方
 宜敷は有之間敷かこの趣に御座
 候。西之宮へも長兵四百計備兵貳

一九四 大久保一藏への書

明治元年正月三日

井上別紙相認參候間正治へも談合
 いたし候處何も異存は無之この事
 に御座候。少々異同も有之候得共
 其邊は宜敷御辯解可被下候。一發
 直様玉を移候儀は、大に人心にも關
 係可致候間、暫時は御見合相成候方
 宜敷は有之間敷かこの趣に御座
 候。西之宮へも長兵四百計備兵貳

(1) 岡山(池田家)の兵

百計大洲の兵も罷在候付是にて踏
 止候ては甚不利の譯に御座候間西
 之宮の兵悉く繰上一發するや否丹
 波の笹山³を突候手筈に御座候。尾
 之道の兵速に張出し姫路を落し候
 策又長國の兵は速に藝地へ繰込候
 様手筈可致この事に御座候間其段
 御含居可被下候。此旨早々奉得御
 意候。頓首。
 正月三日 西郷吉之助
 大久保一藏様

(2) 伊豫の大洲藩(加藤家)の兵

(3) 青山家の城地

要詞

(大久保侯爵家所藏)

原上り相のさうを御あは
りしこそははたはふふ
アトみふふふふふふふ

アトみふふ

大久保一書
世二号
前日

【解説】此書は岩倉邸に推參中か、或は參朝中の大久保へ贈つたものなるべく、恐らく前者であらう。

井上馨が長藩邸で定めた計畫を薩邸へ持參して隆盛に相談に及んだ。隆盛は薩軍の參謀長の位置にゐた伊地知正治に示したが異存はなかつた。そこで朝廷の同意を得ておくために、之を大久保に贈り、然るべく措置せんことを依頼したのである。

書中「少々異同も有之候得共云々」とあるは前日、岩倉、西郷、大久保、廣澤等の集會で協議した所

と少々異同あることを云つたのであらう。其協議といふのは、(一)萬一、伏見鳥羽の戦利あらずば、聖上は准后御方及び桂宮(淑子内親王)と共に、三條、中山の二卿を従へ、密に内裏を出でさせ給ひ、薩長二藩の兵之を護衛し、山陰道より藝備の間に幸し、形勝の地を選びて蹕を行宮に駐め、討賊の詔を四方に下し、二藩の兵を増發して西南の諸藩を徇へしむる事、(二)岩倉は有栖川宮を奉じて京都に留り奮戦して支ふべからざるに及び、始めて尾越二藩の兵を従へ、陽に叡山遷幸の狀を爲し、賊軍來り攻むるに及び、險によりて防戦する事、(三)其間に仁和寺宮、知恩院宮を東北諸國に下向せしめ、令旨を頒ち、勤王の兵を招集して江戸城を衝かしむる事等であつた。(なほ以上の案は本卷一八四所載隆盛の嘗て策したる案によつて定めたものである。)而して井上の携へて來た別紙といふのは、長藩片野十郎等の畫策した左の案であらう。又書中「一發直ちに玉を移し候儀」以下は井上の口上を報じたのである。

- 一 當所居合の三中隊の御所警衛は、御微行相決候上、直様供奉の事
- 一 西之宮邊三藩の兵、直に有馬より三田通り、丹波笹山へ引揚の事
- 一 東福寺、光明寺の兵は、平公を將として伏見邊衛殿の事

- 一 伏見衛殿の我兵引揚候節は、一先天龍寺へ集合の事
- 一 尾之道の兵は備前兵と合し、姫路を突く事
- 一 藝備へ急速出兵の事
- 一 雲州へ急速手下しの事
- 一 高野の兵速に大和より宇治通り、伏見に出張、衛殿兵に相應すべし
- 一 兵庫滯泊の我軍、速に備海邊へ廻すべし

掌候。頓首。

正月三夜

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 當日隆盛は諸般の對策を終へ、朝廷向の事は大久保へ一任して、自らは伏見まで戦況視察に出かけた。此書はその報告旁初戦大捷の祝辭を述べ、追討將軍御任命について、盡力を依頼したものである。本書を認めた時刻は夜分であるが、大久保はなほ參朝中であつた筈である。

一九六 廣澤、井上への書

明治元年正月三日

別紙の通東久世様より御達相成岩下佐次右衛門え名代承候て御通申上候様この事に御座候に付、早々爲持差上候付、御落手可被下候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

正月三日

西郷吉之助

廣澤兵助様

高田春太郎様

拜呈

【解説】 此書は正月三日鳥羽伏見に於て開戦の當日、長州藩の廣澤眞臣、井上馨（當時、高田春太郎と變名す）にあて、朝旨を傳へたのである。「別紙」はよく分らないが、當時、危急の際にあたり、薩長二藩へ下されし緊急の御達であつたかと思ふ。とにかく長州への御達は薩藩家老岩下佐次右衛門（方平）が代理で受取つて、それを隆盛より送り届けさせたのである。

一九七 大久保一藏への書

明治元年正月五日

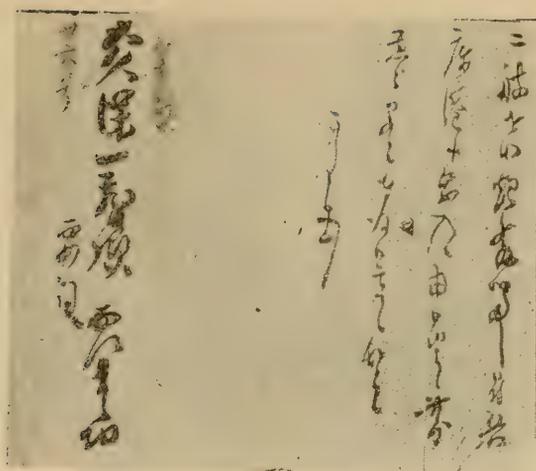
今曉より淀城へ取掛賦にて、二十柵二丁
 昨夜申來候故、差遣置申候間、速に焼落し
 可申と奉存候付、淀の賊兵退散いたし候
 は、直様、八幡、山崎の御固は官軍へ繰替
 被仰付候様、御達相成候處、御盡力被成下
 度、御願申上候。
 一伏見の儀、只今一二小隊を以相固居候
 由に御座候得共、只未迄にては不相濟

(1) 陣地より申來りし也

久留島様にて
 御座候間、鎮撫の者久留島様にて
 も被仰付候はゞ、是を助けて如何様共
 鎮撫の道は相立可申、いづれ小諸侯に
 ても、君公出張居不申候ては、土地の人
 心安堵も六ヶ敷候付、誰様にても宜敷
 御座候得共、久留島様には何方も不被
 仰付候はゞ、折角の御願も御座候由に
 被相聞、何か御勤被成度この事御座候
 間、卒度申上置候。

一 大坂より一人、飛脚參申出候は、御屋敷
 も自ら火を掛、詰人數は都て御當地へ

(2) 久留島通靖 (豊後、森藩主)



罷登來候由御座候。道筋は丹波路か
 大和路かの間にて御座候由申出候。
 二日大坂より平運丸出帆の處、徳川船
 二艘を以砲發いたし候付、兵庫港へ乗
 入候由御座候。此旨荒々早々奉得御
 意候。頓首。

正月五日

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 四日には仁和寺宮嘉影親王を征討將軍に任じ、錦旗節刀を賜る。宮は大命を拜

し直ちに進軍あらせられ、東寺を本陣と定められた。隆盛薩の諸隊を指揮し、五日には淀城攻撃の豫定にて其準備をなしたること本書のごとし。彼は必勝を期してゐた。未だ戦はない前に「淀の賊兵退散いたさば直ちに八幡山崎の御固は官軍へ繰替仰付られ候様御達相成度御盡力を願ふ」と述べてゐる。

是より先、大阪より伏見までの要地には幕軍を配置してあつた。其内、淀城は稻葉家の居城で、山崎は津藩即ち藤堂の兵で固めてゐた。然るに、此日、淀は官軍に屬して幕兵を入れず、津藩また官軍に應じ、既に敗走しつゝある幕兵を討つたので、幕兵は散々な目にあひ大阪さして潰走した。

なほ、久留島家は豊後の小藩であるが、藩主自ら出で、従軍を請うて止まず、隆盛乃ち伏見の警固にあてんことを建言したのである。「大坂より一人飛脚云々」は大坂に於ける薩邸の始末及び薩の汽船平運丸の兵庫港へ遁れた事を報じたのである。

大阪は敵地である故、木場傳内等止むを得ず自ら火を放ちて退散したること本文の通である。

一九八 岩下佐次右衛門への書

明治元年正月五日

連日戰居候二隊、爲_レ休息、只今歸陣仕候。今朝掛の合戰は餘程難
義いたし候得共、悉く打挫、淀城迄追詰候處、賊兵より橋を絶、淀の
城中より仁和寺宮え歎願の趣有_レ之、城えは砲丸を打込不_レ申町家
の賊巢を燒落_レ、堤えは番兵を殘し置、外休息爲_レ致候間、右の形行は
御申出置被_レ下度、奉_レ合掌候。頓首。

正月五日

西郷吉之助

佐次右衛門様

御侍史

(徳富猪一郎氏所蔵)

【解説】此書は五日の戦報である。此朝官軍は鳥羽、伏見の兩道より進撃したが、舊幕の兵は一手になりて二道の官軍に當り、大激戦となつた。征討將軍宮錦旗を翻へして親しく軍を督したまふ。官軍の士氣大に振ひ、賊軍悉く敗走に及んだ。

官軍追撃、淀城近く追詰めたれば、賊兵橋を斷ちて防戦した。此時淀城中より宮へ歎願の趣ありて、城攻めを中止した。こゝで淀城は官軍に應じて、幕兵の入城を拒んだのである。官軍乃ち淀城下の町家を焼いて、賊兵を走らせ、堤には若干の番兵を留置き、他は休息させ、隆盛は本陣にかへりて、此旨を届け出たのである。

一九九 某氏への書

明治元年正月六日

二城⁽¹⁾の義は、昨日明渡相成候由にて、今日は尾藩より器械⁽²⁾取調可
申上段御達相成居候由御座候付、二條城より相受取候筋か、又は
尾藩より取揃差送候譯か、いづれ明渡相成候は、二條城は誰か
御預りにても有之そふなものと相考申候に付、右⁽³⁾の方より引渡
可相成筋と奉存候。何分表通高野へ差送候様、御達相成この事
に御座候間、左様御含可被成候。此旨又々奉得尊意候。頓首。

正月六日

吉之助

(1) 二條城 (2) 銃砲等の武器を指す
(3) 二條城を預かりし方よりといふなり

【解説】本書は宛名を逸してゐるが、岩下佐次右衛門(方平)へ宛てたものではないかと思ふ。

書中「高野へ差遣候様御達云々」とあるは舊臘侍從鷺尾隆聚等朝意を奉じ、高野山に赴き勤王の旗を掲げてゐた。其方へ送附するやう御達になるとの事であるから、左様御含み下されといつたのである。

二〇〇 大久保一藏への書

明治元年正月七日

兩日不_レ得_二御意候處、昨夜は御出張の由、途中にて御行逢爲_レ申由御座候へ共、跡以承候事に御座候。東寺の方は先づ穩成譯にて懸_か口_{ぐち}等の令を下され候譯にも無_レ之、却て軍の模様は如何と御尋共參候位の事、御座候間、貴兄御滞留無益の事と奉_レ存候間、先づ御歸り被_レ下度、八幡山崎の要所を占候間、今迄の手筈にては不相濟候付、得_レ成算を定_{さだめ}夫より追々責付候方可_レ宜と相考候付、當分の處は番兵を居へ、一應人數も繰上、其上相掛候筋に申遣候間、右等の處を以今日は御引取被_レ下度奉_二合掌候。頓首。

正月七日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】六日、大久保は東寺に赴いて、征討將軍宮の軍事參謀となり、隆盛は同夜京都にかへつたのである。然るに大久保は朝廷の謀臣として一日も缺くべからざる人である。岩倉卿の如きは、此多事の際彼を陣地に置くは不得策であるといつて切に召還を希望して居られた。隆盛乃ち此書を贈つて彼を呼びかへさんとしたのである。案ずるに、大久保は七日淀城に入り、八日宮に従ひて八幡關門邊の戦地を巡覽したまへ、慶喜歸東の報を得、打合せのため京都に歸つた。それより再び軍に従ふ事を許されず、軍事參謀には大山格之助を以て彼にかへた。

二〇一 本田勘解由への書

明治元年正月七日

去る三日、不_レ計も賊軍より兵端を開き、一時は混雜致候得共、終に打挫、日々戦争、官軍毎に勝利を得、昨日迄八幡の賊巢を責拔、橋本迄打拔候事に御座候。就ては、此上は華城一段に相成候間、得_レ廟算を立、責掛候賦に御座候間、只今其許に屯集の兵暴舉に及び候ては、大に官軍の人氣に相掲り候に付、京地の官軍と一時に手筈を合し、俱に責寄せ候様仕度御座候間、何卒、期限を定め可_レ申上候間、其内必御動搖不_レ被_レ爲_レ在様御申上置被_レ下度、態々以_レ書_レ面_レ奉_レ得_レ貴意候間、宜しく御取成被_レ下度御頼み申上候。以上。

正月七日

西郷吉之助

本田勘解由様

〔解説〕宛名の本田勘解由は土佐藩士にして此時侍従鷺尾隆聚に従ひて高野山にあり、鷺尾侍従は舊臘八日内勅を奉じて浪士及び十津川郷士數十人を率ゐて、十二日高野山に登りて、勤王の旗を擧げ、一山の僧徒及び十津川郷士を味方とし檄を傳へしかば、浪士の來り屬するもの數百人に及んだ。是れ紀藩の背後を扼し、大阪城を牽制せんとする策に出たのである。

隆盛是に於て此書を送り、六日迄の官軍の勝利を報じ、大阪城進撃につきては、十分軍略を定め、手筈を合せて攻むべきにつき、當方より何とか通知するまでは静まりて、單獨の行動なからんことを要求したのである。

二〇二 桂右衛門への書

明治元年正月十日

中將様益御機嫌能被遊御座、恐悅の御儀奉存候。陳ば去る三日
徳川暴舉の振舞、先日申上置候通に御座候。六日迄は八幡へ押
詰、難なく攻落、橋本迄追詰候處、山崎御固は藤堂にて御座候處、是
も官軍に屬し、共に相戦候故、譯もなく攻落、追卷り候處、枚方迄も
足を止候儀不相成、勿論枚方え出張の兵も共崩いたし、大坂へ逃
去候處、大坂城大恐怖を懷、一足もたまり得ず、薩長の兵今夜押寄
も不被計この事にて騒立、取る物取あへず、逃支度を成し、七日朝
より八日迄に相掛、一人も不殘、大坂城中を逃去、越前藩大坂詰の

者を招呼、別紙の書面を相渡、早々薩長の先手に寫を以相告吳れ
この頼み、急撃を免れ度この事のみ、に御座候。三日より六日迄
の連戦、一步も不退、少しの敗なく、勝通しの軍は未曾有之ざるの
戦にて御座候。爲皇國御悅可被下候。人數多少を比較いたし
候得ば、賊軍は五増倍の事に御座候得共、かくの如き勝利はいま
だ不聞儀に御座候。京攝の間、餘程人心を失ひ居候事にて、今日
に至りては、伏見邊は兵火の爲に燒亡いたし候得共、薩長の兵隊
通行度毎には、老若男女路頭に出て、手を合せて拜を爲し、難有々
々と申聲のみに御座候。戰場にも路々糧食を持出し、汁をこし
らへ、酒を酌て戦兵を慰し、國中(1)の人民よりはまさりて見へ候事
に御座候。淀城は前以より賊兵を城内え不入付、城下迄押詰候

(1) 國中さあるは、薩藩内さいふ意

處、歎願有_レ之、燒落不_レ吳様との事に御座候て、城内よりは一發も不_レ打出候故、城は不_レ燒に、市中の賊巢を燒拂て、賊を追落候處、其後は餘程世話いたし吳_く大に都合能き事に御座候。近畿の諸侯は、皆官軍に屬し、又兩端を懷き居候藩も方向相定_{さだまり}官軍日々に盛大に罷成申候。御安慮可_レ被_レ下候。山陽道は、姫路、賊に與し居候故、長兵備前と合し打卷く賦り御座候。必ず不日勝報可_レ有_レ之と相待居申候。山陰道は、⁽²⁾西園寺様惣宰にて、薩長の兵を率_{ひきふる}御出張相成候處、是は戰は不_レ致⁽³⁾三丹を御説得相成候て、官軍に被_レ屬候御策にて御座候。龜山は早く相隨ひ候趣申來、追々官軍に屬し候向と被_レ相聞申候。大坂の通路を久敷被_レ塞候ては大に困窮可_レ仕と相考居候處、案外急速に相開、天幸無事に御座候。今日は征討將軍宮

(2) 西園寺公望山陰道鎮撫使として山陰道全部を鎮撫した

(3) 丹波、丹後、但馬、を指すか

錦の御旗を押立、浪華迄御出張にて、昨夜枚方御泊にて御座候。
皇威輝きは今日の事に御座候。御遙察可被下候。いまだ混雜
中にて不能詳悉候得共、大略勝軍の一左右迄、如此御座候。恐惶
謹言。

正月十日

西郷吉之助

右衛門様

御侍史

尙々江戸御屋敷を焼崩され、大坂の御屋敷焼失、此兩件實に殘
念の仕合、是丈けが負に相成候事に御座候。

【解説】此書は京攝より在藩の家老桂右衛門へ、勝軍の報告をかね、十日までの近畿の形

勢、關西に於ける佐幕諸藩の征伐、山陰道鎮撫及び征討將軍宮の大坂進軍等を通知したのである。

「尙々書」に見ゆる「是丈けが負け」の一句、南洲一流の諧謔その得意を想ふべし。

此度戦争に付、手負の者夥敷御座候處、療
 醫炮瘡未^{キレ}精處より追々及^ニ死亡候者不^レ少
 實に不^レ被^ル忍次第に御座候。就ては其術
 を究、治養方穿鑿仕候折柄、兵庫滞在英國
 熟練の醫師頼入申度、無^レ據爲^レ致相談候處
 人命に相拘候義、不容易事候間、速に可^レ差
 遣旨致^ニ許諾候付、當邸へ招呼、療治相加度

二〇三 外醫入京の件に付朝廷

への願書

明治元年正月十日

尸不^レ中^レ知^レカ物^レ既^レ送^レリ奉^レ

人^レ命^レを^レ相^レ違^レフ事^レ有^レキ

予^レの^レ此^レに^レ言^レふ^レ事^レ有^レキ

予^レの^レ此^レに^レ言^レふ^レ事^レ有^レキ

予^レの^レ此^レに^レ言^レふ^レ事^レ有^レキ

予^レの^レ此^レに^レ言^レふ^レ事^レ有^レキ

予^レの^レ此^レに^レ言^レふ^レ事^レ有^レキ

予^レの^レ此^レに^レ言^レふ^レ事^レ有^レキ

御座候間、何卒入京御免被^レ仰付被^レ下候
様宜敷御執
奏奉願候。以上。

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書は負傷兵治療のため、英醫を京都薩邸に雇
庸せんとて、その入京許可を朝廷へ出願したのである。
隆盛が傷病兵の治療慰安に、又戦死者の祭弔遺族の救恤
に努力したことは、本書を始め、遺文中に屢現はれ居るこ
とである。

利権ありしを奪はば

之を奪はば

其の勢を

其の勢を

其の勢を

其の勢を

其の勢を

其の勢を

其の勢を

其の勢を

其の勢を

十倍の大勢を一時に責崩候事、未曾有と奉存候。信吾には餘程敵地へ進入、耳の下より首へ懸射拔られ候得共、格別の事にも無之、もうは宜、又々戦あらば可出と進居申候。彌助には耳を射切れ候得共、是は少々の疵にて不引取戰通たにかひほしにて至極の働にて御座候。兩人は疵を不蒙候ては可追出と申置候處、兩人共、十分の働いたし、疵を蒙り、誠に悦敷、もうは勘當は不致、秘藏可致と相考申候。吉二郎には病氣にて引入居、氣の毒の事に御座候。乍

然御世話被成候義にては無御座候間御
 安心可被下候。小兵衛にはいまだ疵は
 不蒙候得共六日八幡の戦にては餘程相
 働申候此度は私には一向戦には不被出
 八幡は要地難戦と相心得候付先晩より
 竊拔出候て参候處無譯も打破大慶此事
 に御座候。三日の晩とたつた兩度戰場
 に参申候。八幡へ参候節は、
 君公より大に御叱を蒙り候次第にて頓
 と戦地へ不被臨込入候義に御座候間定
 て信吾杯よりかんどごうを申付可申と殘

念此事に御座候。此旨急々一左右迄、如
 此御座候。以上。
 正月十日
 西郷吉之助
 川口量次郎様
 たつとるに御座候。此旨急々一左右迄、如
 此御座候。以上。
 正月十日
 西郷吉之助
 川口量次郎様

念此事に御座候。此旨急々一左右迄、如
此御座候。以上。

正月十日 西郷吉之助

川口量次郎様

【解説】此書は隆盛が鹿兒島の留守宅に贈つて戦捷を報じたものである。宛名の川口量次郎は隆盛が沖永良部島謫居中に知り合となつた人で、雪蓬と號し、詩書を能くした。後、鹿兒島なる西郷邸の留守を託せられ、一生西郷家の家事を見明治二十幾年まで生存した人である。

書中、弟西郷信吾後の從道、從弟大山彌助後の巖の戦功を報じ、又、弟吉二郎は病氣にて從軍出來ず、氣の毒であるが、心配する程の病氣ではないと云ひ、隆盛自身は思ふ様



に戦場に出づる能はさりし事などを面白く叮嚀に認め
てある。中に「兩人は疵を蒙らず候ては追出すべし(勘
當の意)と申置き候處兩人共十分の働いたし誠に悦しく
もうは勘當は致さず秘藏致すべく相考へ候」又末段に
「定めて信吾などより勘當を申付け申すべしと残念此
事に御座候」と例の諧謔を交へたるなど如何にも打解
けた家信である。之を以ても家庭及び近親に對する南
洲の平常が偲ばれる。

二〇五 大久保一藏への書

明治元年正月十四日

戦死手負の名書取調さし上申候間、御差出可被下候。以上。

正月十四日

西郷吉之助

大久保一藏様

【解説】薩兵死傷者姓名を朝廷へ届出でたのである。

二〇六 蓑田傳兵衛への書

明治元年正月十六日

尙々、主上にも昨日御元服被爲在、恐悦此事に御座候。將又京
伏見、大坂町々より毎日酒肴を捧げ、勝軍を奉祝候儀過分の事
にて、是程丈幕會被惡居候事哉と、今更驚く許りに御座候。十
文字の御旗を見候計にて、老若拜をなし、手を合せ薩摩大明神
様と唱候事にて、難有々々々々と申す聲のみに御座候。民心
悦服いたし候儀、實に王師とは此様の事を申すものかと奉存
候。幸、一戦争後は米の値段も下落いたし、人民尙ほ悦をなし
申候。天幸此事に御座候。

中將様益御機嫌能被遊御座、恐悅御儀奉存候。陳ば大坂落去(1)以來、追々軍威盛に相成、土藝等も皆腹も居すむり、大に相變し、只今にては勤王の士と相見得申候。容堂公には岩倉卿より大議論を被成夫より降伏の姿に御座候。第一臆心の者は成敗の上に惑を生じ、成敗定り候得ば決着出來候儀は常人の事とは乍申、餘りに鐵面皮の事多く御座候。御笑察可被下候。官軍の勢、日々盛大に罷成り、大垣、小濱等は賊軍に與し居候得共、是以て歎願いたし、東夷征伐の先鋒を被命、實行相顯候處を以て、前罪を被免候筋に相定申候。宮津杯は君侯兩人首級を差出候なりとも可致候付、不及滅國様この儀迄も申出候由、俗論と申すものは實におそろしきものにて、不可忍ものを忍び候事御座候得ば、如何様共轉變

(1) 正月七日慶喜大阪を退去して海路江戸に歸る

(2) これは正月六日夜の事である、詳しくは解説の條と見よ

仕候譯にて膽を消し候次第無御座候。伊豫松山も征伐被仰出候得共、是以頼りに歎願の由に被相聞申候。松山、高松は、土州より願出、追討を被命候。桑名は細川、彦根外に兩三藩征討被命、近々發足の賦に御座候。只今にては、追々西國は相定り候模様、御座候。會津は上杉、佐竹、南部へ被命、追討の賦に御座候。上杉、佐竹等は内々相願候向に御座候。仙臺も近々京着と申事に候。東國の官軍に屬し候趣に相見得申候。當分東國⁽³⁾の諸侯は勿論民心を離し候策、第一の譯に御座候間、早々説客を被差出候儀に御座候。東國は勿論、諸國の内、是迄徳川氏の領分、旗下士の知行所共、

王民と相成候得ば、今年の租税は半減、昨年未納の物も同様被仰

(3) 東國の諸侯並に民衆をして徳川家に離反せしむるこそが日下の急務であるから、早々遊説員を差出すことになつてゐるさいふのである

出積年の苛政を被寛候事に御座候。此一儀にても、東國の民は直様相離れ可申儀と奉存候。彼賊⁽⁴⁾を孤立さするの策は早く相用ひ不申候ては不相濟、夫⁽⁵⁾迎も酒井等の者は、必賊と生死を共に可致儀とは奉存候得共、討安き事には成行可申事と奉存候。關東へ逃歸り候てより、人心如何に御座候哉、探索も追々差出置候得共、いまだ一左右も無之、定て内亂相生じ候はんかと被相察申候。是迄の人氣にては沸騰も生じ可申かと奉存候。東兵は薩長の兵少寡を漫器械の不足を見て、暴發の事に至り候向に御座候得共、却て數千の屍を重ね、大敗を取候事に御座候得ば、もうは恃もの更に無之、餘程落膽いたし候ものに御座候。只恃みに相成ものは海軍のみに御座候故、速に、

(4) 徳川慶喜を指す

(5) 庄内藩主酒井忠篤

朝廷に軍艦四艘を御調の賦にて、談判被_レ仰出候事に御座候。左
 候得ば貳艘づゝ薩長へ御預相成筋に御決定相成居申候。乍_レ然
 いまだ御布告にも不相成内_レ備⁽⁶⁾勢兵庫におひて英人_と及砲戰備
 前は散々に打成され、英人大に立腹いたし、大難事到來の儀に御
 座候。堂上より東久世卿、宇和島侯、後藤、岩下君、早々下坂に相成
 り、御布告の上、萬國の公法を以て御處置相成賦に御座候。誠に
 失策を仕出し、苦心の儀に御座候。白山⁽⁷⁾此節は一と通ならず、王
 室の爲めに盡力いたし、佛のミニストル、杯も説ふせ、實に大幸の
 至御座候。各國公使も京都迄御呼び登_{のほせ}の都合に相運居候間、此
 度社_{こゝろ}

朝廷の外國人_と相成候儀_と相考居申候。一昨日は

(6) これは正月十二日の出來事である、詳しくは解説を見よ。(7) 白山は佛國の貴族モンブランの事、白山はモンブランの意譯、彼は慶應三年佛國にて開かれた萬國博覽會に於て薩藩士岩下佐次右衛門等を助けて大に斡旋した、岩下等彼を伴ひて歸朝せしに、經親前後朝廷のため獻策する所少くなかつた

大守様にも不容易御褒詞被爲在、一同奉恐悅候。右等の事は、御家老衆より委細御問越相成候付文略仕候。御互に大慶此事と奉存候。尙軍威相振ひ、一層の勢を増し申候。御遙察可被下候此旨荒々奉得御意候。恐々謹言。

正月十六日

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

【解説】此書は明治元年正月七八日頃より十五六日までの中央政局及び民心の推移をありのままに報じたもので、其内容は、大小諸侯の向背、近畿民心の歸服及び各地征討の手配、徳川家舊領地民心懐柔策舊幕への對策、外國關係等である。

宛名の蓑田は屢々註記せし如く、御側役にて久光に近侍せるが故に、其實は久光へ通知し、併せて薩藩政府へ報告したものと見て然るべきものである。十二月五日、同十一日、同

二十八日、正月朔日、蕨田宛の書及び正月十日桂右衛門宛のものゝ如き皆それである。

書中「容堂公には岩倉卿より大議論」は正月六日の夜であつた。正月十日付大久保より蕨田宛の書の一節に次のやうな事が見えてゐる。曰く「徳川慶喜の罪状を鳴らし御布告を發するに臨み、岩倉卿が土佐の藩邸に行かれて大議論に及ばれ「最早今日が手切の談判である。扶幕の御考ならば早々阪地へ御下りになつて、十分に慶喜を御助けなさい。朝廷にては少しも遺憾はない。是迄通り曖昧なことでは困るから、斷然御處決なさい。」と云はれた所が、容堂も流石に閉口され、此上は朝廷の御沙汰次第畏り奉るべしとの事で、家中一同へも布告など有りて後藤、福岡等も承服の由である。其餘尾、越、宇和島等も仔細無し、實に此卿は稀代の人傑と申すべく、今日此に至りしは一人の力と謂つて可なるべし。」と。

「備前、兵庫に於て英人と及「砲戰」とある事實は斯様である。正月十二日備前の家老、日置帯刀が藩兵を引率して、兵庫を通過してゐると英國の騎兵が備前兵の行列に觸れ、又佛國水兵も行列を横斷した。そこで備前兵は大に憤慨し刀を抜いて彼等に斬りつけ、又發砲した。英佛の兵は合同して應砲したが、帯刀は大事に至らんことを憂ひ、早々兵をまとめて引上げ、狀を朝廷に報じた。英佛は直に兵を配置して居留地を警戒し、又當時兵庫港

に碇泊中の諸藩の汽船五艘を抑留した。

「一昨日は大守様にも不_レ容易_ニ御褒詞云々」は正月十二日、朝廷、島津忠義を召され、御前に於て御劔一振及び感状を賜はりて、此度の戦功を賞せられ、又戦死者の弔祭を厚くし、永く忠魂を慰めよとて金圓を下賜せられた。此事を指すならんと思ふ。されば一昨日とあるは事實に異なる。或は勅書の日付が十二日で、御前に召されたのは十四日であつたのかも知れぬ。姑く記して後考を待つことにする。

尙々書には近畿民衆の大改新に對する實状をありのままに報じたものであらう。而かも故國の君側及び政府當事者を喜ばしむべく。

別紙會追討の策精微に取調候もの
 候。全躰、東國へは一人も堂
 へ奉存候。仙臺一手に被命候共
 必追討使なくては不叶事に御座候
 京師より東國へは只今、路絶候得共
 外國船御借入にて海路より仙臺迄
 御廻相成候得ば無造作事に御座候

二〇七 大久保一藏への書

明治元年正月廿三日

別紙會追討の策精微に取調候もの
 と奉存候。全躰、東國へは一人も堂
 上御出張無之、追討使被差向候儀肝
 要と奉存候。仙臺一手に被命候共
 必追討使なくては不叶事に御座候
 京師より東國へは只今、路絶候得共
 外國船御借入にて海路より仙臺迄
 御廻相成候得ば無造作事に御座候

仙臺初色川の事あり候と
 道臣平定と傷家之事
 御座候とあり候と
 二色とも候と法
 あり候とあり候と
 あり候とあり候と
 あり候とあり候と
 あり候とあり候と

備前の所置さへ相濟候はゞ、必外國
 人は應諾可_レ仕事と奉_レ存候。左候は
 綾小路様なりとも、東國の浪士を
 御率被_レ爲_レ在候て、御差向相成候はゞ
 大に官軍に勢を張_レ兵氣相進可_レ申事
 と奉_レ存候。先日岩倉卿へ仙臺一藩
 にては十分討破も可_レ致筈御座候得
 共、米澤杯は前以より會の本國を突
 候策は相立居、殊に佐竹邊よりも官
 軍に趣候儀は、段々申上居候事にも
 御座候間、右兩藩は勿論、南部迄も仙

(1) 備前兵、兵庫にて英佛人と衝突した事件
 (2) 綾小路俊實 (3) 秋田藩

此處に居、大に御座候

此處に居、大に御座候

此處に居、大に御座候

此處に居、大に御座候

此處に居、大に御座候

此處に居、大に御座候

此處に居、大に御座候

此處に居、大に御座候

臺の應援を被_レ命、東國の大藩、官軍の色を顯し候はゞ、賊巢必ず混動可_レ致いづれ一發なり共爲_レ致候へば、彌官軍の腹相居候事（すわり）に御座候間、是非（4）三藩えも應援被_レ命候様有_レ御座度段申出置候付、此上は追討使被_レ差向_レ東國の大藩を、しつかり御は（5）まらせられ候はゞ、此上なき良策と奉_レ存候。綾小路様にても誰様にても御差向相成候儀に御座候はゞ、參謀の者御撰被_レ爲_レ在候儀肝要に奉_レ存候。東國の

(4) 米澤、秋田、南部の三藩

(5) 「奮起させられ候はば」といふ事、「はまる」といふ語を奮起の意に用ふるは薩摩の方言

御座候事には候得
 共格別智謀の士も無御座候付御隨
 從丈は相調可申候付其含を以得
 御申込被下候ては如何可有御座哉
 可宜と思食され候は御申入被下
 度奉合掌候。此旨乍略儀以書中奉
 得御意候。頓首。
 正月二十三日 西郷吉之助
 大久保一藏様
 要詞

(大久保侯爵家所藏)

此書は會津追討の軍略を精細に記述した
 別紙に添へて、隆盛の意見を大久保へ通じたもの
 である。その別紙を見たいものであるが、未だそれ
 を見出さぬ。

【解説】 此書は會津追討の軍略を精細に記述した
 別紙に添へて、隆盛の意見を大久保へ通じたもの
 である。その別紙を見たいものであるが、未だそれ
 を見出さぬ。

此書にあらはれた所でいへば、隆盛の目指す敵は
 會津一藩のみである。仙台に追討を命じ、米澤、秋田、南
 部の三藩にも仙台を應援させて、會津を討たせる。

つまり、奥羽の四大藩を以て、奥羽の強藩たる會津を
 討たせる。而して堂上の中より追討使を選び、それ
 に良參謀をつけて速に仙台に差出し、四藩を鼓舞せ
 しむるといふ策で、隆盛が第一次長州征伐に臨んだ
 時と大體同じやうなやり口のやうに思はれる。

此頃、仙台藩家老但木土佐、京都にありて、官軍に應
 ずべき模様が十分にあつたのである。後二月二日
 三好監物兵を率ゐて上京し、二月十七日には菊の御

九月二十一日、奥羽鎮撫使、京都發程の際に

は、仙台兵を先鋒とした程であつた。又米澤、秋田も

官軍に應せんとする様子が見えた。隆盛は實に「兩

藩は勿論、南部までも仙台の應援を命ぜられ、東國の

大藩官軍の色を顯し候はゞ、賊巢必ず混動いたすべ

く」といふ腹で、會津の征討は東北諸藩の力で出来る

ものと信じてゐたやうである。なほ、一發なりとも

致させたなら最早官軍といふ腹が据るから、是非三

藩へも應援を命ぜられたくとある。

書中に綾小路様とあるは、名を俊實といひ、同じく堂上の同志、滋野井公壽と共に浪士にかつがれて、正月七日江州で勤王の旗擧げをした人である。尤も其浪士は野心の徒多く、不良の行ありしを以て官軍に捕へられて刑せられたものもあつたが、隆盛はその勇氣を認めてゐたのであらう。但愈々奥羽鎮撫

使の發せらるゝに及んでは、評議が屢々變り、遂には攝家の一人九條道孝を以て鎮撫使總督、澤三位を副總督、醍醐少將を上參謀、薩藩士大山格之助、長藩士世良修藏を下參謀とした。

二〇八 大久保一藏への書

明治元年正月廿四日

尙々本書は御返し可_レ被_レ下候。

別紙の通大坂より申來候付、御願書被_レ差出候儀は早々取計申候間、宜敷御都合向え御願申上候。山崎邊御固場所えは、早速人差遣 朝廷え御願申上候間、英國醫師相頼取、候趣申斷置候様相達差出申候。伏見迄は幸輔出迎に參り可_レ吳この事に御座候間、左様御含可_レ被_レ下候。野津七左衛門今朝卒度歸來候付承候處、彼隊伏見迄出迎の筋を以_テ京地までは警衛いたし罷歸賦に御座候間、七左衛門早々伏見邊え引戻させ、山崎邊固場所等の都合も爲

(1) 一字不明

致置申候。御願書草稿差上置申候。此旨得御意候。頓首。

正月二十四日

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

【解説】本書は英國醫師上京に付、途中警衛等の事に關するものである。英國醫師に負傷者の治療依頼につき、上京を許されたしとの願書は既に掲げた通り、正月十日付にて差出してあつたが、此日再び英醫入京の後に付、朝廷へ出願したものと、やうである。「山崎邊御固場所へは云々」これは今度朝廷の了解を得て、我軍より頼入れた英國醫師であるといふ趣を斷つておくやうにといつて使を差出したといふのである。

發端に「別紙大坂より申來」と見えてゐる。その發信者は參與外國事務掛岩下方平同五代友厚兩人の中であらう。

二〇九 岩下佐次右衛門への書

明治元年正月廿五日

先日御問合被_レ成下候軍艦の義、能_キ都合の由、米國の艦三艘長崎え
滯在いたし居候に付、右を賣渡可_レ申趣と相見得候に付、早々御手
を被_レ付被_レ下度奉_ニ合掌_一候。何分急速不相調候ては東伐の都合
出來兼候付、早々打破申度、只今關東におひては議論紛々の由、御
座候付、能_キ機會と相考居申候。甲鐵船の義、五代へ委敷相含置候
付、是が相調候へば一艘にて過分の事に御座候に付、宜敷御相談
被_レ成下度御願申上候。迎も此船は手に入候義無_レ覺束候哉、何分
模様爲_レ御知被_レ下度奉_ニ希_一候。今日英醫も著京相成、直様

太守様、旅館迄御見舞、御挨拶被_レ仰下、其上、手負人の療治宜敷相頼
この旨、親敷御頼被_レ下、手負人中も是程御手厚被_レ成下候義、冥加の
至_レ可_レ申と一同競立、皆々安堵して戦を甘し候譯に相成、大慶此事
に御座候。朝廷も英人入京の義は、直様御許容相成候。上都合
にて是又大幸の事に御座候。此旨奉_レ得_レ尊意候。恐々謹言。

正月廿五日

西郷吉之助

岩下佐次右衛門様

御侍史

【解説】本書は明治元年正月廿五日、京都より大阪の參與外國事務掛岩下佐次右衛門(方平)に送つたものである。五代とあるは、其前々日岩下と同職になつた五代友厚のことである。

ある。

當時官軍が軍艦の必要に迫られ極力外國汽船購入のことに手を盡してゐたかゞ窺はれる。

「今日英醫も着京云々」は、前の書面と對照して容易に了解せられる。薩藩主親ら英醫を其旅館に訪問して其勞を謝し、叮嚀に挨拶をしたことも見えて居る。なほこれによつて負傷兵の感喜並に隆盛の満足の様が想察せられる。

只今岩倉卿御來駕有之候處、遷都の
 一條に付久我家え御出相成得、御
 議論被爲在候處、木戸、大久保の推察
 通間違無之候間、後藤方へ御出懸相
 成候得共、他出、又貴兄所え御立寄相
 成候得共、是又同様の儀に候間、無致
 方弊屋え御來訪相成候て、明早天御
 參、殿被成候様御通し可申上旨承

二二〇 大久保一藏への書

明治元年正月廿六日

只今岩倉卿御來駕有之候處、遷都の
 一條に付久我家え御出相成得、御
 議論被爲在候處、木戸、大久保の推察
 通間違無之候間、後藤方へ御出懸相
 成候得共、他出、又貴兄所え御立寄相
 成候得共、是又同様の儀に候間、無致
 方弊屋え御來訪相成候て、明早天御
 參、殿被成候様御通し可申上旨承

御座候間承
 知仕候形行まで、早々奉得御意候。
 頓首。
 正月廿六夜
 西郷吉之助

知仕候。事柄は一向不相分候得共
 委^レ敷相咄候得ば、時刻も移り候付、貴
 兄より可^レ承、自然惡敷向に候へば相
 談も可^レ致候得共、宜敷都合に候間、御
 咄不被^レ成この事に御座候故、大慶こ
 明め、強て御尋も不^レ申上候付、宜敷御
 周旋被^レ成下度奉^レ合掌候。是非今晚
 通し置吳候様この事に御座候間、承
 知仕候形行まで、早々奉得御意候。
 頓首。

正月廿六夜

西郷吉之助

(1) 此一節は岩倉の談話を記したのである

藤原朝臣藤原公卿
 大久保一藏様
 御書
 大久保一藏様
 御書

大久保一藏様

要詞

(大久保侯爵家所藏)

【解説】遷都一條とあるは、大阪へ遷都の問題である。その遷都につき大久保より建言書を朝廷へ上つたのは、正月二十五日であつた。これには公卿はじめ、反対が少くなかつた。久我建通の如きは廿五日の夜岩倉具視を訪ひて、大久保の遷都論は薩藩の陰謀であつて、主上を京都公卿の手より離し奉り、之を期にして薩長が私權を張るつもりの中である。後藤は其陰謀を知り、わざと同意を表してゐるのである。藝藩も土藩と同論であると告ぐるに至つた。

此日岩倉公の奔走ありしは之がためであつた。大久保日記を見るに、當日、大久保は岩公より右の趣をき、後藤、木戸等へも談じ、又三條邸に抵り岩公に會つてゐる。

大久保の遷都の建白書は色々の本に見えてゐるから此には略して掲げないが、あの建白は薩藩の意見を代表したものであり、藩の意見は二三ヶ月前に、伊地知正治の薩藩へ差出した意見書に本づいたものである。

二二一 吉井幸輔への書

明治元年正月廿七日

別紙敷通今朝相達申候。昨夕正治⁽¹⁾より申遣候に付、早々大久保え掛合、高松屋敷は何等の御用に相成、拜借不被⁽²⁾仰付筋御座候哉。御屋敷⁽²⁾は焼失いたし、何も戦争の後相願候儀は無御座候得共、今日不自由の事故、高松屋敷跡丈相願候譯にて、誠に御無理のものにては無之哉と歎掛遣候處、又々今朝は敷通書面相達申候。然處大久保より委敷申上候處、始終朝廷と轉倒いたし候儀多く、昨夜御歸洛⁽³⁾の事も相發候由、幸、將軍の御辭表被差出候て御仕合の事に候間、御着京の上何の御用か委曲御尋の上、重て御沙汰可被

- (1) 伊地知正治 (2) 大阪の薩摩屋敷
(3) 島津忠義大阪より歸京の事なり

爲_レ在候に付、其内は今形罷在候様承知仕由に御座候に付、早々大坂えは申遣置候間、左様御含可_レ被_レ下候。此旨奉_レ得御意候。頓首。

正月二十七日

吉 之 助

幸 輔 様

要 詞

【解説】「別紙」は何事か、能く分らぬが大阪よりの來書に相違あるまい。「高松屋敷云々」は大阪に於ける舊高松藩邸を薩藩にて借入れんとせしが許されなかつたので、大久保へ交渉の顛末を報じたのである。○「御歸洛の事も云々」は此時薩藩主島津忠義大阪にあつたのを、上京するやうに達せられたのである。○「幸將軍の御辭表差出され云々」は正月十七日忠義に、海陸軍總督の命ありしを、翌十八日付を以て辭表を差出せし事實を指す。辭表を出されたのが仕合とあるのは、若拜命になれば薩藩が徳川の天下を奪ふのであるといふ世人の疑を解くことが出來ぬからである。その辭表は左の通であつた。

備考

海陸軍總督の辞表

昨日海陸軍總督の奉蒙命、全武門の冥加不_レ過之、難有御受可_レ任儀、御座候得共、得と熟考仕候處、兵馬の權、不_レ容易、皇國の大事件に御座候得ば、若年不材の者、全く其任に不當、只、員に備るのみにては朝廷の御失体深奉_レ恐入_レ候付、何卒御斷中上度、御座候間宜敷御執奏奉_レ願候。以上。

正月十八日

島津忠義

二二二 大久保一藏への書

明治元年正月廿七日

昨日私宅へサトウ參度この事に御座候間、寛々談合いたし候處
ミニストルより内々相成候様申付候由にて、相咄候事は、備前の
一條に御座候間、帶刀には禁錮を被命、隊長の者嚴法に被處候次
第、事實適當の處委敷申唱候得ば、彼方より申建候趣も、號令の士
官は決て帶刀を差て申たる儀にては更に無之、隊長と申譯な
れば、必ず異論有之間敷と奉存候間、速に御所置被爲在候様無之
候ては又如何の難事と相成候儀難計候付、急速御施行の處、吳々
も奉祈候。○各國公使主上へ拜謁の儀は、兩三年は御見合相成

候方可_レ宜、畢竟御幼年の事にも有_レ之、玉簾の中に被_レ爲_レ在候て、階下におひて拜を成し候様の事にては、各國承知もいたす間敷、勿論世界の通禮に非ず候へば、決して右様の事は出来申間敷候付、支那にても其例有_レ之、帝王幼年にて兩三年は相過候事にて、總裁の御逢に相成候へば、決して異議は有_レ之間敷、兩三年も相立候得ば、各國の事情も御分り可_レ相成候間、其節可_レ宜とミニストル考付候間、相咄置候様この事に御座候間、委細相心得候間、萬國普通の禮は必ず不_レ相_レ關候付、安心いたし吳候様申置候間、御含可_レ被_レ下候。關東へ使者被_レ差向候御談判の一條は、何も仔細有_レ之譯にては決して有_レ之間敷、御征討の條理判然相立候儀に御座候へば、御使節の行違共は、格別關係いたし申間敷儀と被_レ相聞申候。○徳川氏より政

權返上相成候節、外國人より何方へ相付き候て可_レ宜哉の趣、舊府へ申立候處、私利を飾り、朝廷の御處置振を惡敷申落し、各國へ布告いたし候趣にて候へば、政權返上相成、太政官代被_レ召建、御一新以來、徳川氏の虚言を以愚弄いたす次第、且、兵端を開候始末等、各國へ御布告無_レ之候ては、不相濟儀に御座候間、早々御布令相成度、只徳川氏の布告のみ本國へ相達候ては、人心疑惑いたし候儀にて、如何様在留の者より申解遣申候ても、證書無_レ之候ては、合點不致候故、速に御布告相成候様可_レ申述候旨、ミニストルより爲_レ申由に相咄申候。右三ヶ條の趣は、早々御施行相成候様、御盡力可_レ被_レ成候。以上。

正月廿七日

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

【解説】明治元年正月二十六日、英國公使館通譯官サトー英國公使の旨を受けて上京し西郷を訪ひ、外國關係の問題について内交渉をなし、又忠告を試みた。其の事項は次の三件であつた。

第一は兵庫に於ける備前兵の英佛人砲撃事件の處置に關する事。第二は各國公使の主上へ拜謁の議につき公使の心付。第三は舊幕徳川慶喜政權奉還後外國使臣に對し、朝廷の處置を非難して布告せしを以て、朝廷に於ても速に大政一新、新政府成立の趣を外國に對して布告あるべしとの事。

そこで隆盛、此書を以て大久保に報じ、それ／＼速に施行あらんことを促したのである。備前兵の件は本卷第二〇六及二一四参照。

徳川慶喜の外國使臣への布告は慶應三年十二月六日であつた。彼は當日大阪城に英

米佛、蘭、伊、普の六國使臣を引見して、徳川家二百餘年の治績より説き起し、此度、政權奉還に及びし自己の公明なる心事を述べ、朝廷に於ける近來の處置を非難し、なほ全國の衆議を以て我國の政體を定むる迄は、各國との條約を履み、國交を全うするは余が任なることを告げた。此事は佛國公使ロツシュが内々幕府へ勸告してなさしめたのであつた。

其頃大久保一藏は王政復古になつたに付、爾來、天皇は名實共に日本の主權者たることを、各國に通告する必要ありとて、詔書案を提出し、閣議にて可決したが、土、越、尾、藝等より異議ありて、其事暫く行はれずいたのである。

なほ、大久保の案文は當時薩藩の顧問たりし佛人白山モンブラン及び薩藩士寺島宗則の意見を採用了のであつた。

二二三 得能良助への書

明治元年正月廿八日

只今罷歸、夜分御失禮と奉_レ存候得共、明早朝は外方へ出懸候付御
頼申上越候。明日十二時後サトウ歸坂の賦に御座候間被_レ下物
不_レ被_レ仰候ては相濟間敷吟味仕候處、大和錦二本是は同文のもの縮緬二疋
是は白紅是丈御調被_レ下候て、誰ぞ同席の中持参いたし、挨拶相成候様
御計可_レ被_レ下候。早目罷歸候は、相勤可_レ申候得共、先_ヅ御頼申上置
候。サトウ同伴人は野津七右衛門外一人御見立被_レ下候て下坂
被_レ仰付_レ度、野津には金子十五兩御持せ遣し被_レ下、何篇都合いたし
候様御申付可_レ被_レ下候旨、幸輔(2)よりも申來候付、宜敷御頼申上候。

(1) 後の野津鎮雄のこと

(2) 吉井幸輔此時大坂に在り

此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

正月廿八日

西郷吉之助

得能良助様

要詞

【解説】本書は當時上京中の薩藩主島津忠義に近侍せし得能良助(良介)へ贈り、英國公使通譯官サトー歸阪につき、薩藩よりの贈り物及び同人護衛接待方法等につき大阪迄の同伴人の事等を依頼したのである。

二二四 大久保一藏への書

明治元年二月朔日

備前外國人殺害いたし候事件、東久世卿御談判の節、斷然と、
朝廷より御處置被遊候趣、御返答相成、其上、御所置振の義も、
朝廷より御答相成候上は、速に刑に被處候義と外國人相考候由
御座候處、數日を経ても現事不相舉、依然疑惑を抱候向に被相聞
申候。此一_レ段着不相濟内は、大坂え參候義も不_レ致事と被相聞其
上、横濱え近々廻船不_レ致候て不_レ叶用向も出來いたし候由、此落着
不相濟内に、横濱え各國ミニストル引返儀にては甚不都合の義
到來可_レ致か、勿論、佛のミニストル横濱え罷歸候以後、爲何音信も

無之候付、此邊にも心配有之様子、いづれ罷歸候上は取調可申との事に御座候へば、片時も早く備前の一着御濟被爲在、總裁の宮にても御進相成、交信の道を不被爲立候ては、外國人は國情の次第は委細に承着不致候故、今迄の俗吏同様の御扱振に陥候はんと不審を抱候義と奉存候間、初の御場合、異人のおもはくより上に出させられ候處、肝要の義と奉存候。第一御談判相成候義は、速に御所置不相立候ては、必侮を受候義に御座候間、早御斷決被爲在候處、御盡力被成下度御頼申上候。以上。

二月朔日

西郷 拜

大久保 様

追て右の趣はサトウの内話にて、表通申事に無御座候得共、御

存の通英ミニストルは大にせき立候生質故、長延候間、彼等せきまくり候ては又一難事とサトウも心配の向にて、深切を吐候事に御座候。横濱え廻船いたし候佛のミニストルを案じ候義は、英のミニストルは爲日本を思ふものに候へば、能々其意を被_レ察候て御仕ひ被_レ成候處肝要の事と奉_レ存候。

(牧野仲顯子所藏)

【解説】本書は當時政府の樞機に參せし大久保へ向け、専ら備前兵、英佛人砲撃に關する處分を斷行し、速に事件を解決せんことを勸告したものである。

初め正月十二日備前藩兵の英佛人と衝突するや、大阪に在りし吉井友實は寺島宗則と共に兵庫に至り、英佛人と談判した。その後外國取調掛東久世通禧も兵庫に出張し、十五日各國公使と會見して、王政維新により爾後王政を以て天下を統治することを告げ、なほ各國に送附すべき宣言書を渡し、同時に備前藩の葛藤は、政府其責に任ずること、及び兵庫

警衛、外國人保護につきて適宜の措置を取り、薩長の兵を以て兵庫を警衛せしめ、英佛の兵を撤去せしめたのであつた。

「大坂へ参り候義も致さず云々」とあるは、此時外國事務局を大阪に設けてあつた。此事件解決後ならでは大阪へも來らざる模様なりといふのである。

大久保一藏様
 御英断を以て御責付置被下度三拜九拜奉願候
 以上。

處を、寛に流候ては、再、ほそをかむこ
 も無益譯に到り候はん。併し長評
 議に因循を積重候ては、千歳の遺恨
 と奉存候間、何卒御持合の御英断を
 以て御責付置被下度、三拜九拜奉願候。
 以上。

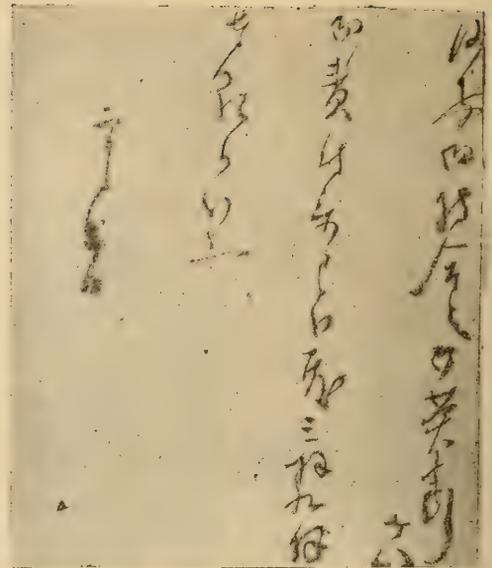
二月二日

西郷吉之助

大久保一藏様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 隆盛等は一度武力を用ひるにあらざれ



ば數百年來の積弊を一洗し維新改革の實を擧ぐる事は到底出來ないと確信してゐた。今や多年の希望と計畫正になり、徳川慶喜征討軍を差向けらるゝことゝなつた。然るに正月二十一日慶喜は江戸より一書を在京の徳川慶勝(尾張老侯)松平春嶽(越前老侯)淺野長勳(長州世子)細川護久(肥後山内容堂)土佐老侯に贈りて、その意衷を告げ、自己の退隱によりて朝敵の名を免せらるゝ様、救解を求めた。此書が京都についたのは正月末日であつた。又同時に靜寛院宮からも、徳川家のために寛大の處置あるやうに女使(土御門藤子)を上京させ、宮の御近親橋本家によりて執奏を請はれた。

本書に「只今別紙到着」とある別紙は、右慶喜及び宮よりの歎願の趣を報じたるものなること明かである。隆盛は之によりて尾越、土、藝等の公武合體派の諸藩並に公卿中から復も非戦論が出で、折角の征討を妨げられんことを憂ひ、殊更に「慶喜退隱の歎願甚以て不屈千萬、是非切腹までは參り申さず候ては相濟まず」と言辭を勵まして、何處まで

も追討を斷行せんことを主張し之を大久保に贈りて内閣諸公の覽に供し其決心を鞭撻したものである。

因に云ふ。世には此書を引用し徳川家處分につき隆盛及び薩藩が極めて残酷なる意見であつたと論ずるものもあつたやうであるが隆盛の眞意を解せぬ皮相の見解である。

二二六 大久保一藏への書

明治元年二月六日

別紙御廻可申上の處、失念致し居候。御宥恕可被下候。中御門卿御方の鐵砲は、早受取方申渡候上、依田儀は速御屋敷御出入差免^シ全^ク手を離し申候間、左様御納得可被下候。三島彌兵衛罷歸り但州の一條等有^レ之^〇(1)國先生へ差出候様申付候付、何分早々御差圖可被下候。代官所處置振の儀は、近隣の諸侯へ被命、可然事と奉存候間、急に御沙汰相成候様、御計可被下候。以上。

二月六日

西郷吉之助

大久保一藏様

(1) 一字不明

【解説】別紙及び「依田儀は云々」の事情未詳。「三島彌兵衛云々」は折田要藏年秀に關係した事である。折田は薩藩士で山陰道鎮撫使西園寺公望に従ひ、山陰道を徇へたが、鎮撫使は折田をして舊幕領であつた生野銀山代官地を治めしめた。折田の處置往々嚴に失するといふことを朝廷に申出づるものがあつたので、朝廷は薩藩士三島彌兵衛(通唐)を生野に遣つて視察せしめた。

是に於て折田書を西郷大久保に贈つて辯解する所があつた。隆盛先づ之を見、此書を附して大久保へ代官所處置の儀に付意見を申出たのである。

二一七 大久保一藏への書

明治元年二月十日

別紙⁽¹⁾いち、壯之丞差調候由にて、差遣置候間、貴兄え差上申候付
御覽可被下候。私には一向見出し不申、夫形^{それごと}差置申候。定て明
論可有御座と奉存候。以上。

二月十日

西郷吉之助

大久保一藏様

【解説】伊地知壯之丞の調べた別紙を御覽に入れる。何か明論があるだらうが、自分は見出さぬから御手許へ差出すとある。まことに皮肉な書き方のやうである。別紙の内容は分らぬ。年月も判然しないけれども姑く原本の書入に據ることとした。

(1) 伊地知貞馨のこと

戊辰戰役時代第二期

戊辰戰役時代第二期 小引

明治元年二月三日討幕の大詔が下つた。詔書に曰く

今度慶喜以下賊徒等、江戸城へ逃れ、益暴逆を恣にし、四海鼎沸、萬民塗炭に墮むとするに忍び給はず、淑斷を以て御親征被_レ仰出_一候。就ては御人選を以て被_レ置_二大總督_一候間、其旨相心得、畿内七道大小藩各軍旅用意可有_レ之候。不日、軍議御決定可_レ被_レ仰出_一御旨趣可有_レ之候間、御沙汰次第奉_レ令馳集るべく候。宜_レ諸軍戮力一同勉勵可_レ盡_二忠戰_一旨被_レ仰出_一候事。

天皇親征を仰せ出されたのである。龍駕を大阪に進めさせられ、場合によつては關東へ向はせらるゝ御豫定であつた。九日に至り有栖川總裁宮を東征大總督とし、正親町中將(公董)西四辻大夫(公業)西郷吉之助(隆盛)廣澤兵助(眞臣)を共參謀とし、以下それ〴〵の部署が定つた。然るに隆盛は十二日薩軍を率ゐて先發し、廣澤は參謀を固辭して、林政十郎(通顯)之に代つた。

東海、東山、北陸各道の先鋒總督兼鎮撫使及び參謀も定つた。三道の官軍は既に鎮撫使とし

て、出發してゐたのであつたが、此に至り更に兵を増發し、十一日より以後連日京都を繰り出して關東へ送つた。十五日には大總督宮陞辭して、錦旗節刀を拜受せられ、即日諸參謀及び筑前津和野兩藩兵を隨へて進發された。隆盛は先鋒諸隊と共に一旦箱根近傍まで進んだが引返して、三月五日、宮を駿府に迎へ、九日には同處に於て、徳川家の使者山岡鐵太郎に接した。同時に勝安房の書面をも受取つた。同じき頃、靜寛院宮や、天璋院の使者とも會見し、その嘆願書をも受取つた。彼等は何れも徳川家のために寛典を請ふたのである。

隆盛は山岡へ總督府の意向を傳へて東歸せしめ、幕意の存する所を問はしめた。次で東海東山北陸三道の東征軍は進んで江戸を包圍し、將に總攻撃に移らんとするに及び、勝安房は隆盛に會見を申込み、十三、十四の兩日に於て二回の談判を遂げ、徳川家處分案について求むる所があつた。そこで隆盛は江戸城攻撃を中止し、馳せて大總督宮の許に至り、旨を受けて更に京都に赴き、慶喜處分案の朝裁を仰ぎて復、東下した。それから四月四日には勅使と共に江戸城に入りて徳川家處分の朝旨を傳へ、十一日には江戸城の受授がすみ、二十一日には大總督の本營を江戸城中におかれ、大總督宮の入城を見るに至つたが、舊幕旗下の間には不安と憤激とが、その高潮に達し、何時、如何なる變動を起さぬとも限らぬ状態であつた。此間京都に於ては、舊機一新、三月十四日には天皇五ヶ條の誓文及び宸翰を百官に下したまひ、三月廿一日には親征

の途に就かせられ、車駕を大阪に駐めさせたまふに至つた。

隆盛は四月末再び上京した。徳川家相續者及び封土等の朝議をうかゞひ、又關東、東北平定の件につきて意見を交換したのである。その結果、關東大監察使に三條實美を任命ありて、關東以北の政務を委任せらるゝ事になり、相共に東下した。其後、隆盛は東國の軍務に執掌し、彰義隊の討伐には自ら陣頭に立つた。然るに、東北の鎮撫豫期に反し、奥羽諸藩同盟して官軍に抗し、仙台藩の如きは參謀世良修藏及びその部下の薩長人を殺し、形勢頗る切迫を見るに至つた。是に於て隆盛は更に援軍増發の急を認め、大總督宮及び三條大監察使に策を献してその同意を得、五月廿九日江戸を發して三たび東上し、戊辰戰役中、關東へは歸らなかつたのである。以上は隆盛が大總督參謀兼薩藩東海道先鋒諸隊の差引時代の概要である。今、編者は此期間即ち戊辰二月より五月に至る間を戊辰戰役第二期とし、此間に於ける隆盛の書翰三十一通を列舉し、例によりて之が解説を試みた。此期間に於ける隆盛の行動は、大約、此中に現はれてゐるのみならず、併せて天下の形勢を察するに足るものがある。

吉井幸輔 奉 答 書

能方 幸輔 奉 答 書

幸輔 奉 答 書

幸輔 奉 答 書

陳

幸輔 奉 答 書

幸輔 奉 答 書

二二八 吉井幸輔への書

明治元年三月五日

【解説】此書は大總督府參謀として東海道進軍中駿府より京都へ送つたのである。その要項を擧ぐれば（一）慶喜歎願一條につき御通知の件拜誦したとの事、（二）兩軍共進むに従ひ兵氣日に振起いたし居る際なれば諸藩兵激勵の達は却つて疑惑を起させるから、大總督に於ては御見合になつたといふ事、（これは京都より軍氣鼓舞の達を發するやうに申來りしたためなるべし。）、（三）輪王寺法親王歎願として、小田原まで御出張ありしにつき、交渉の顛末、（四）薩長、大村、佐土、原先鋒四藩の

はるりたるも 隆盛

高き所 隆盛

高き所 隆盛

高き所 隆盛

高き所 隆盛

高き所 隆盛

高き所 隆盛

函嶺占領、次で大總督より藤澤迄進軍の令を發せられ、後陣尾張、肥後、備前兵へは大總督より小田原まで進軍の令ありし事、(五)大總督宮今日府中御着の事、(六)大總督參謀人選依頼の事等である。

隆盛は成るべく、大總督參謀を他にゆづりて、専ら、薩藩諸隊の統御に當らんことを望みしものゝやうである。その意向は此書中にあらはれてゐる。即ち書中「大總督參謀の義廣澤と談合云々」の文句がそれである。初め大總督參謀の内定したのは九日であつた。即ち公卿の中から二人、正親町中將と西四辻大夫とであるが、これは上參謀で名義丈といつてもよい。下參謀としては薩藩西郷吉之助(隆盛)と長藩廣澤兵助(眞臣)の二人、これが實際上の參謀である。然るに隆盛は廣澤に萬事を打ち任かせ、自分は參謀を御免蒙るつもりで

大總督宮の出發十五日を待たず、東海道先鋒の薩
 藩諸隊の差引といふところで、廣澤にことわつ
 て、十二日に出發してしまつた。然るにあとで廣
 澤がどうしても御請しない遂に宇和島藩士林政
 十郎通顯を以て廣澤に代ふることになり、正式の
 發表は十四日に行はれた様である。是れ本書
 に、「先に出掛候て廣澤へ打付候賦にて御座候處
 却つて彼より出しぬかれ」とある所以である。
 又、それ故、「早速名古屋より脱出」とあるは火總
 督の旗下をはなれて、先鋒として進軍中の薩軍或
 は東海道先鋒總督と一緒に前進せし趣を云へる
 なり。「御中途より參謀の義も御中越相成候趣」
 とあるは、大總督宮より京都へ參謀一人差遣はさ
 るゝ様御申遣（當時薩人の手紙には御申遣とあ
 るべきを御申越と書けり。）になりし様子なれば

吾、御多、大總督、御、
 大總督、御、御、
 大總督、御、御、
 大總督、御、御、
 大總督、御、御、
 大總督、御、御、
 大總督、御、御、

云々といへるなり。これは恐らく隆盛より辭任の義を申出でたるためであらうと思はれる。却説何故に斯様に隆盛が大總督參謀を嫌らつて他へ譲らうとしたかといへば隆盛は武斷派の頭梁であつた。幕府側では慶喜征討を薩藩一二の奸臣の所業と見て居る、即ち西郷、大久保の野心の結果であると言つてゐた。又薩藩をして徳川に代らしむるための所業と邪推してゐた。その疑をさけるためにも、朝廷の重職には就かずに内輪で働く方が仕事がい易い、名を捨て、實を取らうといふ考であつたらしく見える。此考は恰も隆盛の天性の如く、今後屢々あらはれて来る。「相良様には御存知の子俱」とあるは、御承知の通り相良様は門閥でこそあれ若年で、到底諸隊の統御は出来ぬといふのである。隆盛が大總督の旗下を離

日長官に御新くしとて

其の如く御新くしとて

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

れて前進したり、參謀を辭せんとしたりしたのも、幾分薩軍統御上の必要からも出て居る。さて何故に統御の實力のない年少者を「差引」とか「指令」とか云ふ重い地位においたかといへば、云ふまでもなく家格を重んじた舊幕時代の餘風である。朝廷でも其通りで、その一例を云ふならば、東征大總督參謀としては、上に公卿の正親町公董と西四辻公業とを据ゑてあり、其下に隆盛と林玖十郎とが任命されてゐたやうなものである。

太守様益御機嫌能、被遊御座、恐悅の御義奉存候。次に貴兄にも無異條御奉職の筈、重奉存候。陳

金中、白中、赤中、黒中、

白中、赤中、黒中、

赤中、黒中、

黒中、

白中、赤中、

赤中、黒中、

黒中、

ば

御幸も被爲_レ在候由、嘸哉御振興の義と雀踊此事と奉_レ存候。隨て小

生無異在陣仕居候間、乍憚放慮可

被_レ下候。 扱

兩^①卿より慶喜歎願の一條に付、細

々被_二

仰越_レ候趣、逐一拜誦仕候。 兩^②路官

軍日々進に隨_レ相振ひ候勢ひにて

は、全軍氣相弛、候場合更に無_レ之、越

候より申建に付ては、於_二

(1) 三條、岩倉兩卿か

(2) 東海、東山兩路

皇太子御達相成候義故、打手の諸藩

御懸念のみと被相伺候事にて、更

に別義無之趣に御座候處、右等相

振居候處え、改めて御達相成候ては

却て疑惑の場合に立至り候故

大總督よりの御達は先御見合相

成候付、右の趣御序を以宜敷被仰

上置被下候様御願申上候。
日光宮歎願として御出懸相成、警

(3) の一節は出征諸軍の軍氣を振起するやう布告すべき旨申來りしを諸軍の士氣旺盛なれば改めて御達になりては却て疑惑すべきにつき大總督よりの御達は見合せになつたと報告したのである

大坂御留守中野行光

之旨に依りて御行

宮におりて御行

之旨に依りて御行

御留守中野行光

之旨に依りて御行

之旨に依りて御行

衛の諸藩有之候付、宮の御趣意柄
相伺候上、警衛の拾三藩は不差通
様可致旨、先鋒の

督府より御達有之候間、長州大村
と談合いたし、途中にて御行逢の
上及談判候ては混雜は差見得居
候故、御泊宿迄人差遣爲致談判候
方可宜この義にて、三藩より一人
づ、差遣候處、小田原宿迄踏越、御
趣意相伺候處、慶喜頻に
宮え御依頼いたし、此上は沙門の

(4) 輪王寺法親王 (能久親王)

一 世にありしは之を以て之を以て

之を以て之を以て之を以て

ありては四番より五番まで
 多しと見せられたりしに
 静和院宮より御承知の筋も被爲
 り候間是非
 より元候より御座候に
 御座候に
 督府より御座候に

身と相成、謝罪可致候間、是非寛典
 の
 御沙汰相成候様、御衣にはかり歎
 願の譯も有之、且、
 静和院宮より御承知の筋も被爲
 在候間、是非、
 大總督宮御出陣先え御出張被成
 度趣に御座候故、然らば宮丈御通
 行相成、警衛の諸藩は不差通様、
 督府の御命令故、決て御通行は不
 相成段申上候處、右邊は如何様共

(5) 静和院宮とあるは静寛院宮の誤記

少長官職に止るべき事

宮中尚書寮の御為

より候へども是れ御座候

御座候に御座候

下なるに候へども是れ御座候

御座候に御座候

御座候に御座候

可被爲成、御一僕なり共宮丈けは
差通吳候様との御沙汰故、宮の御
供廻丈は不苦候付、御手人計にて
御通行被成度段申上引取居候處
最初江戸御出立の節は、拾三藩よ
り御警衛の賦に御座候處、段々
宮より御斷相成、小田原迄は七八
藩の警衛にて御座候得共、其内四
藩丈拾人位づゝ是非御付添申上
度、脱刀なり共罷成候て不苦段、色
々歎願仕候故、然らば官軍の三藩

おのゝ、初甲の

おのゝ、おのゝ

おのゝ、おのゝ

おのゝ、おのゝ

おのゝ、おのゝ

おのゝ、おのゝ

おのゝ、おのゝ

おのゝ、おのゝ

應接の者え可相談旨、御沙汰相成
 候處、四藩より直様右の義申込、且
 其身々々の主人よりも歎願の筋
 申上候様被申付候付、何卒通行相
 成候様、御周旋被成下度段承候由、
 然共三人にて難決、いづれ
 督府え伺越候上ならでは御返答
 難申述候付、其内は
 宮も小田原宿え御滞留被下候様
 申取、直様申遣候付、早々督府え相
 伺候處、四藩も可差通段御達相成

あり申すは、右の趣小田原宿迄申越置候
 處にて、いまだ 宮の御出立は不
 相分處に御座候。初江戸御出立
 の節は、先鋒
 總督御出張先迄、御出浮こし申事に
 て、品川宿より又相變か
 朝廷え歎願の爲御上りこ申事に
 様替り夫より藤澤宿え御滞留相
 成候て、又々
 大總督府迄御出懸こ申事に相成
 候由、右等の御次第故(6)無口能御引

(6) 無口能(クノシノリ)は輕易にとか無造作にとかいふ意味にて薩摩の方言、嘗も無くの轉訛か

春之園つゝる物三石天

秋之園つゝる物三石天

冬之園つゝる物三石天

春之園つゝる物三石天

秋之園つゝる物三石天

冬之園つゝる物三石天

春之園つゝる物三石天

秋之園つゝる物三石天

冬之園つゝる物三石天

春之園つゝる物三石天

秋之園つゝる物三石天

冬之園つゝる物三石天

春之園つゝる物三石天

秋之園つゝる物三石天

智慮を命ずるに
 申し候に
 ぬり候に
 候に
 候に
 候に

受相成候姿に被相察官軍進來に
 依り御滞留杯にて往返有之事こ
 被相察申候。只今は餘程御恐怖
 の姿に相見得居候義に御座候。
 先鋒の四藩(7)は箱根を取切り、函嶺
 の關門は勿論、足柄并熱海の裏門
 迄都て(8)切、其外要所々々は無洩
 目占付、小田原(8)よりの堅は談判を
 以官軍より受取相堅候處、餘程賊
 軍には相適し候ものと相見得、輪
 門宮より何分關を越し候ては、江

(7) 薩,長,大村,佐土原の四藩 (8) 小田原藩

三島宿を中隊に引

出候様、起て御願に御座候得共

此義は決して御請難相成

督府の命令を以て進軍いたし候譯

に御座候へば、兵を引揚候義、萬々

不相叶談し切候處、無詮方様子に

相見得居申候。全箱根山上計に

戸の人心動搖いたし、如何の變を
引出し候も不被計左すれば宮の
歎願も水泡と相成候付、三島宿迄
引揚候様、起て御願に御座候得共
此義は決して御請難相成
督府の命令を以て進軍いたし候譯
に御座候へば、兵を引揚候義、萬々
不相叶談し切候處、無詮方様子に
相見得居申候。全箱根山上計に
繰登候ては三島えは海路の憂も
有之候故、三島宿を本陣にいたし

諸方の要地を占付候間、賊軍頼を
 失ひ候事、被相聞申候。然處先
 鋒の
 督府より後陣の尾張、肥後備前勢
 えは小田原迄出張の御沙汰相成
 人数操込來候處、前以箱根を占居
 候四藩の兵隊沸騰いたし、先乗被
 致、無念の至と申事にて、直様早追
 を以申建候處、四藩は藤澤迄操出
 し、
 大總督の號令相待候様御達に相

御入りり候へば三島より

先府中迄引返形行御届可申上賦

にて三島を繰出已前に出立仕候

付追々繰込候事と相考居申候

藤澤迄出懸候は必鎌倉浦賀は

又々占付候義と相心得居申候

成、一步なり共、敵地え踏入候義、悦合、三島より繰登候處に御座候。

私には箱根の手配相濟候は、一先府中迄引返形行御届可申上賦

にて三島を繰出、已前に出立仕候付、追々繰込候事と相考居申候。

藤澤迄出懸候は、必鎌倉浦賀は又々占付候義と相心得居申候。

先御安心可被下候。もふは進この一令相發し候は、直様打入計

に罷成居候付、兵隊中進居候義、御

(9) 最早此上は進めこの一令相發しさへすれば直ぐに江戸に打入るばかりになつてゐるから兵氣の振起察してくれといふ也

しん 花信ふと集ふ心

恒念 保加のいゝに在り

ふと 花のあけし 若き

ふと 花のあけし 若き

花のあけし 若き 若き

あしおろしおろしおろし

あしおろしおろしおろし

あしおろしおろしおろし

あしおろしおろしおろし

あしおろしおろしおろし

あしおろしおろしおろし

あしおろしおろしおろし

遙察可被下候。一昨日府中へ到著仕候處今日、大總督御著被爲在候段承候付相扣居候處、御安著相成、大慶此事に御座候。

大總督參謀の義、廣澤と談合いたし、先に出懸候て廣澤え打付候賦にて御座候處、却て彼より出し抜かされ候故、早速名古屋より脱走いたし候處、御中途より參謀の義も御申越相

(10) 以下八行隆盛參謀を辭せんご欲し最初よりの事情を叙し代りのものを御遣になるやう依頼したのである

成候趣に御座候間、何卒早々御遣
 相成候様御盡力被成下度奉願候。
 薩兵には全惣括のものは無之相
 良様には御存知の子俱隊中の占
 總是迎も出来不申、賊軍には智將
 も有之、大久保も勝も參政に出候
 由に御座候間、決して油斷は不相成
 候。兩人を相手に勝負を決候義、
 實に可面白。是のみ相願居申候。
 敵方に智勇の將を置き戰を成し
 候義合戰中の一樂、此事に御座候。

(11) 相良長發(治部)のこゝ、小松帶刀の實弟、門閥の故を以て軍指
 令の地位にゐた。

三日を過ぎし後とわかれ

合戦中と一歩ゆゑ

終るゝる之様と云はれ候

何れと云ふ

此迄のや、不性も不性

もの一、坊へり、あ、あ、あ

お尋ねの事と云はれ候

纔一日の間、先鋒参謀の体を伺居候處(12)小

朝廷にて、中々我式の不性もの一日も堪へ候義に無之、あきれ果居候間、早々脱走と明め居申候付、何卒此度は屹と御盡力被成下度地獄にて御待付申上置候て御禮は可申上候間、宜敷奉願候。此旨任幸便形行申上候。恐惶謹言。

三月五日夜認

西郷吉之助

吉井幸輔様

(12) 東海道先鋒總督の参謀の仕事を一見して、あたら其繁忙なること小規模な政府同様で自分如き不性ものは到底勤まらぬといふ也

めりし川ありたけのたて

伊勢の川ありたけのたて

追啓上江戸表の探索爲致候處旗下の士貳百人計は決死の者有之候由、會人三百人計は殘居候向に御座候間、必一戰は可有御座と相樂居申候。別段相變候義も、無御座候。

(大久保侯爵家所藏)

二一九 伊地知正治への書

明治元年三月六日

【解説】此書前半散逸して、その全文を窺ふことは出来ないが、前書吉井幸輔宛の書翰と相補ひて、當時の事情を一層明瞭ならしむるものがある。

「中一日の滞留」とあるは、桑名か何處か途中にて、中一日滞留せしをいふ。此文勢から見ると、初めの所は薩軍の事を叙してゐる續きのやうである。即ち薩藩の隊は其處に中一日滞留にて速に進軍、長州、大村、佐土原三藩と共に、四藩並進の事であるといへるなり。

「駿府迄にて相扣居候様御達に御座候へども」云々は廿八日に駿府に到着せしに、空しく時日をこゝに費し、函嶺を敵手に委するやうでは愚の極なりと思惟して、直に函嶺に進出せしめたといふのである。是は隆盛の下知にて決行せしめしものゝ如く見える。

「日光宮輪王寺宮のこと歎願一條及び前軍函嶺を占據中、後軍へ小田原まで進出の令ありしとき、前軍服せず、更に藤澤迄進出の令を得た事等、前の吉井宛の書にも詳しく出てる

る。隆盛は三島なる前軍の督府にゐたが、その未だ藤澤へ向ひて出發せざる前に、府中にかへり宮の到着を待つてゐたのであつた。

「其御手は」以下「奉祈候」までは、東山道先鋒を指すのである。伊地知は近頃その參謀に任命されてゐたのである。

「又々督府脱走可仕」といふは、東海道先鋒で戦が始まつたら、隆盛は再び先鋒へ出るといふのである。「只今御暇相願候へども」といふは、只今大總督府參謀を辭すれども、許されずに困つてゐるといふのである。「貴兄には參謀の仰を蒙らせられ」とあるは、伊地知が最近東山道參謀となりしを祝したのである。

中一日の滯留にて、速に御繰出し相成、長州、大村、佐士原と四藩一時相進候義に御座候。就ては駿府迄にて相扣居候様御達に御座候得共、先月廿八日府中え着陣相成候處、函嶺の嶮を前に置き

相待居候ては誠に愚を究候付、早々繰出し箱根の要地は都て取切、三島宿を本陣に居へ罷在候處、餘程賊軍頼を失ひ候模様にて、

日光宮歎願の爲小田原宿まで御出懸相成候。然處、是非關を越候ては如何の變動可相生も難計候付、三島迄引揚吳候様頻に御頼に御座候へ共、逆も引揚候義は不相叶旨、押切て返答に及候次第に御座候。然處肥後、尾張、備前、三藩の兵、後軍にて御座候處箱根を乗越し、小田原迄出張いたし候様、先鋒總督より命令有之、四藩の兵大に沸騰いたし、先乗を被致候のは不相成旨、頻に議論有之候付、尙又相伺候處、四藩は藤澤宿迄は繰出し候様御達相成候付、鎌倉邊は勿論、浦賀は必取切り候はんご奉存候。私には三島

より府中へ引返し候付、三島より藤澤迄繰出し候義は跡に相成
 事に御座候。其御手は餘程道々御配慮の向と被相伺、嚙御苦心
 の筈と奉存候。寒氣強殊更御難澁の儀と追々噂申上候。折角
 御加養御進の處奉祈候。甲府へ賊兵繰出候趣、今日探索の者馳
 歸注進有之、明日より援兵の御手配共有之候儀に御座候。如何
 體の事か、軍中に徒然を慰め候位に御座候へば面白かるべくと
 先樂罷在申候。東海道の手、戦出候はゞ又々督府脱走可仕と相
 決居申候。只今御暇相願候へ共御聞濟無之、是には大に困究仕
 居申候。實兄にも參謀の仰を被爲蒙候由、珍重奉存候。私の困
 究故、餘程悅申候。追付御會合可仕候間、其節面上縷々御咄可申
 上候。恐々謹言。

(1) 東山道進發の軍兵を指す

三月六日

伊地知正治様

西郷吉之助

(愛甲兼達氏所藏)

大西郷全集 第二卷 文書

二七三

三三〇 川崎正右衛門への書

明治元年三月十三日

今日は横濱え弾薬等御買入に付、澁谷泰藏被差遣筈候處、買入方に付、取馴候者差添遣度候付、竹下小助御遣給候様御取計被下度御頼申上候。以上。

三月十三日

西郷吉之助

川崎正右衛門様

用向

【解説】明治元年三月十三日は隆盛が十五日江戸總攻撃の令を各道の先鋒諸隊に傳へ

大田南畝

實の藤右馬の書に榮て、小治政の難題の第一次の會想を述べた。その書は、大田南畝の著したものである。藤右馬の著した書は、大田南畝の著した書である。藤右馬の著した書は、大田南畝の著した書である。藤右馬の著した書は、大田南畝の著した書である。

一一一一 山岡鐵太郎へ示したる徳川家處分案

明治元年三月

一 慶喜謹愼恭順の廉を以て、備前藩へ御預可被仰付事

一 城明渡可申事

一 軍艦不殘可相渡事

一 軍器一切可相渡事

一 城内住居の家臣、向島へ移り愼可罷在事

一 慶喜妄舉を助け候面々、嚴重に取調謝罪の道、屹度可相立事

一 玉石共に碎くの御趣意、更無之に付、鎮定の道相立、若暴舉致候者有之、手に餘り候はゞ、官軍を以可相鎮事

右の條々實効急速相立候はゞ、徳川氏家名の儀は寛典の御處置
可被_レ仰付_レ候事

【解説】 本書は隆盛が駿府に於て立案し、大總督宮に稟議の上に、幕臣山岡鐵太郎に示した徳川家處分案である。海舟日記明治元年三月五日の條に

旗本山岡鐵太郎に逢ふ。一見其爲_{うしな}人に感ず。同人申旨あり、益滿生を同伴して駿府へ行き、參謀西郷氏へ談ぜんと云。我是を良とし、言上を経て其事を執せしむ。西郷氏へ一書を寄す。

と見えて居る。

編者曰く、日記に益滿生とあるは、薩人益滿休之介の事である。彼は山岡の舊知であつたが、薩邸焼打の際、南部彌八郎、肥後七左衛門等と共に幕軍の捕虜となり、將に殺されんとせしを勝安房思ふ所あり、請うて其生命を助け、自邸に預つてゐたのである。

山岡は益滿と共に駿府に至り、隆盛を訪ひ、勝の書面を呈し、且慶喜恭順謝罪の意と、江戸の

實狀を述べて穩便の處置に出でられんことを請うた。隆盛は山岡に向ひ、「恭順の實効さへ立たば、天朝、何とて用兵を喜ぶべき」といつた。そこで山岡は、「然らばその實効を表はすべき方法如何」と問ひしに對し、隆盛同僚と協議し、大總督の決裁を経てその條件を示した。即ち本書である。なほ、此時勝安房より隆盛に贈りし書は次の通である。

備 考

勝安房よりの書

無偏無黨、王道堂々矣。今

官軍逼鄙府といへ共、君臣謹で恭順の禮を守るものは、我徳氏の士民といへども

皇國の一民成るを以ての故也。且

皇國當今の形勢、昔時に異なり、兄弟牆にせめげども、外其侮を防ぐの時成るを知れば也、雖然、鄙府四方八達、士民數萬來往して、不教の民、我が主の意を解せず、或は此大變に乗じて、不羈を計るの徒、鎮撫盡力、餘力を不殘といへども、終に其無甲斐、今日無事といへども、明日の變、誠に難計。小臣鎮撫力、殆ど盡き、手を下だすの道無く、空敷飛丸の下に憤死を決するのみ、雖然

後宮の尊、一朝此不測の變に到ば、頑民無頼の徒、何等の大變、牆内に可發哉、日夜焦慮す。恭順の道、從是破るといへども、如何せむ、其統御の道無き事を。唯軍門參謀諸君、能々其情實を詳し、其條理を正されむと。且百年の公評を以て、泉下に期在るのみ。嗚呼痛哉、上下道隔る。

皇國の存亡を以て心とする者少なく、小臣悲歎して訴へざるを不得所也。其御所置の如きは、敢て陳ずる所にあらず、正ならば

皇國の大幸、一點不正の御舉あらば、

皇國の瓦解、亂民亂臣の名目、千載の下消する所無らむか。小臣推參して、其情實を哀訴せんとすれ共、士民沸湯半日も去る不能、唯愁苦して鎮撫す。將たして勞も其功なきを知る。然共其志不達は天也。到于此際、何ぞ疑を存せむ哉。恐懼誠恐謹言。

三月五日

勝安房

軍門參謀閣下

先月越前家を以て徵志を

上達す。今其草を以て附呈す。倉卒冒ニ嚴威ニ多罪多罪

(編者曰く、此文二月十七日一度、越前家の手を経て京都參與に上書せしものなるを以て、此附記あり。又曰く、山岡の駿府へ持参せし原書の今は鹿兒島なる伊地知峻氏の許に傳はれるによりて、此文を校正した。)

三三三 勝安房への答書

明治元年三月十四日

尊翰拜誦仕候。陳ば唯今田町迄御來駕被成下候段爲御知被下
早速罷出候様可仕候間、何卒御待合被下度、此旨御受迄如此御座
候。頓首。

三月十四日

西郷吉之助

勝様

【解説】 隆盛は駿府に於て山岡と會見後、駿府を發して、三月十一日東海道先鋒總督の池上本門寺の營に至り、十三日高輪薩邸に於て、勝安房と第一次の會見をなし、翌十四日第二

回の會見を芝田町の薩邸にて行うた。(蓋、十三日會見の際、此日の會見の場所を此處と約しておいたのである。)

此書は、當日勝が田町に先着して、其旨を報じたので、隆盛即ち答ふるに此書を以てしたのである。(尙、當日兩人會見の場所につきては、史家の間に議論あるものなれども、編者は田町説をとる。此書第一の證據なり。なほ傍證あれども、今一々之を辨ぜず。)

兩雄會談の要は海舟日記十三日、十四日の條に次の如く見ゆ。参考のため之を掲ぐることにした。

備考

海舟日記抄出

○十三日

高輪薩州の藩邸に出張、西郷吉之助へ面談す。

後宮の御進退、一朝不測の變を生ぜば、如何ぞ其御無事を保たしめ奉らん哉、此事易きに似て、其實は甚難し、君等熟慮して、其策を定められむには、我が輩もまた宜敷焦思して、其當否を量らむが、戰と不戰と、興と廢とに到りて、今日述る處にあらず、乞ふ明日を以て決

せむとすと云。(編者曰く、恐らくは原本此處に、明日會見の場所は田町薩邸の事と云ふ意味の文字ありしを印刷に附するまでの間に削り去られしものならん。若し然らずとせば、次の十四日の條に、「同所に」とあるは誤である。刊本の海舟日記は原本そのまゝでは無い様であるから多分抄出したものであらう。)

○十四日

同所に出張、西郷に面會す。諸有司の歎願書を渡す。

第一ヶ條 隱居の上水戸表へ愼罷在候様仕度事

第二ヶ條 城明渡の儀は、手續取計候上、即日田安へ御預け相成候様仕度候事

第三ヶ條 第四ヶ條 軍艦軍器の儀は、不殘取收め置、追て寛典の御所置被_二仰付_一候節、相

當の員數相殘し、其餘は御引渡申上候様仕度事

第五ヶ條 城内住居の家臣共、城外へ引移、愼罷在候様仕度事

第六ヶ條 ○○妄擧を助け候者共の義は、格別の御憐憫を以て、御寛典に被_二成下_一、一命に

拘り候様の儀無之様仕度事

但、萬石以上の儀は本文御寛典の廉にて、朝裁を以被_二仰付_一候様仕度候事
第七ヶ條 士民鎮定の儀は、精々行届候様可仕、萬一暴擧いたし候者有_レ之、手に餘り候は

ば、其節改て相願可申候間、官軍を以テ御鎮壓被下候様仕度事

右の通屹度爲ニ取計ニ可申、尤モ寛典御處置の次第前以テ相伺候へば、士民鎮壓の都合にも相成候儀に付、右の邊御亮察被ニ成下ニ御寛典の御處置の趣爲ニ心得ニ伺置度候事

(編者曰く、これは隆盛が前に駿府にて山岡へ示した徳川家處分案につきて答へたのである。)

此時參謀品川へ到れるの説あり、敢て一書を寄て云く。

(しかし予は爰に來りて面語す。懷にする所を出し示之)

昨年已來上下公平一致の旨あれども、各其中に小私あり、終に當日の變に及ぶ者は皇國人物乏敷に因る。就中伏見の一擧、一二の藩士を目して失錯あるは、我尤恥る所堂々たる天下、終に同胞相喰、何そ其陋なる哉、我輩悲諫、一死を以て報すべきも、既に其失前日にあり。今日何の面目あつて口を開かむ。然といへども不日にして、一戰數萬生靈を損ぜんとなす。其戰名節條理の正敷にあらず、各私憤を抱藏して、丈夫の爲べき所にあらず、吾人は是を知れども、官軍猛勢、白刃飛彈を以て、謾に脆弱の士民を劫^ス時は、我もまた一兵を以て、是に應ぜずんば、無辜の死益多く、生靈の塗炭益長からんか、軍門實に

皇國に忠するあらば、宜敷其條理と情實を詳にし、後、一戰を試み、我輩もまた能く其正不正を顧み、敢て謾に輕擧すべからず、嗚呼、我主家滅亡に當て、一の名節大條理を持ち、從容死に就く者無きは、千載の遺憾にして、海外の一笑を引くのみ、我輩是を知れども、力支ゆる能はず、共に魚肉せらるゝ者は、深怨銘肝、日夜焦思し、殆ど憤死せんとす、憐れ其心理を詳察あらば、軍門に臨で一言を談ぜむ。幸に熟考せられれば、公私の大幸、死後猶生るが如くならむ。謹言。

辰三月

參 謀 軍 門

我西郷に申て云。大政返上の上は我が江城下は皇國の首府なり。且、徳川氏數百萬の祿地を保つ所以のものは幕府の入費に充てむが爲めなり。此二は宜敷大政と共に共御處置如何を伺ふべきなるべし。況んや外國交際の事興りしより、其談ずる所、獨、徳川氏の爲にあらず、皇國の通信にして我が私にあらず、印度支那の覆轍、顧みざらむ哉、今日天下の首府に在て、我が家の興廢を憂て一戰し、我が國民を殺さむことは、寡君決て爲さざる所、唯希ふ所、御所置公平至當を仰がば、上天に恥る所なく、朝威是より興起し、皇國化育の正敷を見て、響應瞬間に全國に及び、海外是を聞て、國信一洗、和信益固からむ、是の

意我が寡君獨り憂て、臣輩の不解の所なりと云々。西郷申て云く、我一人今日是等を決する不能乞ふ、明日出立、督府へ言上すべし、亦明日侵撃の令あれども、といつて、左右の隊長に令し従容として別れ去る。

亦、彼が傑出果決を見るに足れり。嗚呼伏見の一舉我過激にして、事を速にし、天下の人心向背を察せず、一戰塗地、天下洶々として不定、薩藩一二の小臣、上、天子を挟み、列藩に令して、出師迅速、猛虎の群羊を驅るに類せり。何ぞ其奸雄成る哉。

二二三 大久保一藏への書

明治元年三月二十一日

先刻は難有頂戴仕候。御厚禮申上候。陳者木戸よりの書面得
と拜誦仕候處、至極尤の論にて、御入城に相成候上、會津追討に引
分候て人數を増し候儀當然の事ながら、只今戰陣中に、早く其節
の用意に軍勢を繰出され候御手筈出來候はゞ、無此上上策かと
奉存候。第一賊膽を挫き候のみならず、

朝廷の確乎たる處の御居り相立候廉相顯れ、御油斷不被爲在、次
第々々に、勢ひ相増候處有之、大に力強く相成候はんご奉存候間
何卒先の機會を御待なく、御繰出し相成候様御座候はゞ、大總督

邊の御力を被_レ増候のみならず、官軍大に勢を得候はんと奉_レ存候間、宜敷御盡力可_レ被_レ下候。此旨乍_レ忽卒御報迄、荒々如此御座候。頓首。

三月二十一日

西郷吉之助

大久保一藏様

【解説】これは京都にての書面である。隆盛は三月十四日勝安房と會見、翌十五日江戸を發し、駿府に馳せ歸り、大總督宮に謁し、徳川慶喜處分案を議したが、最も重大なる事件なれば、廟議に附し、主上の御親裁を仰ぐべきものとし、駿府より更に西上し、二十日京都に着し、之を廟議に問ひ、其夜半に至つて決定した。(此時大體に於て隆盛のもたらした意見を採用されたことは云ふ迄もない。)

翌二十一日は陛下親征大阪に向ひ御發輦の日であつたから一日滞在。三月二十二日

京都を發して東下したのである。本書は即ち京都に滞在した日に大久保へ與へ、木戸の議論に賛意を表し、會津追討の爲に此際兵を増發せられる様に盡力を請へるものである。此書を通じて木戸の意見を窺ふに、江戸城を受取つて後、更に會津追討の兵を増發せらるゝよりも、只今對陣中、江戸城受取前に、更に軍勢を差出し、後段の用意をされた方が、江戸の方にもにらみがき、會津追討の方にも都合がよいといふのであつたらしい。

「第一賊膽を挫き候のみならず、朝廷の確乎たる處の御居り相立候廉相顯れ」とあるは第一賊をして恐怖せしむるのみならず、朝廷に於ても首鼠兩端、あやふやの意を持つて居る者の決心を固めさせる利益がある。二心ある藩でも一度賊軍の追討を命じて、出發すれば腹がきまる。たとへ兵を有せぬ堂上でも、其勢に支配されて決心が出来る、といふことは隆盛の持論であり、又、慣用の手段である。隆盛は此點をも考慮してゐたのではあるまいかと思ふ。

二二四 大久保一藏への書

明治元年四月五日

【解説】此書は隆盛が、三月二十二日、徳川慶喜處分の勅裁を奉じて京都を發せしより、四月四日、江戸城に入つて朝旨傳達までの次第を報じたもので、其間二週間を経てゐる。（此書は慶明實録にも見えてゐるが、全文が傳はらぬのは遺憾である。）

「昨日御兩卿御入城に相成纜計りの御供にて云々」舊幕臣中には、定めし多數の兵を從へ、十分勢威を示して勅使兩卿の入城があらうと豫期せしならんも、隆盛はことさらに隨行者を少くし、一兵を從へなかつた。海江田信義子の實歴史傳に「當日入城せしは勅使橋本實梁卿同柳原前光卿、參謀西郷吉之助同海江田武次同木梨精一郎同加勢吉村長兵衛の六人に過ぎなかつた」とある。又同書に「抑も當日入城せしは僅に上官六人のみに限り、兵士一人だも引率せざりしもの、當時幕士等の憤怒最も甚しく、若官軍に在りて兵威を示すが如き舉措に出づるときは、却て其反激を買はんことを慮かり、故らに少數を以て

入城し、幕士の敵氣を抜きたるなり」と見えて居る。それにて意義判然すべし。(なほ、四月六日付林宛の書参照)

「私にも御供にて城内へ入込云々」書院へ刀持ちながら座につきとあるは、大總督府參謀の見識を以て行ひしことと思ふ。然るにも拘らず、自ら「陪臣のケ様の爲體」といひて、一面には、なほ、陪臣と稱して居る。

一、「此度は勝房州へは引合等如何可致哉と云々」これは大總督宮の御尋に對し、今迄のは内輪の交渉、此度は表向の御達なれば、豫め内々打合せておくことは宜しからずと御答申し上げ、未だ勝とは會見しないといふのである。

一、「横濱よりサト一書面を以て云々」これは英國公使館通譯官サトウより横濱に立寄りてくれといふ書翰が駿府到着の日に着いた。定めて勝等よりも外國人に手を入れて此節の事に口入をさせるのであらう。果して然らば早く説伏しておかぬと前途に障礙が生ずると考へたから、横濱に寄つてパークスに面會し、此度の事情を詳細に説明し、決して外人の干渉すべきものにあらざること論じつけておいたから、安心あれといふのである。なほ、今回の處置につき公使も心より感服した趣を報じてゐる。或書に隆盛が慶喜の死一等を減せんと主張したのは、パークスが、若慶喜を死に處するが如き無法な事を

するならば、英佛聯合して新政府を伐つべしといへるに驚きしたためなりとある。此説は其當時からあつた様ではあるが、謬説訛傳である。

隆盛が如何に外國關係に注意をし、萬國公法を顧慮したとはいへ、内國の處置に干涉を受くるやうな事は自ら仕出もせぬが、かゝる言に恐れて考をかへる人でないことは、是迄の行動で明かである。況んやパークスは慶喜追討の事は疾くに承知して新政府のため外國人へ對する通告の事まで隆盛へ注意して居る。(本卷所載正月二十七日付書翰參照) 又本書に見ゆる隆盛の意向を見ても左様の事のあるべき筈がない。併し、隆盛は討幕の大詔喚發前に慶喜を是非切腹まで參り申さずには濟まぬと極論したことは事實である。

(本卷所載二月二日付書翰) それは越土の平和論、靜寛院宮等の嘆願によりて東征中止の論が朝廷に起らんことを恐れて、故らに揚言したのである。徒らに慶喜を惡み、慶喜を殺すのが目的ではない。武力を以て數百年來の舊習を一洗し皇國の前途に生氣をつけるのが目的であつたのである。電光石火、雷霆の威を逞くして、滿天の雲霧を排し、靑空を見んと欲したのである。

既に大兵を動かし、天下の嚮背略定まつてゐる。此際、殆ど城下の盟にひとしい條件を以て江戸城を收むることを得ば、その目的は大方達したのである。慶喜に死一等を許す

が如きは寧ろ隆盛の欲する所でなければならぬ、かくいふべき根據はいくらもある。前説の如きは、故らに隆盛を悪く云はんとする人か然らずば史的觀察の粗漏にして事件の真相を究めず、言論の表裏を見分けぬ人の妄言と云はねばならぬ。論ずるまでもないことと思ふが、近頃堂々たる史傳の中にさへ往々引用する者があるから敢て一言しておく。

道中精々差急候得共、漸二十五日朝、大⁽¹⁾總督府へ到着仕、逐一言上仕候處、早速御沙汰相成、其夜先⁽²⁾鋒總督へ馳參候處、柳⁽³⁾原卿には甲府鎮撫の爲め彼方へ御出張相成居候間、早々御掛合に被⁽⁴⁾及、江戸地にて御打合の賦に御座候處、去る二日池上本門寺にて御出會に相成、早速御評⁽⁴⁾にて、田⁽⁵⁾安へ御達相成、江城へ御入込の御手段にて御座候間、重役又は國事關係いたし候者罷出居候様この事に

(1) 副爲に在り (2) 箱根に在り (3) 副爲に在り (4) 此時大總督府は靜岡に在り (5) 田安慶頼
 總督柳原參謀海江田は三月十九日甲州に赴き (4) 御評の下「議」の字脱か (5) 田安慶頼
 め兵士二百人許を率ゐ甲州に出づ (4) 御評の下「議」の字脱か (5) 田安慶頼

て昨日御⁽⁶⁾兩卿御入城に相成、纔計りの御供にて、天下に敵なきの御仕向を以テ擒と被爲成候決心にて、乍此上十分賊軍に面を當て候御賦に御座候得共、却て落膽の模様相見へ申候。昨日、四ツ過御入城の處、田安中納言御立關迄御出迎、其外若年寄以下十餘輩罷出居候て、御中途其外見付見付、皆警固人麻上下にて、至極恭順の次第に御座候。兵隊杯の堅は更に無之、西丸にて田安へ御達相成候處、愼で奉畏候旨御受相成候に付、明五日より一七日の間、城引渡し、軍艦銃砲の處も、十一日限り相納候様御達御座候付、必相違は有御座間敷儀と奉存候。乍然油斷は不相成候。私にも御供にて城内へ入込候處、參謀は立關より裏へ罷通り候様承候故、直様書院へ刀持ながら坐へ付、陪臣のケ様の爲體初ての

事か跡にて大物笑にて御座候。此度は勝房州へは引會等如何可致哉と、大總督より御沙汰被爲在候付、是迄の引會事は、先内輪の事御座候得共、表通御達相成候譯に御座候得ば、是迄の手續を以前引會等は決して不_レ宜候付、出會不_レ致様可_レ仕段申上、いまだ一面會不_レ致候。横濱より薩道書面を以_テ英國公使致_ニ面會_ニ度候間、是非立寄吳候様申來候に付、駿府へ到着の日に相達候故、定て勝杯よりも外國人へ手を入、此節の御處置に口を續かせ候儀と相心得候故、是は早く解付置不_レ申候ては、事の差障に可_ニ相成_ニ儀と相考候故、委敷談判に及_ビ決して不_レ携_レ之_ニものこれじたづきはらざるに論じ付置申候間、御安心可被_レ下_レケ程至當の御處置相成候に付ては、外國人迄も感服仕候次第にて、一言も申上様共無_レ之段、ミニストル申述候に付、然らば萬

國公法に於て、批難は有之間敷と相答候處、折角、朝廷御一新の折柄の批難無之様に、と相考居候處、實は感服仕候様承候故、此上違背仕候へば、公法に於ても罪ある譯にて、もふは外國人へ依頼する處は無之儀に御座候。

一 靜寛院宮様御逃場所等の儀は、尙又奉伺候様可仕と、田安より申出候由に御座候。

一 大久保一翁杯、至極骨折いたし居向に被相聞候間、御達通、相運可申かご相考居申候。

一 東山道は板橋宿、同地より甲府へ相廻し候因、土の兵は、四ツ谷宿より尾張邸へ轉軍、北陸道の兵は千住宿へ滯軍、東海道の手は長州は愛宕下宿陣、備前、尾張の兵を順に相並て軍を居、御國

の人数増上寺へ繰込、佐土原と一緒に相成居申候。大村の兵は間部邸へ入込、肥後兵臺町の邸へ繰込、四方を取巻候間、すはこいはゞ風上より火攻の術を用ひ、引包て打たて可申候付、御安神被下候。

四月五日

西郷吉之助

大久保一藏様

【補註】四月四日江戸城に於て橋本、柳原の兩勅使より、徳川方の田安慶頼に傳へられた朝旨は次の如きものであつた。即ち隆盛が駿府に於て、山岡へ示した處分案がもとになり、次に勝安房の田町にて隆盛へ提出した幕府側の希望條件となり、更に大總督府の案となり、廟議となつて勅裁を仰いだものである。

備考

朝廷より徳川家への御沙汰書

徳川慶喜奉_レ欺_二罔_シ

天朝_二の末、終に不可_レ言の所業に立到候段、深被_レ爲_レ惱_二宸禁_一。依_レ之

御親征、海陸諸道進軍の處、悔悟謹慎無_二一念_一の趣被_二聞食_一、被_レ爲_レ垂_二

皇愍_二の餘、別紙の通被_二仰下_一候條、謹て御請可有_レ之候。就ては本月十一日を期限とし、各件所置可_レ致様御沙汰候事。

右限日、既に寛暇の御沙汰に候上は、更に歎願哀訴等、斷然不被_二聞食_一、恩威兩立、確乎不拔の勸慮に候。速_レ拜膺不可_レ有_二異議_一者也。

別紙

第一條 慶喜去十二月以來奉_レ欺_二

天朝_二剩へ兵力を以_テ犯_二皇都_一、連日錦旗に發砲し、重罪たるに依_レ爲_二追討_一官軍被_二差

向候處段々眞實恭順謹慎の意を表し、謝罪申出候に付ては、祖宗已來二百餘年
治國の功業不少、殊に水戸贈大納言積年 勤王の志業不淺、旁以格別深厚の
恩召被爲在、左の條件實行相立候上は、被處寛典、徳川家名被立下、慶喜死罪一等
被宥の間、水戸表へ退き、謹慎可罷在事

第二條 城明渡、尾張藩へ可相渡の事

第三條 軍艦銃砲引渡可申、追て相當可被差返事

第四條 城内住居の家臣共、城外に引退き、謹慎可罷在の事

第五條 慶喜叛謀相助候者、重罪たるに因可被處嚴科の處、格別の寛典を以て死一等可被
宥の間相當の所置致し可言上の事

但萬石以上は以

朝裁御所置被爲在の事

二二五 林玖十郎への書

明治元年四月六日

略上陳者、一昨四日、先鋒の御兩卿御入城に相成候て御達御座候處
謹て奉畏候次第如何にも難有かり候事と被爲察候。最初、田安
用人御呼立にて、御入城の儀被相達候處、彼方評議にては、定て官
軍の威を張、兵隊過分に御召列の儀と相心得候處、案外⁽²⁾少人數に
て御入込被爲在候處、却て膽を被拔候趣に相聞候。上都合の事
にて萬端首尾能相濟、御同慶奉存候。委細は先鋒の總督府より
御届相成候事と奉存候間省略仕候。城中も最初の模様とは相
替り、近來益恭順の體にて格別激談も有之間敷、慶喜も三日中、水

(1) 橋本實梁、柳原前光の兩卿 (2) 前書解説参照

戸表へ引越候様子に御座候。然らば尙更跡は穩に罷成り候は
んと相考居候。然れ共、一策有之候も不被計候に付、油斷は不相
成事に御座候。城引渡軍艦等も無譯差出候向に御座候得ば、策
あるものとも不相見得必、戦には相成間敷と奉存候。右に付て
は追々御進軍被爲在候方御宜敷は有御座間敷哉。彌戦なきを
見居られ御乗込と申よりは、いまだ結局不相付内、御發途と申場
合御座候へば、諸軍の氣受も大に宜敷、江城へ御入込と申處にて
御進、御座候は、直様御點檢の都合も相成候儀かと奉存候。先
鋒の御兩卿へも御見込を以御進め越し被爲在候御模様奉伺候
に付、事情卒度申上試候。若御決議相成候て御進軍に候は、御
中途の御警衛至極嚴重被成下度、先鋒總督戸塚御泊りの節、御本

(3) 「へも」は「にも」又は「よりも」の誤寫か

亭御庭前へ人音いたし相探候得ごも、一向不相分候處、近頃藤澤宿にて、肥後藩士一人の間諜召搦、段々相糺候處、御本亭へ忍入候段も及、白狀候由御座候間、御心得の爲別紙差上申候。何卒御要心の處伏て奉願候。承候儀不申上候ては、落度に付、不差入事と思召候も、難計候得共、爲念申上候。全く探索計ごも不相見得、刺客と相聞られ候故、不取敢如是候。恐々謹言。

四月六日

西郷吉之助

林⁽⁴⁾ 玖十郎様

(4) 林は大總督府參謀宇和島藩士

【解説】 此書は江戸より大總督府參謀林玖十郎に贈つたので、三月四日先鋒の兩卿入城朝旨傳達の次第及び徳川家昨今の狀況を報じ總督府の御進發を促し、且つ途中警戒の注

意を爲したるものである。

入城始末を報じたる一節は前書と相補ひて隆盛の意のある所が窺はれる。

二二六 薩藩小荷駄方への書 其一

明治元年四月九日

二番隊引取候。目黒銃藥庫へ相付居候炭今朝御引合の由、右は
決て此方へ御引取相成候ては不相濟銃藥等の儀も、最初目錄を
以て引渡相成候品に候得ば、都て督府へ御届可申出筈御座候間
分捕とは全譯も相替候。此旨承得候故、早々申越候。以上。

四月九日

本營

西郷吉之助

小荷駄方

肝付郷右衛門様

【解説】此書は江戸城受取前二日、薩藩本營より、同藩小荷駄方（今日で云へば輜重隊）へ達したのである。その意味は、目黒銃藥庫内に貯藏の炭を、今朝貴隊より引取らうと交渉されたさうだが、あれはすべて目録を以て、舊幕より引渡されたもので、一切總督府へ届出づべきもので、薩軍にて私すべきものでない。分捕とは全然性質が違ふ。斯様に只今聞き出したから早速御知らせする、といふのである。

此等の事は隆盛自ら最もよく承知の事であつたらうと思ふ。然るに、「此旨承得候故早々申越候」と書いて、自ら命令する立場にゐないものゝ如くに云ひなしてある。英雄却りて細心の用意ありといふべきか。

さて、隆盛が薩藩小荷駄方に對してまで、一々かゝる指揮を爲したるか、今日より見れば隆盛の地位より見て、ありさうでない様な事なれども、隆盛自筆にて、小荷駄方の肝付郷右衛門に宛てしもの十三通を一括して、傳へられたものゝ如く、文章も隆盛の筆つきである。隆盛は本營にゐて、斯かる細密の點まで注意を與へてゐたものと見える。十三通の中には署名も宛名もないものもあるが、以下小荷駄方への書、其一其二と番號を附しておく。

二二七 海江田武次への書

明治元年四月廿三日

今日は是より陣屋へ罷歸居候間、軍艦の一條相分次第、何分爲御
知被下度奉_ニ合_ニ掌_ニ候。此旨卒度申上置候。以上。

四月二十三日

西郷吉之助

海江田武次様

【解説】江戸城を徳川家より官軍へ引渡したのは、四月十一日であつた。其時品川に碇泊してゐた幕府所有の軍艦八隻も受授する約束であつたが、幕府の海軍總裁、久田堀讃岐が軍艦受授の事について陸上で折衝してゐる間に、同海軍副總裁榎本武揚等は、徳川家の領土確定せざる間は、軍艦を引渡すことは出来ぬといひ、嘆願書を官軍の海軍先鋒に出し

て、同時に諸艦を率ゐて、房州館山に退去した。それから十六日になつて勝安房が軍艦に出張し、十七日に軍艦を全部品川に乘戻した。

然るに榎本等は八隻中四隻を徳川家にもらひたいといふ請願であつた。その事を戻より先鋒總督府參謀であつた海江田武次、木梨精一郎へ交渉し、廿四日に至り海江田等は、その願を容れて、四隻を榎本等に與ふる事になつた。これは四月四日幕府へ渡された御沙汰書の中に「軍艦銃砲引渡中すべく、追て相當差返さるべき事」といふ箇條もあり前から相談になつてゐた。此書は其前、即ち右の交渉最中に發したもので、何れなり決着次第知らせよといふのである。海江田より當日隆盛にも相談があつたものと見える事である。

二二八 木戸孝允への答書

明治元年閏四月六日

芳翰難有拜誦仕候。彌以御安康被成御座候由、珍重奉存候。陳ば小弟にも先日着坂仕候處、御詰合の段は承知仕候得共、御尋も不申上、失敬の仕合御海恕可被下候。扱被仰越候件々、直様大久保えも申聞置候得共、何分御吟味六ヶ敷事候間、何卒一往御上京被成下、御盡力の處偏に奉願候。此旨乍略義御禮答迄、荒々奉得御意候。何も面上に

芳翰難有拜誦仕候。彌以御安康被成御座候由、珍重奉存候。陳ば小弟にも先日着坂仕候處、御詰合の段は承知仕候得共、御尋も不申上、失敬の仕合御海恕可被下候。扱被仰越候件々、直様大久保えも申聞置候得共、何分御吟味六ヶ敷事候間、何卒一往御上京被成下、御盡力の處偏に奉願候。此旨乍略義御禮答迄、荒々奉得御意候。何も面上に

讓申候。恐々謹言。

徳川家御書

木戸準一郎様

四月二十九日

御返書

閏四月六日

西郷吉之助

木戸準一郎様

机下

(木戸侯爵家所藏)

御返書

大總督宮に謀り、朝議申請のため上京することになり、四月二十九日江戸を發し、海路大阪に向つた。

大總督宮に謀り、朝議申請のため上京することになり、四月二十九日江戸を發し、海路大阪に向つた。

大阪に到着してみると、明治天皇陛下はなほ同地の行在所にまゐりましたが、政務はやはり京都の政府にて見てゐる。且つ近く京都へ御還幸の事になつてゐる最中であつたから、大阪にては小松帶刀等と意見を交換したのみで、木戸とは會見せず、京都に向ひ五日の夜入京した。木戸は早速書面を以て其意見を通じた。それに答へたのが即ち此書であつて、御意見は委細大久保へ申聞けておいたが、何分大事件で評議が六ヶしいから、一應上京して下さい、と木戸へ上京を促したのである。

然るに木戸は長州藩内に棄置かれぬ事情があつて十日大阪を立つて歸藩した。徳川家封土に關する木戸の意見は小松へ贈りし手紙及び朝廷への上書に明らかに見えてゐる。上書に見えてゐる木戸の意見は、今日急に御評議になる必要もない。十分に餘賊を掃撃し、武力的大手術を用ひた後に決せらるゝも晚くはあるまい。而も徳川家に與へらるゝ高は成るべく少い方がよい。尾州家六十七萬石の少し上位でよろしからう。止むを得ずば別に田安家に二十萬石を與へて一家を立てられて、緩和されてもよろしからん、といふのであつた。

有る林を能く
 三浦 直之 水島 之 貞
 所を 直之 爲 方 治 候 也
 仰 下 直 之 爲 方 治 候 也
 爲 方 治 候 也
 於 是 候 也
 下 直 之 爲 方 治 候 也
 有 下 直 之 爲 方 治 候 也

勢も有之、其邊は屹と督府より尾張の重
 役え御達相成候へ共、平常の節は大に威
 張居候て、賊兵亂入と聞ては、直様逃去候
 次第にて、眞田は打て替て戰、大勝利を得
 候へば、此末は尾張杯にて威張も出來申
 間敷と奉存候得共、終老候御出張と申譯
 に候得ば、自分の臆病を掩んが爲、如何の
 奸策を廻し候も難計候付、纔の兵隊にて
 も不苦候間、西園寺卿信州路へ御出張相
 成、大に眞田飯山等を被賞、一體信州邊の
 小名を鼓舞被遊候は、大に勢ひを張、江

此等事可なり自體に違

いふ事若し白西園名

位何路よりおぼしめ

あるはしやと上第一

作し何れを之れ始末

常より世に古き習ひ

押し物事を控ま

會ひし隙をたより

アタリ白西園に

戸の賊氣を挫且

は會賊の膽を吞

候事ご奉存候間

可宜ご思食候は

ご是非御出張の

處御盡力被成下

度奉合掌候。左

候へば甲府邊へ

も響合、官軍相振

ひ可申、全体甲府

は甚以六ヶ敷人

その他に片々あり候

と申事あり存せし

甲府より御出陣

に御りたり候

事ゆゑに御出陣

ゆゑに御出陣

事ゆゑに御出陣

事ゆゑに御出陣

事ゆゑに御出陣

吉井幸輔様
 御座候故、宜敷御熟考可被下候。此旨
 卒度試に申上候。以上。
 西郷吉之助
 又四月十三日

氣にて、少し油斷も有之候へば、直様返し
 可申と相考候付、能々御押不相付候ては
 都て跡崩相成候ては、甚以戰も致惡き事
 に御座候故、宜敷御熟考可被下候。此旨
 卒度試に申上候。以上。

又四月十三日

西郷吉之助

吉井幸輔様

(大久保侯爵家所藏)

【解説】 此書も京都にてのものである。その要旨は尾張の俗吏、信州邊にて大に威張ち
 らしながら戰には臆病であり、大に人望を失したる事、及び眞田勢の戰功ありし狀況を述
 べ、今後に於ける信州邊鎮撫につき、隆盛の意見、即ち西園寺卿を鎮撫使として差向くべき

事を主張し、それにつき吉井の盡力を依頼したのである。

なほ後段議論に一歩をすゝめて、甲州へも影響する所が大であるから、御熟考を請ふと
ある。

二二〇 薩藩小荷駄方への書共一

明治元年閏四月廿五日

先刻承知致候横濱へ被_レ差遣候夫方⁽¹⁾の助今日より一七日^{ひとなのか}分の給金御渡付可_レ被_レ下候。以來一七日毎に給金相拂候様尙又問合越置候間其邊は宜敷御含可_レ被_レ下候。此旨早々奉_レ得御意候。以上

又四月二十五日

吉之助

郷右衛門様

【解説】臨時に雇ひ入れた人夫の給金支拂方に關することである。書中「夫方の助」とあるは、定備の人夫でなく、一時その不足を補ふために雇ひ入れた豫備の人夫を云ふ。

(1) 夫方「ぶかた」は人夫の事「助」は補助の意味

三三二 大久保、吉井への書

明治元年閏四月廿七日

御揃、彌以御堅固御奉職の筈、珍重奉存候。隨て少弟無異儀去る。二十三日品海え着船相成消光罷在候間、乍憚御降意可被下候。扱、當地の形勢も餘程六ヶ敷模様にて、既に留守中、房總間におひて戦争有之、都て打破候由、大幸此事に御座候。此一戰にて、餘程賊氣を挫候様子には御座候得共、專勢^いひを張り、徳川氏家名秩録等の處、十分やり付候策略も可有之と相見得、人氣沸騰と申儀を頻に申立候間、御所置振相發候はゞ、一變動は可致と相考居申候。爰許戦争の次第、隊長篠原冬一郎え書記候様申付、大略別紙の通

(1) 徳川家名秩録等に付ての示威運動の意もあると見えてまいふなり

御座候。佐土原孤軍を以テ大敵に對し踏こたへ、諸藩一同感心いたし居候間別て嬉敷事御座候。如何可有之かと案居候處、實行相顯れ、大慶の事御座候。前以より始終是のみ責居候處、今日に至りては私には留守中故、別て耻敷軍に御座候。御笑察可被下候。段々、手負等も多ク御座候處、督府え夷醫頼入度相願候處、直様大總督宮より御頼被下候て、直様英醫ウリキス(2)參吳候て致療治吳候上、横濱え是々は遣候様との譯にて、船にて相廻、彼方にて至極丁寧なる次第、追々有馬意運等より申遣候間、何卒此涯御手元より御使を以テ大坂在番のマニストル(3)へ御挨拶被成下、其上、横濱迄は御使を以御挨拶被成下候處、御盡力可被下候。ウリキスより、また上等の醫師も參居、ウリキスの療治を失し候處、大に叱付

(2) 一般にウルユスと言つた。後に大學教授より鹿兒島藩校へ聘せられた。

(3) マニストル即ち英國公使パークス

候由其外三人計は、毎日疹察に參り、餘程手厚の次第御座候。備前藤堂藩杯よりも、手負人參居候由。然處、原田敬助と申もの横濱迄參掛候處、終に養生不相叶、去る二十五日死去いたし申候。實に殘念の仕合御座候。此度上京便より遺髮差上候間、御國え御差下相成候様御取計可被下候。帶刀等の儀は、宜便を以差登可申候。

一竹庵(4)と申僧、並、助市と申者、京師出陣前より當地え探索方にて參居候て、江戸迄進軍相成候處、三番隊え事情申出、是迄、矢張、隊え相付居、八幡邊の斥候え差出候處、賊兵の中え不圖踏込、逢殺害候由、殘念の事に御座候。東漸寺え爲御知被下候儀等は、宜敷御取計可被下候。右兩人は戰死にて、大總督府より御金

(4) 竹庵は種子島出身の勤王僧、少時鹿兒島にて有馬新七の説を聞いて勤王の志に向けたと傳へらる

拾五兩被_レ成_レ下_レ候間、夫々へ御配當可_レ被_レ成_レ下_レ候。いづれ竹庵は種子島産の由御座候間、必親族有_レ之べく、助市には宿許え御達可_レ被_レ下_レ候。原田敬助には深手の處を以て七兩貳分被_レ成_レ下_レ候得共、早死後に相成候間、是又宿許え御送可_レ被_レ下_レ候。

右三人⁵⁾え被_レ成_レ下_レ候御金の儀は、遠路荷物も不差通_レ身すがらの事候間、御金の儀不差遣_レ候付、其許にて御取替を以_テ宜敷御計可_レ被_レ下_レ候。

一 伊地知正治より別紙の通、今日、上原藤次郎を以_テ細事申越、長藩にて同様、片山匠作と申もの參候付、直様總督府え申出候處、京師より應援の兵繰出し相成候様可_レ申遣、大政官軍謀局えも御問越相成候段も承候付、匠作より申遣候通、御繰出可_レ被_レ下_レ候。

(5) 原田敬助、竹庵、助市の三人

私の考にて御城⁶下貳隊諸郷⁷貳隊都合四隊ならば、大に可宜か
と相考居申候。其邊は御賢慮に奉任候。各隊御差廻に付て
は、何卒富士艦より御遣可被下候。左様無御座候ては、餘程間
後相成候付、大村へも相談仕候處、隨分可仕候間、吉村兄え可申
遣この事に御座候間、早々御繰出し被下候處、偏奉願候。右艦
の儀は大砲打手等十分には相備申間敷候得共、可也の人數御
乗付被下候様私より可申遣、軍の出來候丈ケは是非相備吳候
様承申候。左候へば鋼鐵船と一緒に浮べ可申この事候間、可
成の軍相調候丈御乗付被下度、若も不相調候は、此節迄は兵
隊迄積下り候は、直様差返可申候付、其節乗付候様御都合御
頼申上候。願くば、此度相應の人數相備候處奉希如何しても

(6) 城下は鹿兒島城下の兵 (7) 諸郷は薩藩各地方即ち田舎の兵
※ 此度まで隆盛白筆の原書ありこれより下原書散逸平田宗高寫本
に據り補足

當分乗付居候根⁽⁸⁾占〇〇〇と申ものは、乘頭の如くにて罷在候得共、此者は是非御繰替被_レ下度、下田港にて逢候處、直様豊瑞丸より用心金引出候手筈いたし云々⁽⁹⁾、爰許兵隊中は月々の給料も不被_レ下候上、血を流し候次第、顯然と見ながら、金に目を掛候ものにて、俗物には相違無_レ之候間、必御替可_レ被_レ下候、京師より御繰出被_レ下候人數を、江戸え殘置、私共兵隊を野州邊白川口等の援兵、御差出被_レ下候様御願申上置候。御免相成候得ば、三日中より繰出し可_レ申候付、左様御納得可_レ被_レ下候。此度は大坂にて針打二百挺御買入相願候て持越候間、三倍の力を増し候付、白川位は忽可_レ打破と相樂居申候。彼地戰爭等の次第は、上原より委細御聞可_レ被_レ下候。此旨大略申上候付、奉_レ達

(8) 此一節は富士艦乗組頭根占(ネジメ)某は利慾の心強き俗物なる故他に人をへてくれさいふ也

(9) の云々は傳寫の際特に略したものの様である

御聽候儀、宜敷御計可被下候。以上。

閏四月二十七日夜

西郷吉之助

大久保一藏様

吉井幸輔様

(川村子爵家所藏)

【解説】既に陳べた通り、隆盛は徳川家の相續人及び封地等の件につき、朝議の決定を請ふべく江戸より汽船にて上京し、閏四月五日に入京したが、八日、九日、十日と連日の朝議があつて、大體處分案を内決した。(其會議に列した人々は、三條、岩倉、小松、西郷、大久保、後藤、廣澤、吉井、林、玖十郎等で、會議の原案は(甲)祿高は百萬石以下、封地は駿河國一國、但し石高不足分は追て取調の上定めぬ。家名は田安龜之助に仰付らる。(乙)封土は江戸城を其儘下され、武藏國總石高を調べて追て御治定の事。右御達の上は大久保一翁、勝安房等を早々召させらるべき事。祿高及び相續人は前同様の事。以上の二案であつた。)併し、なほ確定に至らず、三條實美を關東大監察使に任じ、江戸に於て關東の政務を總裁せしめ、此件につきても彼地の實況を視察したる上、適宜の措置をとらしむることとし、全權を委任せしむる

事に奏請して御裁可を得た。そこで關東大監察使三條實美同副使萬里小路博房は、西郷隆盛、林玖十郎、江藤新平等を従へて海路東下し、二十三日に江戸に到着した。

此書は右到着後四日目に京都に向けて發送したものである。書中「佐土原孤軍を以て大敵に對し云々」元來、佐土原藩は島津家の分家であるが、當初秀吉が島津中書家久に與へた時から獨立した三萬石の大名であつた。此度明治維新の際に本家に力を併せて王事に盡すことになりし（本卷第一七四參照）につき、隆盛は佐土原藩兵の訓練不十分なるを懸念し常に本藩の名を汚すやうな事があつてはいかぬぞ、と激勵せしものと見える。然るに此度隆盛上京の留守中、驚くべき武功を顯した。そこで「私は留守中故、別て耻敷軍に御座候」とある所以である。

次に、英醫、ウルユス等に負傷者の治療を託せし模様及び本件につき、島津家より英國公使へ謝禮の使を出すべき事等が見えてゐる。又薩藩三人の死者遺髪並に大總督府より吊慰金分配等の事、又京攝滯在中の薩兵を應援として東國へ派遣有之度事、並にその派遣方法の事、なほ派遣されし兵は江戸におき、目下江戸にある薩兵を隆盛自身引率して、野州へ應援に出かけるつもりにて出願中である。此度は新式の銃針打二百挺到來せしにつき、白川位は譯なく打破るべしなど報じたのである。

野州方面戰狀及傷死者届書

明治元年五月初頃

【解説】 此書は明治元年四月二十日岩井驛に於ける戦争並に四月二十三日の宇都宮に於ける戦争の概況及び薩藩の戦死者負傷兵の姓名を總督府に届出でた文面ならんと思はる。今、此書の大久保侯爵家に残れるは薩盛より大久保への書中に、斯様な届書を差出したと別紙を以て報じたものであらう。本書に宛名も署名も日附もないのは、そのためであると思ふ。而して届書の日附は四月下旬から五月初旬までのものでなければならぬ。今假に五月初旬のものとして此處に編入す。

東山道爲先鋒弊藩より差出置候人數の内、野州邊賊徒亂入いた

し、官軍爲應援一、一小隊、並長州一中隊、大垣一中隊被差出候處、同廿日、岩井驛におひて賊兵千五百人位と及戰爭互、大小砲打合候得共、頻に攻撃に及候處、纔半時計の間に賊兵散々に敗走いたし、賊兵百餘級打取大に勝利を得、分捕數多有之、弊藩手負討死別紙一印の通御座候。

一同月廿三日、壬生城より弊藩一小隊、大垣一中隊、宇津宮城え楯籠居候賊兵爲攻撃出軍いたし候處、城外え砦を構居、打破り、追々相進、堀涯迄押詰候折柄、賊兵裏路より拔出、官軍の後を絶切、前後に敵を受難戰に及候故、伏兵を設前の賊兵を支へ置、後の賊兵を打挫、三時餘の戰にて、味方を一所に相圓、兵糧相仕り候處え、本文岩井驛相戰居候三藩の兵、結城を相發し、本街道より押來り、因州

の兵隊は壬生路より相進、兩道の應援の諸勢會戰に及候付、大に力を得又々進撃いたし候處、終、賊兵及、敗走官軍大勝利に相成、賊兵百數十級打取、分捕も數多有之、宇津宮城主並、藩士も追々歸城に相成、野州邊都て鎮定いたし、賊兵日光に逃去候由、其節弊藩手負討死別紙二印の通、御座候。

右の通、兩戰共官軍大勝利を得候趣申越候間、不_レ取敢御届申上候。以上。

(大久保侯爵家所藏)

三三三 薩藩小荷駄方への書 其三

明治元年五月二日

三番隊の内、手負人數看病方へ置居候婦人、給金の儀何程相究居候哉、相分居候はゞ今日迄の日數に應じ、被_レ成下候様御取計可_レ給候。若給分不相定居候はゞ、一日何程と申儀相定候て、五日目毎に相拂候様御計可_レ被_レ下候。看病人の給金は京都邊病院の振合も可有_レ之、勿論少々の給分は相重_{かゝ}不_レ申候ては、は_まりも薄_ク三番隊へ相付居候婦人は、至極骨折いたし候由御座候間、別段の心付も被_レ成下候はゞ、大に振はまり可_レ申か。療醫の者も被_レ相呼_レ得と評議いたし、速に給料被_レ成下候様御計可_レ被_レ下候。以上。

(1) 「はまり」は奮發の意

五月二日

【解説】これは負傷兵看護婦の給金に関する件である。

二三四 薩藩小荷駄方への書 其四

明治元年五月五日

舊臘擒に相成候定等の内、刀取揚相成居候處、近日引渡に相成、海軍隊の内へ相受取置候由、就ては今日小荷駄方へ相廻候様、達置候付、御請取の上、姓名相記、何本と申儀、銘々札付有之候由、御座候間、夫丈は一紙相記、御差出可被下候。何れ箱にても相調へ、入付置候様、御計可被下候。便宜を以京都へ相廻候様、可致候。以上

五月五日

【解説】これは捕虜より取揚げし刀の事につきて指令したのである。

二三五 薩藩小荷駄方への書 共五

明治元年五月七日

昨日擒の兩人、受取方不致由承候付、右の應接いたし候姓名聞届
來候様申置候間、相分居候はゞ爲御知可被下候。以上。

五月七日

【解説】受取方とは刀等所持品の受取方を指す。「右の應接云々」は誰が應接したか知らせよといふなり。

二三六 薩藩小荷駄方への書 其六

明治元年五月七日

戰死等の人數葬式方に付、大圓寺如何程金爲差越候て相濟候哉
先例多く可有之候付、料物の處、卒度爲御知可被下候。見合相成
候儀、有之候故、御頼申上候。以上。

五月七日

【解説】大圓寺は、當時芝高輪にありし薩藩の菩提寺であつた。戦死者の葬式等に付、如何程の謝禮をしたら宜しいか、先例をしらべて一寸、知らせといふのである。

二三七 大久保一藏への書

明治元年五月十日前後

彰義隊と申もの、上野を根據といたし、根岸にては蓮正寺と申所
え屯集いたし、其外四ツ谷寶泉寺と申所えも屯集いたし居候て
段々暴を働き、官軍の内にも段々怪我いたし候處、三人の者遊歩
に出で、夜に入候得共、不罷歸、爲相尋候處、別紙の次第相分、何とも
残念の始末に御座候。督府より届書差出候様この事に御座候
間、相認別紙の通申出置候。肥前藩の者兩人、上野邊にて同日右
等の次第有之、一人は被切伏候得共、一人は切拔立歸候付、確證も
有之、直様一手を以、彰義隊え押懸返戰致度申出候得共、屹と御手

(1) 此三人は薩兵、内一人は殺され一人は自殺一人は重傷にて
自殺せんとする時銃殺さる五月七日の出來事

を被_レ付候間、國辱は不_レ申義候付、暫見合候様御達相成、無_レ致方相忍居候趣に御座候。此御方におひても、同様の譯にて、隊中一同憤懣に堪兼候得共、少し御見合相成廉にて、其内乍_レ漸相留置申候。私鬪に陥入候ては、不相濟候付、彰義隊の曲を舉、公然と御沙汰を相待可_レ打取_レ含にて、乍_レ殘念相忍居申候。追付打散し、鬱を晴し可_レ申候。

西郷吉之助

大久保一藏様

要詞

(大久保侯爵家所藏)

【解説】本書日附なし。多分十日頃のものであらう。彰義隊の暴状及び時機を見て總督府の命をうけ、公然打破すべき旨を在京の大久保へ報じたのである。此處に彰義隊成立の次第を略叙すれば、初め徳川慶喜の一橋家時代より隨從してゐた人々の中、濹澤成一郎（後の喜作）天野八郎等十七人相合して君家の辱を雪ぎ、薩賊を戮滅し、上は朝廷を尊奉し下は萬民を安堵せしめて以て東照宮の靈に報いんことを誓ひ、尊王恭順有志と稱する集團を設けた。次第に同志が加つて多人數となつたから、淺草本願寺を屯所とし、彰義隊と命名した。其頭取が濹澤成一郎、副頭取が天野八郎、幹事が本多敏三郎、敏以下數人であつた。加盟者が日々増加したので、舊幕老中松平確堂は彰義隊の名を公認し、府下を巡羅し非常警衛の任に當らしめた。その起りは二月中で、素より江戸城受取り前のことである。後濹澤は隊を去りて武藏飯能にて振武軍を組織したから、本多卯之輔が頭取となり、後又小田井藏、太池田大隅守、兩人頭取となり、隊伍の組織を改め、本隊の總員五百人、附屬諸隊千五百人位に及んだ。それが、あちこちに分れて市中を巡羅してゐたから、遂に市内に入つて來た官軍と衝突した。本書はその衝突の一端をあらはしたにすぎないのである。

二三八 大久保、吉井への書

明治元年五月十日

【解説】本書は江戸より京都へ遣はしたものである。内容は(一)野州方面の官軍配置(二)五月朔日白川城を攻撃し大勝利を得たる事、(三)同日薩軍の状況、(四)横濱に負傷者を治療のため病院建設の事及び醫師不足の事、(五)征討の大方針決定し、白川口及び越後口を固め、奥羽の叛賊を討ちて會津を孤立せしめる策なりとの事、(六)官軍二千出兵の要求(七)軍用金調達の要求等である。なほ追書に世良修藏遭難の真相を報じてある。右(二)の中に江戸守備の薩兵を先づ白川に出し、後より東下すべき薩兵をして江戸の守備にあてんことを再三申出しても、大村益次郎きかざりしたため、すぐに出かけられず、五月朔日長州、大垣、忍薩の四藩會合し、三手三道に相分れて白川城を攻撃し、即日城を乗取つたとある。

書中「就ては白川口並越後口を堅め、締め付置候て奥羽の叛賊を打、會津を孤立させ候

策に相決し云々」は、大總督府に於ける會議にて決したることにて、今後征討の大方針である。その征討の目標を會津においてあることを見るべし。案ずるに、隆盛は此月七日江戸にて改めて大總督參謀を命ぜられてゐる。その軍議に與りしことは勿論である。

上原藤十郎差遣候後、頻應援の爲白川口へ出張致度、京都より可參人數を當地へは召置候て可宜旨再度申立候得共、大村士聞入無之、宇都宮邊は、官軍都て繰り上げ、皆白川方へ張り出し、今市と中處を土州勢押居、日光へは彦根勢相堅め、外々は、遠く白川の方へ相離候付、若し後を絶れ候ては、白川出張の官軍は難澁可致事候間、肥前侯、宇都宮邊の鎮壓を命ぜられ、野州は少も動搖不致様御押相成り、東山道の手は賊兵を討伐のみに相決、當地も何か不

(1) 大村益次郎軍務局判事兼江戸府判事にて江戸の守備に任ず

穩勢も可有之候付、人數繰出候儀見合居候様この事にて、直様出張出來兼候處、去る朔日長州、大垣、忍⁽²⁾、藩⁽³⁾、〇〇四藩致會合⁽³⁾、三手三道に相分れ、白川城攻撃致候處、朝六字より戰相始、晝二字に乗り落し、十分の勝利相成大慶此事に御座候。賊兵には仙臺、棚倉、二本松、三春、會津、五藩の勢にて二千餘の大兵に御座候得共、三方より引包み打立候故、臺場等も嚴重相備候ものも無難打破、敵兵六百位は打取候趣に御座候得共、未委は取しらべ候紙面不參、見事の勝戰にて御座候。餘程には落膽致候はん。此度は歩⁽⁴⁾兵類の者は一切不相見得、只新撰組の二番手と申すものゝみに御座候⁽⁵⁾。東海道の手よりは二番隊出張致居、是のみ應援の都合に相成申候。本街道より相掛り候大砲隊など、臺場え正面に打掛候故、餘

(2) この藩は我藩の略なるべし此時の官軍は長、薩、大垣、忍の四藩であつた (3) 二字判讀しがたし (4) 舊幕にて訓練せし歩兵の類

(5) 此一節は専ら薩兵についていへるなり

程難戰致手負多く御座候。二番隊へ相付差出候一砲車の人數は、纔三人無疵の者有之、小銃隊には五番隊難場に押懸、苦戰に及手負多御座候得共、此度は戰死の者相少く、大幸の仕合に御座候。追々手負の人は横濱え病院御取建被下候付、差廻候事にて、是丈けは煩念相省候得共、醫師の御手、人無多事⁽⁶⁾雇入方の都合いたし候位にて、込入候時機に御座候。當分横濱へ參居候もの四十六人有之、白川口の手負相廻候得ば、一小隊許の人數に及候間、纔兩三人の醫師にて、手も廻兼候故、大に難澁の次第に御座候。此邸内にも七八人は残り居、實に込り入候儀に御座候間、兩三人は隨分療治方出來候醫者、御遣可被下候。越後口も、三國峠の戰大勝利を得候趣、愉快の事に御座候。就ては白川口、並、越後口を堅め

(6) 無多事(たじなく)は「少く」さいふ意、薩摩の方言

(7) 江戸にて軍議なり、御申越の爲こあるは總督府より京都へ御申遣の爲さいふ事である

付置候て、奥羽の叛賊を打、會津を孤立させ候策に相決し、官軍二千人早々御差下相成候様、御申越の段承知仕候。右に付ては撰兵千位は早々蒸氣船を以て御廻し被下、跡千人は陸地より御遣し相成候か、又は船都合を以て御遣相成候か、何れ共宜敷御座候付千五百許の人數を以て富士艦並、鋼鐵船荷方の蒸氣船二艘を付、奥羽に相廻、海岸より手の下し安き處を打碎き、次第々々に叩き上げ候手配に御座候間、何卒千人位の處は、急速御遣可被下候。何分軍用金乏敷、日々官軍は是に氣を挫かれ候模様、に被相窺申候。何ごか御策は有御座間敷哉、人數許參候ても、金に乏敷候ては、奥羽へ出軍甚難澁可仕ご存候。是許苦心の至に御座候。此旨、大略奉得御意候。大村より委細可申越候間、私よりも申遣吳候様

承候間、如斯御座候。頓首。

五月十日

西郷吉之助

大久保一藏様

吉井幸輔様

追啓上、長州の世良修藏(8)にて、仙臺藩より福島と申所にて被打果首は仙臺え送り、髪を會津え送と申義を、白川にて分捕いたし候仙藩の帳面え相記有之候由、言語同斷の次第に御座候。手負(9)戦死の姓名書並鬢髮差遣候間、御國元へ御送被下候義も宜敷御計可被下候。

(大久保侯爵家所藏)

(8) 世良參謀の枉死は閏四月十九日

(9) 白川に於ける薩の死傷者の名也

二三九 薩藩小荷駄方への書 其七

明治元年五月十三日

大砲引馬五疋の儀、今晚より大豆○升、糠五升つゝ、飼方いたし候様、御計可被下候。只今引方一見致候處、餘程草臥居候付、右の通御計可被下候。左様候て、跡五疋丈は賣拂候ても宜敷御座候付是又如何様共、御取計可被下候。以上。

五月十三日

【解説】これは大砲引馬の飼養方の下知である。原寫本に「大豆は升糖五升」とあれど「は」何か數字なるべく「糖」は「糠」の誤字であらう。

二四〇 薩藩小荷駄方への書 共八

明治元年五月

萬屋長兵衛と申者往古より由緒有_レ之、御出入の者候處、此節又々何篇御用達致度段申出候付、御用の節は、御仕⁽¹⁾〇相成候様致度候付、御申付可_レ被_レ下候。此段及御達置候。以上。

(1) 一字不明「ひ」か

【解説】本書には月日がないが、島津侯爵家編輯所にある寫本順序に據りて此處に挿入しておく。

二四一 薩藩小荷駄方への書 其九

明治元年五月十六日

中村半次郎儀横濱へ可差遣候間、手當の儀及相達置候得共、當人より御斷申出候付、不差遣候間、左様御含可給候。以上。

五月十六日

【解説】中村半次郎は後の桐野利秋である。横濱出張の筈にて、その手當方を指令してあつたのを、取消したのである。

二四二 薩藩小荷駄方への書 共十

明治元年五月十六日

手負人横濱廻送の儀、是非今日には御遣可給候。益満休之助には、邸中には不罷居候由、旅宿にて千田傳一郎存居候由御座候間、是丈は、別段船手當不相成候ては、乗場大に違ひ、手負人を遠方へ相廻候様にては、決して不_レ宜候付、益満丈けは別に御手當可_レ被_レ下候以上。

五月十六日

【解説】 「手負人横濱廻送」とは、横濱にある病院への廻送である。益満休之助は、慶應

三年秋より伊牟田尙平と共に關東にて事を擧ぐべく、江戸に差遣はされてゐたが、十二日薩邸焼打の時幕府方へ捕虜となり、後山岡鐵太郎が静岡の大總督府へ使する時、許されて同行したること既記の如し。

然るに昨五月十五日上野彰義隊討伐にあたり、重傷を蒙り、何處かの旅宿に居りしを、横濱の病院へ船にて送るやうに下知を發したのである。隆盛の將卒を愛する心が此處にも見えてゐる。併し、益滿は遂に死んだ。

二四三 薩藩小荷駄方への書 共十一

明治元年五月十六日

昨日戦争の節、雇人足給金の儀、早速御拂可給候。其外田町人足又は土工夫も雇同様、別段一日の給料被下候様、御計可給候。左候て隊付の陪卒、又は歩兵の捕人にて召仕居候ものも、同様被下方御計可給候。以上。

五月十六日

【解説】これは上野の戦争の節に使用した臨時人足、工夫、隊付の夫卒等の給料支拂方の下知である。此に注目すべきは「歩兵の捕人にて召使居候ものも同様下され方御計ひ

給はるべく候」とあることである。即ち捕虜を直ちに何かの用に使用してゐたらしい。此事既に面白し、そうして、それにも給金を與へよとある。

二四四 薩藩小荷駄方への書 共十二

明治元年五月十九日

横濱病院の儀追々多人數相及、一体惣轄いたし候者、不差遣候て不相濟候付、大砲隊四役場の内、山下七郎明日より被差越候付、御用心金二百兩可被相渡候。此段及御達候。以上。

五月十九日

【解説】横濱病院負傷兵次第に多數となり、病院の司令をするもの必要となり、山下七郎を差遣はすこととなりしに付、用心金貳百兩を渡すやうにといへるなり。四役場とは兵糧方、玉藥方、人馬方、普譜方をいふ。

二四五 大村、寺島への書

明治元年五月二十日

麻布土屋の屋敷隣^{〔1〕}光林寺と申所へ、去る十二日比より賊二百人計屯いたし居候處、十五日夜都^{すよ}て逃去候由、然處、右寺へ小銃百挺計、大砲壹挺、彈藥等有之候由告來候付、早速御探索被成下度、町家の者共には、右等の品有之候へば、又戰爭相始^ルかも不知と驚怖の念より告知らせ、今晚も賊兵參かも不相分候付、早々手を付吳候様申出候位に御座候間、何卒、先づ、祥雲寺^{〔2〕}へ申合、向々藩々にても御達被下度、奉合掌候。頓首。

五月二十日

西郷吉之助

(1) 光林寺は麻布の富士見町にある(土屋侯邸の隣)
(2) 祥雲寺は官兵の陣所になつてゐた

大村益次郎様
寺島秀之助様

要詞

【解説】内容はよく分つてゐる。別に説明を要しない。此頃は彰義隊の殘黨追捕中で大村、寺島等主として、その任に當つてゐた。そこで隆盛は此書を送り、麻布光林寺の探索方を命じたのである。大村は三條實美に従つて東下し、軍防局判事並に江戸府判事として江戸の鎮撫に任じてゐた際、彰義隊討伐の策を献じ、參謀の役をつとめた。又寺島は宇和島出身の參謀であつた。隆盛は此頃大總督府の參謀で、矢張薩軍の事も監督してゐた。

二四六 大久保、吉井への書

明治元年五月二十日

【解説】 此書は五月十五日彰義隊討伐につき薩藩の行動を報告したものである。

彰義隊討伐の中堅として殊勳を奏したる薩軍の働きを、其大將隆盛の筆を以て叙す。布置整然、當日の状髣髴として眼前にあらはれる。

彰義隊討伐は専ら長藩士大村益次郎の劃策であつた。その作戰計劃の成つた時、大村は大總督府に於て、その部署を隆盛に示して相談に及んだ。隆盛は暫く見てゐて大村に向ひ、「ハハア薩摩勢をみなごろしになさると云ふ御策戦でございますか。」といつた。大村は扇子を開けたり閉ぢたりさせて、天井を見て無言でゐたが、やがて「左様です。」と答へたといふ話が傳へられてゐる。

後段の方に「徳川龜之助へも云々」の條は、前以て徳川家の當主へも彰義隊討伐の旨を通知し、輪王寺宮へも上野を御立退あるやうに御達になつて、正々堂々の戦であるとい

ふのである。又末段「白狐云々」は、昔より島津家の戦には、稻何大明神の加護ありて、白狐が姿をあらはし軍を援けるといふ傳説があるので、それから起つたことである。

眞正の白狐であつたか、或は白犬であつたか分らぬが、軍中で「ソレ吉例の白狐があらはれた」と唱ふるものがあり、隊中一同稻荷大明神の加護疑なしと信じ、勇氣自ら加はつたといふ知らせがあつたものと見える。隆盛も此神秘的な説を喜んで大久保、吉井に報じ、且つ「頼と戦には負けざるものと安心いたし居申候」と此文書を結んでゐる。昔の軍物語を聞くやうで面白い。思ふに、隆盛が斯く大衆の信ずる所を信じ、大衆の唱ふる所に和し得たのは、その大衆に親まれた一要素であつたかと思ふ。併、これについては、人或は英雄世を欺く的手段なりと云ひ、或は隆盛は詐りを語る人でない、正眞に己の信じた所を述べたるに過ぎないと云ふ兩面の觀察があるであらう。

去る十五日、上野え屯集いたし居候彰義隊誅伐被仰出候付十二⁽¹⁾

字に大下馬⁽²⁾下え惣人數繰出候處、六ツ⁽³⁾過湯島の賊兵を打拂候様御達相成候付、大下馬下繰出し、湯島え參候處、全く賊兵不相見得候付、暫湯島え相扣居、本郷よりの横合に出掛候、長州杯の兵を見合居候賦にて、諸方え番兵を配り居候折柄、早砲聲相響候故、何方の兵より戰相初り候か、こ探索爲致候處、遊擊隊⁽⁴⁾半隊、御兵具隊二十人、早上野黒門口え突出し相戰候趣に御座候故、直様大砲隊三門を黒門口え押出させ、貳丁の大砲は御徒町の方え振向、一番隊御徒町の方え相掛、遊擊隊、三番隊は黒門口の方え押掛、町口の臺場一二は直様乗落、此方にも壘を積重、俄に砲臺を構、急撃いたし候ては、本郷よりの懸口と手筈不相揃候付、暫見合居候得共、一圓不相掛候處、暫く間有て、肥前勢より横合に大砲を打掛、續て久留

(1) 夜の十二時

(2) 今日の宮城二重橋外をいふ

(3) 午前六時

(4) 薩軍

米も同様打掛候得共、長兵等は不來餘程相待候得共、時刻は移り
其上賊兵より味方の後え火矢を射掛、火事と相成、漸々後より燒
來、黑門口より不忍池の涯、町家をくゞり敵合近押付候得共、敵壘
堅固にして容易に不落、火は後より迫り來候付、三番隊遊撃隊、大
砲隊一緒に相成、是非突入度この義、頻相起候得共、過分に味方を
失ひ可申と相考候付、無理に人數を繰揚、黑門口え押直し、一番隊
の方え押向、正面より突込候處、藤堂並因州引續て駈込候付、堅固
に相守居候臺場打落、山内手廣の事故諸方に手配を以、追打いた
し、朝六字比より戰相始候處、晝五字に終り申候。誠に長ひ戰に
て、大に勞れ申候。肥後勢には柳原の屋敷高見に上り、大砲を打
掛、最初の懸口被命候處よりは因州迄一緒に相掛申候。藤堂に

は應援として出來り、共に駈込候次第、實感心の事に御座候。不
 進兵の跡より砲を鳴し候には込入申候。敵地え味方の突込を
 も不知、肥後より破烈を打込、味方大に手負いたし、因州も此方も
 是ぶ爲に餘程痛み申候。谷中の戰烈敷候て、長州、大村、佐土原等
 は、上野の方えは參來らず、頼切たる味方場所違に相成、互に救應
 不相叶、夫故、御國の兵大に難義仕申候。長州兵は横合より大砲
 を以、打挫、其上、上野の後に相迫候賦に、御座候處、根岸邊にて、早戰
 相始り、初より終迄不逢、雙方共に難戰いたし候得共、互に大勝利
 と相成、打碎候形勢、愉快の事共にて御座候。此度の合戰は、前日
 可然と御達相成、十分備を立させ候て、打平候處、一涯愉快を極め
 申候。御遙察可被下候。江戸中の者も彰義隊は不負ものと相

考居候處、案外打落され、至極落膽の様子に御座候。餘程、近來は威張居候て肥前人を四五人打殺し、因州も三人計被殺候故、兩藩は銘々一手を以、打取度この段願出候位にて御座候。彰義隊半方は、諸藩の兵にて、石州濱田、會津、伊豫の松山、若州小濱、其外諸藩兵士多分相加り候付、餘程持こたへ申候。此巢窟を打破り候付、もふは制し安く相成候はんかご奉存候。

一 奥羽は一圓賊と相成、兵隊の仕事餘程澤山に相成申候。當地相片付候は、奥州え出懸候舎に御座候。

一 黒門口臺場え駆込候節、賊兵後に相迫候付、一番隊は乗落候と直様跡え立歸り、後の兵を打挫候處、少々づゝ諸所え拔出候折柄、竹下猪之丞には胸を打抜れ及戰死申候。誠に殘念の仕合

にて御座候。始終私に世話を煎、決して先に不進様と申事故、能心得居候旨申置候處、惣掛の節如何相離候哉不見掛候處、跡以戰死の段承申候。一番隊と一緒に被罷居候て、跡え迫る賊兵を打取方にて御座候由、不意に小路より起來り打掛候節被、打候趣に御座候。跡え相廻候賊兵には、私にも危き目に逢申候。何ごゝろなく賊壘は落候故、藤堂仁右衛門と申者と物語いたし居候處え、鐵砲打込、下人手負いたし、直様賊兵は逃去申候。小路軍は何方え敵の在やら不知故、頓な死をいたす事御座候。新五左衛門には、いまだ黒門の臺場落不申前に戰場え参度段申事故、掛く、と申候處、遊撃隊と一緒に相成打合候折柄、頭を被打、是も即死いたし候由、其節は餘程烈敷折柄にて、死體を引

(5) 「由」は「處」或は「半」(なかば)の誤寫か

揚候義も不相叶、跡以引揚候次第にて御座候。兩人共戰死被致、實に力を落し申候。御悲察可被下候。

一 手負戰死の人數、別紙の通御座候。鬢髮等は跡便より差遣候様可致候。任幸便形行迄申上候。

一 徳川龜之助えも、前日御達相成、先祖の宗廟神靈は取退候様との趣、輪王寺宮えも御立退被爲、在候様御達相成候て、尋常の戰にて御座候。夫故兵氣は十分相振り申候事に御座候。

一 三條公にも餘程御滿悅の御事と相見得、不淺の御書被成下候事に御座候。實に恐入候仕合御座候。諸藩も藩兵の剛強なるには驚き候様子に御座候。

一 奇妙なる事には宇都宮の難戰、引續、白川城兩度の攻撃にも、時

々白狐戰場に顯出候由、一人二人の目に見得候事共にては無
之、數十人見受候由、後には餘り不思議と相考、兵士も拜禮して
敵に懸り候由に御座候。稻荷大明神の加護被爲在事と、一涯
兵士進立居申候。頓と戰には不負ものと安心いたし居申候
右の通戰爭の次第荒々申上候間、奉達
御達候義共、宜敷御計可被下候。恐惶謹言。

五月廿日

西郷吉之助

大久保一藏様

吉井幸輔様

二四七 大久保、吉井への書

明治元年五月廿五日

尙々片岡¹孫馬便より細書差上候に付文略仕候。正治の手負大に心配いたし候處、一昨日江戸え参り久々振りに寛話活戦の事より外に談も無之、面白三日の間相暮申候。實安心此人全快に御座候。

太守様益御機嫌可被御座、大慶の御義奉存候。陳ば先日申上候後、戦争も花々敷事も無之、青梅³と申所へ殘兵相集、殆一昨朝打拂又林昌之助沼津へ御預相成居候處動立箱根迄押登、小田原⁵賊徒に與し、是又打手被差向候間、不遠討伐可相成と奉存候。將又、今

(1) 土佐藩士 誠一郎その巨魁であつた
(2) 在京の薩藩主島津忠義 大村、佐土原、筑前、筑後、四藩討手となり二十三日平ぐ
(3) 流澤
(4) 林は請西(シヨウサイ)領主

日德川城地駿府高七拾萬石被仰出候に付如何可相成哉不被測事に御座候。若し動立候はゞ其高名も取留申間敷若し官軍破立候はゞ天下大亂此末の處六ヶ敷相成候と奉存候。奥羽は悉く相背候得共討平方面白半分の事に奉存候。實に不開國柄と相聞かれ申候。當地出張の官軍も眞實戰でもいたさず藩は相少込たる仕合に御座候。賊兵弱き故毎戰大勝利には相成候得共只頼にいたし居候は長州一藩にて御座候。此旨任幸便一筆啓上仕候。恐惶謹言。

五月廿五日

西郷吉之助

大久保一藏様

吉井幸輔様

(5) 軍監中井範五郎を小田原藩兵を指揮して箱根を守、林昌之助等沼津を脱出し箱根に迫りしに。小田原兵之に應じ中井を斬殺した

【解説】此書は江戸より京都へ向け關東の形勢を報じたもので、尙々書の中には伊地知正治の負傷を心配してゐたが「實に安心、此人全快に御座候」とある。伊地知の軍略は天下無比と稱せられてゐたので、隆盛等が如何に此人に期待してゐたかゞ之で分る。伊地知は五月朔日白川の戦争で負傷したのであつた。

「今日徳川城地駿府高七拾萬石被_二仰出_一候」とあるは、前に、略、内定して三條實美に委任されてあつた徳川家に給せらるゝ封土及び祿高の件を此日に言渡したのである。若これに不服で、舊旗下等動搖せば高も家名も失ふであらう。併、萬一官軍破れんか、天下の大亂になると多少の憂慮を示してゐる。

「奥羽は悉く相背き候得共云々」隆盛が別段意に介してゐない様子が見える。なほ後段に當地出張の官軍諸藩中、眞に戦に出し得るものは少ない。只頼みになるは長州一藩のみであるとある。このあたり、不用意の中に隆盛の抱負があらはれてゐる。

二四八 薩藩小荷駄方への書 共十三

明治元年五月廿八日

村田新八、今日、白川へ罷歸候付、宿陣等の儀申越候間、役掛の内より別段踏越には不相及候付、左様御納得可給候。以上。

五月廿八日

【解説】宿陣等の事に付、小荷駄方より出張の事になつて居た處村田の便から申遣はすから最早出張には及ばぬと命じたのである。

戊辰戰役時代第三期

戊辰戰役時代第三期 小引

天下の大勢は既に定つたが戊辰の戦争はまだ酣である。官軍は近畿に關東に、いつも有利に展開したが、東北の戦鬪に移つて初めて難關に遭遇した。隆盛は初め東北を以て東北の會津を征せしむる策を立て、一時順調に進んだが、中ごろ形勢一變し、東北諸藩は東北の名譽のため、攻守同盟を結んだ。飽くまで薩長に反抗せんとしたのである。隆盛は江戸から京都に出で、廟議を動かして征討の大方針を立てなほした。そうして大總督府參謀といへる晴れの役目と戦争とを暫く餘處に見て、藩主忠義を奉じて六月十一日京都を發して歸藩の途に就き、同十四日鹿兒島に着いた。是れは全く援軍徵發のためであつた。それより武器彈藥、兵糧、軍艦汽船等一切の出師準備に五十餘日を要した。此間に隆盛は温泉へも行つた。そうして薩藩は八月の初に先づ約二大隊の兵を越後に送つた。

隆盛自らはその中の三小隊を率ゐて出征した。その乗船は薩の軍艦春日丸であつた。春

日は越後着後、出羽の沿岸に遊弋して、或は陸軍を秋田方面へ送り、或は海上より賊軍を砲撃などしてゐた。他の一大隊は臨時に傭入れた外國汽船に乗つて新潟に上陸したが、此汽船は再び鹿兒島に引返し、同二十三日鹿兒島を抜錨し、又五隊の兵を北越へ運んだ。

隆盛の北越出征は、單に薩藩の越後口援軍諸隊の差引(指令官)の資格であつた。北陸道總督府に於てはなほ、大總督參謀の資格を以て隆盛を迎へんとしたやうであるが、隆盛は決して之をきゝ入れない。何處までも薩藩兵具方隊の一將として、其の分を守り、官軍の本營に出入することを敢てしなかつた。後、庄内の城を收むるに際しては、事實に於ては總帥の觀があつたが、城受取の表面には黒田參謀を立たしめた。此時、既に會津も降伏して、奥羽全く平定に歸したから、隆盛は自己の引率してゐた御兵具方隊を黒田に託して、自分は輕装して直ちに庄内を引揚げ、先づ江戸に出で、十月中旬京都に着し、京都薩邸の處置を下知して、同二十三日京都を發して歸國の途に上り、十一月初旬に鹿兒島に凱旋した。

案ずるに、此歲十月三十日、朝廷隆盛の功を賞し、取り敢へず御太刀料として、金三百兩を賜ふ。その文に曰く、

春來久々の軍旅、兵部卿を輔翼し、畫策謀略、其機宜に中り、速に東北平定の功を奏候、段叡感不淺候。今般凱旋に付、不取敢爲御太刀料、金三百兩賜候事。

又、翌二年論功行賞に當り、個人としての功勳は隆盛を以て第一位におかれた。然るに隆盛は戊辰の戦争の終るや、將に擬せられんとした顯官を顧みずして故山に歸り、鹿兒島一藩の事に盡力するに至つた。抑も、隆盛は明治初政の施設、最も重要な此時期に於て、何事を目論見、て、遠く故山に退いたか。そは世人の聞かん欲する所であり、又、興味ある研究の題目である。今、隆盛が戊辰六月援軍徵發のために歸藩せしより十月凱旋に至るまでを戊辰戰役時代第三期として、左に此間の遺文九通を収録することにした。右の疑問も追々に解けて行くであらうと思ふ。

二四九 得能良介への答書

明治元年六月七日

御手紙忝拜誦仕候。陳ば、今夕方より幸輔同道にて岩倉殿へ罷出、細々御議論承候處、實に六ヶ敷場合に成立候故に心配仕得。御論判申上候處、彌明日御暇被仰出候様承知仕候付、御安心可被下候。扱又大坂御手當の儀は、都て相調候由仕合の至に御座候。此上、宜敷御願申上候。餘は期御面上候。以上。

六月七日

追て啓上、長州⁽¹⁾へ御使者の儀は、幸輔より私へ參候て、委細申上候様承候付、相勤可申候間、左様御納得可被下候。

(1) 京都に於ける長州藩邸をさす

西郷吉之助

得能良介様

【解説】此書は京都にての往復である。隆盛は江戸より來り、六月五日を以て入京したのである。その目的は京都滞陣中の薩藩其他の軍兵を速に援兵として、東北に差出さしめ、更に又大に兵を故國に徵發し、東北の平定を急がんとするにあつた。初め隆盛は奥羽をして奥羽を處理せしむる策をとり、奥羽鎮撫使には小數の兵を附隨せしめたのであつたが、途中で形勢一變し、東北諸藩同盟して官軍に抗する氣勢顯著となつたことは前に説いた通である。隆盛は之を一大事と見て、大總督官にはかりて、督府の意見を定め、朝廷と打合せのため、俄に上京したのである。

隆盛の京都に着した日は薩藩主島津忠義に、「いづれ天皇親征の筈なれば、先鋒の心得で江戸に赴き、大總督官と協議して東北の平定に力を注ぐやうに」といふ趣の優渥なる勅旨が下り、陛下親しく忠義を召されて、錦旗節刀及び金三萬兩を賜ふた日であつた。然

るに隆盛から大總督府に於て評議せし趣を陳じ、援兵の事は寸刻を争ふことなれば、忠義の東向は延期し、重臣をして、兵隊を速に戦地に送らしむる。即ち京都在陣の薩兵を二手に分ち、一手は江戸に出で、白川の官軍に合せしむる。一手は海路より奥羽平瀧に上陸せしめて、遂に秋田、白川の官軍に勢援を與へようといふことになつた。而して忠義は一應歸國して、新に大兵を率ゐ、海路東行することになり、隆盛は之について歸國する。大久保は東下して三條を助けて、關東の政務に當るといふ事になつたのである。

此書は右の折柄、隆盛が忠義に従ひて一應歸國するといふことに付、朝廷の同意を得んがために、吉井幸輔を同道して岩倉邸に相談に赴き、中々六ヶしかつたが、論判の末、からうじて歸國の許可になつたといふことを、得能良介に報じたのである。良介は當時藩主忠義に近侍してゐた。書中、大阪御手當とあるは、太守歸國に就ての汽船其他の都合をいひ追啓は長州への使者に關する打合や、太守歸藩についての挨拶等の用向であらう。

御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候
 御座候之由御座候

二五〇 龍洞院への答書

明治元年七月廿三日

如_レ貴命久々不_レ奉_レ得鳳眉候處彌御壯榮の由
 珍重奉_レ存候。御舍弟様にも至極の御元氣
 にて御座候故、早速御左右可_レ申上_二と相含居
 候處、着涯より不快に有_レ之、湯治抔え參居候
 故、遲延仕、甚以御不本意の仕合に御座候。
 何卒御海恕可_レ被_レ下候。扱御手紙の趣委細
 承知仕候。少弟には越後表え被_レ差遣候段
 承知仕_レ外國船御雇入相成近日着可_レ致賦に

(1) 英國汽船であつた、八月三日一大隊の薩兵此備船にて鹿兒島を發し、途中風波にあひ十三日龍洞に着了、但隆盛は八月六日春日艦にて出發した

八劫ねまきりしをりし候
 申右仕外不御座候
 申右者二御座候
 申他方此二不御座候
 申二一若高し上者
 申も御座候
 申も御座候
 申も御座候
 申も御座候
 申も御座候

御座候。左候へば直様大坂邊え不立寄越
 後迄直乗（直り）の筈御座候故、逆も御同伴申上候
 儀不相調、勿論家來等の從者は御定の人数
 御座候へば、其外右の名目を以て出軍の義は
 不相成候付、江戸えは御國船貳艘え兵隊乗
 せ付、出帆相成、筈御座候間、右の方え御相談
 相成候は、可宜事と奉存候。此旨早々御
 答禮迄如此御座候。頓首。

七月廿三日

西郷吉之助

龍洞院雅丈（2）

貴酬

(2) 龍洞院は寺の名で其住持をさす

おのれは、まゝに家へ参る

おのれは、まゝに家へ参る

おのれは、まゝに家へ参る

おのれは、まゝに家へ参る

おのれは、まゝに家へ参る

おのれは、まゝに家へ参る

おのれは、まゝに家へ参る

【解説】 此書は鹿兒島にての往復である。隆盛應援隊を率ゐて追々出征の途に上る趣をきく龍洞院の住持より隆盛の従者として同船上京の事を依頼せしに答へたものである。「御舍弟様云々」は隆盛鹿兒島に歸着後早速其様子を御知らせする筈であつたがといふのである。「湯治杯に参り居」隆盛は出陣の準備中に温泉へ行きしものと見える。(何處の温泉であつたか判然しないが、日當山であつたと聞いて居る)而して此手紙を書いた日は隆盛が北越出軍兵の總差引(差引とは指令の意)を命ぜられた日である。

二五一 越後應援の途中監軍並に隊長

等へ示したる軍令

明治元年八月(八日前後)

【解説】隆盛が更に應援の大兵を東北へ送らんとて、藩主島津忠義を奉じて歸藩したのは六月十一日であつた。その後、北越の形勢重大となつたので、京都より村田新八、西郷信吾(從道)等を鹿兒島へ遣はし、東國へ差向くべき筈の援兵を北越の方へ差向くる様にとの令を傳へしめた。(村田と小西郷とは志岐太郎次郎と共に、七月三日長岡を發し、十四日京都へ出で北越の急を告げ、それより歸國したのであつた。)そこで鹿兒島に於ては北越へ向ひ海路出兵することとなり、八月六日隆盛は御兵具方三小隊を率ゐる春日丸で征途に上つた。紫山龍五郎と村田と小西郷とはその監軍であつた。而して八月十日に越後柏崎に着し、一旦上陸して總督宮に謁した。此時既に長岡陥落し、新潟も平定してゐたので、復船に乗り、十一日新潟附近に上陸した。されば此書はその二三日前に船中で發したものと

であらうと思ふ。

因に云ふ。此頃應援のため薩藩より越後方面へ出征を命ぜられしもの、島津登の一大隊、是は備入英國汽船にて、八月三日鹿兒島を發し、途中、風波に會ひ、十三日新潟に着いた。隆盛の率ゐしは兵具方附士一小隊、兵具方二小隊、都合三小隊で、是は、八月六日薩艦春日丸にて出發し、十日柏崎に十一日新潟に着いた。又八月朔日、久留米藩汽船千歳丸にて加治木大砲隊一中隊出發、是は途中汽船に故障を生じ、八月二十二日新潟に着いた。又島津隼人の引率せし五、六番隊、諸組遊撃隊、苗代川隊、私領四番隊は、備入外國船にて、八月二十三日鹿兒島を發し、二十九日新潟に着いた。

一 四ⁱ役場の儀は、三小隊共に一宿[※]にいたし罷在、右を本營と相定可^レ申事。

※ 宿は緒か

一 押²前の節も、必ず三小隊は分隊不相成様心得可^レ申事。

但一隊分差出候場合も、外二小隊共に繰出し、一隊は救應に相備、一隊は豫備と罷成候様相心得可被申候。

一 三小隊の中、毎日當番相定置、其隊より先陣に行軍いたし、宿陣へ着いたし候は、諸所の番兵當番より差出候様可被致候。尤、宿陣中巡邏兵の儀は、當番隊より相勤候へども、外隊より繰廻相勤候共、隊中の吟味可爲候。

一 土地不案内の事故、斥候は半時前に差出、夫より順々行軍の事但、斥候は二分隊差出候て宜敷候。

一 土民の話を以て、兵の進退は決して無用に候間、必官軍の報知を得て、舉動可致候事。

但、敵情不相分節は、官軍に引合の上、可被取計候。

(1) 四役場とは兵糧方、玉藥方、人馬方、番請方を總稱するもので隊中必須の機關であつた

2 押前とは進軍の意味

一 柏崎え着船可致候付、其節は速に兩人の斥候長岡の本陣え届可申越候付、前以テ取究置候様可被致候。是迄通の對陣に候はゞ、長岡の本陣相示し合、又々海路より新潟の裏手に相迫り、不意に新發田を攻拔候へば、敵兵一同救應に出懸可申候間、其節持場々々より追討いたし候はゞ、忽、一方の賊軍打破と相考候へ共、最早惣軍追撃いたし、持場相變候はんも計らず候に付、柏崎着陣の上決定可致候。右等の引合に可差遣人物取調可被置候事。

右の通、三小隊約束相定候事。

備考

吉井並に小西郷宛の偽書

明治元年七月頃か

〔按〕 此書は全然偽書であるけれども、米澤藩の大將で越後口に進出した千坂高雅が戦争中に長岡に行つて、河合繼之助の負傷を見舞つた際、其處で見出した書翰であるといふのである。而かも此手紙を見て千坂はこれでは到底敵はぬと見て、心機一轉降伏しやうといふ考になつたものであると、明治三十五年十月十八日千坂自身に史談會に於て演説したものであるから、長岡の軍中で得たものに相違はあるまい。して見れば敵を欺くために、軍中誰か偽書を作つておいたものかと思はれるのである。何故に之が偽書であるかといふに、隆盛が越後口へ援兵を率ゐて出かけることに定つた時には宛名の西郷新吾(信吾)即ち從道は鹿兒島へ歸つてゐた。又「私並に黒田出張」とあるが、此時黒田は越後にゐる。西郷と同時に出軍したのは村田である。尙又「今般薩州一大隊の兵」といふことは、薩人の書くべき文句ではない。特に隆盛自身に、同じく薩州出身の友人吉井や、實弟信吾に向つて書く筈はない。まだ疑點はあるけれども、これ丈

で十分偽書であるといふことは明かであると思ふから略する。

但、千坂の談話中には長岡で得た原書は上杉家に差出して今は不明であるけれ共、其時寫しておいたものであると附言してゐる。

右の談話が史談會速記録に出て、其他のものにも引用されてゐるやうであるから、其よしを辯じて参考に資する。

度々の手紙拜見致候。御地方遂に米澤大兵を出し、度々の苦戦の趣御苦勞に奉存候。

依ては今般薩州一大隊の兵と共に、私並、黒田出張、蒸汽も都合五艘、數千の兵を乗せ、差廻はされ候間、御氣強ふ御盡力被成度候。且つ疾くに京都へも使者差立てられ、

天皇にも愈々御親征一先づ駿府へ御駐輦被遊候様決定致候間、此旨御報知仕候。以上

西、郷、吉、之、助

吉、井、幸、輔、殿

西、郷、新、吾、殿

尚々永々御出張相成候諸君へも、然るべく御慰撫奉希候。猶近く御會語可仕候。以上

二五二 監軍隊長への回章

明治元年八月廿日

【解説】此書は越後松ヶ崎在陣中に隊長監軍等へ達したものである。既に此達の前に越後表在陣の主なる諸藩名を監軍及び隊長へ通知せしも、なほ、それに洩れたるものがあつたので、此書を以て更に通知したのである。最初の通知はまだ見當らないが、越後口へ兵を出した主なる藩は薩長で、其他に越前、加賀、高田、尾州、藝州、松代等の諸藩があつた。さて、此書には隆盛の署名なきも、隆盛の筆蹟に相違なく、今なほ西郷家に保存されてゐるといふことである。

一 信州 松本 松平丹波守様
一 同 須坂 堀 内藏頭様

一 播州 小野 一柳對馬守様
一 豫州 小松 一柳因幡守様

一信州 飯山 本田豊後守様

一同 岩村田 内藤志摩守様

一同 高遠 内藤若狭守様

一同 高島 諏訪因幡守様

一同 飯田 堀 石見守様

一若州 小濱 酒井若狭守様

一越中 富山 松平 稠松様

一土佐

右の越後表出陣の藩々、先度及御達置候處、相漏候分、相知らせ候付、爲御心得、此段致順達候。以上。

八月廿日

御兵具方貳番隊

右同 三番隊

隊長中

監軍中

御^レ本文承知仕候

御兵具方二番隊々長

別府新右衛門

別府彦助

伊集院宗次郎

御本文承知仕候

御兵具方二番隊長

古川直二郎

(1) 以下回覽承知の旨を記入したのである、一番隊は既に村上口へ進軍して不在であつた

二五三 藩侯諭達案

明治元年八月

【解説】此案文は明治元年八月二十三日鹿兒島に於て薩藩主島津忠義自筆を以て家老へ示された告諭書の原案である。(翌二十四日家老連名にて之を一藩の士臣へ布告した)而して今日、隆盛自筆の案文を存するを以て見れば蓋、隆盛の越後出征前に藩侯へ内申し出征後適當の時機に發せられんことを願ひ出しておさしものであらう。

書中、「樞要の綱目於朝廷御約定の件々億兆の方向も御示諭云々」とあるは戊辰三月十四日に發したまひし五ヶ條の御誓文竝に宸翰を指したものであらう。

凡衆庶を牧するは各道因て其業を勉勵いたさせ候譯にて樞要の綱目於

朝廷御約定の件々億兆の方向も御示諭被爲在候上は、第一其義に先立て可相盡事故、既に於京師其砌一同申聞置通に候。就中事局の義は國家の興廢人の死命を司り候へば、大信を以規律相建賞罰共に人々安し候様無之候ては、萬人一和親睦の道も不相調候付、深く心を可用事に候。殊に

王政御一新の今日に當り候ては、育民治安の策といへども世態の變遷を熟察し、大政の基礎確定いたし、一國の元氣倍養の道、合力同心して事業舉候様、一涯差はまり吾等の闕を補ひ、國是相定候處偏賴存候事。

(大久保侯爵家所藏)

山下龍右衛門へ
の書

御日

御壯榮御出軍の筈珍重奉存候

御糧所神宮司の兩士差遣候間被仰

談進撃十分に御勉勵奉希候

昔日の忠憤今日に相顯候處無之候ては

他人え面を對し候義も不相叶と奉

存候。御互に隔絶いたし候處尙更
氣遣候間不日庄内におひて御面會
の節戰功御爭可申上候。此旨任幸

二五四 山下龍右衛門への書

明治元年八月廿五日

御壯榮御出軍の筈珍重奉存候。 陳
御糧所神宮司の兩士差遣候間被仰
談進撃十分に御勉勵奉希候。 昔日
の忠憤今日に相顯候處無之候ては
他人え面を對し候義も不相叶と奉
存候。 御互に隔絶いたし候處尙更
氣遣候間不日庄内におひて御面會
の節戰功御爭可申上候。 此旨任幸

隆盛は新瀉に上陸後松ヶ崎に滞陣して薩
 藩諸隊の指圖をしてゐた。新發田の官軍本營より
 屬々來營を求めた。其爲に黒田吉井山縣の三參謀
 代る代る松ヶ崎に來りて極力勸請せしも遂に行か
 なかつた。
 宛名の山下龍右衛門(房親)は隆盛の引率して來た
 兵具隊附士一番隊の隊長の一人であつた。一番隊
 は八月十八日二三番隊に分れて村山口へ進軍した

便一筆如此御座候。頓首。

八月廿五日 西郷吉之助

山下龍右衛門様

要詞

(山下啓次郎氏所藏)

のであつた。隆盛此書を贈つて、山下を勵ましたのである。此時隆盛の聲望は藩の内外に高く、人々官軍の總帥の様に考へてゐたのである。これ共、新發田の官軍本營へは、わざと顔を出さず、薩藩の兵具方諸隊の指令を以て自ら任じ、一偏將に過ぎざる山下龍右衛門(房親)に此書を贈り、「不日庄内に於て御面會の節、戦功御争可申候」とあるは、如何にも面白い。これがために山下は非常に感激し、奮戦功を立てんことを心に誓つたといふことである。山下啓次郎氏(房親)の嫡男にて今の司法省勅任技師、嘗て編者に語つて曰く、此書を父がもらつた時、之を見た人々が非常にほしがりて是非譲つてくれと請ひしも、父はこれはあげられぬ。自分が戦死したら誰でも取つてよろしいが、生きてゐる間は與へがたしと、胸にくゝりつけて放さなかつたと、よく父が話してゐたと。氏また語りていへるやう、これも父の談であるが、庄内降伏の際、西郷先生は、「かゝる大軍を一日留めておけば、一日庄内藩の入費が嵩みて、庄内も大に迷惑するであらう、官軍の方でも戦勝に乗じて、我意を振舞ひ、軍紀を紊だすことがあつてはならぬ。速に引揚げ」といつて、僅かな兵をとめてさつさと引上げさせた。といふことである。

二五五 黒田了助への書

明治元年九月廿九日

今日は御暇乞參上可仕御座候得共、自由相働^キ以書中御願申上度候。御兵具方附士隊も、村上口え致出張居候得共、足輕隊一緒に御纏被下度隊中よりも申出候間、右⁽¹⁾士隊⁽¹⁾えは引合置候間、宜敷御願申上候。四五人の御小姓達も御邪魔可相成候得共、何卒宜敷御頼申上候間、御召使被下度奉合掌候。頓首。

九月廿九日

西郷吉之助

黒田了助様

要詞

(1) 括弧内は原寫本不明故假に推定補入した

【解説】此書は隆盛庄内を引上ぐるに臨み、參謀黒田了介（清隆）へ贈つたのである。

隆盛は九月九日松ヶ崎を發し、十四日米澤に入り、廿七日庄内に着き、同日黒田了助、犬山格之助の兩參謀と共に城内を巡檢し、又武器を點檢して之を收めた。その時隆盛は庄内まで率ゐて來た御兵具方の足輕隊二小隊を黒田に引渡し、自らは隊を離れて自由の行動を執ることになつた。此書は其折、庄内を去るに臨み、更に又前に村上口へ出張させた兵具方一番隊と、四五人の少年輩とを黒田へ依託したのである。

薩藩の記録に依れば、村上口へ向うた兵具方附士一番隊は黒川、荒川、熊田、關川等各地に轉戦し、九月二十九日に庄内城下に入つたとある。多分隆盛の此書面を認めたとしたのは二十九日の朝で、兵具方一番隊の庄内に着いたのは六日、隆盛出立後であらう。

二五六 薩藩京都撤兵計畫書

明治元年十月か

〔解説〕薩藩は文久、元治年間より京都に多數の兵を留めてゐたから糧食方、兵具方、御厩作事方制作所、細工所等もあり、又それ相當の諸役人、諸傭人の數も少くなかつた。慶應年間特に丁卯の冬以來は兵數も非常に増加した。藩邸も段々多くなつた。

戰爭中兵隊は勿論其他も大部分從軍したけれども、今やその多くは京都へ凱旋してきてた。

戰爭は終りを告げ、天皇は江戸に御幸になつた。最早、當分は大軍を京都に駐める必要はなくなつたのである。そこで僅に必要な人員だけ残しておき、大部分は鹿兒島へ引上げるといふことになつた。此書は蓋其折の計畫書である。年月も記してないからよく分らぬが、恐らくは右引上げの際、即ち明治元年十月隆盛等の江戸を経て京都に歸着し、京都に於ける諸施設を解きて、將に鹿兒島へ凱旋せんとする際のものであらう。その折で

東川村の歴史

一、東川村は古くは東川村と云ふ

古切打石のりあがね

にやあ、こゝでとあり

一、西川村の歴史

一、西川村の歴史

一、西川村の歴史

一、西川村の歴史

一、西川村の歴史

一、西川村の歴史

一、西川村の歴史

なければ、京都の總引拂の時機がないと思ふ。因つて今此處に編入しておくことにした。その命令の周到な事や、料金を出してても相國寺を借りつないでおきたいと云ひし事や、琉球通寶を是非外方へ流布させたしとある事等は注目すべき點である。

相國寺は兵隊の宿舍にあてし所である。それを取留めておきたしといへるは、今後復用兵の時あらんことを豫期したものと見なければならぬ。琉球通寶云々は、薩藩の財政のやりくりを見るべき一史料である。元來、琉球通寶は島津齊彬の考にて、琉球のためにといふことで幕府の許可を得て薩藩で鑄造した通貨である。薩藩領以外に通用すべきものではなかつたのであるが、事實上それを賣出してゐたものと見える。當時薩藩が如何に多くの軍費を要したかは前述のことでも推想されることであるが、吾々はその財源の一に琉球通寶もあつたといふことを此書によつ

おう入おぬ

尹宮布

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

て明かに窺へる。

又書中、「尹宮御馬の儀は云々」とあるは、尹宮は此年八月十六日に安藝へ幽せらるゝといふ命令が出た（寃罪であつたが）自然御馬も不用に歸し薩藩へ引取る都合になつてゐたのではあるまいかと思はれる。尹宮へは久しく薩藩より用人を付け、又乗馬をも差出してあつたのである。

惣引拂の節手配

一 御殿廻並諸座都て占切、釘占不相成候て不相濟所は其通可取計事。

但、御建付類並疊の義剝上置可然事。

一 西南御門通融にて御門番足輕相詰上

今つと人の程相違
ウツカシク

一 和ももも多に他為七
れんうもも信内相
大船七も竹の時候
右形金ハ多ももも

一 和ももも多に他為七
れんうもも信内相
大船七も竹の時候
右形金ハ多ももも

一 御兵具方都て引取の事。

一 諸細工人同斷。

一 製作所同斷。

一 御國元え飛脚被差立候節は、大坂にて

早船御買入を以^テ緩急⁽²⁾の船子賦問^{つら}越候

は、可相渡事候間、中國九州の急料^{いそぎ}に

て被差遣可然事に候。若、火急の節は

御留守居見計を以^テ仕廻料金被成下可

然事。

一 江戸通行等の入、何様訴訟⁽³⁾申上候ても

御取用無之、勿論、大坂なれば道中賄料

(2) 緩と急なり、飛脚に海陸各「ナミ」「ハヤ」の別あり、それぞれ賃銀定り居たのである 3) 訴訟は單にうつたへ出でるさいふ義旅費に窮したさか何とか訴へ出て救助を乞ふても一切取上ぐるなさいふなり

二

一 兵糧米過分に相殘居候はゞ詰人數の

御賄料見賦入札相成候ても可宜長々

古米相圍候はゞ虫付相成致方有之間

敷候付其邊御留守居見計を以取計可

然事。

一 被召殘候足輕人足等は御留守居方に

て御賄の手當有之是迄の通可被成下

一

一

一

等嚴重相廻是迄外方忍廻同様苦勞銀
可被成下事。

一 御屋敷外三ヶ所の外番所は御引取の
事。

一 兵糧米過分に相殘居候はゞ詰人數の
御賄料見賦入札相成候ても可宜長々
古米相圍候はゞ虫付相成致方有之間
敷候付其邊御留守居見計を以取計可
然事。

一 被召殘候足輕人足等は御留守居方に
て御賄の手當有之是迄の通可被成下

(4) 京都詰總人數の食料に入用丈を見つゝり其餘は入札に附して賣つてもよろしいさいへるなり

之府をいふ御家
 引直言す御家
 之引直と世知の御家
 御家なる御家
 御家なる御家
 御家の御家
 御家の御家
 御家の御家
 御家の御家
 御家の御家
 御家の御家

事。

一 湯屋の義は可取止置事。

一 御花畠水車(5)の義は、支配人見込の處え

引直可然事。

一 岡崎御屋敷若哉御賣拂等の御都合に

相成候はゞ、定府の分は太鼓屋敷え引

移可申自然不入込候はゞ引續の地面

御買入相成伏見の御長屋引直被相立

候て可宜事。

一 外方御雇人足は成丈相省御國人足に

て可相濟事。

(5) 精米所ならん

一 琉球通寶引替の一條は、人數引拂候て
 も此内よりの賣出し急速難相圓處を
 以、矢張仕繰是非外方え流布いたし候
 様可相計事に候。
 一 宮様御付の面々、節季等被下方の義は
 手形所書役等の被下方に可相準事。
 一 詰人數御賄料を以前拜借の義、一切不
 相成候事。

一 琉球通寶引替の一條は

一 宮様御付の面々

一 節季等被下方の義は

一 手形所書役等の被下方に可相準事

一 詰人數御賄料を以前拜借の義

一 一切不相成候事

一 一切不相成候事

有川七之助様
御別以後不能御音信候得共彌以御
安康珍重奉存候。隨て少弟夜船に
て川下いたし候處昨朝未明着坂仕
候處幸佐土原船出帆無之。今日日中
には出船の筈御座候間細島迄便船
相願候處受合相成大慶此事に御座
候。乍憚御安慮可被下候。陳ば此
度御上京被遊候上は必兵隊も無事

二五七 有川七之助への書

明治元年十月廿五日

御別以後不能御音信候得共彌以御
安康珍重奉存候。隨て少弟夜船に
て川下いたし候處昨朝未明着坂仕
候處幸佐土原船出帆無之。今日日中
には出船の筈御座候間細島迄便船
相願候處受合相成大慶此事に御座
候。乍憚御安慮可被下候。陳ば此
度御上京被遊候上は必兵隊も無事

(1) 宛名の有川七之助は久しく御家老座書役を勤めた人、恐く此度京都藩邸詰として上京し、隆盛京都出立後入れちがひに入京せしものならん

而も油断不慮に陥可申懸念
 此事に御座候。就ては、只、兵隊の罪
 には無之。油断不相成様、御仕向け御
 座候得ば、一兩人の怠惰は無致方儀
 に候へ共、都ての隊には不相拘様有
 御座度儀と奉存候。此機會に臨て
 は、戰陣の心持不相失様無之候ては
 かく迄天下に強兵以名を得候もの
 京師へ守衛に出候と鈍候様にて
 は御恥辱の譯にて、實に可愼の事に
 御座候。懦弱に陥入候へば無據も

御門
 君正申前京より
 候得共、拂渡方は被廢、都て本營方
 の受持と相成、御側役受持は御免
 相成度儀と奉存候。但見聞役も
 御引取方可宜候。
 一 治事局の者何か外御用有之、御門
 を出候節は、御家老始都て同様の
 仕向、姓名を記し候、木札を御門え
 差出置、御用の儀を以申斷、罷歸候
 節、當人木札相受取罷歸候様有之、

(2) 治事局は藩の庶務會計等の事務を執る局にて文官に當る

御門えは矢張是迄の通帳面え書
 記し置翌日本營え差出候様いた
 し置翌朝其局々よりも時々本營
 に引合候様可有之度。左候得ば、
 御門の帳面本座の届と引合首尾
 有之候得ば面倒等敷事には候得
 共嚴重の扱と相成、後來の弊害も
 薄く、兵隊迄取締候て、治事局の者
 勝手次第に外出も可致杯と申議
 論も薄く、本營方にて占總候得ば、
 都て兵隊同様の者に相成、二端不

(3) 可の字は贅

相分事と相成、大に可宜と奉存候。但、兵隊の儀は、隊長監軍の間より、外出の者は、翌朝時々本營え届可申出事。
 一、南西通融御門には、上番並下番は、都て御引取相成、兵隊を以番兵可相詰、御門の開閉は、人足を以可致御門内には、一四列御門外えも一四列にて、組せ筒にて、可相詰事。
 但、一時交代、此交代は、みじかき半時の事也方守兵も、不倦のみならず、必、行

可相勤候
 右の通忽卒相認候付細事に不能候
 間委敷御調可被下候。以上。
 十月二十五日
 西郷吉之助
 有川七之助様

【解説】此書は隆盛が戊辰戦役を終へて歸國の途
 中大坂より京都薩藩詰役有川七之助に贈つたもの
 で、戦勝後兵隊の風紀弛緩を恐れ、之を未然に防ぐや
 うに邸内の文武兩局の取締方について細かに注意
 したものである。要するに文武兩官ともに戦争同
 様の心得を以て、嚴重なる規律と澁澗たる士氣とを
 持續させて戦勝の名譽を保たしめる様に仕向けよ

一、西郷隆盛は、大西郷が自己平素の心掛を發表したものであると思ふ。隆盛は常に此心事を以て事に

一、今日今日の目的にては必ず大弊を生じ申すべ

一、始終後來の處に見居へ付け申さず候ては相濟ま

一、す云々」これは、當時京都薩邸の留守居を誠めた語

一、であるが、また、大西郷が自己平素の心掛を發表した

一、ものであると思ふ。隆盛は常に此心事を以て事に

當つた。後來のところに着眼した。彼は戊辰戰役に於ける第一の功勳者である。彼にして、若中央の政局に當るを希望したならば、おのづから文武總理の實權は彼に歸したであらう。然るに彼はその榮譽を見むきもせず、人々の留むるをも聞かず、政治の事は大久保に頼んでおけば澤山だと云つて、さつさと歸國した。それには理由がなくてはならぬ。彼は、此時、人に告げて、天下の事はこれからだと云つたといふことである。是れからだといふは何を意味するか。如何なる點に將來の見据をつけたのであるか。編者は此機會に於て、上原元帥の談を紹介しておきたいと思ふ。元帥の説に曰く、「西郷さんは戊辰の役がすんで、鹿兒島にかへつて何をされたか、薩藩をして更に一層の軍備を整へしめ、聊かの弛みを與へずに、三十八大隊の兵を訓練して、戦前に勝るとも劣らぬ精練の軍隊をつくり上げられた。又薩藩は明治二年に政事上の大改革をなし、門閥を打破して、人材を登用した。此大改革に就て西郷さんは表面の首唱者ではなかつたが、内實は其指導者であつたと思ふ。即ち薩藩に於て早くも廢藩置縣見たやうな事を行はれた。此事實を以て推せば、(一)他日廢藩置縣、四民平等といふことにならなければならぬと見て、先づ薩藩に之を試みられたものと思はれる。(二)萬々一、天下の動亂となつた場合に之を鎮壓する丈の實力を養つておかねばならぬ。又他日廢藩を斷行する場合には、必ず反對が四方に起

るに相違ない。それを押へつけるために三十八大隊の強兵を訓練されたのである。」これは元帥の話の一端である。且、云ひまはし方も多少違ふが、大體の趣旨は此通であつた。而して元帥の話は單に架空の説ではなく推定の根據がある。詳しいことは此に述ぶる暇がないが、大西郷の心事をまことによく解された言であると思ふ。併し、編者は隆盛が此時中央の政局を見向もせず、歸藩したのは此他にも理由があつたと思ふ。その一は藩に對する義理といふ考の上から來て居る。即ち薩藩が多年一藩の財力を傾け、危險を冒し、多數の將卒を犠牲として維新の大業を翼賛したのは、先君齊彬の遺志を奉じ藩を擧げて盡したのであるから、少くとも自分は藩侯の命によつて進退せねばならぬ。且つ、戦後一藩財政の跡仕末をもつけねばならぬといふ考もあつたのではあるまいか。其二は自派立脚の地盤を鞏固にして、是迄自ら先頭となつて、皇國のために立てた薩藩の功業を貫徹させるやうにしたいといふ考から來て居る。即ち戦争前より藩内に反對論者も少くなかつた。萬一自分も大久保も共に中央に出てゐては折角の大業が自分の藩より崩潰するやうなことが到來するかも知れぬ。今日の思想で分りやすく云へば首相の地位につくよりも、先づ選舉區の地盤を固める方が大事だと信じた事情があつたのではあるまいか。なほ又隆盛には嘗て幽囚された冤を解きたい。一度、國家の大節に臨み、賊臣と

指された疑惑を晴らしたいといふやうな考もあつた。これは強ち編者の想像ではない。何人でも、隆盛の言行と薩藩の内情とを精査したら、必かゝる結論に到達すると思ふ。

藩政參與時代

藩政參與時代 小引

戊辰戦役が終つてから明治三年の十二月までは、隆盛が直接又は間接に薩藩の藩政に參與した時代である。なほ明治四年正月より六月參議に任ぜらるゝまでは、鹿兒島大參事の肩書を以て國事に奔走した。以上大約二ヶ年半の間は隆盛の一生中、注目すべき時代の一である。何となれば彼は此時代に於ける最初の二ヶ年間に、薩藩の門閥を打破して舊習を一洗し、祿制を改めて財政を豊かにし、軍政を修めて常備兵を増し、士氣を振作し、以て天下の變に應じ得る準備を整へたからである。是れ單に薩摩一藩の改革に過ぎない様であるが、その一面には隆盛等が他日天下に施さんとする所を先づ薩藩に試みたのである。一面には天下の改革を遂行すべき實力を養成したのである。天下の大勢に影響する所甚だ大であつたと云はねばならぬ。而して明治新政府の基礎未だ定らず、天下復讐然たらんとするに及び、天皇、岩倉大納言を以て勅使とし、薩摩に久光並に隆盛を召し、長州に敬親を召さるゝに及び、隆盛は奮然として

武村の蘆を出で、長、土二藩の領袖に結び、廢藩置縣といへる驚天動地の準備に取りかゝつた。今編者は藩政參與時代といふ名題の下に此間に於ける遺文十八通を収録することにした。仍てその解説に先ち、此時代の隆盛の進退と經綸の一端とを稍細かに叙してみようと思ふ。

さて、明治元年十一月、隆盛の鹿兒島に凱旋するや、彼の人氣は非常なものであつた。藩主も中將も頗る御満足であつた。然るに彼は間もなく閑地に就いて心身を保養せんことを願ひ出で、その許可を得て、隅州ひだま日當山の温泉に赴き、朝には山野に兎を追ひ、夕には子弟と古今を談じ、靈泉に浴びては身心をくつろげ、折々詩を作り、毫を揮つて鬱を散じ、傍日には朝廷の事も藩政の事も忘れて、少しも關知せざるものゝやうであつた。

翌二年正月、伊地知正治が鹿兒島より大久保へ贈つた書中に、

「西郷入道先生も既に四五十日、日當山湯治、犬四五匹、壯士三四人同道の由」

とあるにて、その狀を想見すべきである。ところが、此頃鹿兒島の城下に於ては、凱旋將士が戰勝の餘威に乗じて、門閥打破、人材登用を唱へ、暴飲暴行、隨分我儘な振舞をして、藩政府を弱らせた。武人連のかゝる舉動は秩序を尊び、典禮を重んじた島津久光の意に合ふ筈がない。藩當局では手をかへ品をかへて注意を加へたであらうが、武人連はなかなか聽入なかつた。當時凱旋將士の首領は川村純義、野津鎮雄、伊集院兼寛等の諸豪傑であつた。此諸豪を鎮壓し得る

ものは隆盛の外になかつたのである。然るに彼は日當山に閑臥して、容易に鹿兒島へ歸らなかつた。諸豪は遂に久光及び藩主に向つて公然と藩閥打破、人材登用の議を申出でた。其頃久光の隆盛へ遣はした左の書取を見れば當時の狀況が想察せられる。

顧問

方今の形勢、不拘貴賤登庸の儀當然に付門閥を廢し可然旨、川村、野津、伊集院等申出至當の論故、速に採用可致事候得共、猶致熟考候處、當國の門閥は、過半祖先の功勞に依り、御先代より被宛行數十代連續の家、殊に今般版籍返上の願書未可否の

朝命も無之、自身の世襲は其儘にて、下の世襲を斷然及廢止候事、情義更に不安、後世の批評も可有之、いづれ共、

朝命に應じ所置いたし候方當然かと存候得共、決着難和成候間、存慮十分承度、書取を以申遣候事

二月

久光

吉之助殿

久光の立場から見れば實に至當な意見である。それも餘程讓歩して何分朝命に應じて處置しようと思ふが決しかねるから、其方の意見を書面にて十分申出でよとあるのである。隆盛

の胸中には版籍奉還は申すまでもない、廢藩置縣といふ先きの先きを考へてゐたと思はれる理由がある。門閥打破、人材登用などいふことは當然と思つてゐたに相違ない。さりとて決してそれを口には出さぬ。知らぬ顔でわざと鹿兒島をはなれて田舎の温泉に行つてゐたのである。隆盛は既に將士の心を得てゐる、薩、隅、日三州の少壯子弟からは師父の如く尊敬されてゐる。彼の選舉區とも云ふべき三州の地磐は最早大磐石の如く、何人の勢力を以てしても動かされぬ様になつてゐたが、たゞ一つ困つたのは、島津老公久光のやゝともすれば、隆盛に對する感情の平かでなかつた事である。隆盛は久光へは背かれぬ義理がある、出来ることなら久光との間に横はる雲霧を排除したいといふ考である。然るに國家の政策上に對する見解は相反して居る。こゝが隆盛の最も苦心した所であつたらうと思ふ。而かも久光はその學問といひ、識見といひ、閱歷といひ、尋常一様の大名でなかつたために、一層の苦心が存したことと思ふ。

而して一方には天下の大勢といふ大きな輪轉機が回轉して、版籍奉還の問題や、藩制改革の問題を片端から遠慮なく解決して行つた。

はて、此大勢は如何にして進行したのであるか。

抑も、薩藩の史籍に初めて版籍奉還の趣旨を印したのは、慶應三年の十一月、藩士寺島宗則が

諸藩の土地人民を朝廷に返上して國費に充て、國家の存立に必要な諸施設は朝廷に於て行はるゝ様にすべき事を、薩藩の要路に献言したのが初めである。西郷、大久保等はその論旨によつて、辭官納地を徳川家に迫つた。又、明治元年二月には薩藩の土地より十萬石を朝廷に奉納しようとして出願したのである。長州の木戸孝允が三條岩倉に版籍奉還の議を建言したのも此頃であつた。同年九月戦争の終息する頃、木戸より大久保に説いて、其實行方法を相談した。大久保は直ちに賛成して、早速實行にとりかゝり、明治二年正月二十三日薩、長、土、肥四藩の連署を以て版籍奉還の表を上つるに至つたのである。又藩政改革について、朝廷に於ても府縣、藩といふ三つの異つた地方行政機關を成るべく統一させたいといふ趣旨で、元年十月に藩治職制について大方針を示し、各藩へ對して、その改革を促してあつた。そこで小松、大久保等を初め薩藩領袖の間には、天下に卒先して時勢相當の改革をしよう、やがて天下に施さんと欲する改革を薩藩に試みようといふ考があつたことは申すまでもない。そこで京阪に於て小松、大久保、吉井、伊地知眞馨等が版籍奉還、藩制改革の二大問題について凝議した。その案が鹿兒島へ廻送された。又、鹿兒島に於ては、藩廳に於て藩制改革問題を考究した許でなく、武人連の間にも同問題が討議されてゐる。そこで、中央政府にある藩出身者と、藩廳と、武人側との間に意見交換の必要が起り、藩廳から小松、大久保、吉井に是非歸國する様にと云ふ交渉があり、先づ小

松吉井が歸國した。それから大久保は柳原勅使の隨行を命ぜられて、二月十三日鹿兒島に歸着し、豫め中央政府の了解を得てあつたから勅使の御用のすんだ後に、暫く鹿兒島に滞在した。そこで伊地知正治が政體調査の主任となり、小松帶刀、桂久武、大久保利通、吉井幸輔等も參加して藩政改革案を議定し、藩主忠義及び久光の同意を経て之を實施するに至つた。此改革によりて島津家の家政と藩の政事とを全然區別し、藩廳を知政所、家政所を内務局と名づけて、門閥にかゝはらず、廣く人材を登庸し、それぞれの職に任ずることになつた。その結果、藩政上未曾有の大改革が行はれて、伊地知正治、橋口彦二、大迫貞清、伊集院兼寛、黒田清綱等は參政に任ぜられた。參政は大臣即ち舊來の家老の務をするのである。而して首相の地位には執政心得として桂久武を置いたのである。内務局の方では喜入久高、攝津が長官であつた。

此大改革を行ふに當り、隆盛に交渉のない筈はない。大久保との間には元年十月庄内より歸りがけ、江戸に於て大體の相談があつたと思ふ。此度鹿兒島に於ける藩制改革問題の起つてからは、鹿兒島から日當山温泉へ度々使者が行つて意見をたゞし、或は彼を城下に引き出さうとしたに違ひないのである。ところが彼は一向に辭して出なかつた。

然るに衆望は隆盛の一身に聚つた。諸豪を統制して此大改革を遂行するには、隆盛を起たしめねばならぬといふことになつた。そこで藩主忠義は親ら村田新八を従へて、二月廿三日

隆盛を日當山の温泉に訪ね、藩政に參與せんことを求めた。隆盛も藩主自らの來訪には恐れ入つた。翌廿四日、忠義に扈從して鹿兒島にかへり、翌廿五日參政を命ぜられて藩政に與ることになつた。今や隆盛は薩藩に於ける參政中の參政、事實上の首相であるが、彼は決して名を求めなかつた。七拾七萬石の大名が自ら馬を馳せて其家來を引出しに行かれたといふ時勢の變遷も驚くべきであるが、隆盛の聲望實力の偉大なにも亦驚かざるを得ない。薩藩の守舊派は陰で不平を云つても、最早隆盛に對して太刀打が出来ない。止むを得ず唯惘然として、世の變遷をながめてゐたであらう。

隆盛は此機に一藩の兵制を立てなほし、各地に軍務方をおきて、藩の統治上に一大改革を試みた。元來、薩藩領内の行政區劃は、城下と南海諸島を別にして、大小百二十餘の郷邑に分れ、大は三萬石、小は二三千石の廣さであつた。その中には島津家の一族又は功臣を封じた數多の私領地が存し、半ば屯田の制によりて割合に澤山の武士を養つてゐた。その有様は大小の差こそあれ、天下の諸侯と同然であつた。又島津家直轄の土地には數多の郷士をおき、その上に官選の地頭を任命して統治させて來たのである。然るに、此度の藩政改革後は各私領主の統治權を取り上げて、從來の直轄地といはず私領地といはず、新に選抜した專任の地頭を据ゑ、各地、士分の多寡に應じて大小の常備隊を組織せしめ、地頭をして之を統轄せしめ、司法も行政も

軍隊で行ふことになり、郷邑の役場を軍務方と稱へ、まるで戦時状態であつた。そうして各地とも相競うて立派な成績を挙げた。此時任命された地頭の中には樺山資紀、三島通庸、高崎五六、高崎正風等も列してゐた。斯くて薩藩の新政府は城下に歩兵四大隊と砲兵二大隊、外城即ち地方に常備兵拾七大隊餘、豫備隊貳拾大隊餘、大砲隊九座一分隊といふ比較的多數の精兵を造りあげ、中央政府に於ける維新の事業を妨げるものがあつたら直に打つて出る。又朝廷に何か御用があつたら、何時でも之に應ずるといふ準備を整へたのである。

明治三年正月に至り、隆盛は一度大參事を辭したが、七月には再び大參事に復して同年末に至つた。以上二ケ年間に隆盛の藩外に出たのは都合三度に及んだ。其一は明治二年五月兵を率ゐて函館戦争の應援に出かけたことであるが、函館に着した時には既に平定してゐたので、空しく歸途に就き、六月歸國した。其二は明治三年二月に山口藩の兵隊が暴動を起したといふ通知により、桐野、村田等を従へて、視察のため山口へ出かけてすぐに引返した。(七日鹿兒島を發し同十六日歸着) 其三は明治三年八月に福岡藩贗札事件のため福岡に出張したことであつた。三年の末になると、天下の形勢はもはや隆盛が藩地に止ることを許さぬ様になつた。彼は四年正月三日に鹿兒島を出でて復天下の事に關係することになつた。因より藩知事及老侯久光の同意もあつたのである。

隆盛は先づ、岩倉勅使、大久保、川村、小西郷等と共に長州に赴き、木戸、杉等の長藩領袖に會し、又毛利敬親父子に謁して、朝廷の根軸を確定し、國是を決定せねばならぬことを陳べて同意を得た。隆盛は又大久保、木戸、杉等と共に土佐に航し、板垣、福岡の大小參事に會し、説くに三藩連合して大に朝廷の改革を行ひ、眞に維新の大業を成就せんことを以てした。板垣即ち藩侯の同意を得て應諾した。やがて、西郷、大久保、木戸、板垣、山縣、川村、小西郷等諸豪は京攝に會し、正月二十九日船を同うして東上の途につき、二月二日東京に着した。彼等は先づ三藩の精銳を徴して朝廷の親兵となさんことを政府に進言して、その同意を得、隆盛は一たび歸藩してその養成せし藩兵中、城下常備歩兵四大隊、砲兵四小隊を以て朝廷の召徴に應ぜしめ、自らは四月藩主を奉じて入京し、六月二十五日に至り、木戸と共に參議に任ぜられた。隆盛等は此前後、親兵を東京に置き、東西兩鎮台を設けて、兵制を立て、又官省の大改革、官吏の大黜陟を行ふなど廢藩置縣につきて水ももらさぬ準備を整へたのである。

二五八 得藤長への書

明治二年三月廿日

一筆啓達いたし候。愈無御障御勤務の筈、珍重奉存候。毎々書
狀並に着物御贈り給はり忝存申候。拙者にも昨春より江戸表
へ致出軍、其後越後表へも差越候處、兵隊中の奮戦を以て、全く御
勝利相成、以御蔭命を拾歸り、昨冬霜月初旬に着いたし申候。御
安慮可給候。もう此節は御暇願上、隱居の筈にて、暫時は御許容
相成候處、又々是非に可相勤旨御沙汰承知仕、無據去月廿五日參
政被仰付、相勤候間、一兩年は不相勤候ては相濟間敷、當春共其許
に下島可致含の處、案外の仕合、如何共致方無之候。遺子共には

始終御丁寧成給はり候由、御厚禮申入候。誠に多忙中にて、不能
細事草々爲可_レ得貴意如_レ斯御座候。以上。

三月二十日認

西郷吉之助

藤 長 様

尙々御家中へも宜敷御傳聲可_レ被給候。

追て故友の方々へは、御序宜敷御鶴聲可_レ給候。將又愚弟吉次
郎には越後表に於て戰死いたし、殘念此事に御座候。外の兩⁽¹⁾
弟は皆々無難罷歸、仕合の次第に候。拙者第一先に戰死可_レ致
處、小弟を先立せ、涕泣いたすのみに御座候。御悲察可_レ給候。

(1) 兩弟は從道と小兵衛

【解説】此書は隆盛の第一次大島謫居の土地、龍郷の藤長に贈つて戊辰役東海道出軍以後、此時に至るまでの自身境遇の大要を藤長始め、村の故舊へも知らせたもので簡にして要を得てゐる。

さて藤長の名は第一卷にも度々あらはれたが、其苗字か名か、よく分らずにゐた。その後大島の出身で鹿兒島縣廳社會課に奉職してゐる永井龍一氏に調査してもらつた結果、「藤長」といふは名で、其姓は「得」といひ、龍郷村嘉渡の人、隆盛謫居の際は、間切横目(今の警察官)で、其後に與人(村長格)に昇進し、士族に列せられた。得家の當主は得新七といひ、藤長の曾孫に當るといふことがわかつた。

勢よく能く事進
 多分心入り高き
 口より言ひし事あり
 牛馬牛一多事不遂
 事多し事多し事多し
 事多し事多し事多し
 事多し事多し事多し
 事多し事多し事多し

二五九 村田新八への書

明治二年三月廿九日

暫は不能御音信候處、彌以御入湯可被
 成御相應珍重奉存候。陳ば來月中、東
 京え諸侯方集會の義御達爲相成事候
 處、御變革涯御登相成候ては諸事廢弛
 可致この事にて、大久保歸京の節委細
 事情御申含越相成候處、甚以六ヶ敷候
 得共、御所勞の處を以、御猶豫の筋取計
 相成候様、岩倉卿より御内達有之候付、

為其人被差出賦に御座候間何卒貴兄
 御氣張被下候様小弟より可申上旨桂
 君より絶て承候付御快方相成候はゞ
 御周旋被成下候處偏に御願申上候
 若哉御病氣寸切と無御座候得ば強て
 は難申上候得共一先略義の働に御座
 候得共以書中奉希候。貴兄御登の義
 不相調候得ば不得止候間小弟登京の
 筈御座候付何分御返事奉待候。頓首。

三月二十九日

西郷吉之助

村田新八様

二六〇 桂右衛門への書

明治二年四月二日

先日承知仕候村田新八方え掛合仕置候處、只今返答相達申候間、
早々奉_レ入_レ御覽_ニ候。乍_レ然病氣いまだ全快不_レ仕、此度餘程相痛候趣
に相聞かれ申候。私には初_レ左_レ迄の事にてても有_レ御座_ニ間敷_ニ相考、
新八不_レ參候はゞ私罷登_レ合にて、其段申越候故、無理御請仕候事共
にては有_レ之間敷哉と又案じ居申候。何れ罷歸候はゞ様子相決
可_レ申候付左様御含可_レ被_レ下_レ候。此旨乍_レ成_レ合以_レ書中奉_レ得_レ御意_ニ候。
頓首。

四月二日

西郷吉之助

右衛門様

要用向

【解説】この書は前書に對し、村田より返事ありしにつき、其書を添へて桂執政に報じたのである。此書によつてみると、隆盛は村田が病苦を押して出京の承諾をしたのではないかと心配してゐる。何れ歸つたら様子がわからうとある。若も村田が行かれなかつたら隆盛自ら出張のつもりであつたことは、二回の手紙でわかるが、此後村田は遂に出かけてゐる。

隆盛の書

薩藩知政所へ

二六一 薩藩知政所への書

明治二年五月十三日

隆盛の書

薩藩知政所へ

隆盛の書

薩藩知政所へ

隆盛の書

【解説】 此書は隆盛が函館戦争の應援として薩兵の惣差引となり出征の途中東京に於て認め、鹿兒島の知政所即ち藩廳へ贈つたのである。

隆盛は三邦丸にて五月朔日鹿兒島を發し、五日に品川に着いた。而して今一艘の兵員即ち豐瑞丸の到着を待つてゐた。豐瑞丸は六日鹿兒島發にて十二日品川に着いた。それから十六日に品川を發して函館に向ひ、二十五日同所に到着したが既に平定の後であつた。

戊辰戰役中薩藩のために働いた他藩人を藩士に召抱へ、江戸定府と致度と思ふ者三人と、他に二

年九月廿二日押入候御旨

各隊より新まり候し御旨

右方見立候方由なる御旨

右邊より右候方より御旨

右邊より先々知候し御旨

候御旨より御旨候御旨

右邊より御旨候御旨

人の待遇方につきて隆盛の意見を具して鹿兒島の知政所、即ち藩廳へ申出たのである。

元佐土原藩士

淺田政次郎

右者生國におひて罪を犯し、無據脱走いたし候者にては、決して無之、奥羽の間え乗馬の儀に付、差越候處、期限を失し、無致方流浪の身と相成居候處、昨年官軍押入候に付、此御方の兵隊え訴出候處より、地理

高上之月海山日長秋

五在年々々々海能能能能

平一白中五物之上四七姓名

五入世人之底在在在

五々々々々々々々々々々々

五物日福之乃行而事也

五故控軍之能之能之能

五中

中遠之能之能之能之能

心平之能之能之能之能

五之能之能之能之能

五之能之能之能之能

五之能之能之能之能

偏、在望、一、中、あり

元、西、大、路、者、士

七年、時、補

存、石、山、路、者、士

新、兵、一、り、若、經、り、今

多、游、一、補、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、一百一、一百二、一百三、一百四、一百五、一百六、一百七、一百八、一百九、二百、二百一、二百二、二百三、二百四、二百五、二百六、二百七、二百八、二百九、三百、三百一、三百二、三百三、三百四、三百五、三百六、三百七、三百八、三百九、四百、四百一、四百二、四百三、四百四、四百五、四百六、四百七、四百八、四百九、五百、五百一、五百二、五百三、五百四、五百五、五百六、五百七、五百八、五百九、六百、六百一、六百二、六百三、六百四、六百五、六百六、六百七、六百八、六百九、七百、七百一、七百二、七百三、七百四、七百五、七百六、七百七、七百八、七百九、八百、八百一、八百二、八百三、八百四、八百五、八百六、八百七、八百八、八百九、九百、九百一、九百二、九百三、九百四、九百五、九百六、九百七、九百八、九百九、一千、一千一、一千二、一千三、一千四、一千五、一千六、一千七、一千八、一千九、二千、二千一、二千二、二千三、二千四、二千五、二千六、二千七、二千八、二千九、三千、三千一、三千二、三千三、三千四、三千五、三千六、三千七、三千八、三千九、四千、四千一、四千二、四千三、四千四、四千五、四千六、四千七、四千八、四千九、五千、五千一、五千二、五千三、五千四、五千五、五千六、五千七、五千八、五千九、六千、六千一、六千二、六千三、六千四、六千五、六千六、六千七、六千八、六千九、七千、七千一、七千二、七千三、七千四、七千五、七千六、七千七、七千八、七千九、八千、八千一、八千二、八千三、八千四、八千五、八千六、八千七、八千八、八千九、九千、九千一、九千二、九千三、九千四、九千五、九千六、九千七、九千八、九千九、一万、一万一、一万二、一万三、一万四、一万五、一万六、一万七、一万八、一万九、二万、二万一、二万二、二万三、二万四、二万五、二万六、二万七、二万八、二万九、三万、三万一、三万二、三万三、三万四、三万五、三万六、三万七、三万八、三万九、四万、四万一、四万二、四万三、四万四、四万五、四万六、四万七、四万八、四万九、五万、五万一、五万二、五万三、五万四、五万五、五万六、五万七、五万八、五万九、六万、六万一、六万二、六万三、六万四、六万五、六万六、六万七、六万八、六万九、七万、七万一、七万二、七万三、七万四、七万五、七万六、七万七、七万八、七万九、八万、八万一、八万二、八万三、八万四、八万五、八万六、八万七、八万八、八万九、九万、九万一、九万二、九万三、九万四、九万五、九万六、九万七、九万八、九万九、十万、十一万、十二万、十三万、十四万、十五万、十六万、十七万、十八万、十九万、二十万、二十一万、二十二万、二十三万、二十四万、二十五万、二十六万、二十七万、二十八万、二十九万、三十万、三十一万、三十二万、三十三万、三十四万、三十五万、三十六万、三十七万、三十八万、三十九万、四十万、四十一万、四十二万、四十三万、四十四万、四十五万、四十六万、四十七万、四十八万、四十九万、五十万、五十一万、五十二万、五十三万、五十四万、五十五万、五十六万、五十七万、五十八万、五十九万、六十万、六十一万、六十二万、六十三万、六十四万、六十五万、六十六万、六十七万、六十八万、六十九万、七十万、七十一万、七十二万、七十三万、七十四万、七十五万、七十六万、七十七万、七十八万、七十九万、八十万、八十一万、八十二万、八十三万、八十四万、八十五万、八十六万、八十七万、八十八万、八十九万、九十万、九十一万、九十二万、九十三万、九十四万、九十五万、九十六万、九十七万、九十八万、九十九万、一百万

様歎願仕候事御座候間、御召抱の上、御小姓共與被召入、江戸定府被仰付候様有御座度、生死の境に臨み、我物同様に召仕候て、平定の後捨置候様の仕向御座候ては、御徳義に相拘のみならず、以來事ある節に至り、他國の者召仕候儀は、萬々不被爲出來候に付、御勝利の後、は重く御扱被下候處、偏に企望いたし居申候。

元西大路藩士

時之輔

右者

西小路藩

には

朝廷より

米穀方被命候處

時之輔

森

右者、西小路藩には

朝廷より米穀方被命候處、時之輔

には其藩より出張の役人にて御

座候處、一向六番隊え相付、金穀の

世話いたし、吳候處、御國兵隊の儀

は、不_レト通用辨相成候處、其藩に

おひては薩藩え私するこの説相

起、金穀方え難罷居、右六番隊付屬

の様罷成候て、一隊の盡力いたし

(1) 小は書損、西大路(近江)なり

御座候處、只今に至り、附屬迄

に候へば、一等兵士に可相

加者、御座候處、只今に至り、附屬迄

にて御座候得共、又々箱館表出張

の兵隊え相加、出張いたし居申候

加納道之助と申者は、矢張新撰組

に候へば、一等兵士に可相

元新撰組

三井井之助

右は、板橋宿におひて、東山道より
出兵いたし候兵隊え相付降伏、夫
より諸方え探索爲致、追々の戦争
にも御國兵隊に相加、功業も有之
御國者に候へば、一等兵士に可相
加者、御座候處、只今に至り、附屬迄
にて御座候得共、又々箱館表出張
の兵隊え相加、出張いたし居申候
加納道之助と申者は、矢張新撰組

德政、由はるる、無事、

徳政、由はるる、無事、

之座候得共、戦争前以悔悟いた
 し、歸向の者にて、伏見戦争より相
 加、東山道手の案内者と相成致、出
 張筋合も相替候へ共、其功勞にお
 ひて差等無之者に御座候間、加納
 同様被_レ仰付_レ可_レ然義と奉_レ存候。尤
 加納には京師におひて御召抱相
 成、御小姓與に被_レ入置、當分江戸邸
 え罷在、三人御賄被_レ成下置候道之
 助丑之助にも、江戸定府被_レ仰付_レ可
 然義と奉_レ存候。

牛馬之山共下志

心未付るもあやう

アムト

西宮

九月十日

初出

此方は七松林の中

まうのあまのうたの

音のうたのうたの

あまのうたのうたの

あまのうたのうたの

あまのうたのうたの

あまのうたのうたの

ニ事有テ、申上ル所ナリ

申上ル所ナリ

申上ル所ナリ

九日

申上ル所ナリ

申上ル所ナリ

一 今非一兵衛儀、御屋敷御普請中、

至極骨折いたし、精勤の段委細

承届申候間、仲之助申越候通直

様相運候様御取計被下度御頼

申上候。右の通、急速相運候様

御取計被下度御願申上候。以

上。

五月十三日認

西郷吉之助

知政所

追て、浪土松澤和太郎、青山勇藏

え相付、奥州表え出張いたし、道案又は探索等いたし御用立候
由御座候得共、一篇も戦争を経候儀も無御座候間、御舎被成下
御禮謝に及候はゞ可宜者に御座候間、右邊の處見計を以テ取扱
候様可仕候間、御聞置可被下候。左候て右等の首尾書は公用
方より御届可申上候。

二六二 桂右衛門への答書

明治二年七月八日

尊書拜誦仕候。炎暑甚敷御座候處、先以御機嫌能被遊御座候段、恐悦の御儀奉存候。陳ば此度の東行不都合、散々の仕合にて、早歸國仕候次第に御座候。定て不都合到來の事と愚存仕居申候。御聞及被下候はん。態と御差留の飛翰拜聽仕候得共、不相構引揚申候。是非少弟の處も不被逃場合に罷成居候故、尙更引拂候時^い機に御座候。必不都合の筈と奉存候。いづれ又々兵隊繰出し候様御達相成候義は、別條有御座間敷と奉存候。長船中にて大に草臥候付、一封の御届も不申上、直様湯治御暇申上候義に御

(1) 時宜のあて字、さういふはめになつたといふなり

座候。隊中の者共も早差越^ス方可^レ宜^コの事に御座候間、暑氣相避候場所見合、當所へ参り候處、大に相應可^レ致^ス此度湯治は本道のはまりに相成、先づ樂事はつぎに相成居申候。四五日跡より大熱發起いたし候付、如何なり行候はんと案じ煩居候處、翌^②日より熱氣相散し腹痛に相變じ、難儀仕候處、大瀉に相成、是以餘程薄く相成、所々腫物出來、湯當りの上腫物發し候事にて、相應無疑^ニ至極相樂居事共に御座候。晝夜には二十四五度の瀉し方にて、間には下血いたし候得共、頓^ニ氣分は不相變、却て快晴に相成候心持に御座候間、是迄染付居候患濕都て相發し候はんか^ニ相考居申候。乍^レ恐御安慮被^レ成^下候。扱御湯治も御相應不^レ仕、最早御退職被^レ遊候て閑靜を得御療治可^レ被^レ成^御座^ニこの段、意外の思召立^ニ

(2) の一節は湯治に行きて、最初數日の間、身體に異狀を呈する時は、温泉の効能のある證なりといふ説あるによるものなり

奉_レ存候。彌其通り御決心被_レ成御座候はゞ、大丈夫の御一言虚言には被_レ成御座間敷筈御座候間、小弟を先に致仕爲_レ致、其上御閑靜に被_レ爲趣候様被_レ成下度、兎角此義は御盡力偏に奉_レ願候。小弟身上の義、幾回も申上候通り如何に纔口にも致せ、一度賊臣の名を蒙_レむり、獄中迄打込られ候付、其儘朽果候ては先君公へ申譯無_レ之、一度國家の大節に臨み、賊臣の御疑惑を相晴らし候へば、泉下の君へ奉_レ謁、口をつぐみ申間敷、是のみ相考罷在候事に御座候。只是計の思込にて御奉公仕居、全く君臣の情義は可_レ相通道理に無_レ之、義の一字のみにて相勤居候次第、御憐察も不被_レ成下候ては、餘り無理の譯にては有御座間敷哉、勿論尊兄の御内情抔と比較可_レ致事には無_レ之、忠義たて仕候得ば、如何様共道は可有_レ之、當時御

招に應じ、

朝廷に出抜け候得ば、一身の譽と言ひ、身勝手の事は十分存知罷在候事に御座候得共、今日に至り候ては、獄中の賊臣、決して相忘候儀にては更に無之、雲霧を破り候得ば退て謹慎可仕社

先君の御鴻恩忘却不仕事と相明め居候。赤心少も御貫徹不被成下候社、不運の極に可有御座候。只九天に悲號する外、更手段も有之間敷と薄誠を怨み候仕合に御座候。畢竟小弟の身上は如何に成行共、不構この御事に候はゞ、定て一封は被下候筈と誠心を開て申上仕合に御座候。只今御病氣を以、御退職相成候ては

御國中の人心に大に關係仕譯は疾く御承知の上にて可被爲在、

其亂立候處も不被爲構、小弟は御殘し置被下候ては、無情御事と奉存候。角申上候、御病氣も不構押て御出勤被成下候様申上候譯にては更に無之、二ヶ年の期限迄御病床のみにて一日も御出無之候ても不相構候間、夫迄は御氣張被下候處、伏て奉願候。何も御聽入無之事候は、御約言の通り小弟より先に退身相成候様奉願候。其上にて御存分に閑靜を御探り可被下候。此旨尊報迄大略如此御座候。恐惶謹言。

七月八日

西郷吉之助

桂右衛門様

【解説】此書は日州吉田温泉から當時某温泉に滞在中の桂久武へ贈つたもので隆盛の心事の一端を窺ふべき書である。

「此度の東行不都合散々の仕合にて早く歸國仕候次第」とあるのは次の様な事情である。函館戦争へ出征はしたが、東京では大村益次郎から、今から行つた所で最早賊は降参してゐるであらうといはれ、函館に到着してみると果して平定してゐたので、空しく引返し、六月朔日東京に着し、十五日に東京を出發してゐるが、風波の都合で浦賀邊にしばらく滞留したやうでもある。一體函館應援は朝廷よりの命を待たず薩藩より進んで出かけ、東京についてから函館出張の命を受けたのであつた。其兵員は銃隊一大隊（桐野利秋大隊長）と大砲隊一小隊とで、隆盛はその總指揮官であつた。「態と御差留の飛翰云々」これは兵隊の歸國を見合せる様に政府筋より書面を受取つたけれ共、それに頓着なく引上げた。尙隆盛自身も引留られそうであつたから、一層引拂ふやうな次第になつた。それについては必ず、けしからぬと思はれてゐる筈、いづれ兵隊はまた繰出すやうに御達に成るに相違ないといふのである。

「長船中にて大に草臥候付」以下は、隆盛が鹿兒島に着くや否や復命書も差出さず、早速湯治暇を願ひ、温泉に出かけた事を述べたのである。

「御湯治も御相應不仕最早御退職云々」これは桂の進退について云へるものにて、桂より病氣にて辭職願差出中の旨申來りしを以て、隆盛嚴しく抗議を申込んだのである。最

初、桂と隆盛とは堅く約する所あり、進退を共にすべき事を誓ひて、藩政府に入りしものと見ゆ。よりて愈々辭職なさるならば、隆盛を先づやめさせて、其上に罷めてもらひたいといひ、更に自己の立場を述べて、二ヶ年の期限迄は在職さるゝ様懇請せしものである。

さて、右自己の立場を陳述せし所、即ち「小弟身上の義幾回も申上候通り」より以下「誠心を開て申上候仕合に御座候」までの一段は、隆盛の心中の秘を披歴して、その出所進退の由て來る所を明かにしてゐる。隆盛が何處までも先君齊彬の大恩を忘れず、又賊臣の名を蒙りて、沖永良部島に幽囚せられしことを如何に残念に思ひ、此疑をはらさずんばといふ考をいだいて、朝廷の御招きにも應ぜず、斯様にしてゐるのである。その赤心をあはれとも思ひたまはざるは何事ぞと涙を以て説いてゐる。隆盛の朝官を辭して歸藩せし理由はこれのみではなかつたであらうが、これも慥にその理由の一つであつたと吾人は此書によつて信ぜざるを得ないのである。

二六三 坂木六郎への書

明治二年八月廿八日

市來士

大重善十

永野十郎

臼井幸十郎

永井勇之丞

永井彦太郎

永井休左衛門

中島直熊

高須 太郎 太

江田 助 太郎

右は此(迄)⁽¹⁾兵器方兵隊御取調⁽²⁾方に付、御雇の義は被_レ廢、兵器方願望の人は、筋々え相付申出候はゞ兵器方の家部え相列候様可_レ被_レ仰付候旨、分て御達相成居候處、(右の)人數も此度願望の者共御座候處、於_レ鄉内故障付候由、夫々御達にも相成居候義を、差支の筋有_レ之候はゞ、當人共えは相拘譯に無_レ之候間、不承知趣言上有_レ之候方當然の事に候。右の人數の内には、兵器方より出軍いたし、軍功も有_レ之厚御扱不相成候て不相濟譯_レ之者共に御座候處、名分情義の筋も明(白)に相立相達相成候義、鄉内にて相拒候由、決て無_レ之譯に御座候。右に付ては私方え申出候義を、等を越へ願出候様の趣

(1) 以下括弧内は原寫本不明に付編者の推定せし文字

(2) 調の字は潰の誤寫か

も有之候由、以の外の事に御座候。諸郷士に限らず、百姓町人たり共皆々直に申出候義多々有之當時態、不相當の叱方にては有之間敷哉。兵器方の隊も近々御取仕立の賦に御座候處、右等の義不相運候ては、隊御組立にも差支候間、夫々郷内より差免し候様御達被下度、右人數の外にも段々願出候者も有之候間、速に相運候様御取計可被下候。左候て此(涯)郷内引移方は不被仰付譯候間、早々引移候様杯被相達候ては頓と困究に及、御趣意に不相叶候間、決て右等の無理無之様御取計可被下候。いづれ此(涯)引移方被仰付譯に候へば(御)物御計を以不被成下候ては不相濟道理に御座候間、左様御(納)得可被下候。若、郷内にて組頭等の者異議申立候は、右の人私方え直に可申立旨御達可被下候。此段

早々奉_レ得_レ御意候。以上

八月二十八日

西郷吉之助

坂木六郎様

【解説】宛名の坂木六郎は當時市來、串木野、伊集院等の地頭であつた。大重、永野等列記の九名は市來郷士で、戊辰役には兵器方として出陣したものらしい。此書の大意は次の通りである。

兵器方は一時廢せられたが、從來の兵器方人員中、再任の希望者は其筋へ申出で、おけば、兵器方の豫備の籍に入れて、再び兵器方設置の時採用せらるゝといふ藩からの達によつて、右九人も兵器方希望の旨を申出た。此時市來郷に於ても常備兵の訓練が始つてゐる。そこで市來郷の軍務方では、右九名が城下に特設せらるゝ兵器方に出づることとに異議を唱へたものらしい。そうすると、九名は其旨を隆盛に訴へた。そこで又市來郷の軍務方では、直接隆盛に訴へるといふことはよくない。手續を踏んで申出づべきも

のであるといつて、九名をせめたものと見える。是に於て隆盛は此書を地頭の坂木六郎に宛て、九名の行爲は決して違法でない、承諾を與へて然るべきものであるといひ、なほ一二の注意を加へたのである。

編者曰く、本書は未だ原書を見ることを得ないので寫本に據つた。然るに其寫本が不充分で意味の通じない所がある。よつて左様な個所には姑く()の中に編者の推定した文字をあてはめて後考を俟つことにする。

二六四 桂 久武への答書

明治二年十二月廿七日

芳翰難有拜見仕候。陳ば昨夕御歸路噓寒冷不被爲堪と奉苦察
厚御禮申上候。扱錢鑄造の一條又々申來候由成程舊幕府へお
願立にて相運居候儀にて御申譯は相立可申候得共御一新折柄
なぜに不相伺候哉と申募候儀は案中殊に霸府の苛虐を惡み王
政に被相改候處を御周旋相成候上却て御勝手の儀は舊幕の免
許を以名實といたし候と申場合に相成候ては殊におかきな工
合に御座候間書面杯にて公然と不申立候共口上を以琉球の救
助迄に舊幕府よりの免許を得通寶鑄立候得共御一新の御事故

御届迄にて宜敷御座候哉、若、通融不相成候ては、當時琉地は難澁仕候儀とさらいと御申取被成候御策は有御座間敷哉、他藩などの恨にては無之、昨夕御咄の通、

朝廷の役人、會計を痛め候策より出候ものには相違無御座候間一應御届不相成候ては相濟申間敷と愚考仕候。此旨自由の働恐入候得共、不取敢御禮答迄如斯御座候。謹白。

十二月二十七日

【解説】此書は隆盛が鹿兒島武村の自宅引籠中、桂久武の來書に答へたのである。

「昨夕御歸路云々」とあるを以てみれば、桂は前夜隆盛の居を訪ねたものと見える。(隆盛は多分此頃病氣にて自宅療養中であつたかと思はれる。翌明治三年正月十八日には

願によりて參政の職を解かれてゐる。此日、中央政府より薩藩へ琉球通寶鑄造一件につき何かの照會が達したので、桂は其答辯方につき隆盛の意見を徴した。その返書が即ち此書である。

一體、琉球通寶といふのは、天保通寶と同型の錢で、薩藩が琉球財政の困難を救助するといふことで幕府に出願し、其許可を得て鑄造したものである。それ計でなく、琉球通寶を鑄造する傍に同型の天保通寶をも鑄造したといふ市來四郎の實歴談がある。そうして琉球は勿論、藩でも流通させた。なほ京都あたりでも使用したものと見える。(本卷二五六參照) 然るに明治政府は、造幣の事には初めから餘程の注意を拂ひ、通貨の製造方を藩に許すことは絶對にしなかつた。そこで、薩藩の琉球通寶鑄造の件についても、度々禁止若くは詰問的照會があつたものと見える。

二六五 桂 四郎 への 書

明治二年十二月廿九日

昨朝⁽¹⁾橋口氏より御辭位一條承知仕候處、無位の御方と被_レ爲_レ成、殊に藩知事の御職掌にさへも御差障相成候故、臣下より御進可_レ申上筋に無_レ之と御決議相成候由、何とも歎息の仕合に御座候。全老婆論と可_レ申哉、度々御辭位相成候上、終に

先公え御褒賞を被_レ爲_レ讓候御美意、後世に涉、大龜鑑とも可_レ申、其美志を奉_レ補候儀、臣子の分と奉_レ存候。殊於_二

朝廷も、其御孝心を被_レ感、御贈位相運候上、又々御昇位相成候ては、御赤心は消絶候のみならず、却て望を厚く被_レ爲_レ掛候場合と相成

(1) 參政橋口彦二

可申、天下の人に於ては必御赤心の處は不相分候て、形ちに顯候處を以、議論は相立可申、左候得ば、當分被差出置候、兵隊は、全、我体を居付口を○⁽²⁾して官吏の驕奢の矯め候心底に、御座候處、却て君公の上に論を受候様の事にては、ケ程迄相勤、厚く思込候儀は水の泡と相成可申哉、いづれ成、兵隊の誠心も御憐み被下、折角實意貫徹いたし候様御仕向被成下、度儀と、朝暮相祈居候事に御座候。右に付ては御賞典の儀を下より奉願候儀、實に恐入候次第にて御座候處、微孝の一端を御汲扱被下置。

先公え御贈位被成下候儀、千萬難有次第に御座候。然處又々御昇位相成候ては、朝廷を輕しめ候のみならず、却て望を重く相掛候場合に、押移、願意赤心は水泡と相成候譯にて、多罪に陷候間、御

(2) 一字不明

賞典御引替被_レ下置候廉、確然相立候様この趣、御實意を以御申立
相成候はゞ、決して藩知事の御職掌に差障出來候譯更に無_レ之事と
奉_レ存候。右様の厚_キ御心術、兵隊中拜聽仕候へば、一涯相勵可_レ申、不_レ
被_レ爲_レ止御實意を以_テ兵隊を鼓舞せしめざれば、外に手段は有_レ御座
間敷、只今勉勵の兵隊に、目の眞を入候處、此處かこ奉_レ存候。左候
へば、格別の
朝廷御爲と相考候付、辯論を不_レ顧、又々献言仕候。大綱の條目、若
哉御失體相成候ては、再取返しは出來不_レ申候付、能々御深察可_レ被
下候。謹白。

十二月廿九日

西郷吉之助

桂 四郎様

御侍史

【解説】此書は前書と同じく、病氣にて自宅引籠中、桂久武に贈つたのである。要旨は藩主島津忠義の辭任の事、參政會議では藩知事の職掌上の體面にも關する事なれば最早臣下として御進めすることは出来ない、と決したといふことを橋口氏より承つたが、一たいこれは何たる事ぞや、歎息にたへない次第である。既に度々御辭意になつた上、終に先君齊彬公に御贈位になつてゐる。それに、更に君公自身の御昇位とあつては、是迄の美しい御志が無になるのみならず、却つて慾張つた望を抱かれてゐる様な姿になり、又朝廷を輕んじたやうにも見えて甚だ宜しくない。一體只今東京に差出してある兵隊は、我を正しうして官吏の驕奢を監視して風紀を矯めてやらうといふ深意であるのに、却て君公の上には、彼是批評を受ける様では、折角の心盡しも水泡に歸する。君侯の實意を貫かれてこそ兵隊を勵ますことも出来る。目下、勉勵せる兵隊に、目の眞を入れるといふは實に此處にあるといひ、更に辭任を執行せられんことを、くりかへしくりかへし論じたのである。

案ずるに、此年六月、島津宰相中將久光は從二位に叙し、島津少將忠義を從三位に叙し、高拾萬石を下賜された。これについて直に辭表を提出されたが御許がない。それから七月二十一日にも亦久光、忠義より賞典及位記を辭する表を上り、九月更に恩爵を移して先主齊彬に追贈あらんことの上表あり、そこで十一月二十二日故島津齊彬に從一位を贈られた。その時の御沙汰書には

贈權中納言從三位源齊彬朝臣、先朝多事の際に方り、身、外任に在と雖とも心乃ち王室に存し、子弟を督勵し、闔藩を鼓舞し、上書献策忠を盡し、義を表す、終に厥謀を貼して後裔に垂れ、以て今日盛業の基を開き候段、深く御追威被爲遊候、依之贈位宣下候旨被_レ仰出_レ候事

とある。斯様な次第であつたから、隆盛は君侯の辭位を力説した。隆盛の論旨は遂に容れられて翌三年正月久光、忠義は連署上表して、叙位と賞典祿とを奉還せんことを請ひ、更に又金拾六萬九千七百九十九兩餘、米拾壹萬七千七百六十四石を献納せんことを請ひしに、三月四日金穀献納の議は聽許され、辭任の件も同日附を以て一旦聽許せらるゝことになつた。

右に述べた叙位及び賞典祿の奉還申請の文は左の通りである。

二六六 大久保一藏への書

明治三年三月廿三日

日々輕暖相催候處、彌以御安康可被成御座、恐悅奉存候。陳ば御出立涯、不快にて罷在候處、御暇乞にも參上不仕、甚不敬の仕合御宥恕奉希候。扱⁽¹⁾老公御肝癩も長州變動丸⁽²⁾大に適當いたし、其後何の音も無御座、大慶此事に御座候。乍⁽³⁾然重留公子は暫時御愼の處最早御免に相成申候。是も表通の事にて無之、御直に御達相成居候由御座候。長州へ入學被成御座候公子も御手許より御人被遣御呼返に相成、横山には故障申立御斷申出候様この事に御座候。是が御立後肝⁽⁴⁾の發動にて、至て柔なる痛みにて、漸く

(1) 島津久光

(2) 丸薬に比していへるなり

(3) 島津珍彦

(4) 島津悦之助(忠經)當時長州に遊學し、

横山正太郎が附いてゐた

肝熱もさめ候鹽梅に御座候。御詩作杯の儀も今更御後悔と被
相聞申候。其儀は家令迄御話御座候由返々も大發にも不到大
幸の事に御座候。いづれ暴言の苦藥進上可_レ仕事と明め居候得
共、又棚の中に格護仕候。御安心可_レ被_下乍_レ然他邦えは難説色々
被_レ相發候はん、殘念の至に御座候。先大破に不_レ及候故又々持立
可_レ申か、暫時の柔_まぎか、程合は不_レ相知候。

小弟位階の儀、君公より御辭表を以被_レ仰立相成候得共御許容無
之趣、此節は又々御申立相成候由御座候間、何卒御許容相成候様
御盡力被_レ成_下度奉_合掌候。官職被_レ命候て位階は自_可有御座候
得共、無官の者に位を授候義は實に筋もなき御沙汰に可_レ有之、諸
候の上なれば兎も角も、藩士の者に高位を被_レ授

知事公より高位を被命候ても御受難出來は臣子の當然に御座候。御受難成者を無理に情義も不被爲構候ては、誠におかしき次第に御座候。畢竟以來の處も藩内の者、官職もなきに位を被授候ては、朝廷の人にて、藩内所置は不受杯と不心得の者必出來候は案中の事候間、其手初いたし候ては、實に不相濟御案内の通暴言勝の者、却て罪作の是上の種子と奉存候間、何卒御論破被成下、相濟候様偏に奉希候。堂上方杯は位階と申ものは、餘程尊き事と可被思召候得共、此田舎者何のやくにも不相立ものを、強て御許容のなきも片腹痛き次第に御座候。尙細事は此書面にても御合點出來兼候は、彌助え委敷申含置候間、御聞取可被下候。此旨以書面御願申上候。頓首。

(5) 藩主島津忠義は從三位に西郷は正三位に叙せらる

(6) 大山巖のこさ

午三月二十三日

西郷吉之助

大久保一藏様

【解説】此書は鹿兒島より東京へ贈り、(一)大久保の鹿兒島出立後に於ける老公久光の様子を報じ、(二)隆盛の辭位を許可せられたき旨を申出で大久保の靈力を請うたのである。大久保は明治元年正月十九日鹿兒島に歸り、二月二十六日に東上の途につき三月十二日東京に着いたのである。

久光の近狀については老公は長州の變動(後に説明す)によつて悟る所ありしものと如く、すべての様子が柔かになり、いづれ大諫争でもせねばなるまいと思つてゐたのにその必要もなくなつたとある。さて何のための肝癢かといふに、久光は時勢に憤慨してゐたのである。久光の意見と中央政府の方針と非常な懸隔があつたのである。久光は元來封建論者であつた。明治の新政府の執つた郡縣政治に反對であつた。階級制度の打破は他日天下の大亂を誘致して收拾することが出来ぬやうになるといふ論であつた。

それ故處兒島に於ける藩政の大改革にも頗る不平であつたのである。従つて西郷、大久保に向つては嫌焉たらざるものがあつた。

此春、大久保の歸つたのは久光と西郷とに中央政府に出てもらふ様といふ勸告のためであつたけれ共、久光は斷乎として應じなかつたのである。

次に「小弟位階の義云々」は本卷第二六五(明治二年十二月廿九日附桂四郎への書)の解説に詳説しておいた通りで、島津家の辭位辭賞と同時に隆盛の位をも併せて再三辭したが、御許容がなかつた。そこで御許あるやう御盡力が願ひたい。元來無官のものに位を授けらるゝは諸侯の身はともかくも藩士へ向つてはよろしくない。しかも藩主忠義の從三位より上の正三位を授けられては臣子として受けられぬは當然であるのに、君臣の情義も構はず、是非それを受けよといふのは實に不可解の事である。なほ、將來藩内にて位を授けられしものは、自分は朝臣にて藩の命は奉じないといふ不心得者が出てくるのは必然である。その手初めを自分がしては相濟まぬから、何分廟堂の議を論破してくれよ、田舎者には、位は用はないとある。

此書の大意は右の通であるが、なほ云ひ残した事は長州の變亂の事である。長州に於ける諸隊の亂と云ふのは、長州藩廳が從來の諸隊を解散せしめて新に常備兵を設置せう

としたために起つたのであつた。これは大久保の鹿兒島へ歸る途中山口に立寄つた時、既に發してゐたのであるが、木戸孝允等の盡力で一時鎮靜に歸したのであつた。然るに其後復暴發して大騒となつた。其頃山口へ遊學してゐた薩藩島津悅之介公子に附いてゐた横山正太郎と岸良眞吉郎とが鹿兒島に歸つて急を告げた。兩士の鹿兒島歸着は二月四日であつた。大久保は早速桂の許に行つて善後策を相談した結果出兵して長州政府を援けようといふ説になつたが、後で西郷が自ら視察慰問に行つて、若必要があつたら共時出兵せうといふ事になつて、西郷は二月六日大山(巖)村田(新八)中村(桐野利秋)を伴ひ鹿兒島を發し、長州へ行つたけれ共既に平定してゐたので、すぐ歸藩し、十七日鹿兒島へ歸着したのであつた。

二六七 大久保一藏への書

明治三年五月七日

追日暑氣相催候處、彌以御安康被成御座、珍重奉存候。隨て小弟無異罷在申候間、乍憚御放慮可被下候。陳ば御當地も至て靜穩、村田篠原政府に被出候得共、固辭して不_レ屈、誠に六ヶ敷人々にて御座候。桂氏も引込相成、逆も被出候模様にも無_レ之、正治一人にて當分は至極差はまり居られ申候。い十院も罷歸候由御座候得共、是以引籠り申候。實に正治一人にて無理なる事に御座候。御悲察可被下候。近來は君侯方や、外國人や、御客通（きやくどお）にて賑々敷様子に御座候。只名計は高く、其實は無_レ之、汗顔の仕合に御座

候。其許には定て御定算も相立候はんご奉存候。先便細事被_レ仰聞被_レ下難有御厚禮申上候。其節書物御下し被_レ下別て難有奉_レ深謝候。又々別紙の書物ほしくて、のし不申候間、何卒御都合を以_テ御下し被_レ下度奉_レ合掌候。御賞典御沙汰の御辭表は都て御許容相成候由、無_レ此上大慶の事に御座候。左候へば私の三位も是に引續居候譯に御座候間、是以_レごふぞ御許し相成候様御慈計偏に奉_レ願候。此旨御安否御伺旁奉_レ得御意候。恐々謹言。

五月七日

西郷吉之助

大久保一藏様

(1) のし申さずとは薩摩の方言たまらないといふこと

【解説】此書は隆盛が鹿兒島の近狀を在京の大久保に報じ併せて大久保より書狀並に書籍を送り來りし禮を述べ、更に或書籍を注文し、且又前々より出願中の隆盛自身の辭位の許容を得んことを依頼したのである。

「村田篠田云々」以下は、兩人參政に任ぜられしも固辭して受けない、誠に六ヶしい人々だと云ひ次に桂氏も引込んで、とても出さうな風はない。伊集院兼寛も歸つたけれ共是も引籠つてゐる。實に伊地知正治一人が必死となつて藩政に當つてゐる。御悲察下さいとある。(後七月初に至り隆盛再び藩政に參與するに至つた。)

「近來は君侯方や外國人や御客通にて」とあるは庄内の酒井侯世子や、大垣の戸田侯の如き、鹿兒島に見學のために來るもの少くなかつた。外國人もやつてきた。斯く他から來客が參つてまことに賑々しい事である。只名計高くて其實はこれなく汗顔の仕合である、と云ふのである。

「御賞典御沙汰の御辭表はすべて御許容相成候由」とあるは、さきに島津家より差出された賞典御沙汰の上表はすべて御許容になつた由此上なき大慶のことである。(明治二年十二月廿九日桂四郎への書及びその解説参照。)就ては私の三位も是に連關してゐる譯であるから、是以て御許になる様御慈計を願ふといふのである。

二六八 黒田清綱への書

明治三年六月廿七日

暑氣甚敷御座候得共、彌以御安康御奉職の筈珍重奉存候。陳ば筑前藩士⁽¹⁾兩人、國中の儀歎願の趣有之、貴兄へ御願申上吳候様承候付何卒御聞取被成下、相成儀に御座候はゞ御手を付被下度奉合掌候。彈臺へ御出の事承候て御願申候ては如何可有御座哉この事に御座候間、大に可宜候付、東京え出掛候様承候故不取敢一書如此御座候。恐々謹言。

六月廿七日

西郷吉之助

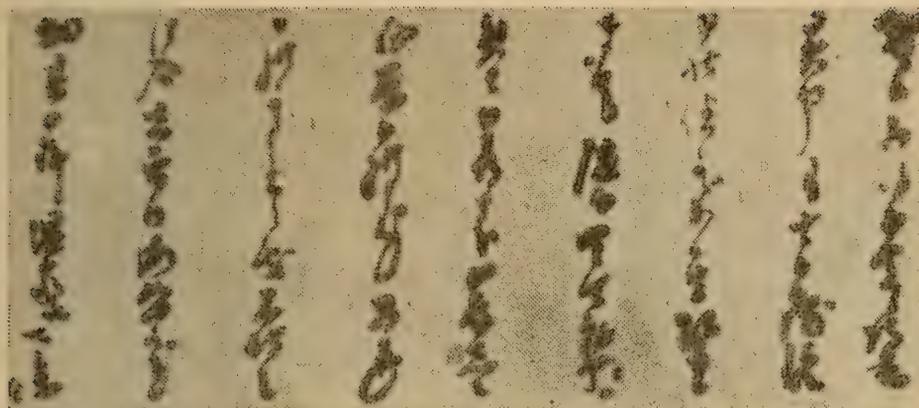
(1) 矢野梅庵外一人

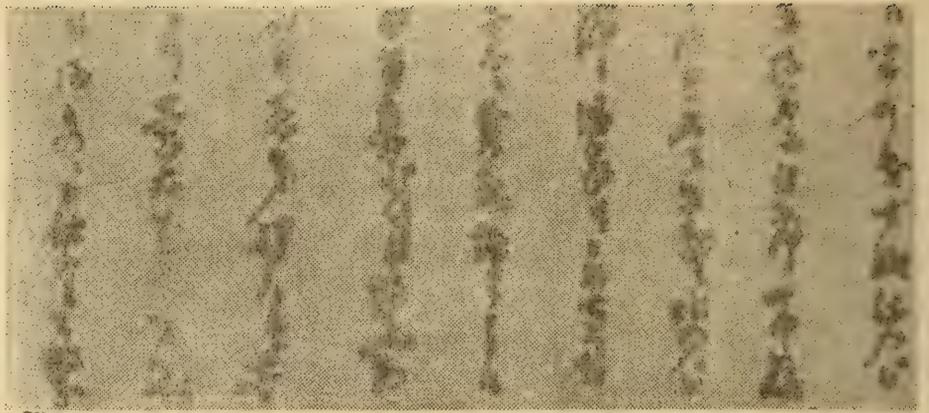
【解説】本書は筑前藩士矢野梅庵外一人を黒田清綱に紹介したのである。黒田は當時彈正少弼であつた。矢野等は筑前藩賈札製造一件發覺し、之が善後策を講ぜんがため、藩主黒田長溥の命によりて鹿兒島に赴いたのである。黒田長溥は島津家より黒田家に養子に行つた人で、嘉永年中薩藩内訌の際にも、大に盡力した。隆盛は其恩誼に感じ、奮然としてその難を救はんと欲し、此紹介狀を發したのである。

二六九 山内甚五郎への書

明治三年七月廿三日

暫は不得御意候得共、暑中にも無御痛彌
 以御壯健可被成御座珍重奉存候。隨て
 野生病中には態と御尋被下御厚志の程
 厚御禮申上候。早速御禮可申上の處不
 埒の仕合眞平御海恕可被下候。扱其御
 許温泉え可参と相樂居候處、無據仕合に
 て、再政府え出席いたし候様被仰付又々
 相勤候次第にて(二字)温泉も参兼候義、實





に貧乏極り申候。御苦察可被下候。將
又當四月愚弟江戸より牽來候蘭犬いま
だ一ケ年も不滿ものにて、仕付候はゞ隨
分用立申候はんと被相考、伊作温泉には
列參候處、少々狩心持には相成候得共、一
向用立候程も無覺束候間何卒御狩の節
には御牽試被下度奉合掌候。九月方に
も相成候はゞ是非其御元え可參所存に
御座候。間宜敷奉希候。誠に邪魔なも
のこ相考候得共可相頼人も無御座候付、
乍打付爲引差上申候付何卒御領掌被成

(1) 小兵衛を指す

合掌候。此旨乍略義以書中奉得御意候。
頓首。

七月廿三日

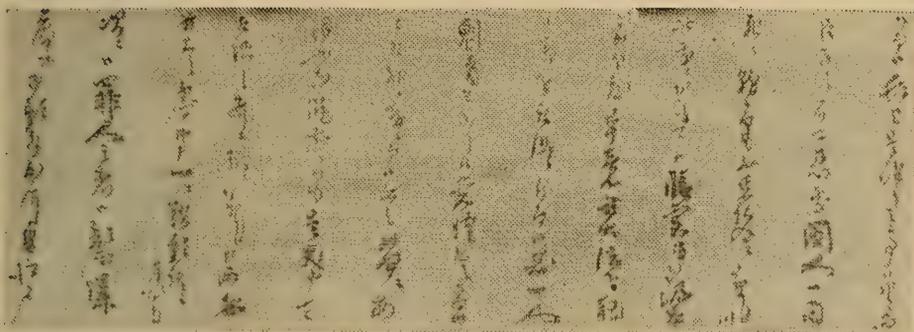
西郷言之助

山内甚五郎様

【解説】本書は鹿兒島より隅州國分の山内甚五郎に與へて獵犬二頭の訓練方を依頼したのである。書中「無據仕合にて再政府へ出席いたし候様仰付けられ又々相勤候次第」とあるは、隆盛此年正月十日、參政を辭し、藩政顧問を命ぜられてゐたのであるが、どうしても隆盛の出仕を要することゝなり、七月三日再び大參事に任ぜられしをいふのである。

名を...
 居候...
 候事...
 居候...
 候間...
 此度...
 の計...
 て相...
 は、頓...
 國人...
 此處...
 此大...

をよそにいたし候譯には不參至極心痛罷在
 候事に御座候。然るに岸良君幸御出張相成
 居候故早速より歎願いたし候次第にて御座
 候間細事は岸良君より御聞取可被下候。扱
 此度の一條に付ては、小河愛四郎と申者一己
 の計を以取企候旨及自訴候付何卒此人迄に
 て相止候様乍此上君公迄醜辱を蒙らせ候て
 は、頓こ是限りの事御座候て、臣子の不可忍處、
 國人一同死に就候ても不足仕合に御座候間、
 此處におひては情實も御汲取被成下度、畢竟
 此大法を犯候儀を取組候付ては、必一人魁首



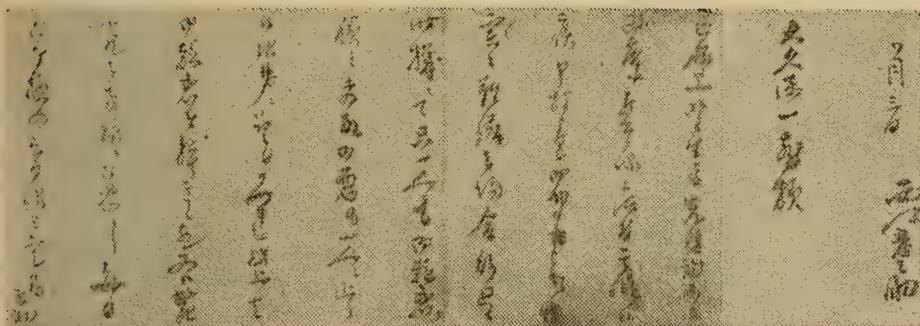
こ成候覺悟無之候ては被相初候儀に無之、如何にあほふな筑前にても、是丈は相決居候譯に御座候間、何卒此上の處第一に歎願仕候事に御座候。次には罪人の者は都て隣藩え御預相成居候付、江戸表え御引廻相成候様にては、頓と醜辱を極め候付、此節御刑法相定候通、藩内におひて所置いたし候處、幾重にも相願置候間、何卒此兩條は御盡力被成下度奉合掌候。只私情を以申上候譯にては無之、條理を立相願候事にて御座候間、偏に奉歎願候。一説には城内にて相拵候上は、場所柄不宜君公

全盛候に於ては、
 御座候共、是
 は誠に事實
 を明メぬ論
 にて、福岡の
 城内は至て
 手廣入海迄
 も有之候所
 にて、廊中の

大西郷全集 第二卷 文書

事決して御存
 じない所多
 く、只城内こ
 云ふを以理
 を推し候得
 ば、國中の人
 は不殘刑に
 不就候ては
 不相濟場に
 立至り可申
 候間、不差入

四八九



事なぶら、餘り心配いたし候故、是迄も辨明仕候付、何卒御救被下度奉合掌候。此旨福岡藩より歎願の爲、出京仕候付、乍略義以書中奉願候。頓首。々々。

八月三日

西郷吉之助

大久保一藏様

追啓上。野生にも先月初、又々政府⁽²⁾へ罷出候様被仰付、其段は疾、中村⁽³⁾より御聞取被下候はん。實に難澁の場合、行廻候時機にて、只一人にて御疑惑を積み、夫故御惡⁽³⁾も一人に止り候次第に御座候。いづれ、此上は御

(2) 薩藩の政府を指す

(3) 中村半次郎（後の桐野利秋）

疑惑を解き候か、又は斃候かの兩様に相決
 し、毎日死を極め、今日限と定候て出勤仕候
 處、頓と苦勞も無之、御存通の疎暴者も、餘程
 毎物念を入候故、却て仕へ安く覺候事に御
 座候。いまだ一事も不成、直様他出いたし
 候儀、心外の至御座候得共、難事を分ち候人
 も無之、一方は手拔相成候次第、殘念と可申
 か、何と申て宜敷候哉、困難の仕合、少しは御
 憐察可被成下候。

(大久保侯爵家所藏)

【解説】此書は福岡出張中に認め、東京へ向けて贈つたもので、本文は先づ福岡藩質札一條につき島津家より使者として福岡へ來りしことを告げ、それより情と理と兩方よりせめて、罪の筑前藩主黒田長溥へ及ばざる様、大久保へ訴へて救濟方を依頼せしものである。此時の隆盛は恰も辯護士の地位である。その辯護振は本文に見ゆる通り如何にもあざやかである。中に「美濃守(長溥)様には格別の御鴻恩を戴居候」とあるは嘗て薩藩に内訌ありし時、美濃守は其生家たる島津家の危急を見かねて、正義派とも云ふべき一派、即ち隆盛等の尊信せし側の志士を庇護し、又齊彬の襲封についても非常な盡力をした。西郷も大久保もかねがね其事を非常に徳としてゐたのである。

次に追啓には自身最近の境遇、即ち七月再び政府に出る様になりし事と久光との關係、それに關する隆盛の覺悟を報じ、更に又他に難事を別つ人なく止む事を得ず、福岡へ出張もした。一方に仕事をすれば一方は手抜けになつて困る。少しは察してくれとある。

先づ御座珍重奉存候
 今日も御安康可被成御座珍重奉存候
 随て小弟昨夕より風邪氣にて頭痛い
 たし聲も涸居候。乍然格別の事にも
 無之候間岩倉卿御着相成候はゞ左様
 條公へ御談合相成候處偏に御願申上
 候。時日を移候ては當地の風習にて、
 皆々遷延成安く御座候間いまだ氣合
 の抜けざる内に議論不相定候ては不

二七一 大久保一藏への書

明治四年二月五日

多分候前より申上り候御事
御座候事候間、御座候事候間、
御座候事候間、御座候事候間、

御座候事候間、

御座候事候間、御座候事候間、

御座候事候間、御座候事候間、

御座候事候間、

御座候事候間、御座候事候間、

御座候事候間、御座候事候間、

御座候事候間、御座候事候間、

御座候事候間、御座候事候間、

御座候事候間、御座候事候間、

思不知餘所に成行候付、宜敷御都合可
被成下候。おのづから明朝は罷出候
様可仕候。

一 解^①縉の掛物頂戴難有何卒御遣可被
下、得と拜見可仕候。

一 寫真都て御遣可被下候。

一 兼光の刀は、何卒頂戴仕度、淺右衛門
の所持は、決して御用ひ不宜候付、御讓
り可被下候。左候へば陳元輔は、彌
上通の物到來可申候。

二月五日

西郷拜

(1) 解縉(字は大紳)は支那明朝時代の大學士にて書を能くした人

大久保様

【解説】此書は東京に於ての往復である。「隨て小弟」より以下最初の一節は、岩倉卿が東京へ着かれたら兼て三藩談合の次第を早速三條公へ御談合ある様に、御周旋下されたし。氣合の抜けぬうちに議論を定めねば、故障が出来るから早くせよと迫つたのである。既に「小引」に叙した通り隆盛は大久保木戸、板垣等と共に汽船にて東上し、二月二日東京に着した。岩倉は東海道を陸路東上し、二月六日東京へ着した。此書は即ち其前日に贈つたのである。「解縉の掛物云々」は、大久保より解縉の書幅をあげようかと申來りに答へたのである。

「兼光の刀云々」は隆盛之を得んと欲して、淺右衛門の持つてゐた刀ならば、君等が持つてゐては宜しくないから、僕に譲つてくれよと冗談を交へし也。淺右衛門は山田淺右衛門にて極刑者の斬首の役目なりし故に、然かいひしものと思はる。

二七二 大久保利通への答書

明治四年二月八日

御手紙辱拜誦仕候。陳は先刻條公御出被遊旨申來候付、早速參殿仕候得共跡越に相成、高知藩邸え被爲入、夫より御出と申事に、右通、相後れ候間、御立寄被爲在候は、直様罷出候様可仕候。此旨御報如此御座候。頓首。

二月八日

西郷拜

大久保様

【解説】二月八日は薩、長、土三藩の領袖が三條邸に集りて、三藩より建言の趣を三條右大臣へ懇談した日である。西郷、杉板垣は三藩の代表、それに岩倉、木戸、大久保等参加して意見の交換があつた。長州の權大參事野村素介も特に列席したやうである。

三藩建言の趣旨は政治の大改革を行はうとするには朝廷に兵力を備へて變に應じて之を制する丈の準備がなくてはならぬ。それには先づ薩、長、土の三藩が合力同心、大に皇國のために盡し、維新の大業を完成せしめようと欲する次第であるから三藩の兵若干を親兵として徵集せられたしと云ふのであつた。

此書は當日、三條公邸へ集合前に大久保の書に答へたのである。「條公御出被遊旨申來」とあるは、多分薩邸より條公の入來の趣を報じてきたから早速參殿したが既に御立になつた後であつたといふのである。「高知藩邸へ御出それより御出と申事にて右通相後れ候間云々」といふのは、薩邸より高知藩邸へ御出になり、それより再び薩邸へ御出といふことであつた爲め、御待ちして斯く遅刻に及んだが、條公御立寄になつたら、すぐに參上するといふのである。

當日の會合前、大久保より岩倉へ贈つた答書がある。参考のため、左に収録する。

備考

大久保利通より岩倉具視への答書

明治四年二月八日

奉_レ謹讀_二候。然ば今日三條公亭え御會議につき、野村大參事出席の事態々被_レ示聞_一趣奉_レ畏候。扱又今日御出會の上、三藩談合の次第御前におひては於_レ長藩_一委曲御承知の事候得共、猶又御直に大臣殿え可_レ申上_二旨御發言被_レ下候様奉_レ願候。大體の處は兵隊御取扱の條にて是が今日御急務餘は先づ枝葉と申ても宜舗乍去其餘の談に及候はゞ能々手順相立、判然と御聞取被_レ爲調候はゞ其通にて若左も無之候はゞ尙又三藩申談、克々手順相立申上候様御沙汰にて、可然と奉_レ存候。此旨拜復のみ、早々如此御座候。頓首。

二月八日

大久保利通

岩倉大納言殿

二七三 山本弘太郎への答書

明治四年五月四日

芳翰難有拜誦仕候。陳ば先朝は態々御來訪被成下候處、御失敬の仕合何卒御海恕可被下候。其節御願申候處、厚御汲取被下奉深謝候。就ては明後朝九時より可罷出候様可仕候間、宜敷御願申上候。此旨乍略儀御禮答迄、如斯御座候。頓首。

五月四日

西郷吉之助

山本弘太郎様

【解説】宛名の山本弘太郎は紀州藩の權大參事である。「其節御願申上げ」とあるは紀州藩大參事津田出を訪問せんとて、其斡旋を依頼したのである。

さて、本書は右につき、山本より返書があつたので、明後日九時より參上することにするから、よろしく御願すると更に依頼したのである。

二七四 山下龍右衛門等への書

明治四年五月七日

先刻申上置候御書面、只今相達候付寫差上申候。早速御歸國相成候様都合可仕候間、何卒御仕廻被下度、此旨乍略義以書中忽々如此御座候。以上。

五月十七日

西郷吉之助

山下龍右衛門様

其外様

要詞

【解説】これは東京にての手紙である。宛名の山下龍右衛門(房親は、もと薩藩の兵具方の隊長であつたが、隆盛が四月上京の際、篠崎眞平、神崎長太の二人と共に特殊の目的を以て上京させたのである。特殊の目的といふのは、東京府内取締等のために警察制度を創立する考で、其方に用ひるつもりであつたのである。

然るに隆盛が四月二十一日、薩藩知事忠義に隨ひて着京してみると、豫期に違ひ、未だ警察制度創立の議を進めがたき事情であつた。そこで止むを得ず一先づ歸國させて、再び呼ばうといふことで三人に懇談し、この手紙を贈つたのである。

編者は嘗て某氏から山下房親の直話であるとして此時の話をきいた。その話は斯様である。ポリスとかいふものを始められるといふことで、西郷さんについて上京したが、色々事情があつて、ポリスの創立の事は容易に運ばなかつた。さうすると西郷さんが一日吾々に向つて懇々と、「まだポリスどころのことでないから、一時歸國して待つてゐてくれ給へ、愈々創立といふことになればすぐ呼ぶから、」といふ話。そこで一たん鹿兒島にかへることになつた。此時實に有難いと思つたことは、西郷さんの計らひにて最急行の旅費を給せられて存外多額の旅費をいたゞいたことであつた。云々。

鹿兒島出立の際、隆盛は上京後すぐ警察制度を立つる考で前述の如く、其方へ用ひる人

まで連れてきたのに、何故に其事が急に運ばなかつたかといふに、隆盛は薩、長、土三藩の固き結合によつて國家統治上に一大改革をしよう。それには朝廷を擁護する親兵が必要である。その親兵を三藩から差出さうといふことを三藩領袖の間に決し、政府の同意を得て隆盛と木戸とは各歸藩したのである。薩藩の兵は三月と四月と兩度汽船にて上京した。其兵數は歩兵四大隊砲兵四小隊で總人員三千百七十四人であつた。隆盛は少しおくれて四月廿一日着京したのである。長州の方では老公敬親の病氣、次で三月下旬に薨去になつた。其ためでもあつたらうが、隆盛が着京してみると、長州より新に上京する兵はまだ見えないばかりでなく、木戸は長州に歸りし後、薩藩の事に疑を生じて、岩倉へ書を贈つて薩藩へ對する不平を洩らしてゐる。隆盛は意外であつたに違ひない。そのために大久保と小西郷とが木戸との了解を得るために五月三日東京を發して、態々長州へ出かけて行つた位である。

三藩の兵が出揃つて、朝廷の親兵が出來、三藩の結合も十分に成つた上でなければ、警察制度の如きは未だ云ひ出されなかつたのは當然である。

二七五 三條實美への書

明治四年六月二日

御安康奉_レ恐賀候。陳ば今朝參殿可_レ致旨承知仕候處、胸痛甚敷罷
出候義不相叶_レ、恐縮の至_ニ御座候。今夕六字比_レ迄には是非參殿
仕候様可_レ致候間、何卒宜敷御執成被_レ成下_レ度奉_レ希候。以上。

六月二日

西 郷 隆 盛

三 條 公

御近侍中様

【解説】此書は三條右大臣より參邸を求められしに答へたのである。此頃は制度改革の大問題を前にして諸星の來往頻繁であつた。その前日には、三條、岩倉、木戸、大久保の會談もあつた。又隆盛は大久保と擬議して、木戸を以て内閣の主軸に据ゑ、他はその命によつて動くことにしようとなふことを決してゐる。

在
朝
時
代

在朝時代 小引

隆盛が朝に立ちて大政を翼賛し、廟堂の重きをなしたのは、明治四年六月二十五日より六年十月二十三日まで二年四ヶ月の間であつた。此間に於て、隆盛は何事を爲したかといふに、その第一の仕事は廢藩置縣を決行した事である。第二は一般軍制及び近衛兵の基礎を築き、且つ固めたことである。第三は警察制度の創立に盡力したことである。此外内外の政務について陰に陽に貢献したところ少くないが、何といつても廢藩置縣といふ最も困難な事業を容易に成立せしめ、明治維新の事業を成就せしめたことは實に隆盛の功業の第一に數へねばならぬ。勿論隆盛一個の力ではないが、若も隆盛がなかつたならば、到底あの手涯は見られなかつたであらう。なほ、此外に何人も追従の出來ぬ隆盛の大功蹟が今一つある。それは實體はない、無形のものである。即ち彼が蓋世の聲望と力とを以て天下の人心を繫ぎ、政府の要石となりて上下を安堵せしめたことである。新政府の瓦解を救うて世を鎮めたことである。隆

盛一人の力が如何に大であつたかは廢藩置縣後、間もなく明治政府の大立物であつた岩倉、木戸、大久保の三柱石が留守を隆盛に托して一時に揃つて歐米各國に出かけられたのにも見ても明かである。當時の外務卿副島種臣が、西郷を弔ふた歌の中に「子供すら夜泣かずありけり大君のしこの御楯と汝ががなりし時」といふ一首がある。隆盛在朝の間頑凶影を潜め、天下肅然として鎮まつてゐた様が偲ばれる。

申すも畏けれど、幼主を補佐し、聖徳を涵養し奉るといふことは、維新以來、當時の大臣參議が寸時も忘れなかつたことであるが、隆盛も亦特に意を此に用ひた。或は暴風雨の夜、將士と共に主上、自ら野營の艱苦を試みさせたまひ、或は車駕遠く西巡して、萬民の勞苦を察して仁慈を垂れさせたまひしが如き、隆盛常に供奉の中にありて玉體に咫尺し奉り、輔導の大任を盡したのであつた。明治天皇が英邁の天資を以て、愈その聖徳を大成したまひしもの、その由來する所ありと申さねばならぬ。

隆盛が近衛都督として、その慄悍なる兵士を御するや、自ら破裂彈上に晝寢してゐると豪語して安如たるものがあつた。併し、流石の英雄隆盛の手にも餘るものが一つあつた。それは彼の舊主久光の政見の相違であつた、反對であつた。由來、隆盛の大を爲して、回天の功業を立て得たのは、薩の雄藩に生れ、明主齊彬に見出されたといふことが、その出發點である。其後、久

光には動もすれば容れられなかつたが、其恩惠を受け、其勢力に由つて大事を成し得たことも亦事實である。而かもその反對論は天下の舊勢力舊思想を代表したものであつた。不平家の血を涌かしたものであつた。蓋世の英雄もこれには懊惱を禁ずることが出来なかつたであらう。隆盛であればこそ、隆盛の羽翼既になるものがあつたればこそ、彼はその身を保ち得たのである。

隆盛も神ではない廟堂に於ても、亦力の及ばぬこともあつた。岩倉大使一行の留守中、天下不平の徒を鎮め得たことは、彼が留守の大役を全うしたと言ふべきであるが、内閣や各省長官の軋轢我儘については、統御の任を十分に盡したとはいへない。元來、此時隆盛は大將參議で政府の大勢力であつたが、首相は三條實美である。隆盛は其命を奉じて職分を盡して居た。又、岩倉一行の出發前、官制の改革や、大官の任命の如きは、その留守中には着手せぬといふ約束が成立してゐたので、隆盛はそれを守る考であつたやうであるが、これは事實無理な註文でもあつたらうし、何時の間にかその規約は破れて、明治六年の四月になると、太政官制は潤飾といふ名の下に改正せられる、後藤、大木、江藤は參議になる、井上は大隈等と争うて野に下るといふことになつた。これは才氣横溢の大隈が三條首相を説得して行ふたものゝやうである。所謂薩長土肥の權衡は破れたが、隆盛は一向それには頓着せず、一言の争もせず、爲すがまゝに

させて置いたやうである。その不統一の責は隆盛と雖も自ら之を認めてゐたと思はれる理由がある。蓋斯様な潤飾破約などの技巧的政略やごまかしは、隆盛の長所では無かつた。彼の本領は、國家經綸の大策を定めて之を執行するにあつた。條理を明にし、勢を審にして國家の發展進歩を謀るといふ點にあつた。それ故に、彼は所謂征韓論の發生の際、民心を統一し、國家を振起して、百年の大計を定め、やがて宇内に雄を競ふ基を立つるは此處だと思惟し、自ら遣韓大使たらんことを請うて止まず、一たび閣議は通過したが、岩倉、大久保、木戸、大隈等の反對によつて、三條の病俄に篤く、岩倉が大政攝行の勅を拜するに及び、遂に隆盛は千古の恨を呑み、正邪今那定、後世必知、清と歌うて、野に退却するに至つたのである。

編者は今、此書を修めて此間に於ける隆盛の書翰七十有五通を左に収録するを得た。讀者請ふ、滿天の雲霧を排し、隆盛の自叙につきて直ちに其真相を觀察したまはんことを。

二七六 大久保一藏への答書

明治四年七月六日

芳翰難有拜誦仕候。陳ば熊本藩の義御説諭被成下候趣、必靜り可申事と奉存候。今日に至り官省は勿論、藩々の情實も有之、六ヶ敷成立候處、今始て思ひ當り、心配の様子に御座候。破れ立候かいまだ不相分、少し動搖いたし候はゞ瓦解相違有之間敷と奉存候。驚愕先生方の事候間、如何に形行候哉も不被測候。今日は議事の閑帳餘程優長の風景に御座候。長にても段々議論も起り候はん、昨日は山縣も頭痛いたすこの事にて罷歸申候。非上至極心配の躰に御座候。此旨御禮答迄荒々如此御座候。頓

首。

七月六日

西郷 拜

大久保 様

追啓上。別紙の通昨日申來居候間、任_レ序に差上申候。直太郎の所行驚入次第に御座候。

(大久保侯爵家所藏)

【解説】大久保の來書に答へたのである。熊本藩云々は、大久保日記七月四日の條に、安場子入來及_二懇談_一候趣意は、過日來熊本藩見込を以條岩二公え大體一歸論及人選(大隈云々の事)等の事切迫申立。實に公平至當間然するなしといえども、今日の情實に於て行ふべからざるものなり、若し強て主張候得ば、却て同藩の爲宜からざらん次第も有之、篤と愚意申入候處別段異論無之、猶知事始申談及_二返詞_一との事に候。」と見えて居る。蓋「紀綱を確

立し、朝官の方向を一定すべし。朝官中、浮浪の徒に通じ、私意を以て朝政を紊亂するものは、斷然處置すべし。」といふのが、今春來安場保和、熊本藩大參事等の説であつたやうである。それを政府當路へ嚴談に及んだのであらう。

「今日に至り、官省は勿論」以下は、西郷の見たる制度取調會議開會當日の模様を報じたものである。「制度取調議員の多くは、昨今、官省は勿論、各藩の情實もあつて、行政上種々の困難が生じて來たので、今になつて始めて思ひ當つて心配の様子である。破れるかどうか、未だ分らぬが、動搖しだしたら、瓦解にきまつてゐる。驚愕先生（議員連を指す、即ち今日になつて始めて始めて驚く様な先生たちと云ふ意味ならん。）方の事だから、如何になり行くか、測り知るべからずである。今日は議事の閑帳餘ほど優長な風景であつた。長州人の間にも、段々議論も起るであらう。昨日（五日）は山縣も頭痛がするといつて歸つた。井上至極心配の様子である。」大體斯様な事である。隆盛が黙々として會議をながめてゐた様子があり／＼と見える様である。なほ又「今始めて思ひ當り」とは、廢藩置縣の事を始めて思ひ當りといつたものではあるまいかと想ふ。然らざれば、心配、瓦解、驚愕などといふ文字が生れそうにない。單に官制改革問題ばかりを指したのでは無さそうに見える。

二七七 桂 四郎への答書

明治四年七月十日

芳翰難有拜誦仕候。殘暑酷敷御座候得共、彌以て御壯榮御勤務の段恐悅の至り奉存候。隨て小弟無異儀罷在候に付、乍憚御放慮可被下候。陳ば先月下澣、三藩出揃相成候處、初此方よりは三藩戮力同心と申儀、只立會迄にては志氣直様難安次第に候間、此度は十分戮力同志の根源を堅ふいたし候儀急務と存候。其根源に於ては三藩の内より一人主宰を立、皆此人の手足と相成、十分使はれ候て其人を助け候處、不相立候ては、只面々の議論を主張いたし候様の機會に成行候に付、一人見込通り施させ候て、面

を一に定め不_レ申候ては必ず事業不_レ舉、紛々の場合に相成可_レ申、若
又見込相違致し、大體不相叶候はゞ、速に引籠候方可_レ然、少々の見
込は必ず有_レ之事に付、右等は推てやり貫_キ候得ば、其弊を矯候位は
如何様共相成候に付、是を以て定約いたし、木戸壹人を參議に据
へ、外々は省に降り、其任を負ひ、勉勵可_レ致し相議し、土州へ相談候
處、至極同意にて御座候間、兩藩より篤し長藩え申述候得共、木戸
決して不_レ肯、然共兩卿へ申立、懇々御説諭相成候得共、少も承引は
不_レ致候に付、不_レ得己此上は都て省々へ降り、互に手を引合候て參
り候外無_レ之と策を替、談判いたし候處、亦々議論沸騰いたし、既に
崩立勢に成立、頓と御變革は不出來、次第に立至り候處、一夕大久
保より篤と相談有_レ之、此上は私氣張_キ候はゞ、隨分御變革の處も受

合て可相調このの事に付、左候はゞ相はまり可申、此節不相調候はゞ御國元にて隙中と相約候折、切斷に相究居候間、逆も逃出しは出來不申、山に入り候儀も相塞り、いづれ地に入候外無之候故、承諾仕候處、木戸も納得相成、兩人參議に拜命仕候次第に御座候。外は皆々省々に降り、一時參議並卿大少輔を被爲廢、其上又々御調の上省々へ被相居、何分十全の撰擇不被相行、殘念の至に御座候。乍然此上にて屹度定則相立候はば、是を以て責或は罰し候場合にも可罷成候と奉存候。大小丞以下の處はいまだ變換無之、是も續て相發候賦御座候處、官省の調べ、並、人員の定額章程等相極め候て可發とて、只今取調中に御座候間、不日に相發可申、此度は俗吏も餘程落膽いたし、濡鼠の如く相成申候。御遙察可被

(1) 六月二十五日從來の參議一同免職新に西郷、木戸參議に任せる。同日各省少輔以上を悉免官翌日より又追々新任があつた

下候。定めて衆恨は私一人に留まり可_レ申_ス、最早明らめ申居候
尙近々事情可_レ申上候得共、大略迄如_レ斯御座候。恐々頓首。

七月十日

西郷吉之助

桂 四 郎 様

【解説】此書は明治四年六月下旬から、七月十日までに行はれた政府要路の進退及び將に諸省官吏の黜陟を行はんとする事情を鹿兒島へ報じたのである。即ち廢藩置縣斷行準備中のことである。

「先月下潁三藩出揃相成候」とあるは、薩、長、土三藩より朝廷へ徵せられた軍隊及び領袖が全部出揃つたといふのである。薩藩の兵は四月十五日までに全部着京し、薩藩知事島津忠義は西郷大參事を従へて四月二十一日に入京し、土州兵は五月十八日に着京した。長州兵三大隊の中一大隊は其前に徵兵として登京中の者を以て充て、一大隊は大阪に駐在してゐたのを東上させ、一大隊は藩地より五月二十六日東上の途についたと防長回天

史に見えてゐるが、その着京の月日は詳でない。而して木戸孝允は大久保、小西郷、井上等と共に五月二十七日に横濱に着港して入京し、長州藩知事毛利元徳は六月十二日に東京に着いた。此書に六月下瀬出揃ひとあるを以て見れば、長兵の全部着京が下旬になつたのかも知れぬ。

隆盛が木戸一人を政府の首脳に推さんとした事情及び遂に木戸と西郷兩人參議として立ち、従來の參議は皆各省の長官或は次官の地位についた次第は、本書に見える通である。此大更迭は六月二十五日に始つた。同日従來の參議全部を免職し、西郷と木戸を參議に任じ、二十七日、神祇伯宣教長官に三條實美、同次長に福羽美靜を、大藏卿に大久保利通を、大藏大輔に大隈重信を、宮内大輔に萬里小路博房を任じ、二十八日、工部大輔に後藤象二郎を、七月四日、民部大輔に大木喬任を、同八日、司法大輔に佐々木高行を任命した。但三條の右大臣岩倉、徳大寺、嵯峨の大納言はもとの通であつた。

此書面の日附即ち七月十日までの要路の任命は大略右の通であるが、何分人選が六ヶしかつたと見えて、書中にも「何分十全の選擇相行はれず、殘念の至に御座候」とある。

二七八 桂 四郎への書

明治四年七月十日か

【解説】 此追啓は、前掲七月十日付書翰の追啓であることは殆ど疑なきものと思ふ。但本文は今その所在が分らぬ。此追啓のみが桂家に遺つて居て、宛名も月日も見えない。内容は筑前藩質札一件の事で別に難解の點もない。

追啓上。先便筑前の一條細々申上置候處、去二日に御所置有之、大少參事等關係の面々斬罪にて庶人に下し、知事公は本職を被免、閉門の御沙汰に相成驚入候次第に御座候。私には相發候義も何とも不爲_レ知に前以より相極候ものご相見得、相發申候間、筑

前の權大參事早川勇こ申人參り居候付得こ國情承候處先づ暴動共いたし候模様にても無レ之此上は今一應盡力いたし十分國中の變革も相立て是迄の耻辱を可相雪この含に御座候。跡の知事は有栖川宮え被〔仰付〕大參事は河田佐久間拜命にて罷下申候。當分の處にては變を付候様子も有レ之間敷こ早川杯も申居此十五日方より歸國の模様に御座候。此段も荒々申上置候。

(桂家所藏)

二七九 山下、篠崎、神崎への書

明治四年七月十日

其後御左右不承候得共、彌以御安康可被成御座珍重奉存候。陳
ば御當地の形勢甚六ヶ敷乍漸御口開相成、いまだ十分御變革不
相成候得共、不日相發可仕、左候へば順序相立、御府内取締向等の
儀も相運可申奉存候間、誠に御待遠可有御座候得共、何卒今暫
御忍被下度御頼申上候。決して油斷は不仕候に付、御見合被下候
處奉希候。いづれ東京府の役人變遷不致候ては、不相濟、此機會
相待居候處、追々御手相付、官省の撰舉相濟候得ば、直様御手も相
付事、の由御座候に付、夫迄は迎も相運兼候間、もふは長くは有之

間敷候付、左様御得心可被下候。此旨荒々奉得御意候。以上。

七月十日

西郷吉之助

山下龍右衛門様

篠崎眞平様

神崎長太様

追啓上御一同様等にも宜敷御鶴聲可被下候。野生にも無據時機会に成、參議拜命仕候。實に恐入候次第にて、苦心此事に御座候。御遙察可被下候。

【解説】此書は東京より鹿兒島へ遣はしたのである。宛名の三人は此年四月隆盛上京の際、警察制度創立の見當にて一旦上京させた人々である。然るに警察創立の事容易に

成らずして歸國させた。その次第は前掲五月七日附山下への書に詳説した通である。七月に入つて制度調査會議も開かれ、廢藩置縣の發令も近づかうとして、漸く警察設置の事も議に上り、不日に發するといふことになり、此書を以て其旨を報じ、それ／＼上京の準備をさせたのである。

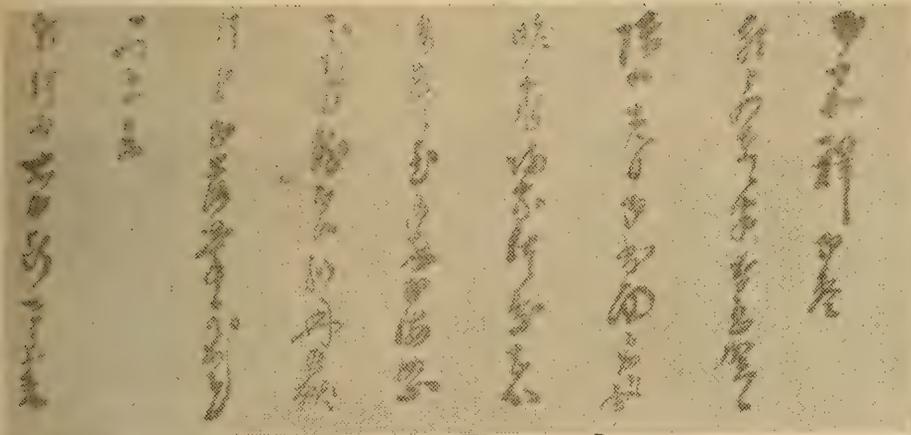
二八〇 木戸孝允への書

明治四年七月十七日

御嘉祥御参

朝被_レ爲_レ在候はん奉恐賀_二候。陳ば先日御
 書面被_レ成_レ下候由、昨夜歸家仕候處、甚_ク以_テ失
 敬の至何卒御海恕可_レ被_レ下候。就ては別
 冊返献仕候付、御落掌可_レ成_レ下候。いづれ
 参

朝仕候て、右御斷可_レ申上_二筈御座候得共、毎
 の持病差起、灸治仕度御座候付、今日の處



何卒宜敷御願申上候。尙拜眉可奉陳謝
候。謹白。

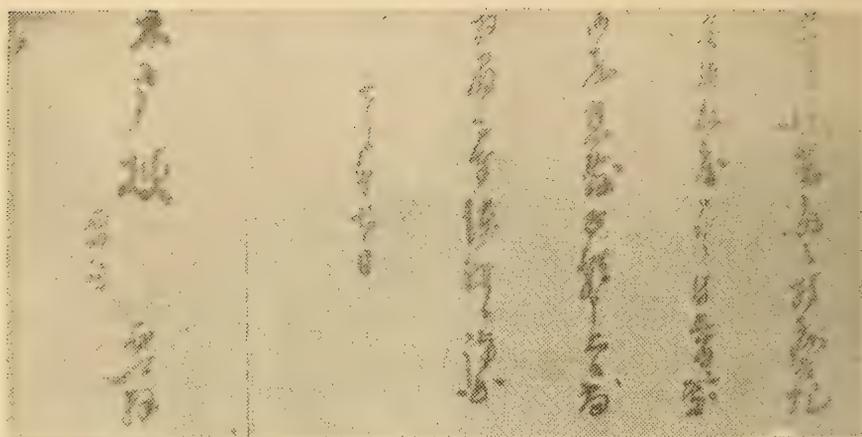
七月十七日

西郷拜

木戸様

要詞

【解説】此書は廢藩置縣後三日の日附である。即ち木戸西郷兩人參議として朝に立つた際のものである。



二八一 大久保一藏への書

明治四年七月十八日

昨日より例の持病差起出勤不仕候て、療治方にて御座候處、先刻條公御出にて、三岡も此兩日中には着京相成候模様、の由、右に付ては東京府知事に被仰付筈にて、幸、貴兄にも御談合相成候處、御違存無之由御沙汰被爲在候。先日より大藏省に御登用相成度この段同居候處、迎も不被行候哉、若御用ひ被成候思召に候はゞ只今かこ奉存候。今日荒増御究りの趣にて、尙私にも存慮無之哉この御事に御座候間、違存は無御座段申上置候。如何の御考に御座候哉。是非御用ひ被成候思召に御座候はゞ、明朝條公へ

御申込被成候て可宜かご奉存候間、早々一筆如此御座候。頓首。

七月十八日

西郷。拜

大久保様

【解説】此書は三岡八郎後の由利公正東京府知事に登用の件につき、三條右大臣より相談ありしにつき、念のため大久保へ照會し、大藏省へ登用の事はどうか登用するなら此機を逸すべからずと申遣はしたのである。三岡は維新當時に於ける第一流の財政通で、造幣及び財政上功勞のあつた人であるからである。併此後、原案の通欠張東京府に出た。

二八二 桂 四郎への書

明治四年七月二十日

朝暮秋氣相催候、彌以御壯榮可被成御座、恐悅の御義奉存候。陳
ば天下の形勢餘程進歩いたし、是迄因循の藩々却て奮勵いたし
尾張を始、阿州因州等の五六藩及建言大同小異は有之候得
共大體郡縣の趣意日々御催
促申上候位、殊に中國邊より以東は大體郡縣の体載に倣候模様
に成立、既に長州侯は知事職を被辭、庶人と可被爲成思食にて、御
草稿迄も出來居候由御座候。封土返献、天下に魁たる四藩、其實
蹟不相舉候ては、大に天下の嘲笑を蒙り候のみならず、全奉欺
朝廷候場合に成立、天下一般歸着する所を不知、有志の者は紛紜

議論相起候上、外國人よりも

天子の威權は不相立國柄にて、政府と云ふもの國々四方に有之
抔と申觸し、頓と國體不相立旨申述候由、當時は萬國に對立し、氣
運開立候ては、迎も勢ひ難防次第に御座候間、斷然公議を以、郡縣
の制度に被復候事に相成、

命令を被下候時機にて、御互に數百年來の御鴻恩私情にをいて
難忍事御座候得共、天下一般如此世運と相成、如何中ても十年は
防がれ申間敷、此運轉は人力の不及處と奉存候。此際に乗じ、封
土返献の魁よりして、天下一般の着眼と相成候上は、色々議論相
立候ては、是迄勤

王の爲に幕府を掃蕩被遊候御趣意も不相貫、殊に頼朝以來私有

の權を御一洗被爲在候御功蹟も難相立事候得ば、決して異議は有之間敷候得共、舊習一時に散し候事に候得ば、依事は異變無之共難申國々も不相知候付、

朝廷におひて戰を以被決候。確乎として御動搖不被爲在候間、夫丈けは御安心可被下候。此運に當り、私有すべき譯無之事候間、大体變動の模様も相見得不申候得共、此末所置を間違候は、如何の變態に推移候哉も難計事と奉存候。此旨乍大略形行如此御座候。尙追々可申上候得共、甚急ヶ敷、一筆奉得御意候。恐惶謹言。

七月二十日

西郷吉之助

桂 四郎様

〔解説〕此書は隆盛が東京より在藩の桂久武に贈つたもので、天下の形勢より察し、又對外政策上より見て、廢藩置縣の止むべからざる時運に到達し、その發令を見るに至りし次第を述べ、たゞ島津家としては從來勤王の事歴に顧みても眞先に賛同すべきものなる事など條理を盡して説明し、且政府の大決心を報じたのである。

書中「御互に數百年來の御鴻恩私情に於て忍び難きことに御座候へども、天下一般かくの如き世運と相成、如何にしても十年は防がれ申間敷、此運轉は人力の及ばざる所と奉存候」とあるにて、その島津家に對する情義はさることながら、世の進運は人力の如何ともすること能はず、必ずかゝる歸結に到達する。たとへ防止しようとしても、十年とは防げないと明言してゐる。

抑も廢藩置縣の事たる、版籍奉還に次いで起るべき問題である。西郷、大久保は疾くに此に至るべきを洞察し、その準備をしてゐた事は既述の通である。此年正月、西郷の鹿兒島を出づる時、既に其決心であつたことは、其行動が説明してゐる。長州の木戸も亦疾くに、その今日あるを知り、且つ期してゐた。たゞ互に公然、それと口に唱へなかつた丈の事であつた。世には明治四年六月三十日、長州の島尾小彌太と野村靖之助とが廢藩置縣を

斷行しなければならぬと氣がついて、井上馨、山縣有朋に話し、それから西郷と木戸とに説いて、廢藩置縣の談が急轉直下に成立したと記述したものが多い様であるが、これは領袖の眞意を知らずに、下の方で頻りに運動したのではあるまいか。此時少し國家の經綸の才ある者は廢藩置縣の必要なることを認めてゐた。西郷、大久保、木戸等の領袖はいふまでもない。伊藤然り、松方然りであつた。井上も烏尾と野村とが話に行つた時、兩人の様子を見て、直ちに、廢藩置縣の事を話に來ただらうと、星を指したと云ふことである。して見れば、烏尾、野村等の運動は幾分かその機運を早めたことは相違ないけれども、大領袖の間には、疾くに胸算があつたので、山縣、井上等の申出に對し直ちに賛成を表したものであらう。たとへ、其時迄具體的の話はなかつたとしても、四年正月以來の西郷以下大領袖の行動は、専ら其方向に進んでゐた。然らずんば、廢藩置縣といふ天下の一大事件が、七月朔日頃から運動して、二週間後の七月十四日に決行せらるゝといふ運になる筈がない。壹萬に近き三藩の兵を親兵として、東京に徵集されたことは、その目的でなくて何であらうぞ。

二八三 廢藩につきて薩藩の祿高處

分に關する意見書

明治四年七月頃

一、⁽¹⁾拘地^{けうち}高^{たか}他郷え相掛所持いたし居候分は、其土地の士族え賣渡候様御達相成居候得共、此節廢藩に付ては、是迄の通被召置候て宜敷は有御座間敷哉。乍^し然四丁限の御制度は御立置不相成候ては、又々兼併の憂相生し、後害不^レ少事候付、是非定限有^レ之度事に候。

一、⁽²⁾給地高の内依科御取揚相成候高株、並門閥の内より差上相成候株も、夫^{それ}形被^{なり}召置候はゞ都て御藏入同様の振合に可相成候。

(1) 拘地高(かけちだか)とは城下以外各郷に於ける自費開墾地の事、自作高ともいつた。(2) 給地高とは藩侯より一門門閥を初め藩士又は神社等へ與へられた高をいふ、百姓の耕作地で門高(かどだか)ともいつた

付、持高三拾石以下の者え申受被_レ仰付候はゞ一段着相付可_レ申事に御座候。

一 無祿の士族數多有_レ之候付、廢藩に付ては、生計の道を失ひ候心持に相成、案勞可_レ致事候間、急速御手不相付候ては、不被_レ爲_レ濟候付、持高三拾石以下の者えは、現米六石宛を以_テ御救助被_レ成下候方、宜敷は有_レ之間敷哉。譬へば持高拾石致_レ所持候分は、所務差引いたし、六石の割合に相成候様、御宛行相立候はゞ格別難澁も有_レ之間敷、乍_レ然三拾石を目的にいたし候はゞ八石位なれば相當可_レ致賦に御座候。いづれ御調不相成候ては御見居付兼候はん。何分にも差向の御急務と奉_レ存候。

一 帖佐與御藏入高の儀、舊幕以來御届外相成居候へ共、此期に至

候ては何こか名目不相定候ては難相濟候付、數萬の士族御扶助方不被爲行届、無祿の窮士數多有之候付、新田等相開、右の餘勢を以テ相救ひ、漸く飢渴に至らしめず、往々は開拓の冗費補立無祿の士族え割當候見込を以テ趣法相立置候得共、此節廢藩に付ては右取計方、全絶果候處、無祿の窮士は空敷路頭に立候爲て体可罷成事と安堵付兼候趣を以テ當分救助に被差出置候員數何程と相記、無祿の窮士え御配分相成候救助米悉御振向相成候はゞ、本文御届に洩居候廉も相立のみならず、即今救助の道も相備、旁可宜儀と奉存候。右にて御決議相成候はゞ、直様朝廷え御伺不相成候ては難相濟候付、夥多の士族を養、扶助不行届疲勞いたし候事候へば、是迄救助に設置候趣意相貫、祿高に

加入いたし候様被_レ仰付_レ度段、先して御願相成候方、御上策かこ奉_レ存候。

一 琉球並島々御所分の儀は、いづれ一般の御沙汰有_レ之迄は、今通の御扱にて可_レ然事と奉_レ存候。

【解説】本書は廢藩置縣につき無祿の士族等不安の感を抱き、又事實困難に陥るものあらんことを憂ひ、薩藩へその救助方及び隆盛の藩政參與時代より懸案となり居たる祿高處分等の事につき隆盛の意見を申遣はしたものである。これは經世家の興味ある研究材料である。單に薩藩の古い事蹟と思つて看過すべきものではないやうである。よつて大略の意味を次にあらはしておくことにする。

一 第一節拘地高云々の條下に、四丁限の御制度は矢張存置されたし然らずば又々兼併の憂を生じ、後害少なからざる事に候に付是非定限ありたしとある。舊藩時代から薩藩の家祿は、寄合以下のところは賣買を許してあつたが、明治二年の藩制改革の時、持高に制限

を立てた。其趣旨は成るべく貧富を平均させるといふにあつた。大富豪、極貧者を造らせぬ様にしたいと云ふやり方であつた。それが即ち隆盛の意見であつた。

一 第二節「給地高の内依科御取揚相成候高株」とあるのは罪科によりて没收した祿高（其他に廢佛を斷行し、寺院の祿を取揚になつたのもある。）それから「門閥の内より差上相成候株」とあるは薩藩門閥は都之城の約三萬石を筆頭に、少きは二三千石に至るまでの封地を有してゐたのであるが、明治二年三月、祿制改革の際、階級によつて持高を制限され、御一門及都之城などは、千五百石門閥家、三百石限を持高とし、それ以上の高は依願返上の形式を取らせたまものゝやうである。過上の返上高、過上高、没收高等を合計すると拾七萬九千九百三十一石餘に及んだ。それ等の高は特別會計になつてゐたと見える。それを此まゝにしておけば御藏入（即ち藩主の収入になるもの）と同じ振合になるであらうから、此際持高三十石以下のものに分ちて各三十石に達するまで申受（薩人は普をつめて、モシーヨケといつた。官物を拂下げすることをいふ。一般に廉價であつた。）させられたら一段落つくであらうといふ意味である。

一 第三節は窮士救助の手段である。

一 第四節に「帖佐與御藏入高云々」とある帖佐は大隅國の地名、此處の藩庫に收納する

租米は舊幕時代幕府へは届出でずにあつたものと見える。帖佐組代官といふがあつて藩の開墾地等よりの收納を司つたといふことである。其處分を此度はつけねばならぬ。それを窮士の救助にあて、朝廷へも其趣を斯くく書いて出願した方がよろしからうといふのである。

一第五節には琉球並に島々の御處分はいづれ朝廷より御沙汰のあるまで今迄の通にてよろしからうとある。

(附記)

なほ参考のため薩藩祿制の事を次に記して解説の不備を補ふ。一體薩藩の總高は七十七萬石で其内三十餘萬石に對する租米が直接藩庫に納まる。之を御藏入と稱へた。其餘の約四十萬石は給地高で、御一門以下各階級の藩士、又は社寺等の所有になつて居た。田舎に住して居る士族は自費開墾地を自作高(拘地高ともいふ)として持つてゐた。一所持(封邑を有するもの)の封土だけは賣買は出來ぬが、その他の士族は所有高の賣買を許されてゐた。一所持の封土内に於ける士族の高は矢張賣買を許されてゐた。これが他藩と異なつた點であつた。尤も右は家についた祿の事である。役人になつて居る間は別に役料高即ち今日の俸給を與へられる。それは御藏入の中から出たのである。明治二年の改正では城下士族の持高を最大限二百石(全部給地高)田舎士族の持高を自作高五十石給地高五十石計百五十石に制限し、それ以上持つてゐたものは次男以下に分家させたり賣らせたりしたのである。さにかく非常な事を斷行した。それで文久以來皮辰職役に至る莫大の費用の整理も出來たものと思はれる。其時、捻出した高は前記十七萬九千九百石餘で又、それを二百石以下のものに拂下などした高が七萬一千百石餘で差引拾萬八千七百九十六石餘は藩の特別會計になつて此時に至つたものらしい。

二八四 黒田清綱への書

明治四年八月廿七日

其後は不_レ奉_レ得_レ御意候處、愈以御安康被_レ成_レ御座珍重奉_レ存候。陳ば當所町人中島源八と申者、追々参り、事情承り候處、誠に能相辨居殊更度々集議院へ建白もいたし、御褒美にも預り候由、外方よりも承繕候處、彌慥成人物にて、決して山子_{（やまこ）}にては無_レ之趣に御座候時勢の儀餘程相憂申立候様子、感心の事多く御座候付、何か御聞取相成か、又は探索等の儀御申付相成候へば、能相分可_レ申人にて右等の邊御用可_レ相成人物と見受候付、罷出候はゞ御取合被_レ下候て、市中の形勢御聞取被_レ下候はゞ一般の苦樂に關係いたし候儀

細密取調居候に付、得_レ御聞取被_レ下候へば、一廉の者_レ奉_レ存候間
何卒御都合次第御逢取奉_レ希候。頓首。

八月二十七日

西郷吉之助

黒田嘉納様

【解説】 此書は東京府大參事黒田嘉納(後の清綱)に、町人中島源八を紹介したもので、十分にその人物を推賞し、市民一般の苦樂に關係したことを細かに心得てゐるから、得と御聞取下さいとある。

二八五 大久保利通への書

明治四年九月十四日

今日も御嘉祥珍重奉存候。陳ば前

知事公、御官位被爲進候處、餘程御鬱氣も散し、御機嫌宜敷趣に御座候。何分此機會に、三藩え

御臨幸被爲、在候はゞ無此上事と私情には奉祈候へ共、近來は御臨幸の義も音なしに相成候間、定て例の故障出來候はんと奉存候。如何の都合に御座候哉、二丸の所御受被爲、在間敷と其のみ、御心痛と被相聞申候。いまだ飛脚不相發内、此

臨幸相運候へば、十分の都合と相考候得共、只私情のみ中立候様

にては不相濟候付、御一策は有之間敷か、卒度御尋申上候。

九月十四日

頓首。

追啓上御約束の寫眞差上申候間、何卒騎兵戰爭の圖は頂戴仕
度御座候。

大久保様

西郷拜

要詞

【解説】 九月十三日從四位島津忠義に從三位、從三位島津久光に從二位の宣下仰出され
た。隆盛はその翌日、此書を大久保に贈つて、三藩臨幸の議を成立せしむるやう密かに懇
憑したのである。文意を以て推せば、御臨幸の議は前方よりあつたものと見える。

二八六 桂 四郎への書

明治四年九月廿八日

尙々時分柄折角無御痛様御自愛被成下度奉祈候。勝房州にも出掛候得共、是以縣内の情實も有之、此期に至り官人え出拔候ては是迄恭順を以激徒を挫付居候廉も不相立、難澁の趣も被相見得、私にも屢危を免かれ、御互に不思議のものも相考居候得共、今更跡の事共考出候得ば、早、其節に斃居候方ましと存候位にて御座候。時々は私にも左思ふぞと被相咄申候。彼の心中、此一言にても餘は被相察申候。

冷氣相募候處、益御勇建可被成御座、恐悅の御儀奉存候。陳ば

(1) 靜岡より東京へ出掛けたけれども云々といふなり

從四位様益御機嫌能被遊御座、恐悅の御儀奉存候。扱御家族様御登京の一條に付ては、御配慮被成御座御仕組の儀も水泡と相成候由、實に致方無之次第驚入候仕合に御座候。就ては當地をひて爲相運候手段無御座候ては、逆も御盡力被成下候道は有之間敷得と愚考仕候處、いまだ

朝廷よりは御家族様方の儀は何たる御沙汰も無之候付、いづれ當月中には御出懸相成候はゞ、自然東京御住居と申儀相發し候はん。其機會に乘じ、御歸國の

思食と被相伺申候。就ては其節に至り、御家族様方御登りの儀も不相伺候ては、又々失策も出來候はんかと只心痛のみにて、頓と手も出兼候付、先づ右の手段に橋口氏と談合いたし置候間、左

(2) 島津忠義公をさす九月十三日再び從三位の宣下ありしもなほ舊稱によりしものと見ゆ

様御舍置可被下候。餘程御徒然御模様と被相伺御案勞被爲成御座候由、苦々敷次第に候まゝ御苦察可被下候。

一此節、門松等の持參御座候由にて、御取調の諸帳面拜見仕候處色々考付の廉々有之、伊地知氏と相談仕、兩人の見込を以張紙いたし、差返上申候付、今一往御評議被成下度、殊に御國內の人民え御貸付金と申は、全躰御救助の爲に御座候處、只帳面の上にては事情分兼候付、一般の貸金と見成し、直様引揚候様共相成候ては、甚難澁の次第も可有御座、是迄の通、纔計の返上にて、年限も不相立候ては、不濟勢ひも御座候はん。藩々、外國等え夥多の借財仕出し居、對州邊は百萬兩餘の外國えは借居、返濟の道更に無之、直様より朝廷の御難題と相成居候仕合にて、外藩々もいまだ届出

不申由御座候得共、追々過分のものと被相聞申候。右等の次第にて藩々においては實に可驚所行多く、只大藏省は借財引受のみと申場合に成行居申候得ば、大に貸付と申儀には目の付安場合も有之、御國元にては、帳面の上にては、其區別も可有御座候と奉存候間、成丈諸士並諸浦々等の御貸付は見事に被下切等の御計相成候方可宜哉と談合仕、其上、縣と相成候付ては、只威令を以所置いたし候譯にも不參、漸々被成にくき場合に移行候はんかと愚考仕候間、其邊の處、後來の御目的被爲在候方、當時の御方略かき奉存候。是迄の如く、段々拜借等の願は出來兼候事と奉存候間、返上の考を以産業に振向、一向相勵候様説諭被爲在、被下切等の御計相成候方、御當然の事と相考申候間、宜敷御吟味被成下

度奉_レ存候。伊地知氏の張紙え、尙又私の註解を以_レ申上置候間、委
敷御取調被_レ成下_レ度、若哉間違居候儀も御座候はんか、相考候得
共、太意右等の趣意に御座候間、御用捨可_レ被_レ成下_レ候。此旨荒々奉_レ
得御意候。恐々謹言。

九月廿八日

西郷吉之助

桂 四 郎 様

(桂家所藏)

【解説】本書は東京より鹿兒島へ贈りしもので、尙々書に「勝房州にも云々」とあるは
當時、勝を政府の大官に任ぜんといふ議があつて、静岡から東京に召出された。其折の事
を云つたのである。即ち勝安房も上京はしたが、政府に出仕することは静岡縣内、即ち舊
幕の情實もあり、是迄恭順を以て激徒を抑へて來た廉も立たず、因却の模様であるといひ

且對談の際に於ける勝の懷舊談を報じたのである。

「御家族様御登京の一條云々」は、忠義公御家族の上京につき、老公の反對ありしたための苦心談である。

「此節門松等持參御座候由にて御取調の諸帳面云々」は、門松某の持參せし薩藩々廳にて取調の諸帳面に隆盛等の意見を張紙にして差戻すから、今一應御評議下されたし、殊に薩藩領内の人民に御貸金の一條は、元來救助のためのものであるが、帳面上では普通の貸金同様に見ゆる、之を新政府に申出て、すぐに返納せよといはれては困難するであらう。

各藩では、内外の藩債が多くて大藏省では藩債引受のみの場合である。それに反して貸金とあつては、政府でも忽ち目につき易い。いつそ諸士（救助のためのもの）や、諸浦々（船舶製造費として貸與し、運賃より上納する仕組が存してゐた。）の貸金は寧ろ此際全部返済を免除し、返上の考を以て産業に振向けるやうに御説諭ありし方、本來の性質上當然かと思ふといふのである。

二八七 桂 四郎への書

明治四年十一月三日

【解説】 此書の第一段には、鹿兒島の近状を細大、吉井等より聞いてよろこばしいとある。吉井は小西郷と共に人心鎮撫の使命を帯びて、鹿兒島に歸り、四十日間位滞在してゐた。

細説すれば、廢藩置縣のため、鹿兒島にも不平を云ふ者があつたために桂久、武伊、地知、正治等餘程懸念し、西郷、大久保のうち一人歸つてくれと云つてきたので、吉井と小西郷とを歸して意志の疏通を計つたのである。彼等は八月廿四日東京を立つて、十月廿一日に歸京したのであつた。

第二段は條約改正問題について、當時政府の所見がわかる。それから岩倉公以下、木戸、大久保等使節差遣の一條、廢藩の跡始末といふ難澁の留守番を引受けた西郷の苦衷を悲察せよとある。

第三段は七月贈りし信書が天下に流布してゐるとの事であるが、多分奸智のもの共が

大體の意味を聞いて、偽作して吹聴したものであらう。以來御用心を請ふ、云々とある。

冷氣相募候得共、彌以御堅固被成御座候段、恐悅奉存候。隨て小
 弟無異儀消光罷在申候間、乍憚御放慮可被下候。陳つば吉井等先
 月廿一日着船いたし、近來の光景細大承知仕候。人氣も餘程宜
 敷、日々御政業相進候趣、恐悅の至に御座候。爰許にても段々評
 議有之、來年外國交際改正の期限に相成居候て、逆も十分の交際
 不相調、外國同様の分に相成候へば、互の婚姻を免し、何方にても
 自由居住を爲致、或は遊歩も定限なく自在にいたし候様無之候
 ては、不相濟由にて、改正の期限を五年位に相延、其内國內の事業

(1) 小西郷と共に十月十七日鹿兒島發

を振起、民法は勿論、宣教の道も行届候上ならでは不相濟事故、期限の間に確定爲致候賦に相決、各省よりも人數被差遣、使節同伴にて参り、誠に賑々敷事に御座候。其内は先づ廢藩の始末を付候のみにて、外に手を出ざる賦に御治定相成申候。夫迄の處、難澁の留守番にて、苦心此事に御座候。御悲察可被下候。

一私より差上候書面、何比のものかは不相分候得共、木戸を一人主宰に居へ、其外皆々手足と相成可致盡力との議相定候節申上越候趣と相見得、初は桑名藩諸生より相洩候由、諸國え寫取相廻候趣に御座候。推察仕候處、右の書面外え出候譯は決て無之、他國諸生杯え爲御見被成候譯は、萬々有之間敷、誰ぞ其趣意を洩し候もの有之候はん。夫を例のいちゝ等の奸知もの

(2) 鹿兒島に遊學中の桑名藩諸生をいふ。

又々作文いたし、吹聽のものご相考申候間、何卒御用心可被成
下候。桂四郎様西郷吉之助この書狀、天下中を相廻居候由に
御座候。何か邪魔を成し度見込ご相見得申候。此度は餘程
降伏の由御座候間、もふは右の手數も相止め可申か。何分に
も自分に出懸候賦に御座候へば、欲心は逆も止み申間敷ご奉
存候。此旨乍略儀時候御尋旁奉得御意候。恐惶謹言。

十一月三日

西郷吉之助

桂四郎様

(桂家所藏)

本は予の御伺の印迄反物一端
 御祖母様え進獻仕候間御笑留可
 被成下候

一筆啓上仕候。甚寒の砌御祖母様
 奉初御一同様先以御機嫌能被遊御
 座恐悦の御儀奉存候。隨て私事無
 異義消光仕居候間乍恐御降意可被
 成下候。陳ば勇けさ寅太郎の兩兒

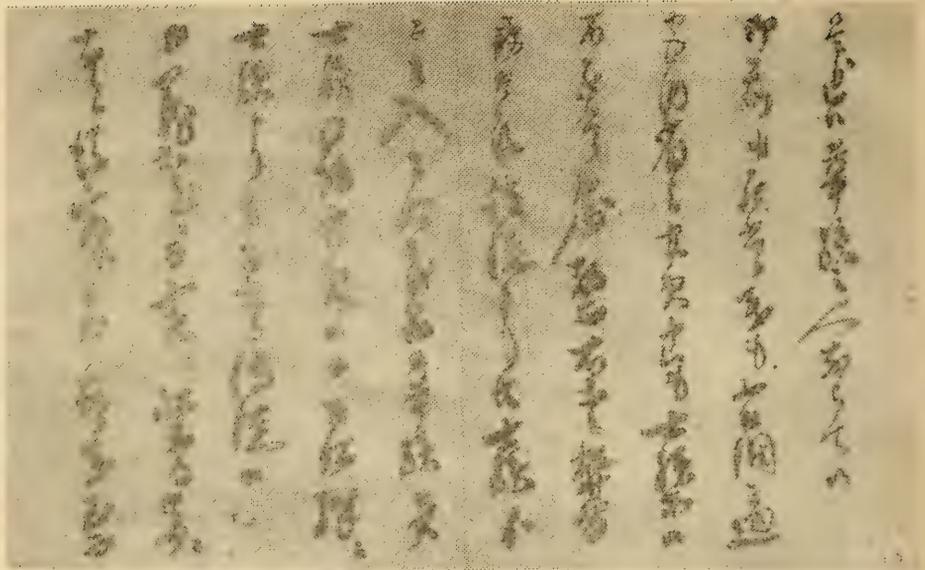
二八八 椎原與三次への書

明治四年十二月十一日

尚々寒中御伺の印迄反物一端、
 御祖母様え進獻仕候間御笑留可
 被成下候。

一筆啓上仕候。甚寒の砌御祖母様
 奉初御一同様先以御機嫌能被遊御
 座恐悦の御儀奉存候。隨て私事無
 異義消光仕居候間乍恐御降意可被
 成下候。陳ば勇けさ寅太郎の兩兒

- (1) 隆盛の外祖母(與三次の母)
 (2) 勇袈袈は隆盛の弟吉次郎の子(後の隆準)

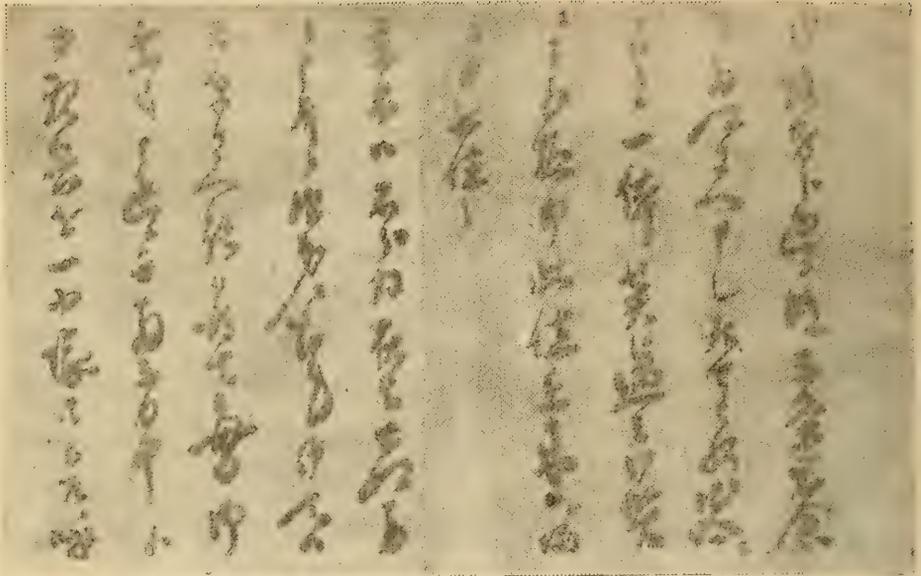


の官員迎も士族等は不罷出候處都
て右等の弊習被相改侍従たり共
士族より被召入公卿武家華族並士
族同様官員は被召仕殊に士族より
被召出候侍従は、

御寵愛にて實に壯なる御事に御座
候。後宮え被爲在候儀至て御嫌ひ
にて朝より晩迄始終御表に出御
被爲在和漢洋の御學問次に侍從中
にて御會讀も被爲在御寸暇不被
爲在修業のみに被爲在候次第

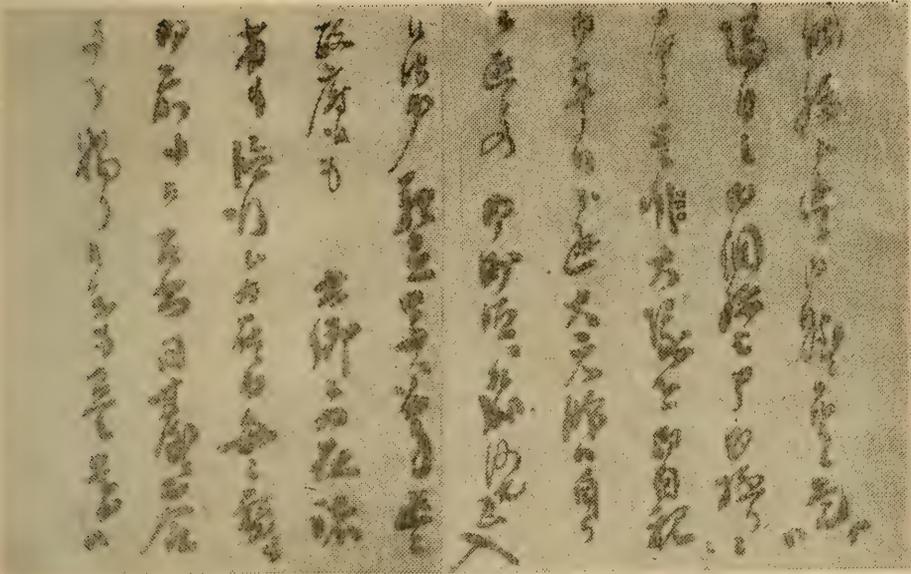
御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ

にて、中々是迄の大名杯よりは一段
 御輕装の御事にて、中人よりも御修
 業の御勉勵は格別に御座候。然處
 昔日の
 主上にては今日は不被爲在、餘程御
 振替被遊候段、三條、岩倉の兩卿さへ
 申し居せられ候仕合に御座候。一
 體英邁の御質にて、至極御壯健、近來
 はケ様の御壯健の
 主上は不被爲在、公卿方被申居
 候次第に御座候。御馬は天氣さへ



能候得ば、毎日御乗^ひ被遊候て兩三日中より御親兵を一小隊づゝ被召呼調練被遊候御賦に御座候。是よりは隔日の御調練と申御極りに御座候。是非大隊を御自親に御率ひ被遊、大元帥は自ら被遊この御沙汰に相成、何共恐入候次第、難有御事に御座候。追々政府えも出御被爲在、諸省も臨行被爲在候て、毎々私共にも御前え被召出同臺にて食事を賜り

(3) 「御乗ひ」は「御乗り」の薩摩訛(おのい)である

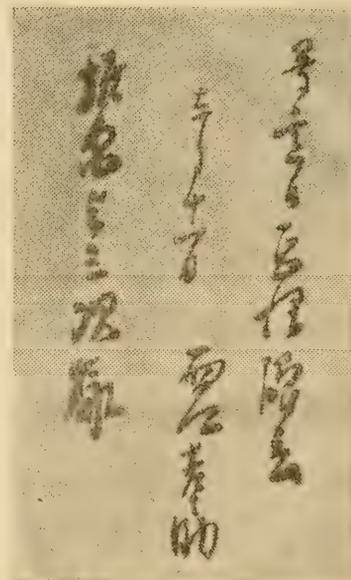


候儀も有之。是よりは一ヶ月に三度
 づ、御前にて政府は勿論諸省の長
 官被召出候て、御政事の得失等討論
 し、且研究も可被爲。遊段御内定に
 相成申候。大略右等の次第にて、變
 革中の一大好事は此
 御身邊の御事に御座候。全、尊大の
 風習は更に散し、君臣水魚の交りに
 立至り可申事と奉存候。此旨寒中
 御伺旁奉得貴意候。恐惶謹言。

十二月十一日

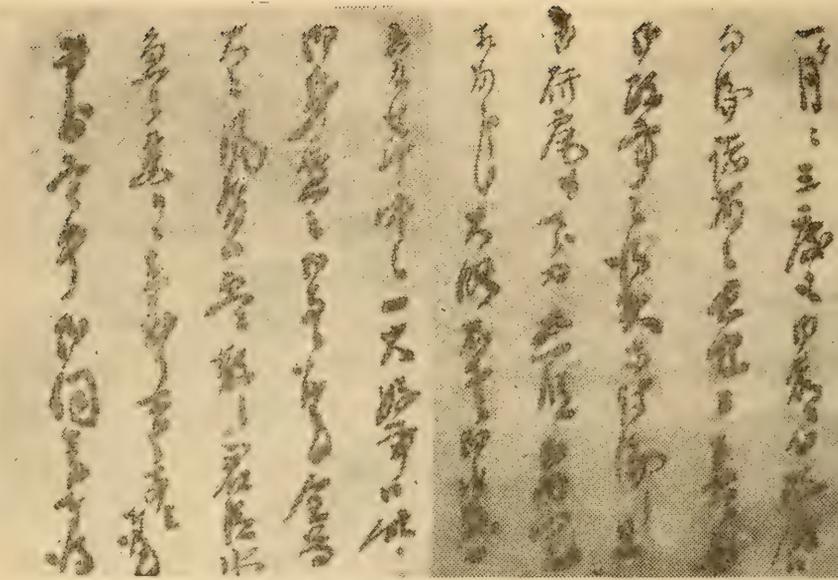
西郷吉之助

椎原與三次様



【解説】宛名の椎原與三次は隆盛の母の弟にあたる。

祖母とあるは、椎原家の外祖母をさす。隆盛の母は早く失



せしも、外祖母は長命で隆盛は非常な祖母思ひであつた。本書の前段には、勇袈裟寅太郎兩兒の鹿兒島にて重病なりしも危難を免れし趣、留主宅より申來たとあつて、看護の勞を謝してある。次に朝廷に於て變革中、最も喜ぶべきことは、主上御身邊の事であるといひ、宮中の舊習を改正せられし事より、主上明治天皇の御嗜好、御性質、御口課等を詳細に報じたものである。

二八九 桂 四郎への書

明治四年十二月十一日

尙々田中清之進儀は如何なさるべくや。御縣本へ被召仕候はゞ、永々當地に罷居候て事情委敷分居申候。若其賦の不爲在候はゞ何省にても世話いたし吳候様承候得共、只相逃候ても不都合かこ奉存候付、跡の處當人え相尋候へば、禰占武右衛門え被仰付候へば可宜と申居候。何分にも過分の御人に御座候故、少なくともあばき相付候方可宜と談合いたし、段々道を付候事共に御座候。乍然清之進には能々當地の振合吞込居候故、一先御尋申上候間、何分御知らせ下され度、當人には決

て外に出候儀を望候譯にては無之候得共、罷下候ては決して廢
官と心得居候向に御座候間、何ぞか被召仕譯に御座候はゞ異
存は有之間敷奉存候。

寒氣愈増候得共、愈以御壯剛可被成御座珍重奉存候。陳ば樺山
士も歸國の筈に相決し、先生方御配慮も可被爲在縣政向段々御
達相成候間、右等の簾も有之、又は隨兵被追下候付ては、如何様虚
を唱へ鼓動いたし候儀も難計候付、早く手を付鎮臺の處も相固
候存慮に御座候間、誰ぞ一人同行いたし度旨被申出、篠原士被罷
下候都合相成候付、無此上大幸の事に御座候。縣政向に付ても
い十院直右衛門同伴にて罷下候はゞ餘程御力可相成候付、右の
計いたし吳候様承候得共、是は格別差急ぎ候事件にても無之候

(1) 伊集院兼寛

付、不罷下候て不相濟義も有之候はゞ、其節被申越候て可宜候間先見合候方可宜、一時に大列罷下候ては何か騒ぎ立様見做候義も可有之候付、留置申候。扱 副城公御不平論の義、何となく世間中に響渡り、尹宮と並で論候様子に御座候。實に氣の毒千萬に御座候。兩高崎を被差出、いちち、奈良原を縣廳へ御引出し相成候處、是は世間落膽いたし候次第と被相伺、ヶ様の公平を以處置せられ候ては一言もなしと申て不腹かも驚入候様子に被相聞申候。此等の人々は不平家より説を入、始終種々いたし術を候施居ものご相見得申候。かくまで不平家の膽を抜かれ候御手涯誠に好機會に御座候。只今にては手差も出來申間敷と奉存候。

一諸島砂糖官賣被_レ廢互の交易と相成、商社を組立、右を以一手に商賣いたし、其利益を以救士の一條相立度趣、い十院直右衛門より申上越候趣に御座候。右等の方略御尤千萬の事に御座候。然處有川喜左衛門右砂糖賣捌方に付、諸國におひて取組候手段も有_レ之候由にて、甚失策このい十院見込にて御座候。右等諸國におひて賣廣め候ては、必、大藏省より被_レ占候義無疑、誰しも矢張官賣と見なし候義にて有_レ之候付、よくく、その邊は心を用ひ可中事と相考候付、有川え當人より被_レ相達候間、委敷私より申上吳候様承候付、細々申上越候。有川義は全體市來四郎などの山師と相謀ひ、當地にての捌口道を付候趣に御座候。四郎義も於當地は商社に加はり候様子に被_レ相聞申候。

先頃

上様御着涯、千年屋の手先木脇某私方え參候て、此度御盡力に付ては、定めて金子御用も可爲_レ在候間、何卒私え被_レ仰付_レ度、五十萬金は只今差出旨申來候間、甚以不審_ニ存_シ何處より可_レ引出_レ哉、再々相尋候處、横濱商社に相加はり居、全市來の周旋を以右の都合に相及候段申出候付、委敷段々問詰候へば、委細は市來存知致居、私には不案内、趣申出、早々引取候故、決て靜岡邊よりの探索方より發り候策略と相考、勿論右の商社の本人は靜岡の本、士族にて、當時商人と相成候もの故、金策を以意底を探見候義と相考候付、表通市來四郎よび出し糺問爲_レ致候處、全_レ右等の事件存知無_レ之、木脇は餘程叱り付置候旨申出、此者は當時は本氣に無_レ之趣、不知_レ面にて、間

に逢ひの言申述候次第に御座候故、段々手を付相探候處、其時分市來六左衛門大坂にて砂糖江戸へ積廻し度見込有之候を、窃に聞取、早くも山師共先廻り致候て、御用金差出置候得ば、必砂糖は商社に集可申との深謀にて先驅致候趣に被相聞申候。是以市來杯の仕術にて御座候。右様の組立いたし候ものえ相謀候ては如何様の巧に陥入候かも不被測事と奉存候。必御油斷爲在間敷事に御座候。能々御審察可被下候。市來四郎義は此節段々不平の徒と相謀ひ、色々議論を致候趣にて、大に邪魔を成し申候。外務省へ罷出居候伊豫の松山人三輪田綱一郎と申者、全体土州とは不平の所と被相聞候處、是非土州人を可追拂論を主張致候向に御座候。當分は廢官にて御座候故、必土州を怨み候籐

も有之候か、主意は不相分候得共、頻に鼓舞いたす向に御座候。然處右の處へ市來も懇意に致候て、私の説にも土州を退候賦杯と、全虚言を以て人を煽動いたし候筋、政府の間諜より申出、實に耳痛く、乍毎惡事に候得ば私の名前出候て迷惑此事に御座候。最初三藩の被爲、召候節も市來献言いたし、甚以被宜趣申立候て肥前人杯え媚候義も有之、早く不打下候ては、大害可引起と奉存候。諸省え結付賦にて手入いたし候得ば、一向不瑤明候故、不平の狀より發候義と被相察申候。夫故廢官の人々と相會し、色々の説を拵へ、人を煽動いたし候筋に被相伺申候。此旨乍略義荒々奉得御意候。恐々謹言。

十二月十一日

西郷吉之助

桂 四 郎 様

【解説】 尙々書はもと鹿兒島藩公用人であつた田中清之進が、廢藩にて罷免せられしを以て、縣にて何か召使はれるかどうかと問合せたのである。

本文の初に見えた樺山士とあるは樺山資紀のことならん。「鎮台の處も云々」とある鎮台は、鹿兒島分營のことである。

縣政上段々御達の事もあり、又隨行兵士を鹿兒島へ追下したについて、如何なる虚言を唱へて煽動するかも知れぬから樺山はすぐに鹿兒島へ歸り、早く手をつけて分營の方も回めたいから、誰か一人同行してもらひたいといふことで、篠原冬一郎(國幹)が歸ることになつたとある。次に縣政について伊集院直右衛門(兼寛)を同伴して歸りたいといふことであつたが、これは見合せになつた趣を記してある。次には副城公の身邊に關する事が見えてゐる。最後の一條は舊藩時代薩藩の重なる財源であつた大島其他の諸島の砂糖販賣方が藩の手を離れしにつき伊集院兼寛は會社を設立して、一手に販賣させ、その利益

を以て窮士救助に充てたいと云ふ意見、隆盛は大體その方法に賛成とある。然るに純然たる營利事業にしようとする一派があつて、右砂糖販賣方につき種々手段を講じてゐる。そのやり方隆盛の意に適せず、その次第を詳述してある。

二九〇 黒田清綱への書

明治五年正月朔日

尙々昨日相運候筋に御座候處、條公御不參にて延引相成候。
新年の御慶日出度奉祝候。陳ば東京府下バンク取設候御伺に
付、大藏省より段々議論相起候得共、正院におひて談判いたし、申
出の通來る四日相運候筋に今朝相決し、板垣餘程の盡力如此成
行申候と存候。付ては知事案勞の由御座候間、右の形行卒度御
通し置被下度、板垣よりも右の噂に御座候間、何卒宜敷奉希候。
此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

正月朔日

西郷吉之助

黒田嘉納様

【解説】 此書は東京府より上申ありし銀行設立出願に對して、大藏省にて段々異議ありしも内閣に於て板垣參議極力許可説を稱へ、大藏省と談判の結果許可の指令を與ふることに今朝決定したといふことを東京府參事黒田清綱に内報したのである。

隆盛は當時參議で、大藏省御用掛であつた。明治四年十一月大久保は大藏卿在職のまま遣外副使節となり、後は大藏大輔の井上馨に一任のつもりであつたが、井上が承知しないので大久保の留守中は隆盛が御用掛となつて、大藏省の事務を監督するといふ事になつたのである。

二九一 桂 四郎 への 書

明治五年正月十二日

【解説】 此書の内容は（一）島津家に關する事（二）榎本等の赦免につきて黒川の盡力の非凡であつたことを稱揚したもので、隨分見どころのある文である。

（一）については、後に掲ぐる二月十五日付大久保宛の書翰にて自ら明かになるから、此處には大體だけ説明する。「案外の條理」とあるのは、島津老公が鹿兒島縣知事になりたといふ願を政府へ出されたことである。それにつき在京の忠義公も心中御不平の様である。かゝる變なことが出來しては世人も疑を生ずるであらうから、御注意下さいとある。

（二）の榎本釜次郎等の處分に就ては、薩長寛猛の相違より、二ヶ年餘も判決が遷延し、遂に明治四年の末に、岩倉、木戸、大久保等の歐米に出掛ける時になつて、大議論の末遂に黒川の意見通り内定し、五年正月初に特赦になつた。その次第を此書に詳述し、滿朝の反對に

屈せず、黒田が右の赦免運動を二ヶ年餘も續けた熱心を歎賞して、千歳の美談といひ、末頼母しき人物と云つてゐる。又、文中所謂寛猛論に對する隆盛自身の所見もあらはれて居る。

案ずるに、右の處分は、單に榎本等と函館にこもつた人々許でなく、戊辰の際王師に抗した人々は何れも同時に赦免になつた。其人々は、松平容保、松平喜徳、松平定敬、板倉勝靜、林忠崇、永井尙志、竹中重固、大鳥圭介、松平太郎、荒井郁之助、澤太郎、左衛門、澁澤成一郎、手代木直右衛門、秋月悌次郎等三十餘人であつた。但、榎本武揚一人は直ちに赦免にならず、檻禁を解かれて一時兄の家に幽せられたのであつた。而してその言ひ渡しにあつた日は、本書には四日とあるが、事實は正月六日のやうである。

春寒凌安罷成候處、彌以御安康可被成御座、恐悅の御義奉存候。

隨て少弟無異義罷在申候間、乍憚御放慮可被成下候。陳ば大迫

氏御首尾合も相濟、御歸縣相成候付、細大御聞取可被成候。此度

(1) 大迫喜右衛門(貞清)

は案外の御望にて、

君公もごふか御腹には不平を懷かれ候御模様(2)に御座候。多右

衛門殿杯えの御沙汰振不快の御口先に被相伺申候。ケ様のご

んな事出掛候ては、天下の人も疑迷を生じ可申事にて、實に致し

にくき場合も御座候。御注意可被成下候。扱榎本杯の御所置

振に付ては、御案内通六ヶ敷薩長寛猛の違ひにて決し兼居候處、

西洋使節出帆前大論相起り、只此のみ因循いたし居、亞米利加杯

は戦争落着、直に所置を施し候美談も有之、若被責候ては何と返

答可相成哉、勿論米國軍艦總督よりも榎本の義を政府え歎願い

たし度段も申出候處、黒田了助押留置候次第も有之、至當分ては

黒田は初心は不變、透間々々には、追々議論持出し候處、大體長州

(2) 島津多右衛門 (3) どんな事とはまづい事いふ意

人も近來は思ひ當り、寛論相立候得共、木戸一人の處甚六ヶ敷御座候處、長人より一向責付候故、乍否落着相成、此四日には都て特赦を以被免、榎本一人丈ヶは實兄内へ暫時の愼と相成、少しの差等相立候のみにて、爲天下大慶の至に御座候。只此一事のみは氣掛の事御座候處、もふは何も當時の事は残り無く相濟申候。御安堵可被成下候。再び事を起し候はゞ打居可申義は手易き事に御座候得共、長評議の不決斷には込入申候。御遙察可被下候。誰も所置振は知れ切たる事、又事を起し候ても不相濟と顧慮するよりして、一日延びに延び候故、却て人心動搖の端と相成猶豫孤疑の大毒如何程の害に相成候哉不知候。色々と六ヶ敷事共、筆紙に盡し難く、黒田の勇力無之候ては、迎も命は無之者共

に御座候。滿朝殺す論に相成居候處、只一人奮然と建拔候義は、千載の美談に可有御座、近來の處は、土州も一同寛論に相變し候故、誠にいたし安相成居申候。是迄立直し候義は、黒田の誠心より此に至り申候。實に頼母敷人物に御座候。一時の奮發は、一ト通のものにて、も出來候得共、斯迄に持張り候義、只常人の不及處に御座候。赦に逢ひ候と直様黒田の處には、皆々一禮に出候由、全體黒田が爲に被打破候者共、可惡譯に御座候得共、却て敵より謝禮に參候義、戰の上にて打破り候よりは、重み有之、味ひ不可過之と脇からさへも嬉しく御座候。此旨荒々任幸便御安否奉伺候。恐惶謹言。

正月十二日

西郷吉之助

桂 四 郎 様

(桂家所藏)

【補註】或刊本には此書を四月十二日のものとしてあるが、内容から見れば正月でなければならぬ。恐らくは寫本から寫した際に正の字の草書を四の字に見誤つたものであらう。併、春寒凌安とあるから正月ではどうかと云ふ人もあらうが、明治五年正月十二日は太陰曆である。之を太陽曆になほすと、二月二十日に當るから春寒凌安といへぬことはない。それから或寫には八月十二日とある。八月でないことは冒頭の二字を見てもすぐ分るが、原書の正の字が八の字らしく見える草書であるために、誤つたものであると思ふ。

御座候由、昨年秋の全額に
て、米穀外國へ賣出し候

程の豊作にて、米穀外國へ賣出し候

義は最早御布告にも相成居、當分大

藏省におひてアメリカ人へ相談

いたし、支那へ賣出し候策相立、取組

半の由に被_な相聞_は申候。百萬石なかば中、
員數は不承候へ共、右の取組はいた

二九二 川路利良への答書

明治五年正月十九日

御手紙忝拜誦仕候。陳ば昨秋は餘
程の豊作にて、米穀外國へ賣出し候
義は最早御布告にも相成居、當分大
藏省におひてアメリカ人へ相談
いたし、支那へ賣出し候策相立、取組
半の由に被_な相聞_は申候。百萬石なかば中、
員數は不承候へ共、右の取組はいた
し掛候向に御座候由、昨年は支那大

今、
御座候中、
御座候

御座候、
御座候

御座候、
御座候

御座候、
御座候

御座候、
御座候

御座候、
御座候

洪水にて凶年の由に被相聞候付、賣出し候策は彌有之事と奉存候。商社え相托し候て賣占候策有之候か、其邊の義は相分り不申候得共、大藏省よりの拂出しは別條無御座候間、事實無相違候はゞ本省え御申出相成候て、知事杯の吟味に御懸け可被成事柄と奉存候。此段御報迄早々如此御座候。以上。

正月十九日

追て深見に入候由、定て書類も有

大徳寺の山号と云々

ありて日雲寺と云々

播磨の山号と云々

方經の山号と云々

山号と云々

ありて山号と云々

山号の山号と云々

山号の山号と云々

山号の山号と云々

山号の山号と云々

山号の山号と云々

多し上

了る者

此の由名は、乃由る

おれもなき、意に於て

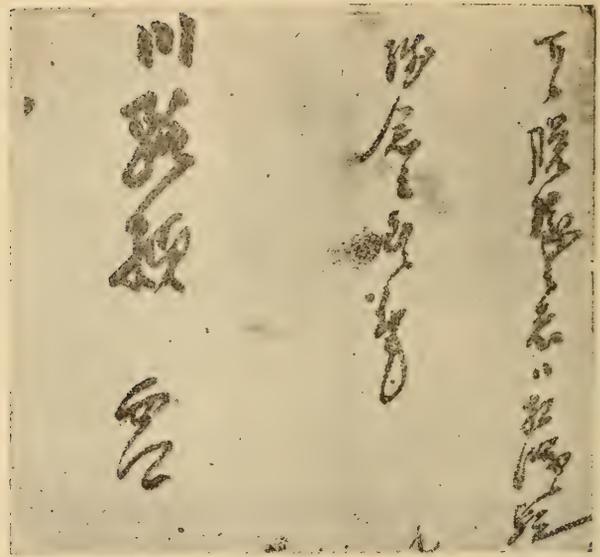
し、今、此、目、を、之、に

之、黨類有之候はん、無洩目御しら
べ可被下候。脱隊の者は相洩候
か、殘念の至に御座候。

川路様

西郷

【解説】此書は川路大警視より清國に向つて百
萬石の米穀を輸出するといふことを大藏省で決
定した事實があるかどうかといふ問合に答へた
もの、やうである。なほ川路の此問合を發した
のは、此説を種子にして何か仕事をして居るもの
があることを警察側で探知した結果らしいが詳



細な事情は未だ分らぬ。「大藏省より拂出云々」とあるは、當時の租税は米納であつたから、大藏省所藏の米穀を賣出すことは事實であるといふのであらう。

二九三 今井への答書

明治五年二月八日

四五日は不埒いたし、狩に參居候處、御手紙被下候由、何卒御仁免可被下候。陳ば伐木の義今朝より參朝仕候間、談し掛候處、早、東京府より段々數所に有之候旨申出相成候由、乍然大山と申所え過分の立木有之、六郷川を下し候へば、譯もなく相達可申候付、其段は信吾え打合置候旨、大隈より承候間、只今より大山迄伐取方差遣、夫より川下相成候ては急速の間に不合候付、東京中にて伐取候方可宜旨申述候へ共、一向承知の模様も無之候故、落札の者も山床所持の向にては無之由に候へば、尙更遅引可相成旨少し

句せ候處、早くも悟り候筋に相見得、直様轉じて御急の筋に相決し、今日は大藏え御達し相成賦に御座候間、今日不相下候はゞ、明日は決して可相下と奉存候付、御安心可被下候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

二月八日

西郷

今井様

要詞

【解説】宛名の今井は何人であるかはつきり分らぬ。或人は今井一兵衛(兼利)のことであらうといふ、或は然らん。

内容は急に政府入用の材木伐り出し方に關する事であるけれども、事情は未だ調査してゐない。ただ此書翰によつて見れば裏面に何か含まれてゐるやうに見える。

二九四 大久保利通への書

明治五年二月十五日

【解説】此書は東京より米國へ發送したものである。大久保は木戸孝允、伊藤博文、山口尚芳と共に遣外特命全權副使として、岩倉特命大使に従ひ、明治四年十一月十二日横濱を發し、先づ米國に向ひ十二月六日桑港についたのであつた。

此書の内容は（一）外國關係（二）内國事情（三）薩藩事情（四）宮城公子の凶變、久光の縣令就職希望一條（四）九州四國其他の縣治の大體（五）肥後藩津田山三郎の事等である。之を要するに懇切丁寧な手紙で毎事詳細を盡して居る。蓋、海外萬里の異境にあつて、反問することも容易でないから、徹底的に了解せしめようとした爲めであらう。書中「縣々の役人も貴兄御歸朝無之候ては十分には、まり、奮發といふ意付不申とて先づ見合居候向に御座候。貴兄御一人は數千萬の人民目的にいたし居候間、全國を引起すべき處能々御注意下され御歸朝相待居候」とある一節の如き、隆盛が衷心より言つたので、その友情の厚き、恰も兄弟の如きものがある。

御座候。魯國は如何の御會釋いた
 し候か。此三國の形勢相待居申候。
 魯國の處も此度の模様にては大體意
 底も相分候はん。先達ても魯の軍艦
 よりホツセツトに府を移し候付ては
 大工等の職人貳百人許相雇度段申出
 候由、然處本國より政府より此方政府
 え向ケ掛合いたし候はゞ可差遣旨返
 答相成候段、外務省より申出候に付、幸
 の事候間、掛合次第、早々、人數取調職人
 差遣候様可致、其内主取に可然者兩三

傳之云々昔不約金と傳之云々

...

...

...

...

...

...

...

...

...

之、最早御全快相成居候由御座候處、豈
 科や如此次第にて、御前向の儀は如何
 様の都合にて候や、委敷不相分候へ共
 例の御いじめ御座候はんかご、一同推
 察の由に御座候。餘程近來は副城公
 に御心配被成居候由に御座候間、御小
 膽の御質合相塞り候義と被拜察、實に
 愍然の次第に御座候。扱、年内にはあ
 きれ切たる事有之何ごも譯の分ぬ事
 共に御座候。大迫喜衛上京にて變な
 る事致到來候。其譯は參事えは

(2) 喜右衛門(貞清)

御目通に罷出候儀一切不相成候處、臘
 月の初方、御前え可罷出旨御達御座候
 付、定て御叱に逢ひ候義と相心得、皆々
 覺悟にて罷出候處、平生に打變段々御
 丁寧に御挨拶有之候て、鹿兒島縣令被
 仰付候様周旋いたし、吳候様との事に
 て、案外の次第、却て驚き候由、夫故只今
 令の處にては、此以前の振合とは大に
 事變り、大藏省の下役同様の譯に御座
 候へば、御立柄と云ひ、御位と云ひ、旁不
 釣合の譯に御座候へば、逆も相願候て

(3) 今日の際令は前とは變はり大藏省の下役同様であるといふなり
 當時の大藏省は今の内務省のことも管してゐた

五御座候所より御座候

御座候所より御座候

も御許容も被爲在間敷私共に到り候
 ては難有事ながら餘程御体裁も當分
 は相替候付何卒闕下におひて御相應
 の御勤被成下候義兼ての懇願に御座
 候段言葉を盡し再三引留たる由御座
 候得共是非共願出吳候様強て被仰聞
 此上は無致方に付大山格之助より建
 白書相調右を以願を立候筋に相決し
 若御採用共成候ては忽瓦解可致候付
 ごふぞ 朝廷上にて御取揚無之様
 都合いたし吳候様大山桂の兩士より

先づ御座候由、夫より懇意に相成、是非司法省
 の卿に被相居候様、井上より承候付可
 宜と同意いたし居候處、段々右様の儀
 熟立、強慾の所行散々の次第に御座候。
 津田も井上の宅えも参り候由、縣内物
 議相沸候處、直様井上え取込、司法省の
 卿に可相居と自身より申述、夫を以て物
 議沸騰を押付候策、杯全く山師の親玉
 に御座候。左候て大藏少輔に被仰付
 候前夜、山本、濱口の兩人を以相計、大參
 事の先一ヶ年の役祿を取込、又は藩政

先づ御座候由、夫より懇意に相成、是非司法省
 の卿に被相居候様、井上より承候付可
 宜と同意いたし居候處、段々右様の儀
 熟立、強慾の所行散々の次第に御座候。
 津田も井上の宅えも参り候由、縣内物
 議相沸候處、直様井上え取込、司法省の
 卿に可相居と自身より申述、夫を以て物
 議沸騰を押付候策、杯全く山師の親玉
 に御座候。左候て大藏少輔に被仰付
 候前夜、山本、濱口の兩人を以相計、大參
 事の先一ヶ年の役祿を取込、又は藩政

山本濱口の兩

人より相迫、褒美として一萬兩を頂戴

爲致、國元より出發の節は、旅費壹萬金

餘も持登、一向金を貪候始末、沙汰の限

りに御座候。勿論舊知事を蔑視いた

し候義可惡の第一に御座候。舊知事

上京の節は、勅任の官の旅費を當へ、剩

へ今日の處も十分一は不差分、入用の

節は可相渡この事にて難澁いたし居

大西郷全集 第二卷 文書

賞典取込に付ては、表通大藏省え伺出候付、段々糺方相成候處、誤入たる趣進退伺差出候間、大藏省の出仕被免候て、先其儘に相成居申候。十七ヶ年分取込候者は、津田と伊達五郎のみに御座候。餘はいまだ一ヶ年も不戴由に御座候。是程大功を立候者は、御一新以來無之候處、利慾に惑、功名水泡と相成候義、殘念の至に御座候。其外格別珍敷義も無御座、追々可申上候得共、任幸便荒々御安否御伺旁奉得御意候。恐惶謹言。

二月十五日認

西郷吉之助

(安樂兼道氏所藏)

二九五 黒田清綱への書

明治五年二月十八日

其後不_レ奉_レ得_レ御意候得共、彌以御壯健珍重奉_レ存候。陳ば司法省より六區に支局相拵、裁判局えも出席致す賦と相見得候付、右様雙方に相跨り候ては、取_レ締_レ組_レ甚難澁の事候間、右様の時機相成候はゞ、全_レ取_レ締_レ組は其方一ト向に候て司法省へ被_レ屬_レ度、他方と兼併相成候ては、頭役も雙方へ出來候付、色々苦情相起り候儀は案中に御座候間、東京府へ御打合相成候て、御取究無_レ之候ては相濟間敷段及_レ議論_レ候處、ポリス司法省に屬し候ては不_レ躰裁の事に付、右様の譯には參り申間敷この事にて、明日、由利並貴兄の内御用申來

(1) 取締組とは警察のこゝである、警察とが巡査とかいふ語の出來ない前の稱

候筈と奉存候付、其心得を以て委敷御取調被下度。此旨卒度爲御知、申上置候。何分罷出候て御咄可申上、筈御座候處、乍略儀以書面荒々如此に御座候。頓首。

二月十八日

西郷吉之助

黒田嘉納様

【解説】此頃は警察制度の設けられたばかりの時で、未だ十分にきまりがついてゐなかつた。然るに司法省に於ても市中各區に支局を設け、裁判局へも出頭させるつもりやうであつた。そうすると警察署員（當時未だ警察、警部、巡查等の語なくポリス又は取締組と稱したものと見える）の方の権限にも立入ることになる。そこで隆盛は然らば警察は司法省に屬する様にせぬと種々苦情が起るは當然であるから、東京府と協議の上なるべく制定するやうにと司法省に注意したところ、ポリスが司法省に屬することは不體

裁であるから、そうは出来まいといふ事で、明日府知事(山利公正)か参事(黒田清綱)かの内出頭せらるる様御用がある筈だから、其心得を以て豫め委細調査ありたいと内報したのである。

二九六 黒田清綱への書

明治五年二月卅日

御安康奉_レ恐_レ賀_レ候。 陳ばポリス一條に付、正院にて議論相立、當分の人數にては、迎も不_レ引_レ足_レ候付、相増可_レ申_レこの趣にて、私より御通し申上_レ吳_レ候様承_レ候。 實に好機會に御座候付、得_レ御吟味被_レ成_レ下_レ急速御申立被_レ下_レ候様御願申上_レ候。 此勢ひ相拔候ては、迎も六ヶ敷候付、宜敷奉_レ希_レ候。

○人數不足に付、相増候義に付ては、人民の戸數何十軒に幾人との取締組を宛候算當にて、小區に三拾人の賦も有_レ之、又は四五拾人も不_レ置_レ候ては、不_レ相_レ濟_レ處も可_レ有_レ之、又は戸數は少く候共、場所廣、

受持候得ば、夫丈けは人数も可相増候付、細に賦付可申か、左様の
 小算當に不及共、一小區三拾人の處え幾人づゝ相重候へば可宜
 しか何しか相増候見當は不相立候ては相濟申間敷哉と奉存候。
 人口並人戸え幾人づゝの取締組と相賦付候方本道かとは奉存
 候。此場所は口戸の數は少く候得共、手廣に有之候故、幾人は相
 増し可申しか割合を定候得ば、大に可宜と奉存候。
 ○一小區に付人数の増減致出來候へば、組子十人に小頭一人づ
 ゝの割にて、貳拾人迄は小頭のみにて、三拾人に付組頭一人づゝ
 しか又は貳拾人に相成候へば組頭一人は不相増候ては不相濟
 しか、夫々實地の心當りも可有之候付、右邊は十分に御調可被下
 候。

(1) 組子は今の巡查、小頭は部長、組頭は警部などに相當するものなん

○相増候人數は、組子何人、一人に付給分何程にて、何百人にて何程相増候義、小頭組頭等迄も、都て費用委敷御取調可被下候。いづれ是程の御出増に相掛候義、不相分候ては、評議も出來兼候付當分大藏省よりの失費何程にて、此度相増候人員えは、何れ成、大藏省より不相補候ては、不相濟事と奉存候付、委敷御調立可被下候。右通の次第御座候付、何分早目に御申立被下度、人數不足の弊有之候ては、政府の責に有之候間、是非十分の處にいたし付度つひたくこの事に御座候故、宜敷御汲取被下候て御取調奉希候。此旨こ以こ參可申上、筈御座候得共、乍略義、以書面奉得御意候。頓首。

二月卅日

西郷吉之助

黒田嘉納様

(2) 以は推か

要詞

(黒田子爵家所藏)

【解説】此書は巡查増員の閣議を東京府参事に通知し、東京府をして至急その手續をさせようとしたのである。而してその増員の標準等につき、隆盛の所見を詳細に述べてゐる。

隆盛は警察制度創設の首唱者だけに、常にその發達に留意してゐたこと此前後の黒田宛の書面に窺はれる。

なほ、此書は一本に四月二十八日付とあれど、今、維新史料編纂會副本に據る。右副本は嘗て黒田子爵家の原本によつて寫し取りしものなれば、最も確實なるものと信ず。

二九七 黒田清綱への書

明治五年三月朔日

御安康奉_レ恐賀候。陳ば御親兵にて參居候もの、隊に依ては田舎者と餘程輕蔑いたし候向にて、有志者至極殘念がり候事にて、是非ポリスに入組_{いれぐみ}吳候様起_こて歎願いたし候付、御親兵方承合候處同等の場所へ引直し候儀六ヶ敷、少し成共立場を上げ候へば不_レ苦趣に御座候間、何卒右之人數御繰込被_レ下候様御願申上候。此人數は組頭邊へ御用被_レ下候ても、決して不足の者共にては無_レ之、加治木者杯は分隊長迄も被_レ仰付置候處、御斷申上、兵士にて參居候へ共、餘り無法の會釋に逢ひ、頻りにポリスを希望いたし候事に

て、實に愍然の仕合に有之候間、宜敷御高配奉願候。彌御決定相成候節は、何等の御場所へ御用可相成共、差支は有之間敷哉。今度兵部省え御打合の上、御取計被下度、同等の場所より少し上り候へば不筈筋、兵部省にては相決居候趣に御座候間、何卒其御含を以て御頼申上候。以上。

阿多 丸田市十郎

加治木 鮫島敬助

三月朔日

西郷吉之助

黒田嘉納様

【解説】この書の内容は十年役の一因に數へられた警視廳警部巡查等の歸郷するに至

りし事情に脈絡を有するものである。最初に御親兵として上京した歩兵四大隊砲兵四小隊は全部鹿兒島城下の士族であつた。其時までには士官兵卒の間にあまり階級が無く給料なども差等がなかつた。然るに間もなく隊長とか分隊長とか、又佐官尉官、軍曹、兵卒などいふ階級が出来て、隊長などになつたものは、給料も多くもらへる。隊外に住宅を有して贅澤もされることになつたが、下士兵卒は、營内生活で外出も自由に出来ず、給料はわづかしかもらへないといふ始末であつた爲めに、兵士は不平を言ひて營を出たものが多かつた。その人員はよく分からぬが、總數三千人餘であつたのであるから、二割としても六百人に上るわけである。そこで其補充をするのに、外城即ち田舎の壯兵を以てした。これは戊辰後には外城の隊もすいぶん働いたのに、田舎のものは一向用ひられぬといふ不平が田舎士族の間に充滿してゐたから、その緩和策にもなるといふ考であつたといふことである。然るにその結果は市ヶ谷の兵營内に於て城下出身のものが田舎出身のものを輕蔑して紛擾が絶えなかつたといふことである。そこで田舎出身の兵士中には往々軍隊を去りて、警視廳や其他に出たものがあつた。現に此書に見える丸田、鮫島もそれである。警察は舊足輕隊のものや、田舎出身のものが多くて、城下士族は割合に少かつたので、當時舊薩藩の田舎士族の、稍巾をきかし得た天地は警視廳であつた。尤も田舎出身者

も隆盛に對しては、勿論敬慕してゐる。隆盛も亦此書に見る如く能く面倒を見たと思へる。又、田舎出身の兵士でも、大部分は辛抱して隊に残り、隆盛引退の際に歸郷して、後、私學校黨となつたのが寧ろ多數であつた。而して隆盛の威望は全縣下を風靡して、城下も田舎も悉く私學校の大傘下に集まつた。併し城下士と田舎士との間に溝渠のあつたことは事實である。

二九八 黒田清綱への書

明治五年三月十一日

御清適奉恐賀候。陳ば山口縣下廢隊相成候處、是迄隊長いたし居候者、佐田秋介、林緑三兩人罷登居候付、何卒取締組頭邊の處え御用被下度旨、山縣方より無據相談も有之候付、兩人の人物得と承候處、至極慥成者共と申事にて、先度の惰兵とは大に相違の由被相聞候付、何卒御繰込み被下候處奉希候。いづれ罷出候て可中上、嘗御座候へ共、乍略儀以書中御頼申上候。以上。

三月十一日

西郷 拜

黒田 君 机 下

【解説】これは山口縣に於ける諸隊の解散によりて、その隊長であつた佐田、林等兩三人の者上京して、就職口を求めたにつき、山縣から隆盛へ右の兩三士を取締組頭即ち警部あたりのところに採用してもらふやう相談があり、隆盛から東京府參事の黒田へ依頼してやつたのである。

二九九 黒田清綱への書

明治五年三月十五日

昨日御打合申上置候ポリスの儀、今朝尙又御調書取調候處、小頭の儀は月給食料等組子とは増減も有之候付、小頭百人の御賦も増人御配當相成候はゞ、一躰小頭一人分は組子とは相違いたし居候付、得こ御調被_レ下候て⁽¹⁾御調書中にも貳萬餘三萬位は相減候はんか奉_レ存候。左候へば拾萬金相除の外、過分の事にも及間敷奉_レ存候間、御見込相立候はゞ、速に御しらせ被_レ下度御頼申上候。以上。

(1) 候はゞの誤寫か

三月十五日

西郷隆盛

黒田東京府参事殿

【解説】小頭こがしらは今の巡查部長か警部補あたりのところ、組子とあるは巡查にあたる。

此書全體の意味は、前日の相談の内容が分らぬ上に誤寫でないかと思はるゝ點もあるから解しかねるが、大體は次の趣旨であらう。

「昨日御打合せしたポリスの儀、今朝更に御調書を取調べて見ると、組頭の給料手當を組子同様にして減額の計算をしてあるやうであるから、事實は御調書の中でも、二萬餘三萬位は減するであらう。して見れば、拾萬圓相除くの外大したことでなくてすむであらう。御見込が立つたらまた知らせといふのである。思ふに第一次の案は餘り大きすぎて經費が出せないで、第二案が出来た。それで拾萬圓は減少するやうになつたが、なほ豫定の經費を超過するといふので、隆盛と黒田とは互に再考することになつてゐたのであらう。

三〇〇 黒田清綱への書

明治五年三月廿日

御清適奉_レ恐賀_レ候。陳ばポリス増員の儀は相運候はん、就ては區々御改正の儀も此涯相運可_レ申か、左候へば是迄人員精々御調被_レ成下_レ度、只組頭迄御精撰相成候共、夫のみにては不相濟_レ儀も御座候はん。六大區の中にて、大屬邊の慥成者御居へ相成候ては如何可_レ有_レ御座_レ候哉、段々承候へば、探索方の者、彼區におひては賄賂を食候やうの儀も有_レ之候由、手先の者ゆすり候て、ものを貪り候儀第一人氣の差障に相成候故、總長は宜敷候ても大屬邊と不釣合出來候て、手順相立申間敷と奉_レ存候間、御心得迄申上候。宜敷

御用捨奉_レ希候。將又第二大區の玉村少屬、當分出納を掌り候様に御座候。此者は最初物産局へ出仕いたし居候て私曲多く、六大區え轉じ居候處、此所にて不正の廉有_レ之、又々第二大區へ參候由、何分此人物は餘程市中の評判不_レ宜趣に御座候間、得_レ坂本えも御聽取被_レ下度、其外六大區えも御聞糺相成候は_レ其事跡も相知れ居候はん。彌世評の通御座候は_レ免職相成方可_レ宜事と奉_レ存候。是又御心得を以御聞糺被_レ成下度奉_レ希候。郷田儀福島嘉兵衛と申者の屋敷内え移轉の由、右に付ては市中抔にては、嘉兵衛策を以て郷田を取込候抔と風説も有_レ之候。若哉風説通嘉兵衛より貰受候事共有_レ之ては甚以不相濟、買入候事に御座候は_レ、何も不差支譯に御座候間、得_レ御探索被_レ成下度、是又御願申上

候。當分薩摩芋の評判市中にて宜敷御座候處に乘じ、其際賄賂相受取次第共相行れ候ては取處も無之候付、何分此儀は大切な儀と奉存候間、三島君えも御談合被成下、事實髓に相分り候様、御手を付被下度と奉願候。一人ケ様の所行有之候得ば、一同の腐に御座候故、承候形行貴兄迄申上候付、御賢慮を以て宜敷御計可被下候。此旨乍略儀以書中得貴意候。頓首。

三月廿日

西郷吉之助

黒田嘉納様

【解説】警察制度擴張、ポリス増員につき、人選の大切な事、同時に六大區の大屬邊の人選にも注意を拂ふべしとて、如何はしき風評あるものを報じ、三島君(通庸)へも御談合あつて、事實の真相の分る様にしたとある。要するに登庸すべき人物を精選し、既に在任のものにつきてはその行動を注意し、風紀を嚴正ならしむるやうにせよと申遣はしたのである。

三〇一 黒田清綱への書

明治五年三月廿三日

今日より出勤仕候處、増員の儀も少々運び兼居候趣に御座候得共、大躰相纏り候付、今明日中には御達相成候はんと奉存候間、左様御納得可被下候。扱、本所深川邊にて、夜中無提灯のもの通行いたし候に付、取締組の者相咎候處、諸生躰のもの四五人列立、兩人の組子を縛し、近邊の家の柱にくゝり附置たる評判有之候由承候。右等の儀若や有之、外聞にも相拘扱この譯を以て、押隠し居候ては尙又ポリスの權衰へ、迎も人民頼に可致處無之様罷成可申、虚實御糺相成候様致度事と相考候付、承候形行早々申上候

間、大區長へ御糺被下度、又はポリスを落さん爲に、わる口を申事も不被測候付、委敷御調可被下候。若、虚事に候はゞ其譯は新聞紙にも書顯し、打消し度事柄に御座候。此旨不取敢如此御座候。以上。

三月廿三日

西郷隆盛

黒田東京府参事殿

【解説】ポリス増員の儀、今明日中には御達になる事と存する旨を報し、又、本所深川區にてポリスが諸生に暴行されたといふ評判がある。若、事實であるなら、其事を秘してゐては、却つてポリスの威權が衰へ、人民は頼りにせぬ様になるから、虚實を糺されたし、又、たぬにするものゝ造言かも知れぬから、委細調査せられ、無實なら新聞にも書かせたいものであるとある。隆盛の警察制度の守りたてに熱心であつたこと注目すべし。

三〇一 桂 四郎への書

明治五年五月三日

今朝承知仕候大藏省に御申立の一條、五代等を以、被_レ仰_レ込候御手
數は可_レ宜候得共、大隈杯の詐欺何共難_レ被_レ申、殊に井_上留守中の事
に候へば、歸の上見込相違いたし候時分は、却て反對の論に落可_レ
申は案中の義と奉_レ存候間、最初上野へ得と御打合相成候て、能く
合點いたし候はゞ、大隈えは上野と御同行にて、證據人相立御談
判被_レ爲_レ在、若、相變候節は如何共被_レ成方無_レ之様成立可_レ申候。其節
に至り、如何程立腹致候共、無_レ詮譯に成行可_レ申候に付、其段は爲_レ念
申上置候。其故黒田了介杯は時々談判の節は、證書を取付置候

(1) 大藏大輔井上馨造幣局視察の爲四月十七日大阪に出張五
月十五日歸京

次第に御座候間、能々御注意可成下候。省中ごしの事さへ如此仕合、況や縣官の事に候得ば、言曲け可申候に付、御ぬかり無之候様被成下度奉希候。五代杯を以、御計ひ被成候て、能懸合相成候共、今一度は是非御直談に相成、證書迄はなく共、其取替の御手數は被成置度奉希候。此旨以書中荒々奉得御意候。頓首。

五月三日

西郷拜

桂様

要詞

【解説】此書は當時都之城縣參事であつた桂四郎(久武)が、その縣の事務に付大藏省へ申立の事ありて上京中、交渉方に付注意を與へたものである。

三〇三 徳大寺實則への答書

明治五年六月朔日

御紙面委曲承知仕候。尙府知參事えの
御褒詞の義至極御尤の事にて、何も異存無御座候間、宜敷御計被
下度奉希候。將又外國教師えの勅語の義は、早速取調方致候様
相達置申候。何分明朝御供揃の節申出候様可仕候付、左様御含
可被下候。此旨御返事迄如此御座候。頓首。

六月朔日

西郷隆盛

宮内卿様

(徳大寺公爵家所藏)

【解説】 此書は御巡幸中京都にての往復である。明治五年五月二十三日、天皇宮城御發輦品川より軍艦龍驤に召され西國御巡幸の途に就かせられた。宮内卿徳大寺實則參議西郷隆盛をはじめ文武諸官多數供奉した。數隻の軍艦海路を警め、先づ伊勢に成らせられ、二十六日太廟に參拜したまひ、二十八日大阪御上陸、三十日京都に着かせられた。

此時、宮内卿より隆盛へ書面を以て、(一)京都府知參事へ御褒詞のこと、外國教師へ勅語の件につき相談ありしと見え、此書を以て答へたのである。外國教師といふのは、三日に新英學校へ御臨幸の御日程であつたから、同校に雇聘中の外國人を指すのであらう。

三〇四 徳大寺實則への書

明治五年六月十日

先刻拜答仕置候通、明後日

天覽被爲在候御都合に御座候はゞ、早速右の趣燈明臺出張の者え相達候様可仕候。明日

天覽の段御達相成候節より、燈明助は直様仕構旁として差越候次第に御座候。其外縣官も罷越候。燈明助は初て御用有之大に喜悅して出張いたし候位に御座候。何分にも燈明臺の仕構、別に相變候機工にては有御座間敷候得共、海上の義深く思召され、燈明臺御建立の義は、外國迄も相響候仕合に御座候へ

ば、

御巡幸の節、

御覽相成候へば、尙更厚き

思召の處響合にも罷成、旁可宜機會かゝ奉存候。此旨尙存寄の次第申上候間、宜敷御汲取可被下候。右等の都合に相成候へば、明日の處明後日に相延候迄に候へば、決して差障有御座間敷もふ當所を逃候ては、外には

天覽相成候所も有御座間敷候付、不取敢又々申上候。頓首。

六月十日

西郷拜

徳大寺様

(徳大寺公爵家所藏)

【解説】 此書も前書と同じく、西國御巡幸中、長州下ノ關にてのものである。十一日燈明臺を御覽遊ばされたいといふ叡慮をもらさせたまひしも、未だ十分御決定に至らず、宮内省より隆盛に御相談があり、一度御答せしも、更に意見を具して、右決定方を御催促申上げたものゝやうである。

昨年登京仕候處、不_レ容易重職を蒙り、
 何_レも恐入候次第に御座候。就ては
 過分の重任を受候儀も、畢竟亡父御懇
 情を以、莫大の金子拜借を得、是が爲に
 多くの子供を生育いたし候故にて、全
 右の御蔭を以、開道を得候次第、折々亡
 父よりも申聞かせ候儀にて、何卒御返
 濟いたし度色々手段を廻し候得共、頓
 と御返辨の道も不_レ相付のみならず、利
 足さへも纔一年位か差出候のみにて、
 何_レも無_レ御申譯仕合に御座候。就て

御座候儀に付ては、是非亡父の思ひ
 煩ひ居候儀を相解度念願に御座候間
 元利相揃差上候こそ相當の譯に御座
 候得共只今迎も、多人數の家内を相抱
 居候上、全無高の事に候へば、十分の儀
 も不相調候付、何卒右邊の處御憐察被
 下度奉希候。右に付ては、本金貳百兩
 の場に、數十年の利足相掛候得ば過分
 の金高に及候儀に御座候得共、右等の
 處宜敷御汲取被下、纔に貳百金丈只利
 足の心持を以、御肴料に差上候付、是を

石田同ノリヨウノ事ヲ
隆盛ノ父九郎ノ事ヲ

隆盛ノ父九郎ノ事ヲ
隆盛ノ父九郎ノ事ヲ

隆盛ノ父九郎ノ事ヲ
隆盛ノ父九郎ノ事ヲ

隆盛ノ父九郎ノ事ヲ
隆盛ノ父九郎ノ事ヲ

隆盛ノ父九郎ノ事ヲ
隆盛ノ父九郎ノ事ヲ

隆盛ノ父九郎ノ事ヲ
隆盛ノ父九郎ノ事ヲ

隆盛ノ父九郎ノ事ヲ
隆盛ノ父九郎ノ事ヲ

板垣與三次様

【解説】これは隆盛が西國御巡幸の供奉中、鹿兒島の白宅より鹿兒島縣薩摩郡水引村なる板垣與三次に贈りしものにて、隆盛の父九郎が與三次の父與右衛門に借りし舊債貳百兩に利子貳百兩を添へて返済せし際の書状である。

隆盛の父九郎、(晩年吉兵衛と稱した。)は勘定方小頭であり、又島津家の一門日置家のユタノン(ユタノンは用頼の薩摩訛なるべし。薩藩の門閥家にて用人の顧問ともいふべき資格を以て、何か事あるたびに家事上の用務を處理して貰ふ人の稱であつた。)であり、經濟に通じ、才幹のあつた人のやうである。九郎より右の板垣家へ遣はした書面が十通許残つてゐる。そ

了侍申り學備と云々

上と云々侍の物と云々上

申り申り申り申り

申り申り申り申り

申り申り申り申り

申り申り申り申り

申り申り申り申り

申り申り申り申り

なつて大弱りしたのである。併板垣家は地方の豪家にて、西郷家とは久しく懇意の間でもあり、別に催促もしなかつたらしい。のみならず、其後も折々品物などを贈つてゐる。隆盛も其頃屢板垣家を訪問した。最初借入の際にも父と同行したのであつた。後慶應三年に隆盛の弟吉次郎より板垣家に贈つた手紙に、「此前より追々重寶の品等御心深を被掛御送り被下候儀以テ誠ニ何とも忝キ次第に御座候。宿元よりは以テ今相届不申、亡父代より私共に至り御懇志を以御恩に預り候を片時も被忘候儀は全無ニ御座候得共、今に至り御迷惑を掛ケ甚以テ無ニ申譯儀誠に筆紙も難述次第に御座候。私共永々相働申候て右の御恩是非可奉謝念に御座候間、何卒共間御待可被下候。又々、はゞえ能き手拭被下別て相歡び申候。」といふ一節があるにても、兩家の交情は窺はれる。又西郷家にて右の借財を始終念頭

にかけてゐたことも見える。隆盛の此借財に對する心持は、此書中に盡されてゐる。此時には小西郷も一緒に供奉の中にありしことなれば、兄弟相談の上下の返金をなし取り返した證書を先祖の靈前に供へて、兄弟互に往時の困難を談じ、兩親のありし昔を偲び、吉次郎戦死の事など想起して、感慨に堪へなかつたことであらうと思ふ。

車駕の鹿兒島に着御ありしは六月廿二日であつた。纔中兩日の御滞在とあるから最初は二十五日まで御滞在の筈であつたのであらう。併、事實七月二日に御發轅になつて居る。豫定を變更されたものであらう。

三〇六 徳大寺實則への書

明治五年七月四日

先刻申上置候海軍省より魯國公子迎の爲、軍艦被差向候義に付、當地より直様品海え可差廻旨相達置候處、只今届申出候には、長崎表より海軍少輔委敷申遣置候趣も有之、神戸表より長崎え振向差遣候筋に相決し候譯に相成居候由、御座候間、右の運に候得ば、至て便利の事故、いづれ共兵庫迄急速罷渡候はゞ、飛脚船等の都合も候はん。就ては急成御用向有之、御先に東京え差越候様被仰付候間、船の都合は出来申間敷哉、相尋候處、御本艦外、日新、春日、有功三艦のみ當港えは相殘居、外艦は都て兵

庫表え振向今夜出帆いたし候由に御座候間いづれ成明後日兵
庫迄御供仕候て其上飛脚船等の便宜無之候はゞ大坂丸と申船
海軍省支配のもの有之候由御座候間右船より歸京仕候様可致
外無之と奉存候付卒度形行迄申上置候。餘は明朝委細申上候
様可仕候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

七月四日

西郷拜

徳大寺様

要詞

(徳大寺公爵家所藏)

【解説】此書は多度津にてのものである。御巡幸中、近衛兵營に紛議が起つた。當時の

近衛兵には精悍のものが多かつただけ、統御は困難であつた。此時山縣有朋が近衛都督であつたが、紛議勃発のために、西郷兄弟に至急歸京を促して來た。そこで勅命により西郷兄弟は供奉を離れて直ちに歸京に就くことになつた。此書はその船都合等につきて、徳大寺宮内卿へ報告したのである。此時紛議の原因となつたのは、山縣の友人で商人となつた野村三千三が山城屋和助と稱して陸軍御用達となり、莫大の金を兵部省より引出し、巴里に於て豪奢を極め、歸朝後、刑法に問はれんとしたので、四年の末に兵部省で切腹した。其事に連關したことであつたといふことである。隆盛は情理を盡して、それを無事に解決した。山縣は辭職の決心であつたが、隆盛強ひて之を引留めた。(後掲八月十二日附大久保への書參照)

三〇七 唯 武連への書

明治五年七月五日

拜啓、鳳翔艦殘居候由、大幸の事に御座候。早速右艦へ乗組候様可仕候間、宜敷御取計可被下候。將又乗組の人数は都合七人にて御座候間、左様御含可被下候。此旨早々及御報候。以上。

七月五日

乗組の人数

西郷 参議

西郷 陸軍少輔

野津 陸軍大佐

從者 四人

西 郷 隆 盛

唯 武 連 様

(有川九介氏所藏)

【解説】此書も多度津にてのものにて、隆盛等急速歸京の命を受けしに付乘繼の依頼を爲し、その人員を通知したのである。

三〇八 唯 武連への書

明治五年七月五日

先刻御願申上置候通早々相仕廻鳳翔艦へ乗付候様可仕候。左
候て急速東京迄罷歸候様被仰付候付成丈け早日の方に差急ぎ
候付飛脚船有之候は、右へ乗替候様可致候得共、若哉其都合不
相叶節は、大坂丸へ乗付歸京仕度御座候間、其段は大坂丸え何卒
御指揮被成下候様御頼申上候。右大坂丸には餘程運行も遅き
趣に御座候間、成丈け船都合いたし候て、早船へ乗組候心組には
御座候得共、御省より御下知無之候ては、大坂丸出帆不相調、咎御
座候間、依時宜は乗せ込候様御下知被成置被下度奉希候。此旨

乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

七月五日

西郷隆盛

供奉海軍省

唯武連殿

(有川九介氏所藏)

【解説】此書は前書に次いで、神戸、横濱間の便船につき、更に交渉したのである。唯武連は此前後二通の書翰を添へて更に賀茂水穂に依頼状を發した。即ち左の通である。

備考

西郷參議殿より別紙の通申來候間、艦々の都合取調候得ば、即鳳翔艦在港に付、右にて可然儀西郷殿に申述候處、返書の通り乘艦人員迄申來候條、乍御手數筋々に御達の儀可然御取計被下度此段奉願候。以上。

追て西郷殿よりの書狀二通共御廻申上候間御落手被下度存候也

明治五年七月五日

多度津にて

唯

武

連

賀茂水穂様

三〇九 吉井幸輔への書

明治五年八月朔日

今朝御閑隙相窺候處、御宿直の由就ては御相談申上置候高城義に付ては、暫時見合の様相伺居候付、如何の御都合御座候哉別紙の通申來、隊中も變遷いたし候處、差歸候者は速に相片付、諸方え配付候者は急々相運不申候ては、大に不都合の趣に御座候間、一往歸省いたし、再呼出し候ても不釣合の事に御座候間、今暫く御手間取相成事に御座候はゞ、外に見立候か、先づ差歸候かの譯に御座候間、何卒御勘考可被成下候。此旨御直に御相談申上度含に御座候得共、乍略義以書中御賢慮奉伺候。頓首。

八月朔日

西郷吉之助

吉井幸輔様

要詞

(北田豊三郎氏所藏)

【解説】御宿直の由とあるは、吉井、當時宮内大丞を以て殿上の宿直せるなり。近衛隊を罷めた高城某の就職につき依頼中の處更に相談のため吉井を訪問せしに不在なりし故、此書を差遣はしたのである。

三二〇 西郷從道への答書

明治五年八月九日

御紙面只今拜見いたし候。正院へ罷出居候處、詰所迄にて不相達、一同引取後の事候間、對州分營一條の史官へ御回答は相渡置候間、明日何ぞか沙汰も可有之候に付、其上何分御返事可致候。此旨形行御返事に及候。以上。

八月九日

追て近衛兵員受渡後、士官歸省の節は、旅費は往來共可被成下事とは相心得候得共、其邊は前以承知不致置候ては、跡更小事申置候様罷出候に付、一先御尋申進候。一體の布告は昨日相

達置候間、今日迄は旅費の一條は相扣置候に付、何分爲御知可給候。

西 郷 隆 盛

西郷陸軍少輔殿

(西郷從徳侯所藏)

【解説】此書は陸軍少輔西郷從道より對州分營に關した事を問合せありしに答へ、その序を以て近衛士官歸省旅費の件について問合せたのである。此頃隆盛は陸軍元帥兼參議で、近衛都督を兼ね、從道は陸軍少輔で陸軍省の樞機に參してゐた。近衛副都督を兼任してゐたのであるが、此日に兼任をやめた。

三二一 寺田 弘への書

明治五年八月十日

御一別以來、御左右も不承候付、折々御察し申上居候處、御狀到來
いたし、忙敷開封仕候處、寫眞御惠投被成下、得と拜見仕候處、至極
御壯健の御様子、雀躍此事に御座候。隨て小弟にも碌々消光罷
在候間、乍憚御放慮可被下候。陳ば五月末より
主上西國御巡幸被爲在、至極御輕裝にて、是より伊勢へ御參宮が
御始りにて、順々軍艦より御廻り相成候處、人氣競立、難有次第に
御座候。不殘學校え
御臨幸相成、御賞譽又は御譴責相成候處も有之候付、一涯勉勵の

様子に相聞得申候。餘程主上の御爲にも相成候事に御座候。野生にも供奉被仰付、都て相廻候處、諸所至極難有がり、下之關にては、石州濱田縣近來稀成大地震有之候處、參事被招呼、具に震災の次第御聞取相成候上、御前に於て直様不取敢三千金を救民の災難を爲御撫恤下し賜り候處、案外の仕合にて參事は感激の餘り、落涙して御前え打臥、頭は一向に不舉、側に相逢者迄も落涙不致もの無之次第に御座候。此等が御巡幸中の御巡幸等、敷事共にて御座候。然處濱田の人民聞傳へ、夜白に掛て下之關迄出掛候て奉拜候次第、實に殊勝の體に御座候。此旨御禮答迄、荒々如此御座候。折角御加養奉祈候。恐惶謹言。

八月十日

西郷言之助

寺田弘様

追啓御宿許御狀は、直様便宜有之、早速差送申候。御注文の書物此節岸良七之丞殿司法省より洋行に付得幸便候間差上申候付、御落手可被下候。何も御入用の品は無御遠慮御申越可被下候。

【解説】此書は歐洲留學中の寺田弘（當時、通稱を平之進といつた。今の望南翁のことである。少より才學を以て聞え、郷黨に囑望せられてゐた。）よりの來書に答へ西國御巡幸中の事、中にも下之關に於て石州濱田縣の大地震を同縣參事より御聽取遊ばされ、取敢へず御撫恤金三千圓を下賜させられ、窮民感泣の次第を報じたのである。

三二二 市來宗介への書

明治五年八月十日

度々御書翰忝拜誦いたし候。彌以御壯健御勉強の由、大慶此事に御座候。御家内中皆々御元氣殊に此度は、主上の御巡幸被爲在候處、野生にも供奉被仰付、卒度罷歸候故、御逢申上候處、至極鹽梅宜敷、野生の宅迄も歩行にて御入來有之、私宅迄は初ての由に御座候。養生方は不相變餘程御勤相成候由、御方杯もアメリカ迄被參候て御修行有之の儀に候間、是非養生方なり共不相負この尊にて、御方の修行方が却て御親父様の御勵に相成、皆々嬉び居候仕合に御座候間、御安心可被成下候。隨

て野生を始、一族中皆々元氣罷在候間、御掛念被成間敷候。此節
七之丞殿洋行相調御出掛相成候故、いづれ御面會も可有之候。
此幸便に任せ、御注文の書物差上候間、御落手可被給候。何にて
も御入用の品は御申遣可被成候。菊次郎え一封差遣候間、御届
被下度、何篇宜敷御頼申進候。以上。

八月十日

西郷吉之助

市來宗介様

要詞

【解説】宛名の市來宗介は隆盛の妹お琴の長男で、米國に留學中であつた。

此書に隆盛が最近御巡幸に供奉して鹿兒島に歸り、親しく見た宗介の家族、特に病氣な

(1) 岸良七之丞

りし父六左衛門の狀況等を細かに記述しなほ親類一同の無事を報じたものである。結尾の一行に見えたる菊次郎は隆盛の子、此時纔に拾二歳にて宗介と一緒に米國に留學してゐたのである。因に云ふ。宗介は歸朝後十年役城山没落の際隆盛と共に死んだ。法學士市來正敏はその遺子にして、故市來政方は其實弟である。

三三三 西郷菊次郎への書

明治五年八月十日

度々の御紙面披見いたし候。至極元氣にて勉強の由、大慶此事に御座候。次に拙者も無異罷在候間、少しも御懸念有之間敷候。陳ば英和字書差出候間、御落手可被成候。此度任幸便荒々一左右迄如此候。已上。

八月十日

西郷吉之助

西郷菊次郎殿

(西郷菊次郎氏所藏)

【解説】前書市來宗介宛書翰の末尾に菊次郎へ一封とありしもの即ち此書である。

三二四 大久保利通への書

明治五年八月十二日

【解説】此書は東京より歐洲巡歴中の大久保へ幸便（岸良七之丞の便か）に託して送つたのである。（大久保は米國より一度歸國し、五月十七日復出發、六月八日桑港着、七月三日米國を發し、同十五日英國ロンドンに着し、十一月十六日英國を辭して佛國へ渡つた。）本書の内容は、（一）西國御巡幸の事、（二）久光公鹿兒島にて建白並に建言ありし事、（三）海江田信義、久光公の旨を受けて上京の事、（四）近衛兵物議につき善後處置の事等である。書中、「近衛都督拜命仕當分破列彈中に晝寝いたし候」といひ、「兵隊の破裂は恐しくは無之候へども副城公（久光鹿兒島城の二の丸に館す、故に副城公といふ）の着發彈には何とも力及ばず大弱りに御座候」とあるは、隆盛當時の境遇を能く説明してゐる。又近衛兵に就ては廢藩置縣に功績ありし兵に疵をつくるのは殘念なれば、騷擾したのも來春までの間に轉任なり、何なり個々の満足するやうに、それ〴〵道をつけて解決してや

るといふ意味の事を報じてゐる。斯の兵士を愛する心こそ、兵士共の口にも云へない意中の誇を満足させ、望をかなへさせてやる所以である。徒に規則で押へつけずに、兵士等が斯くしてくれそうなものと思ふ所を以て彼等に施してやるのである。これでこそ慄悍狂暴な兵士を制御し得たのである。安然として破裂彈の上に晝寢をし得たのである。

尙々兵隊の破裂は恐しくも無之候得共、副城の着發彈には何
 とも力不及、大よはりにて御座候。御遙察可被下候。

御一別以來不能御音信候處、彌以御壯健御週歴の由珍重奉存候。
 隨て小弟無異義消光罷在仕候間、乍憚御放慮可被成下候。扱、
 主上にも五月廿三日御出艦にて御巡幸被遊、御機嫌能七月十二
 日還幸相成難有次第に御座候。西國の人心餘程歸向いたし、何

も平穩の躰に罷成大幸此事に御座候。西京並に下之關鹿兒島
此三ヶ所は分て奉企望候様子に被見受申候。扱鹿兒島にて副
城公御建白書被差出、尙御建言等有之、意外の次第にて、江戸え罷
歸候て承候位の事に御座候處、貴兄を初、私共の事、餘程御申立相
成、殊私儀一番重罪の事にて、是非此者共御退去被爲在度、無左候
ては御上京は不被遊この事の由、何分にも御激論甚敷、徳大寺卿
も餘程御論も被成候由御座候得共、中々御承知の向に無之、御込
の由に被相聞申候。是迄外え不相顯様包置候得共、世間え響高
に相成、如何にも氣の毒千萬の事に御座候。然處海江田不平論
餘程主張いたし、縣廳におひても心配の趣承居候處、副城公より
被見込、此節上京いたし候て、御建白の儀十分盡力いたし候筋に

(1) 海江田信義

て、最初大久保一翁先生え參候て悉相咄、同意可相成事と存込候處、案外裏はらの論にて大に驚候由、夫より勝、山岡の兩氏より深切に説諭いたし吳られ候處、頓と氷解いたし候様子に御座候。

此場合にて海江田（三）作九を掛罷歸候ては、逆も副城公の處、御激發彌増候はんこ頻に周旋いたし吳られ、都合能官人に相成候處、周旋中に御座候。もふは縣下え不罷歸爰許え引留候場に相成、仕合の次第に御座候。御笑察可被下候。貴兄御留守にて海江田え説得人は無之、只三士え依頼して罷在候處、誠大慶の事に御座候。將又兵部省にて、近衛局少々物議沸騰いたし、山縣引込暫時及混雜候故、

御巡幸先え申來、私共兄弟共早々罷歸候様この事に御座候間、餘

(2) 誇張して言ふことに、作九をにかけてといふ、輪をにかけてに同じ
作九はソロバンの言葉

程配慮仕候て罷歸候へば、差したる事にも無_レ之候得共、山縣氏³⁾逆も再勤の體無_レ之、色々に申述候得共、聞入無_レ之候付、私にも御脇に立、共に難を引受可_レ申、實は鹿兒島の難物も是迄相任せ置候次第、不行届譯にて御座候間、此上は共、盡力可_レ仕候付、何卒再勤いたし吳候處、再往相願候處、漸合點被_レ致候付、私には元帥にて近衛都督拜命仕、當分破裂彈中に晝寢いたし居申候。いまだ出勤無_レ之候得共、此内よりもめ立居候事件、悉_レ所置いたし候て、其上出勤の賦に相決し置候付、御懸念被_レ下間敷候。此三縣の兵は天下に大功有る譯にて、廢藩置縣の一大難事も爲_レ是に難論を起し候處も無_レ之、誠に王家の柱石にて御座候。如此功績有_レ之ものに疵を付候ては、殘念の至御座候間、來春迄には悉_レ解放し候賦に御座候。當

3) 隆盛が人に事を強ふる時は其人の受け得られるる様な方法をつけて談じ込むのが常であつた

分は隊中も至て無事にて相治り候に付、乍餘事御放念可被下候。
此度任幸便荒々奉得御意候。恐惶謹言。

八月十二日認

西郷言之助

大久保利通様

【補註】久光の廢藩置縣を喜ばなかつた事は既に説明せし通である。従て亦中央政府の重鎮となつて、彼一大事を斷行した西郷、大久保に不平であつたことも天下周知の事實である。久光の意見には時勢に反馳し、政府の到底用ふる事の出来ないものもあつたやうであるが、中には大に傾聽すべきものもある。その牢固たる所信は秩毫も曲ぐることはせず、政府の施設に對し、有司を攻撃してやまなかつた。此時、海江田上京の顛末はその自傳とも見るべき維新前後實歴史傳に詳記してある。なほ、久光の意見は鹿兒島に於ける建白書を以ても、その大體は窺はれる。（後出、十二月朔日黒田了介宛書翰參照）

備考

島津久光公實記抄

六月二十八日、公狩衣を装し行在所に參し、徳大寺宮内卿に謁して天機を候す。又意見書を奉呈す。是れ公の久く胸中に蘊する意見にして、己巳朝觀の際建言せんと欲して機を得ず、是に至て之を上る。其書に曰く、

一 至尊御學問の事

一 立國本張ル紀綱の事

一 定ニ服制嚴ニ容貌の事

一 正ニ學術の事

一 慎ニ擇ブ人材の事

一 謹ニ外國交際ヲ審ニ可レ辨ニ被我之分の事

一 振ニ興シ兵氣ヲ正ニ軍律の事

一 明ニスル貴賤之分の事

一 遠利欲ヲ重シ節義退ケ詐術ヲ貴フ誠實の事

一 嚴禁淫亂、明男女之別事

一 開言路事

一 慎讞獄、正賞罰事

一 輕租斂事

一 詳量出納事

副書

別紙一通小臣積年の愚慮に有之、去る己巳の春暫時上京仕候節獻言仕、含御座候處不奉得機會爾來何等の御下問も拜承不仕、空く沈黙仕候。然處今般不料も被爲在御巡幸奉拜天顔、獻芹の微衷默止難仕、且、危急切迫の世態傍觀坐視に不忍、因循固陋の愚見不被爲在御採用御事とは奉恐察候得共、此末好機會も無之と奉存、突然呈上仕候。實以恐縮の至御座候得共、方今の御政體にては御國運日を追て御衰弱、萬古不易の皇統も、共和政治の惡弊に被爲陷、終には洋夷の屬國と可被爲成形勢鏡に掛て拜する如く、歎息流涕の外無御座候。狂妄不遜犯忌諱の罪に於ては、何様とも奉待御明裁候。臣久光誠恐誠惶頓首敬白。

壬申六月

從三位臣 源 久 光

三一五 篠原冬一郎への書

明治五年八月十五日

今日も御勤務珍重奉存候。陳ば甚不埒の至御座候得共、無據用向有之、得出勤不仕候間、何卒御助合被下度御願申上候。扱先日承知仕候士官學生徒の儀、信吾え得と相談致候處、夫丈金子を出し候はゞ、百人計の生徒中にて別に教師を雇入、十分の指南を受候方辨利にては有之間敷や、左候はゞ教師を頼入候處と、何方へか家を借受候處は引受心配可致との事に御座候。如何のものに御座候や。一切生徒の取締且會計方の處能々取調無之候ては不相濟、此法則を失ひ若や遊蕩に陥候ては貴兄方の御赤心も

不相貫様罷成候はんかこ、餘計の處迄心配仕候。宜敷御評議可被成下候。兵學寮の處承合候處、只今にてさへ教育不行届十分の修行も出來兼候様子に御座候。如何程規則嚴重候共、十分の修行不相調候ては進歩の道も遅く、精不精さへ難取分御座候間、此生徒の爲にのみ、鹿兒島縣内へ學校を設け教師を引入候はゞ修行方にのみ相成繁華の地を去り候て萬全の事かこも相考候付、得こ御勸考可被下候。別紙賞典高は取調いたし候處、十分學資に振向候義相調可申、殊に陸軍の賞典杯は當り前のものに御座候。此高のみにても、百人餘の生徒は被振向候次第に御座候。此旨乍序荒々奉得貴意候。尙拜顔可奉陳候。頓首。

八月十五日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

要用

【解説】隆盛は自己並に薩藩出身の重なるものゝ戊辰の賞典祿をあつめて、學校を設け軍人志望の生徒を養成した。此書によつて見れば其方法手段につき、最初小西郷や篠原等へ相談し、熟慮考察したものゝやうである。隆盛の精神は賞典を受くるに至つたのは己れ一人の功でなく、戦死者をはじめ無名の兵卒に至るまで、衆人の力が隊長上官の功となつて賞典を授かるに至つたのであるから、銘々の私すべきものでない、後進の子弟を養成し死者の忠勇を繼承せしめねばならぬといふにあつたやうである。

書中、「陸軍の賞典などは當り前のもの」とあるのは文官の者はとにかく、陸軍の賞典は當然子弟養成方に差出すべきものであるといふのである。(舊薩藩出身者について云ふ。)又書中に見えた小西郷の意見は東京に於て施行するについて、斯くした方がよろしくはあるまいか。それで宜しくば教師の頼入方と家を借り受くる事は自分から世話し

ようといふのである。又後の方に鹿兒島縣内に學校を設くるのも一策であるといつて、篠原へ調査研究を依頼したのである。

案するに、隆盛等は右の趣旨を以て先づ東京に於て、縣出身者の重なる文武官の賞典祿をあつめて、子弟の教養所を設けたのであるが、その創立年月は五年の末より六年の春あたりではないかと思はれるが、未だ詳でない。後隆盛等の歸耕するに及び、鹿兒島に移した。普通に賞典學校と呼ばれてゐたのが即ちそれである。

三一六書

取

明治五年九月

一 騎兵隊の儀、二小隊にて大隊の備を以て一屯所を受取居、過分に費用を重候のみにて全、實用に不適、今二小隊の分相重、大隊の都合いたし候様被_レ仰付候か、又は當分通被_レ差置候譯に候はゞ隊名を相除₊供奉迄のものに被_レ相成候か、御沙汰相願度この事

一 塚本明毅儀、當分陸軍省地理取調方要用の人に候由、然處、地理の儀是迄御手拔相成居候間、正院にて委敷御取調被_レ仰付賦に候間、彼方へ被_レ召出度この事

(西郷從德侯所藏)

【解説】 此覺書は隆盛より陸軍少輔たりし實弟從道へ渡したるものゝやうである。第一項は騎兵隊の編制に關する意見、第二項は塚本明毅（舊幕出身にて此時陸軍少丞）を正院の方へ轉任させたいといふ事である。塚本は明治五年九月十九日を以て權大外史に任ぜられ、正院の方に移つて居るから、此書は九月十日以後中旬までのものであらう。

三二七 池上四郎への答書

明治五年十月十五日

尙々、時候無御痛様御自愛專要奉存候。

冷氣相募候處、寒國の御滯留一涯可難被凌と奉苦察候。上海より御仕出の書面も早速相達忝拜誦仕候。御宿元えは右の御書面相廻し置申候。殊に煙臺よりの御狀も相届、是又忝拜誦仕候。彌以御壯剛の段奉雀踊候。隨て小弟にも無異儀消光仕居候間乍憚御放慮可被下候。陳ば上海よりの御書面にて、速に天津え御出懸の都合と相見得候得共、爰許にての辱にては、逆も御渡海難相成事と相考居候處、早此度は煙臺よりの御書面にて相驚候

仕合に御座候。其御地も開港場とは乍申も不景氣の由、何分にも西洋人の所有と可相成模様かと遙察仕候事に御座候。魯の兵隊迎は、迎も屯集の様子は有御座間敷か。牛莊とは相變候哉、煙臺と申所不相分、何ぞ珍敷事件も御座候は、爲御知可被下、當地には魯國の公子参り候て、段々世話等敷事に御座候。貴兄御出立相成處、實に慰度誰も咄相手も無之、如何計の御辛勞か、時々考出し候次第に御座候。御宿許も皆々様御壯榮の段近便より承知仕候。別紙二通差上申候間、御落手被可下候。此旨御禮答旁奉得御意候。恐々謹言。

十月十五日

西郷言之助

池上四郎様

(1) 世話らしき事とは忙はしい事といふ意味、薩摩の方言

【解説】宛名の池上四郎は外務省十等出仕であつた。清國視察の官命を帯びて、八月東京を發して上海に赴き、之れより堙臺（芝罘の別名）に行き、同處滞在中隆盛へ書面を遣はしたので、之れに答へたのが此書である。

池上と同行して支那に行つたのは武市熊吉、彭城中平の二人で、これも外務省の官吏であつた。又同時に韓國に遣はされたのが陸軍中佐北村重頼、陸軍少佐別府晋介であつた。以上五人は萬々一隣國に事があつた時のために支那朝鮮の國情及び地理、又は魯國その他外國の支那朝鮮に於ける勢力等を視察させておく必要があつて、特に選拔されて派遣されたのである。此事は隆盛が板垣參議等と相談の上閣議を以て決したのであつた。

三一八 西郷従道への書

明治五年十月十七日

先日粗御願申進候大久保金四郎内願の一條、當人よりも直に申進度この事に候間御逢被給候て得と御聞取可給候。尙當人差出候間宜敷御頼申進候。以上。

十月十七日

吉之助

信吾殿

要事

【解説】此書は大久保金四郎（後の陸軍中將利貞）内願の事につき、此書を附して従道の許へ遣はしたのである。

三一九 副島種臣への書

明治五年十月廿五日

御壯剛奉恐賀候。池上四郎煙臺より九月二十五日仕出の書簡御省より御届被下候處、封中に朝鮮地圖差遣候趣申來候得共、不相見得候に付、御省え差出ものかも不被測候に付、相届候哉、卒度御尋申上候。將又別紙御序の節、何宰相届候様御取計被下度御願申上候。此段乍略儀御頼旁奉得貴意候。頓首。

十月二十五日

西郷 拜

副島 様

要詞

【解説】副島は當時外務卿、池上の事は前の三一七の解説にある通である。

後段「別紙御序の節何卒相届候様御取計被下度」とあるは、恐くは前の池上への書（三一七）を外務省の手で届けてくれと依頼したのである。されば此前後二書同日の日附でなくてはならぬ。即ち此書が十五日付か、前の十五日付のが二十五日かであらうと思ふが、未だ原書の所在を知らぬから、たしかめることが出来ぬ。

三二〇 川路大警視への書

明治五年十一月六日

御紙面忝拜誦仕候。陳ば山口氏の義今日御願申上越賦の處幸、御便に任_テ奉_ル希候。只今御入込相成候處甚御迷惑の譯に御座候得共、境縣權大屬にて鞠獄方え是非被_レ召入候様御願申上吳候様承居申候。是より段々地方えも人被_レ差出候賦にて御呼立にも相成居たる譯に御座候處差當り無_レ據譯合に御座候故何卒彼方え御(一字不明)張被_レ下候様被_レ成下度御願申上候。其通相運候て宜敷御座候はゞ右の都合可_レ致候間何卒御返事被_レ仰越被_レ下度奉_ル希候。此旨乍略義以_レ書中_ニ奉_レ得_ル御意候。頓首。

在朝時代

十一月六日

六八〇

西郷拜

川路様

拜復

(谷山初七郎氏所藏)

【解説】本書山口某のために就職の世話を依頼したのである。年は慥には云へないが大抵明治五年であらう。蓋前に見えてゐた近衛より他に轉ぜんとするものゝ一人かと思はれる。

三三二 松平親懷への書

明治五年十一月九日

良久敷御動靜不奉伺候得共、彌以御壯榮可被成御座候恐悅の御儀奉存候。隨て少弟無異儀消光仕居候間乍憚御放慮可成下候。陳ば近來は御縣下の評判誠に宜敷、正院より奥羽へ探索方被差出置候監部の者罷歸届申出候處も、餘程宜敷御座候に付、先度より御聞込に相成候處は、大に反對の次第に御座候間、只隣縣杯の偏頗の論を御採用相成候ては甚以不相濟事、席中へ申述候處、至極尤の譯と一同申たる儀に御座候。御笑察可被下候。扱徳之助様御洋行の儀、先度より御談合申上候處、全體教師の見込

(1) 酒井忠實

も有之、御猶豫相成居候得共、未だ教師の期限も不相分、是非彼の罷歸候時分御供仕候て御洋行可被成筋に申居候由に御座候處近來は自分の家内迄も取寄候様子に相聞られ、氣長き滯留の模様も相見え候爲め、來春比より御出懸被爲成候方御宜敷哉と相考へ折角御進め申上事に御座候。殊に御當人様にも至極の御ハマりに御座候故、此機會を御失ひ、御氣先も相替候様被爲成候ては其甲斐も薄、成行候はんと老婆心に御座候間、先生方尙又御勘考被成下御宜敷かるべきこの御見込に御座候はゞ、御洋行の處御取極可被爲成時節かご奉存候に付、一先申上候。小弟にも明日より歸省の御暇申上候て卒度罷歸候に付、荒々奉得尊意候乍然犬塚君杯へも御咄は申上候得共、初より先生へ御進め申上

候末の事にも御座候間、不_レ取敢_レ如此御座候。宜敷御汲取可_レ被_レ成下_レ候。恐惶謹言。

十一月九日

西郷吉之助

松平權十郎様

尙々菅先生にも別啓不_レ仕候間、宜敷御傳聲被_レ成下_レ度奉_レ仰望候

(南洲翁遺訓集に據る)

(3) 酒田縣權參事菅實秀

【解説】此書は東京より酒田縣參事松平親懷(通稱權十郎)へ贈り、主としてその舊主酒井忠實(通稱徳之助)の獨逸留學を勧めたのである。既に述べたやうに、舊庄内藩士は戊辰戰爭後深く隆盛の徳を仰望し、明治三年十一月舊藩主酒井忠篤(當時二十歳)は、庄内藩士七十餘人と共に鹿兒島に遊學して、隆盛の指導をうけ、又兵學を實習し、兵士同様に訓練をうけ、明治四年四月鹿兒島の軍隊が御親兵となりて上京するまで、同地に滞在し、明治五年四月

隆盛等の勧めにて獨逸へ留學した。今隆盛が此書を以て獨逸留學をすゝめた酒井徳之助(忠實)は、忠篤の弟で嘗て藩知事の職に就いた人であるが、東京に於て隆盛の誘掖を受け、てゐたものと見える。遂に翌六年二月川村海軍大輔の獨逸に赴く折、一緒に留學の途に上つた。

なほ、舊庄内の酒田縣が、その縣治上に於ても、隆盛に學ぶ所多く、隆盛も亦同縣のために意を用ひてゐたことは、此書の初に、廟堂に於ける酒田縣の評判を報じてゐる一節でもわかる。元來舊庄内藩は戊辰の際隆盛等のために破られしものなるに、其後隆盛の徳を慕ひ、舊藩主をはじめ多數の藩士が、遂に鹿兒島に遊學するに至つたので、隆盛その誠意に感じ、同縣のために盡す所猶故國に對するが如きものがあつたやうである。隆盛嘗て榎本等の赦免になりし時、黒田清隆の所に禮に行つたことを評して「敵より謝禮に參候儀戰の上にて打破候より重み有之味ひ不可過之と脇からさへも嬉敷」といつた。此語移して以て隆盛が庄内人に對する感喜の情を見るべきである。

三三三 島津久光執事への書

明治五年十一月

私儀

御巡幸の砌供奉被_レ仰付、御當地御滯在中には、是非御機嫌伺_レし
て拜謁可_レ奉_レ願處、等閑に罷過候儀、全_レ朝官を甘し、再生の御鴻恩忘
却仕候場に立至_レ

御嫌疑を奉_レ蒙候仕合、實に恐懼の次第御座候付、如何様共、其罪を
可_レ奉_レ謝賦にて罷下候付、右の段宜敷被_レ仰上被_レ下度奉_レ願候。以上

十一月

西郷吉之助

【解説】隆盛は久光の激怒に觸れ、不行届を謝するため十一月中に鹿兒島に歸つた。本書提出の次第は次の十二月朔日、黒田了介宛の書中に詳である。月日は十一月とのみあつて判然せぬ。

三三三 黒田了介への書

明治五年十二月朔日

尙々、時分柄折角御自愛奉祈候。追々細事可申上候。當時は爰許にては御國恩さへ唱へ候得ば、至極の人物と申事に御座候故、此流行が餘程邪魔を成し可申と相考居申候。必も一度はこぶが出来可申候。當地の肌持は格別相違いたし、餘程跡戻がいたし申候。御察可被下候。

御分袖以來不能御音信候處、彌以御壯剛被成御座候はんと奉恐賀候。魯西亞公子の御客來にて、又々珍談御座候はんかと奉遙察候。色々御心配も被爲在候事と奉存候。隨て少弟無異義罷在

候處、

副城公より

御巡幸の砌御建言相成候義は、御聞及通の事候處、再三御召相成候故、其節より御斷可⁽¹⁾申上⁽²⁾筈は相考居候得共、先見合罷在候處、三條公え御遣しの御書面拜見仕候得ば、實に驚候次第にて、早速歸省の御願申立候仕合、疾く御聞取被⁽²⁾下候はん。田中氏よりは是非書面相殘置候様承候得共、出立前にて色々混雜いたし候故⁽³⁾、い十院氏え委敷御頼申上置候て罷歸候義に御座候。何卒御海恕可⁽²⁾被⁽²⁾下候。罷歸候へば其御地にて承候様には無⁽²⁾之、只、小事⁽³⁾申位にて格別の譯も無⁽²⁾之候。少々物議は有⁽²⁾之様子に被⁽²⁾相伺候得共、何も心配仕候場合にも不⁽²⁾參事と推察仕候義に御座候間、御安心

(1) 御斷は謝罪の意

(2) (3) 確には分らにが田中は清之進、い十院は兼寛か

可_レ被_レ下_レ候。罷歸候涯、早速大山參事を以_テ形行御届仕候處、前事を繰返し申立候ては、甚御迷惑の譯に候間、罷下候趣意書面に相認申上候様御沙汰有_レ之候付、書面共に認候譯には無_レ之、勿論申分共いたし候趣意にて無_レ之、一向不行届處御斷可_レ申上_レ旨申述候處、是非書面に認候様この事に御座候間、罪を拵へ書調候處、翌日は可_レ罷出旨、屹_ニ御達御座候付、大山同伴にて出懸候へば、豈圖らんや、私の罪狀書御認相成居候間、御詰問の次第何共言語に難_ニ申述_ニ事にて、むちやの御論あきれ果候事に御座候。高崎五六杯罷登候故、委敷御聞取爲_レ被_レ下_レ筈_ニ、細事は省略仕候。其後何の様子も不_レ相分、定て奈良原の一左右御待被_レ爲_レ在候事_ニ、推量仕居候。先御登の思召には相違有_レ之間敷_ニ、相考居申候。扱篠崎眞平_ニ申者、

兵器方附士にて、東海道口より戦争にも出張いたし、小隊長迄も相成居候處、江戸え張出し候後は、組頭迄相成居候へ共、開拓使の方え懇望の事故、願立候得共、全體勤場有之相替候ては下等に落ち候義氣の毒の譯有之杯との説も承候由にて、態々御斷申置歸國いたし候仕合にて、無役に相成候て、此節又々是非願立候心體にて罷登候付、貴兄え添書いたし吳候様類に承候間、數々御願申上候譯に御座候得共、決して不正の人間にては無之、乍然才略有之者にては無之候付、何卒輕き處に御召仕被下度、依て御依頼申上候。正直一篇の男にて、深切に差はまり居候付、御煩勞を不顧奉願候。宜敷御汲取可被下候。此旨御願旁奉得御意候。恐々謹言。

十二月朔日

西郷吉之助

(4) 取締組(後の警視廳)の組頭(警視、警部などの位地ならん)

黒田了介様

(黒田清伯所藏)

【解説】此書は鹿兒島より東京へ送つたのである。前半には隆盛の鹿兒島へ歸りし次第久光の詰問にあひ、前掲の詫狀を差出したる顛末を詳報し、後半は篠崎眞平のために就職を依頼したのである。

さて、久光の隆盛に詰問の次第、海江田信義の談を記述せし實歴史傳及び故老の言に徴するに、(一)君臣の情誼を無視して自ら高位高官に在る事、(二)皇國上下の階級を打破し結髪、服装、婚姻等の美風良俗を破懷し西洋に心酔する事、(三)戊辰役後兵士の暴行を尻押ししたとの事等にありしものゝやうである。實歴史傳に久光の談話なりとて掲げたる中に次のやうに見えてゐる。

抑も維新の鴻業たるや、我藩興りて力ありとし、藩士等皇恩を荷ふて要職に立つ者亦從て多しとす。然るに彼等は爾來漸やく余を疏外に附するの氣色ありしが殊に昨年(明治四年)七月廢藩置縣の制度を施行せし以來は、倍々以て其甚しきを加へ、既に近日

に至りては、一人として大政の形情を報知する者すら之なし。是れ果して何等の意思に出る者ぞ、意者當年兵馬の功勞を以て己等の一身に屬すと爲し、即ち自家の勳功に誇るが爲め乎、苟も然らば當初余が三州(薩、隅、日)を犠牲とし、一身を顧みず斷じて天下に殉へたるを忘失せし乎、思はざるも亦甚しと謂ふべし。加之私かに輓近世上の情態を察するに、漸やく西洋の風俗を美なりとし、束髮を截りて斷髮と變じ、或は得々として洋服を纏ひ、猶ほ甚しきは門地門闕を以て今日に無用なりとし、公然之を廢するの說を唱ふるに至る、實に法外千萬なり、若し此情勢を以て日に月に増長するときは、恐くは久しからずして朝廷にまで推し及ぼし、衣冠宮殿、政治學問、律令、格式等舉て洋風を模擬せざるなく、遂に本邦固有の美俗を破滅するに至らんか、吁復た歎ずべきに非ずや、而して這般の情勢を馴致したるは、畢意諸藩士等己れの微功を誇張して、其舊主を蔑如するより出て、殊に余の舊家人等五六輩の者最も其事を主張せりといふ時は、若し其根源に遡ほり、余等父子を責むるに訓誡の届らざるに由ると爲さば、余等父子たる者將た何の面目ありてか、復た朝廷に對せんや、只叩頭慙懼すべきの外なからん云々と、以て其大要を了知すべきである。

三二四 西郷信吾への書

明治六年四月廿日

昨晩は井上並大隈より段々説諭有之候得共、全承引の様子も無之、手切に及候外無他事、左すれば陸軍省も瓦解の姿に立到可申、然らば誰一人ありて持留候哉と迄に及候處、津田を御居へに相成候て、小彌太次に居り、相助候へば決して差支無之この見込に御座候。右様成立候はゞ忽異變を生じ可申と愚案いたし居申候。然るに迎も御出來なされぬと申所においては、只無理に御はまり被下候様御頼可申上候儀は、決して不被申、いづれ其場に自ら取はまり、片腕になり共不相立候ては難申出事候間、此上は弟信吾

を洋行を止め、御跡に付置候様可致候に付、此上は何卒御はまり被下候處、御頼可申上旨申出候處、直様御返事は六ヶ敷候間、明日十字迄に返答可致この事に御座候。如何にも六ヶ敷次第に成行申候。三浦、鳥尾等の者も進め候模様、に御座候。餘程御方を引止め可申この論には難儀の様子被相見得申候間、今四五ヶ月の間、御氣張被下度、使節も御返の處、御内決相成居候間、大久保杯罷歸候へば、御洋行の都合相調可申候に付、夫迄の處は御辛抱無之候ては實に六ヶ敷事と相考申候に付、今朝は早目に御出相成候て、御談合被成下度、井上十字には返答を聞届に參候賦に御座候故、其内に御出掛の處、御頼申進候。私も是非參り候て、旁御打合可申筈候得共、乍略儀以書中此旨申進候。以上。

四月廿日

追て御國より老先生杯出掛相成候事に候得ば、陸軍省の混雜は却て勢ひを付候場合に相成候間、是以可恐次第に御座候。副城公を初其外下々に至候ても、只恐しきものは兵隊のみの事に御座候。

同 吉之助

西郷信吾様

要詞

(西郷從德侯所藏)

【解説】 此書日附の前々日即ち十八日に當時、陸軍省の長官であつた陸軍大輔山縣有朋

はその職を辭した。此書を通して當時の事情を察するに、此時陸軍少輔西郷從道は洋行することに内定してゐたのであるが、四月十九日夜に、隆盛は井上馨、大隈重信と共に、山縣へ再起するやう、極力勸告した。然るに山縣はどうしても承知せず、後は如何にするつもりかと聞くと、津田出を据ゑて鳥尾小彌太を其下におけば差支ないと主張した。隆盛はそれでは省内が治まるまいと見て、止を得ず、然らば弟の信吾從道の洋行を中止させて、是迄通り補佐させることにするから、今一應奮起ありたしと懇請した。そこで、山縣は即答をさけ、明日十時まで待つてもらひたいと云ふことになつた。よつて、隆盛は此書を從道に遣はして、その洋行を暫く中止して、四五ヶ月現職に辛抱するやうすゝめてやつたのである。隆盛は人に難を強ふる時、必出來そうな手段を案出した行つた。(以下次章を参照)

追書も、從道の決心を促すために書添へたものである。本文が正面攻撃なら、これは側面に一寸擬兵をおいた形である。「追書に御國より老先生杯云々」とあるは、此時島津久光、勅使勝安房と共に上京の途中であつた。それに現政府反對の老壯士等が多數隨從して來ることになつてゐた。(實際着京したのは四月二十三日のやうである。)若陸軍省にごたくがあつては、彼の老壯士輩をして勢をつけさせる様なことになる。是以て恐るべき次第であると、一難題を提示したのである。

三二五 西郷従道への書

明治六年四月廿一日

昨夜は段々の御馳走御禮申進候。扱、今日は大隈氏入來にて、山縣氏の處、井上⁽²⁾よりの申出には、是非津田⁽³⁾を御居相成候て、山縣氏には御用掛さか被仰付候はゞ可然この事にて、條公も餘程御心配の由、段々井上より責付候末の事にて、外に手段も無之趣に御座候由承候付、只今陸軍省の處は格別差支候廉も無之候間、暫時は御見合相成居候ては如何に御座候哉、其内には療法を替て御方杯より得こ御内談有之、迎も不參候はゞ其上は致方無之候付、別に御手段有御座度この返答申置候間、其御舎を以野津氏杯

- (1) 右朋
(2) 馨
(3) 田 (當時陸軍省會計監督長)

御談合被成下度御頼申進候。 以上。

四月廿一日

追て昨夕御咄いたし置候學校壁書寫差上候。 以上。

(西郷從徳侯所藏)

【解説】これは前書に連關したものである。此書を以て推せば前日即ち二十日には山縣より返事がなく、同夜隆盛は從道を訪ひて、兄弟緩話種々時局の相談をしたものらしい。さて、此書の結構は、今日大隈が來て井上から申出でた山縣の決答其他の趣を報告したので、斯様々に答へておいたから其合で野津等と話しあつてもらひたいと云ふのである。案ずるに、此後六月八日に山縣有朋は陸軍卿に任ぜられ、七月二日に從道は少輔より大輔に進められた。遂に隆盛の考へ通りに運んだのである。

「追書」にある學校壁書のこと、次章の解説にゆづる。

三三六 集義塾建設本旨

明治六年

【解説】 集義塾いふは、後明治七年鹿兒島に設立した幼年學校一名賞典學校の前身である。文意は一讀明瞭である。初め麴町永田町に設けられた。今の文部大臣官邸のあるあたりであつたといふことである。その創立の年月は能く分らぬが、本書に明治六年誌すとあるから大概、六年になつて設けられたものであらう。その設立の相談は前に掲げた明治五年八月十五日の篠原冬一郎への書に見えて居る。今、編者が此處に之を挿入した所以は前書の追てがきに、學校壁書の寫差上候とあるに因んだのである。此書が果して學校壁書の寫であるか慥でないけれども書振から見ても如何にもそれらしい。たとへ、それでないとしても、集義塾の設立は明治五年の冬より六年の春、遅くとも此頃までのことと思はれる理由があるから、姑く此處に編入しておいて後考をまつことにする。

學校を建設し人材を教育するは、古來より模範たりと雖も、此校に於ては愈々其切なる者より起り、戊辰の役艱難の功を奏する者、畢竟殊死憤戦の功に由ればなり。然るに海陸軍其他功勞を賞せられ、恩典を蒙ると雖も、今日餘生を得る者抑々第二等にして、誰か自功とし勞として安々と居る者ならむ哉。則戦死の忠勇功烈に感激して止まず、自ら其賜を有する不_レ忍所なり。自然難に當ては、其人を渴望すること平日に百倍す、是人の常なり。嗚呼忠死の士、此心ならむ哉。故に賞典祿を集めて以て、人材を養育するの校費に備ふ。各々能く其意を体認し、教師の教に順ひ、能く勉強して業を終へ、國家の用に供するに足らば、轉た忠死の靈魂を慰し、且つ死者を

して生存せしむる者に等し、徒に法則を以て、人を責る事を欲せず、只忠死の心を以て志とし、人々自ら責めむ事を希ふ。

明治六年

西郷隆盛誌

【補註】明治二年六月戦功に依り賞典を與へられた薩藩出身者は西郷隆盛(二千石)吉井幸輔(千石)伊地知正治(千石)大山綱良(八百石)桐野利秋(二百石)であつた。此外單に薩藩陸海軍の隊長として出軍した人々は、八石づゝの賞典祿であつた。但海江田信義には一時賜金千圓を給せられた。又同年九月復古功臣として賞典を授けられた薩藩出身者は大久保利道(千八百石)小松清廉(千石)岩下方平(千石)であつた。未だ判然しないけれども、以上の中、小松は此時既に故人となつてゐた。其他は皆賞典祿を提出して、人材養成の資に供したものだと思はれる。大久保の内務卿となるに及び、省内の經費不足のため、自分の賞典録を献納して之を補はんと欲し、右賞典祿の返還を大山綱良へ交渉した書があるを以て最初、大久保の賞典も此中に加はつてゐたことは確かである。

三二七 大隈重信への書

明治六年五月四日

御安康奉_レ恐_レ賀_レ候。陳ば先日申上置候陸軍省相當表の義、尙又相
糺候處、兵卒の義判任に被_レ召入被_レ下候様この譯にては決して無_レ之、
ケ様の表面に相成候義を顯し候事にて、全_レ海軍省と_レ同論の譯に
御座候付、判任の表面丈は御消除被_レ下候て、何卒今日は相運候様
御取計被_レ成_レ下_レ度奉_レ合_レ掌_レ候。彼表面御布置不相成候ては、陸軍省
の處大きに差障出來いたし候間、宜敷奉_レ希_レ候。頓首。

五月四日

西郷 拜

大隈 様

拜 呈

【解説】此書は陸海軍武官官制案を當日速に決定の運になるやうに大隈参議へ依頼したのである。右官制は明治六年五月八日に發布された。即ち本書日附より四日の後である。

三三八 市來宗介への書

明治六年五月四日

春暖相募候處、彌以^テ御壯健御勉強の由、大慶此事と存^シ申候。次に御宿許並拙者を初め一同元氣罷在候間、少も御懸念有^レ之間敷候。陳ば年内より歸省御暇いたし、故郷に罷歸候處、御親父様にも日々快方にて、當分は毎日出勤、拙者宅えも追々御入來、人力車にも不^レ乗、歩行にて御座候。是又御案じ被^レ成間敷候。勘^②六殿海軍學校え入塾至極の勉強にて、數十の生徒より拔出候由、拙者にも相樂居申候。算術も近來は進歩いたし候由、御座候間、御喜び可^レ給候。別紙菊次郎え一封差遣候へ共、決して讀兼候義、相考候間、御序

(1) 市來家と西郷宅とは可なりの距離があつた

(2) 宗介の次弟、明治四年兵學寮に入學す

の折、通し置可給候。此節菊次郎妹⁽³⁾取寄候賦にて申遣置候處、彌可相登旨申來候。殊に與右衛門様⁽⁴⁾御下島相成候處、此夏初には御登相成候に付、其節は御召列被下候趣に御座候間、爲安心申越候間、其段爲御知置可給候。將又佐土原の兒玉某差戻相成候處、御紙面相達度々忝御禮申進候。西洋留學生の義色々議論相起、未熟の者は引戻候義迄相起候位にて中々齒も喰ひ立たぬ勢ひに御座候間、何様志定候共、再渡は六ヶ敷譯と相考申候。左様御含可給候。此旨任幸便一筆如此御座候。かしこ⁽⁵⁾。

五月四日

西郷吉之助

市來宗介様

(3) 菊子、後大山誠之介に嫁す (4) 椎原與右衛門 (隆盛の叔父)

(5) 以上か

【解説】此書は米國留學中の甥市來宗介（説明既出）へ贈つたので、内容は市來西郷兩家の消息が主なるもので、最後に西洋留學生の事も六ヶしくなつて未熟のものは召還すといふ論もある。志あるものでも、今後は容易に許されぬと報じてある。書中「年内より歸省云々」は隆盛が五年十一月歸省六年三月末上京した折の事をいふ。「菊次郎へ一封云々」は隆盛の子菊次郎此時十三歳にて宗介と同じく米國にあり、定めて手紙を読みかねるだらうから、序の時讀んでやつてくれといふのである。

三二九 市來宗介への書

明治六年五月四日

別封寺田氏注文の書物にて、方角違ひに御座候得共、御序を以テ相届様御取計被下度御頼申上候。別紙彌助殿方えも、是又御頼申上候。以上。

五月四日

言 之 助

宗 介 様

【解説】此書は前書と同封されたものであらうと思ふ。寺田氏とあるは獨逸に留學中の寺田平之進(弘)、彌助とあるは瑞西に留學中の大山巖のことである。

三三〇 寺田平之進への書

明治六年五月四日

尙々私には又々忌嫌われ、今に初めん事ながら、中々のし不_レ申、大に呵_レられ、込_レ入_レ候次第に御座候。

春暖相催候處、彌以御勉勵御苦學の由、奉恐賀_レ候。隨て小弟無_レ異義、消光致候間、乍_レ憚御安慮可_レ被_レ成_レ下_レ候。陳ば、古詩約範並に瀛環志略幸便有_レ之候、故差上候付、御落手可_レ被_レ下_レ候。當地も何ぞ相變候義無_レ之候得共、鹿兒島縣より老先生方東京え出掛、是非本の娑婆に引戻この論に御座候。貳百五十人、其外門闕方一同、副城公御供にて刀大小を帶、半髮大評判に御座候。川畑伊右衛門殿、杯

(1) 「のし申さず」とは薩の方言「堪へ難い」といふ意

大先生にて奇妙な人物能揃たものに御座候。御笑察可被下候。
此旨荒々奉_レ得御意候。恐々謹言。

五月四日

西郷吉之助

寺田平之進様

【解説】此書は即ち前書に見えた寺田氏への書である。米國を迂回して獨逸へ送られたのである。内容は書籍を送る事と、一珍事の知らせとである。由來隆盛の書翰文に妙味のあることは、今更言を要せぬことであるが、此文は特におもしろい。「當地も何ぞ相變候義無之候得共」より「奇妙な人物能く揃つたものに御座候」まで、短文ではあるが、言々句々躍動して、恰も活動寫眞を見るがやうである。更に又「尙々私には又々忌嫌はれ………のし不申こまり入候。」の數語は、久光對西郷の事情を説明し本文の不備を補ひてなほ言外に聲があるやうな感がする。

實に名文と云はねばならぬ。一體、手紙の妙は對者の心を得るにあるのである。南洲は最も意を此處に用ひてゐる。手近い例は同日に同じく海外に送り出した此書と、前の宗介宛の書とを比べて見てもわかる。

編者は、又此文を讀む毎に、寺田氏即ち今の望南翁が、俗離れして一世を睥睨し往々、警句を放つて古今の英雄を上下するところ、宛然此文の如きものあることを想起する。

三三一 桂 四郎への答書

明治六年五月十七日

芳翰難有拜誦仕候。追日暖和相向、先以御壯榮可被成御座奉恐
賀候。隨て卑僕無異儀送光罷在候間、乍憚御放慮可被成下候。
陳ば御免職の儀も直様大藏省⁽¹⁾え申入置候處、宮崎縣令え被仰付
候様、福山氏より歎願御座候由にて、松方より承候付、其儀は何
も難申候付、福山氏より一往掛合候上、都合可被成下段申入置、福
山氏え逢候間、私考には宮崎縣は宜有之間敷、松方氏より承候へ
ば、先鹿兒島えは手を付不申候て、十分宮崎を打起し、是より鹿兒
島え及し候御内決の由、左候へば他國の人を以御仕向有之候方

(1) 此頃民部即ち今の内務省の事務も大藏省の管轄であつた

(2) 宮崎縣參事福山健偉

可_レ宜、畢竟都の城縣内におひて、十分大藏省規則に依り立直され候處、其儀却て鹿兒島縣の氣障りと相成、餘程惡説を觸られ、私にも不快の仕合御座候故、又々初手の策と相成候はゞ、直様惡みを受候儀案中の事候間宮崎縣、被_レ相居候處不宜段申述置候得共、委敷參候上、得と談合も可_レ致この事に候。乍然いまだ面會も不_レ仕候間、左様御含可_レ被_レ下候。大山氏一階を被_レ進候義、餘程巧み有_レ之向に被_レ相聞可_レ申候。⁽³⁾奈良原參事に相居候含にて、松方杯打合居候由に御座候。可_レ驚事に御座候。乍然此策は相調申間敷、只勢ひを振ひ候賦か。又奥深_レ相考候得ば、縣廳の權威を以_テ人數を纏め、一仕事を巧候哉不_レ相分候。諸方え引張候と相見得、四方の人心を動し立可_レ申候。加州杯は内_レ田氏と引合、前以よりいたし置

(3) 可の字は贅か (4) 奈良原良繁

(5) 内田政風(此頃石川縣權令)

候事と相見得、追々人數出掛申候て、政府を屠るか私を暗殺可致
とか、段々と俗説は有之候得共、いまだ取止候事も無之、ポリスは
皆探索として忍入候故、少し動立候ば、決して油断は有之間敷、昔
の考にて事を企候共、十分の策は出來申間敷と相考申候。大山
氏には始終逃を取り、何も不構振ひにて用意はいたし居られ候
鹽梅に御座候處、先日兵隊中より大山氏、奈良原氏同席にて、至極
責付けられ、無致方被差下候都合に相成申候。若、此上異論いた
し候者有之候は、兵隊中にて處置可致候付、可爲相知道を踏、穩
に相掛不罷下杯の説を起し候は、直様可打臥、決議に有之候由
夫故相驚候様子にて罷下候都合にて、大慶の事に御座候。乍此
上切合等相始候は、赤面の上の赤面に御座候處、幸の始末に御

座候。御悅可被下候。此度は全私には不相知せこの事にて取計候得共、怨は一人に歸し可申事このがれぬものに自然明め居申候。

此旨荒々奉得御意候。恐惶謹言。

五月十七日

西郷吉之助

桂 四 郎 様

尙々御注文の書物は、岡部與兵衛先日罷下候付、彼者え相頼差上置候間、相届候はんと奉存候。若不達候はゞ、大阪にて少々相滞候事と相考申候付、不遠内には相届可申義と奉存候。何にても御注文の節は御申遣可被下候。

【解説】 此書は當時豊岡縣權令であつた桂久武への返書である。

「御免職の儀も云々」の意味は大體次の通である。御依頼の御辭職一條は早速大藏省へ申入れたが、福山宮崎縣參事からあなたを宮崎縣令に任命してほしいと云ふ内願があるといふことを、松方(正義)より聞いたから、それは一應福山氏より桂氏へ掛合つた上にとにしてもらひたい、と云つておき、福山へ逢つたから自分の考では宮崎縣令はよろしくあるまい、其理由は斯くく、と述べた所、福山は參邸の上得と御談合いたしたいと云ふことであつたが、未だ見えないと云ふのである。桂は六年一月豊岡縣權令に任ぜられ、同年六月十四日依願免職になつてゐるから、此後間もなく辭職を聽届けられたものと見える。「大山氏一階を進められ」と云ふのは、大山の六年四月十九日付で、鹿兒島縣參事から權令になつたことをいふか。奈良原を參事にするといふ相談もありしと見ゆ。

當時奈良原は久光の信任を得て、其左右に働いてゐた。内田政風は當時石川縣權令であつたが、矢張久光に好かつた。此書を見ると當時薩藩出身者中にも、隨分反西郷熱もあり、久光を擁して西郷排斥を企てたものゝやうに察せられる。つまり、西郷一派の軍人連中では奈良原、内田それから大山をも其一味と見てゐたものゝやうである。「内田氏と引合前以よりいたし置云々」は、前方より内田と交渉の上やつたことゝ見えて、加州より壯

士が追々上京し、政府を倒すとか、私を暗殺するとか、段々俗説があるけれども今は警察制度が備つて、密偵も放つてあるから昔の考では十分の事も出来まいといふのである。

「大山氏は始終逃を取り云々」は、大山は中立の態度で、吾關せずと云ふ風であるが、先日軍人連中より大山、奈良原同席にて嚴談に及び、遂に歸縣の事になつた。此事は私隆盛へは知らせずに取計つたのであるけれども、結局、怨みは自分一人に歸することとあきらめてゐると云ふのである。

要するに此前後は舊薩藩内部に於ける暗闘を中央の政界へさらけ出した時で、隆盛等の苦心、不面目、想察すべきである。併ながら一方から見れば、封建を打破して郡縣とした彼の驚くべき改革を成就した代償、決算をつけつゝあるのである。致方はない。勢である。

三三三 西郷信吾への書

明治六年五月十九日

先刻御談合いたし置候末、山縣氏來訪有之、大隈氏の口氣等尙又細々承知いたし、談合の趣も承候に付、一策相立候得共、即答可相成譯柄にては無之、大に面前にて差障候故、得と勘考の上尙又可申上旨申置候。今朝迄の論を以又々一體の上に變更いたし候處、甚難澁の譯に御座候。昨日迄は内定致置候て俄に裏を突⁺候事、事實適當の事柄なりといへども、爲すに不^レ忍處に候。一言の議を獻せず候とも、罪は同じ譯に御座候。同罪の者事を振替て纏候儀、幾度相考候ても出來不^レ申、畢竟固陋の病と存申候。然る

に一策を立候と申候は餘事には無之、近來議論兩立いたし候に付、確乎として大隈の論を條公御採用相成候得ば、必一方は安然として難罷在勢に御座候間、其節私より辭表の儀を相纏め、共に引込候様いたし候得ば、兩三人の處は無譯も引籠り可申、左候得ば心力を不費候て十分の策は成可申候に付、此方より振切て此策を御纏給度、山縣氏は餘程氣の毒がられ候得共、少も故障無之様には參不申候に付、偏御盡力の處相願候。若御遠慮共有之候ては甚以不_レ宜候間、斷然御行可給候。御方より御振はまり給候はゞ、決て山縣氏は否有之間敷、此上の策は無之事と相考申候。辭表の處は御受合可致候間、何分宜敷御頼申進候。得と御頼可申進候得共、以書中、匆々如此御座候。以上。

五月十九日

吉之助

信吾様

要詞

(西郷從徳侯爵家所藏)

【解説】此書は明治六年五月十九日のものゝやうである。内容に至つては大に研究を要する。機密の内談に涉ることであるから容易に分らぬ。今参考のため此頃の政府の重なる變動を掲ぐれば四月十日に司法大輔佐々木高行が辭職し、翌十八日に陸軍大輔山縣有朋が辭職してゐる。又十九日には左院議長後藤象二郎、文部兼教部卿大木喬任、司法卿江藤新平が參議に任ぜられ、五月二日に太政官職制の改正があつた。

五月七日大藏大輔井上馨が辭職し、同時に財政状態を悲觀した建白書を提出した。そこで同月九日大隈參議をして大藏省事務總裁として財政上の調査をなさしめた。明治史要には此折の事を次のやうに叙してゐる。

四年四月大藏省官制の改革あり。會計の事務大に面目を一新せりと雖も、明治最初五

六年間は維新創業の際にして、官制未だ整備せず、従て各省の権限も亦明ならず、故に各省事務は其長官の才智如何に依り伸縮するを免れず、大藏省は創設以來其事務漸次擴張し、一時は今日の内務省、農商務省、逓信省、會計検査院等の事務を包含し、且つ明治の人材は多く大藏省に集りしを以て、其權力頗る盛大にして太政官と雖も之を制するに苦むの勢あり。井上馨は明治四年より大藏省大輔と爲つて同省首要の地位を占め、就中大藏卿大久保利通、歐米巡廻中は、大藏卿代理の資格を以て事務を専決し、殆ど當るべからざる勢あり。是に於て政府中に反對者を喚起し、司法卿江藤新平、最其反對の地位に立つ、而して馨の意見往々政府の議と合はず、遂に大藏省三等出仕澁澤榮一と共に財政前途の方略に付、建議する所あつて、共に其職を辭したり。時に明治六年五月七日なり。斯くて參議として内閣に列する者西郷隆盛、大隈重信、板垣退助、後藤象二郎、大木喬任、江藤新平であつた。木戸も參議であつたが、外國巡遊中である。維新以來の勢力は薩、長、土、肥といふ順序であつたが、右の様な次第で四藩勢力の消長に變態を來たしてゐる。即ち上記六人の參議中薩一人、土二人、肥三人、長州は一人もゐなかつた。以上の事實と此書の内容とから推せば、山縣の相談は大隈派の參議が多くて内閣と諸省との折合がよくないから、參議の人數をへらそう。四藩の權衡も計らうといふのであつたかと想像せられる。

三三三 松平親懷への書

明治六年五月廿九日

先日承知仕候御縣の方へ他縣より令を被置候事件果して御推察の通り、先生御申立の筋を以て、大隈氏より談合有之候に付、鹿兒島より願立の趣を以て論じ懸⁽¹⁾け、全く虚言の次第故、先生御案勞被爲⁽²⁾在、再論じ置かず候ては、又間違を生じ候はんと御配慮御座候得共、右様成立候得ば、私にも必可承譯柄に御座候間、先御控相成候方可宜旨申上置、止候次第委細申解、且又鹿兒島縣の者と親敷相交り候故を以て、是迄深く御嫌疑相掛候得共、此節鹿兒島縣下の者動搖致候節も、大泉縣の者相加候儀も無之、勿論士卒族

- (1) 「懸け」の下に「られ」の字略脱か
- (2) 酒田縣の誤（もと大泉藩といつてゐたから）

のものを開拓に振向、人々其力にハミ³⁾候様仕掛候始末、其他縣治の次第、鹿兒島縣に比較致候て何れか甲乙可有之哉、此に至り候ては實に鹿兒島縣の者耻入候次第に御座候。右等の處畢竟役人の振ハマリ心力を盡し候譯を以て縣の事業も如斯舉り候儀に御座候へば、御賞美も可有之場合、却て嫌疑を蒙り候仕合、何かに別に御不審筋有之候事か論じ詰候處、全く承込候處、間違を生じ候に付此儀は決して取止可申この事に御座候。ヨキ序に御座候故開拓の一條に付盟を立候儀を解放し候儀、大藏省より内諭有之たる趣に御座候得共、畢竟開拓の儀は大業の事に候へば、最初に能々相堅め置不申候ては、半途にして必怠惰を生じ、成就難致候に付、同心協力の基を堅めんが爲に、神前に於て相盟候儀、當

(3) ハミは「食み」にて開墾の力にて衣食する様にしたさい、ふのであらう

然の事に候間、如何様御疑惑を蒙り候共、決して可驚譯に無之、若
哉此業不相成候ては、却て縣内の耻辱に候間、今一層人心を堅候
方可宜、此儀に於て難事相起り候はゞ、私引受可致旨、相答置次第
にて、何共氣の毒の段申述候處、大畏氏も右等の儀を相咎め候譯
無之、決して故障は無之旨返答有之、同僚中も一同盟を咎め候儀
決して無之この事にて、是又氷解致候間、御安慮可被成下候。右
始末以參御返答可申上筈に御座候得共、乍略儀以書中奉得御意
候。頓首。

五月二十九日

西郷吉之助

松平權十郎様

(南洲翁遺訓集に據る)

【解説】これは東京にての往復である。此書を以て見れば、大藏省當時内務をも管轄すあたりでは、酒田縣の當路者が隆盛初め鹿兒島縣人と親しいといふので、何か猜疑の眼を以て見てゐたといふことが窺はれる。此書の前半の書き振は、少しく分りにくい、事情は斯様であらう。最初松平酒田縣參事から、他縣人を縣令に据えたいといふことを大藏省へ願出たところが、鹿兒島人の請願のためだらうと論じかけられた。それは全く虚言だから、松平は今一度辨明しておかぬとよくないと思ひ、その事を隆盛に告げたところが、何れ大藏省より自分へも相談があるだらうから、其まゝにしておけと再度の申立を差止めてあつたものらしい。そこで大隈から話があつたから、斯様々に辨解しておいたといふのである。「鹿兒島縣下の者動搖」といふのは、多分近衛兵隊の中で、鹿兒島縣人出身のものが騒いだけれども、舊庄内藩出身者はそれに加はつてゐなかつたといふのであらう。(鹿兒島にて訓練された舊庄内藩士も近衛兵の中に居た)後半は明治五年舊庄内藩士三千餘名を三十四組に編成し、羽黒山の麓に開墾事業を始めた、その初に神前に誓ひを立てた。それも政府の嫌疑に觸れたと見え、その辯解をして諒解させたといふのである。

三三四 篠原冬一郎への書

明治六年六月廿八日

尙々七月迄の月給を以て御差引相成候段は承知不仕候得共、定て右の御運相成候事と奉存候。

御安康奉恐賀候。隨て小弟長々引入、何共無申譯仕合に御座候。陳ば先月中献金の義は、八月より正院にて相渡候間、七月迄は陸軍省より可相受取旨達相成候付、定て御差引可相成事と奉存候間、貳百金丈差出申候。私共には二分の一と相心得居候間、當月は都て正院より被相渡候付、貳百五拾圓差出候間、宜敷御取計被成下度奉希候。此旨乍略義以書中御頼申上候。頓首。

六月廿八日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

要詞

(有川九介氏所藏)

【解説】此頃隆盛は養生のため、東京市外、目黒なる弟従道の別墅（今の西郷従徳侯本邸の場所）にゐた。七月分の献金を陸軍省より受取るべき月給より差引いてもらう様に篠原へ依頼してやつたのである。献金と云ふのは此年五月五日皇城炎上につき、官吏一統献金する事になつてゐたから、そのための献金であらう。此書にて次の事がわかる。

(一)隆盛が此頃長く出勤しなかつた事、(二)隆盛の俸給は七月迄陸軍省より受取、八月より正院より受取りし事、(三)此時の献金は大臣階級のところでは月給の二分の一宛を納めし事、(四)隆盛の俸給は七月迄は四百圓、八月より五百圓であつたかと推定される。

三三五 椎原與右衛門への答書

明治六年六月廿九日

尊翰難有拜誦仕候。先以御機嫌能_レ被_レ遊御座恐悅の御義奉_レ存候。南島御廻勤も首尾能_レ被_レ爲_レ濟殊難海御安靜の段是亦恐悅至極奉_レ存候。御土産の品々難有御禮申上候。隨て私事無異義消光罷在申候間乍憚左様御放念可_レ被_レ成下候。河村氏₍₁₎おはるごの並₍₂₎鐵太郎殿至極の元氣にて著涯私方來訪有_レ之候處鐵太郎殿には餘程の愛₍₃₎付にて是非不歸この事にておはるごには大心配西郷ごのぼん₍₄₎さんに成るこの事にて乍漸御列歸にて御座候。其後私にも御見舞申上候處鐵太郎殿には留守にて得逢取不申候得共、

(1) 椎原の女にて川村純義の夫人

(2) 今の川村伯 (3) 愛付は「なづき」

(4) 「ぼんさん」は東京にていふ「ぼつちやん」に同じ

皆々御元氣の事に御座候間、御懸念被_レ成間敷候。扱御辭表の義被_レ仰下候間、早速相認、大山格殿え委細書面を以申遣候處、餘程不審の様子に御座候間、又々押返し書狀差遣し候へば、翌朝私宅え可_レ參この事にて逢取申候處、格州⁽⁵⁾方え御遣の御狀には決して色地も無_レ之、私の作意を以_テ格州杯え爲_レ引候賦に疑惑被_レ致候間、決して右様の譯にては無_レ之、御案内通與右衛門義は、當時の振合には向兼候故、始終引入候事計申居候譯にて、不平杯懷き候譯合更に無_レ之、只我身を恥_ケ開化の娑婆には、迎も向違_コ自身申居候仕合にて、何卒いたし引留度賦にて我々共には度々申込候得共、決して動き不申候故、無_レ據右次第にて候旨、御書添の書面爲_レ見申候處、夫にて安心いたし、然らば御辭表は差出候様可_レ致この事にて受取に相成

(5) 格之助を指す、州は尊稱

申候。此格州の振舞實に驚入候仕合、錢の金のご申事計、全の商人肌合に成、切り居られ、是にて向の人の機嫌に叶ふ様にもてなし、彼にても(二)不明にいたし、只自分面計(つらばかり)を能いたし候、輕薄なものに陷候故、皆々人望を失し、當時は盜犬の如くひろくいたし居られ候、休見苦敷次第に御座候。ケ様な人ご共に事を談じ候義は出來申間敷、此度の御辭表は御尤千萬の事ご奉存候。又も御奉職相成共、此度は御(一)不明相成候義、御當然の事ご奉存候。兵隊中にても近來は餘程望を掛、兵部卿に御選舉相成候へかしご申位に御座候處、此度は頓ご人望絶果、誰も望を掛候者無之様罷成申候。此一事を以も御推察可被下候。我は胸中灑々落々体の者なれば、決して人を恐れ候義は無之候得共、濁水を飲み候はゞ、清水

は忌れ候義、世の中當然と明め居申候。何の恐る事も無之、氣違ふ事も無御座候間、御安心可被成下候。將又五月初より又々持病相起、幾度繰返し灸治いたし候得共、一向其驗も不相見候間、もふは不治の症と明め居候處、不圖も當月六日、

主上より侍醫、並獨逸醫ホフマンと申者御遣に相成候付、療治いたし吳候處、肩並胸杯の痛も少く相成、漸々快方に向候次第に御座候。療醫の見込も、膏氣増出いたし、血路を塞ぎ、順環不致候故、痛所も出來、若脈路を塞ぎ、脈路破候節は、即ち中風と申ものに候由、いまだ器械は不相損候故、療治の不出來段には、至不申候得共、餘程臟腑も迷惑いたし居候付、都て膏氣を拔取不申候ては、不相濟この事にて、瀉藥を用ひ、一日五六度づゝもくだし候事に候。少

しも倦の覺無之、日々心持宜敷相成申候。最早廿日餘にも相成候得共、些も勞れ不申、朝暮は是非散歩いたし候様承り候得共、小網町にては始終相調不申候處、青山の極田舎に信吾の屋敷御座候間、其宅を借、養生中に御座候間、朝暮は駒場野は纔四五町も有之候故、兎狩いたし候處、勝たる散歩に相叶、洋醫も大に悦び、雨降には劍術をいたし候か、又は角力を取候か、何か右等の力事をいたし候様申聞候得共、是は相調不申段相答候へば、獨逸杯は劍術を不致者は決して無之、人の健康を助け候もの故、彼國にては醫師中より相起り、劍術を初め候段申事に御座候。獨逸の強國たる様、想像被致申候。夫故雨中も當社にても、其中にて散歩いたし候様承申候間、勤て醫師の申如く相勤申候。食は麥飯を少々づ

、其外鷄等格別膏のなきものを食用にいたし、成丈米杯は勿論、五穀を不食様との事に御座候。肉は却て膏には不相成候由、穀物が第一膏のみに相成候趣に御座候。今より二ヶ月も相立候得ば、必病氣を除き可申と、口を極て申居候。此度は決して全快仕可申候間、御安心可被成下候。此旨荒々病氣の形行も申上置候。恐々謹言。

六月廿九日認

西郷吉之助

椎原與右衛門様

【解説】宛名の椎原與右衛門は隆盛の叔父である。當時鹿兒島縣廳に奉職し、昨年来久しく同縣管轄の島々を巡回して鹿兒島にかへり、東京へ土産物など送つてきたので、その

禮を兼ねて此書をつかはしたのである。河村氏おはるどのとあるは、與右衛門の女にて純義の妻、鐵太郎はその長子で、今の川村伯のことである。

「御辭表の義云々」は、當時上京中の鹿兒島權令大山格之助(綱良)へ交渉の顛末を叙し、隨分大山を誹謗してゐる。相手が隔のない叔父ではあるが、隨分不遠慮に悪口を云つたものである。隆盛の書中かく猛烈に人を誹謗したるものは稀である。思ふに此頃大山は島津老公と隆盛及びその同志との間に介在して、頗る苦境に立つてゐたことは事實である。それらの事より隆盛に對して煮えきれぬ態度があつたのであらう。隆盛部下のものは彼を奈良原一味と見てゐた。(五月十七日付桂宛書翰參照)

「將た又五月初より又々持病相起り」より以下は、主上より侍醫並に獨逸醫ホフマンを差つかはされ、その治療をうけ、弟從道の目黒の別邸(今の本邸のあるところ)にて、療養最中なること及びその治療方法を細かに報じたものである。

三三六 西郷信吾への書

明治六年七月廿一日

先日は御來訪の由候處、折惡敷失敬相働申候。昨日は珍物品々御惠投厚御禮申入候。扱臺灣の模様少々相分候由、就ては兵隊御繰出相成候儀に候はゞ、鹿兒島の兵一大隊招集いたし、別府氏引受度この事に候間、至極可宜と相考候に付、御方迄御申入置可被成旨申置候處、野生よりも相頼吳候様承候に付、何卒御働被下度御頼申上置候。いまだ副島氏不罷歸候ては御決定の儀も難出來事に候へ共、前廣不申置候ては、定て諸方より願立候はんと相考候に付、宜敷御含可被下候。此旨乍略儀以書中得御意候。

以上。

七月廿一日

吉之助

信吾様

要旨

(西郷從徳氏所藏)

【解説】副島全權大使の清國から歸朝したのは七月二十六日である。此書はそれより五日前の二十一日付である。矢張目黒より差出したものであらう。副島の談判に對し、清國の答は、台灣の生蕃は化外の地で我政教の及ばぬ所である云ふのであつた。歸朝前その大體は分かつてゐたので、台灣征伐の聲が高まり、武官の從軍運動が始まつた事は、此書を以ても知られる。副島は外務卿を以て全權大使となり、清國との條約批准交換と、台灣事件談判のため、六年三月十二日横濱を發し、鹿兒島に立寄り、當時歸省中であつた隆盛に打合せして、四月天津に到着したのであつた。

三三七 板垣退助への書

明治 年七月廿九日

先日は遠方迄御來訪被成下厚御禮申上候。扱朝鮮の一條副島⁽¹⁾氏も歸着相成候て、御決議相成候哉。若いまだ御評議無之候はゞ、何日には押て參朝可致旨御達相成候はゞ、病を侵罷出候様可仕候間、御含被下度奉願候。彌御評決相成候はゞ、兵隊を先に御遣し相成候儀は、如何に御座候哉。兵隊を御繰込相成候はゞ、必彼方よりは引揚候様申立候には相違無之、其節は此方より不引取旨答候はゞ、此より兵端を開き候はん。左候はゞ、初よりの御趣意は、大に相變じ、戰を醸成候場に相當り可申哉と愚考仕候

(1) 目黒の別墅を訪れたのである

(2) 七月二十六日歸京

間斷然使節を先に被_レ差立候方御宜敷は有之間敷哉。左候得ば
決して彼より暴舉の事は差³⁾見_レ得候に付可_レ討の名も慥に相立候事
と奉_レ存候。兵隊を先に繰込候譯に相成候はゞ樺太の如きは最
早魯より兵隊を以保護を備度々暴舉も有之候事故朝鮮よりは
先に保護の兵を御繰込可_レ相成と相考申候間旁往先の處故障出
來候はん。夫よりは公然と使節を被_レ差向候はゞ暴殺は可_レ致儀
と被_レ相察候付何卒私を御遣被_レ下候處伏して奉_レ願候。副島君の
如き立派の使節は出來不_レ申候得共死する位の事は相調可_レ申か
と奉_レ存候間宜敷奉_レ希候。此旨乍略義以書中奉_レ得御意候。頓首。

七月二十九日

追啓、御評議の節御呼立被_レ下候節は何卒前日に御達し被_レ下度、

3) 「さし見え」さには分りきつて居るこいふ意

瀉藥を相用候へば、決して他出相調申候間、是又御含置可被下候。

板垣様

西郷拜

要詞

【解説】 明治初年から對外問題中最大の痛であつた朝鮮問題が、明治六年に至つて遂に最高潮に達した。朝野の士は韓國の無禮に憤激して、征韓論が全國に渦と卷いた。そこで政府は六月十二日閣議を開いて前後策を議したが、參議板垣退助等の意見は直ちに出兵して強硬談判に及ぶべしといふに在つた。然かし隆盛は之を不可とし、先つ使節を派し、正理公道を以て韓國政府を説き、それでも尙反省しないで我大使を殺害するに至つたならば公然その罪を萬國に聲明して之を討つがよいと主張した。初め強硬な出兵論者

であつた板垣も隆盛の意見が公明正大であるのに賛成して前説を翻した。隆盛はどうかこの使節は自ら一身を捧げて當りたいと申出でたのである。此書の發端に「先日は遠方まで御出下され」とあるは、板垣が日黒の別荘に隆盛を訪問せしを謝したのである。當時外務卿副島種臣は帝國全權として清國に派遣され、近く歸朝の事になつてゐたから、閣議は副島の歸朝次第直ちに隆盛の議を決しようといふことになつてゐた。七月二十六日副島は清國から歸朝した。隆盛は脂肪過多の肥滿病に罹り、前にも見えてゐた通り陛下の思召によつて獨醫の治療を受け日黒で靜養してゐたが、閣議が待遠しくて、この書を板垣に飛ばして、自分の遣韓大使たるべき議を一決せられたいと希望したのである。追啓に瀉藥とあるのは、獨醫の診察で下瀉劑を用ひてゐたのを指す。瀉藥を用ひさへすれば、外出しても差支ないから、閣議の口がきまつたら前日に知らせてくれといふのである。

三三八 板垣退助への書

明治六年八月三日

先朝參櫻仕候處色々御高話拜承仕厚御禮申上候。扱其折大臣
公え參殿可仕旨申上置候得共、數十度の瀉し方にて、甚以疲勞い
たし候付、別紙の通相認、今日差出置候間、定めて御覽可被成下候
得共、卒度寫取候て差上置候に付、何卒此上の處左右恐入候得共、
御盡力被成下度奉希候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

八月三日

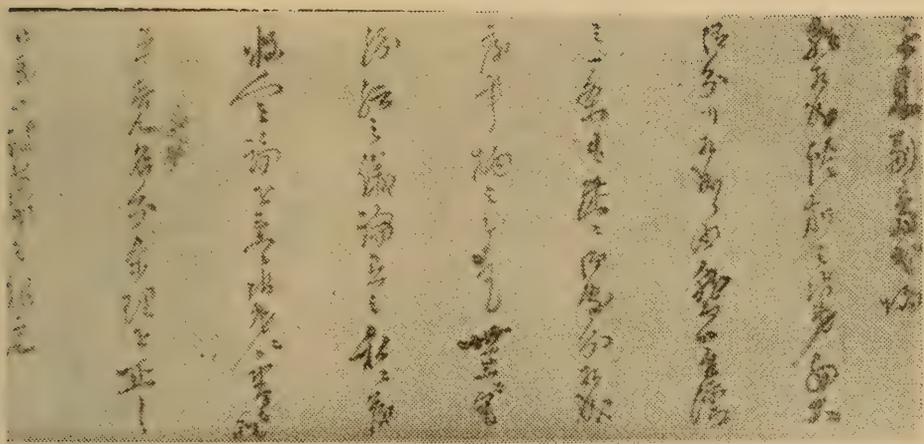
西郷 拜

板垣様

要詞

(1) 三條太政大臣

【解説】隆盛は病を推して板垣を訪ひ、尙も自ら遣韓大使の任に當らんことを希望したが、此書は八月三日朝鮮處分につき意見書を三條太政大臣に呈出せし旨を告げ、その寫を贈つたものである。「數十度の瀉し方にて甚以疲勞いたし候」の一齣を讀んでも、如何に隆盛が病苦を忍んで國事に鞅掌したかと窺はれる。



三三九 三條實美への書

明治六年八月三日

近來副島氏歸

朝相成、談判の次第細大御分り相成候由
 就ては臺灣の一條も速に御處分相成度
 事柄と奉存候。世上にても紛紜の議論
 有之、私にも數人の論を受候次第に御座
 候處、畢竟名分條理を正し候儀は、討幕の
 根元、御一新の基に候へば、只今に至り、
 右等の筋を不被相正候ては、全物好の討

朝鮮の一條御

一新涯より御手

を被付最早五六

年も相立候はん。

然處最初親睦を

求められ候義に

ては有之間敷定

て御方略爲有之

一朝鮮の一條御
一新涯より御手
を被付最早五六
年も相立候はん。
然處最初親睦を
求められ候義に
ては有之間敷定
て御方略爲有之
事と奉存候。今
日彼が驕誇侮慢
の時に至り、始を

朝鮮の一條御

一新涯より御手

を被付最早五六

年も相立候はん。

然處最初親睦を

求められ候義に

ては有之間敷定

て御方略爲有之

右ノ御座

是レ上ニ上ニ候事ナシ

左ノ御座

是レ上ニ上ニ候事ナシ

右ノ御座

是レ上ニ上ニ候事ナシ

左ノ御座

右ノ御座

行當り候故、最初の御趣意不被爲貫候て
 は、後世迄の汚辱に御座候間、斯に至り、一
 涯人事の限り被爲盡候處に御座候間、斷
 然使節被召立、彼の曲、分明に公普すべき
 時に御座候。是迄御辛抱被爲在候も、是
 非此日を被相待候事と奉存候付、誠に奉
 恐入候へ共、何卒私を被差遣被下度、決て
 御國辱を醸出し候義は、萬々無之候付、至
 急御評決被成下度、義と奉存候。左候へ
 ば寸分なり共
 御鴻恩を可奉報事にて無此上難有仕合

に御座候間速に御許可被成下候様奉伏願候。
右の趣參

殿の上言上可仕義に御座候處、近比激劑を用ひ、甚及疲勞候付、不願恐懼書面を以テ呈上仕候付、何卒御採用被成下度奉願候。誠惶謹言。

八月三日

西郷隆盛

(木戸侯爵家所藏)

【解説】此書は臺灣事件及び朝鮮使節一件に付三條太政大臣へ提出した意見書である。副島外務卿は七月二十六日歸朝したけれども、此日に至る迄閣議を開かれなかつたので隆盛焦心に堪へず、速に閣議を開かれんことを促がし、併せて兩事件に對する希望を開陳したものである。

三四〇 板垣退助への書

明治六年八月七日

暑氣甚敷御座候へ共、無御障御勤務の筈奉恐賀候。陳ば池上四郎別紙書面差遣、先生え御依頼申上越候趣も有之由御座候間、何卒暫は支那の探索方にて御差置被下候儀は相調申間敷哉。左候得ば當人も難有尙又勉勵可仕候付、宜敷御指揮被成下度御願申上候。此旨自由の働恐入候得共、以書中奉希候。頓首。

八月七日

西郷吉之助

板垣退助様

要詞

【解説】 隆盛が大陸經營に志すや、豫め清韓の地形、風俗、民力等を審かにせねばならぬといふので、板垣等と謀り、三條太政大臣に請うて、明治五年八月、陸軍中佐北村重頼、少佐別府晋介を韓國に派遣し、尋で池上四郎、武市熊吉、彭城中平を滿洲に派遣した。命を受けた池上等は十六日東京を發し、先づ上海に渡り、それから芝罘、營口を経て、南滿洲の各地を視察し、武市、彭城の兩名は相前後して池上より先きに歸朝したが、池上一人は猶留まつて清國内地の視察をしたいと、その許可を願ひ越した。因て隆盛から板垣の執成しを依頼したのが此書である。隆盛が自ら遣韓使節に起たんと主張した一方には、豫めかゝる深き用意がしてあつた。(本卷池上四郎への書参照)

三四一 板垣退助への書

明治六年八月十四日

昨日建言いたし置候朝鮮使節の儀、何卒此上の處、偏に御盡力被
成下度奉祈候。又々罷出候て暴論を吐不申候ては、不相濟と思
召も御座候はゞ、卒度御知らせ被成下度、早速罷出候様可仕候。
就ては小弟被差出候儀、先生の處にて御猶豫被成下候ては、又々
遷延可仕候付、何卒振切て御差遣被下候處、御口出し被成下度、是
非此處を以て戰に持込不申候ては、迎も出來候丈けに無御座候付
此温順の論を以てはめ込候へば、必可戰機會を引起し可申候付、只
此一舉に先立、死なせ候ては不便抔、若哉姑息の心を御起し被

下候ては、何も相叶不_レ申候間、只前後の差別あるのみに御座候間、是迄の御厚情を以、御盡力被_レ成下_レ候へば、死後迄の御厚意難_レ有事に御座候間、偏_レ奉_レ願_レ候。最早八分通は參掛居候付、今少の處に御座候故、何卒奉_レ希_レ候。此旨乍_レ略_レ儀、以_レ書中_レ御願旁奉_レ得_レ御意_レ候。頓首。

八月十四日

西 郷 拜

板 垣 様

(板垣家所藏)

【解説】副島は歸朝して遣韓大使派遣のことを聞き、自らその任に當る考であつた。三條太政大臣も亦副島を適任であると思つたのは副島が外務卿である當然の責任以外に

隆盛の如き社稷の重臣を朝鮮に遣はし若しも殺害せられるやうなことがあつては國家の最も大なる損害であるとしたからである。然るに隆盛、一夜副島を訪問し、肝膽を披瀝して大使の任を自分に委されんことを懇請したので、副島も遂にその至誠に動かされ、自己の主張を抛つて隆盛を大使とすることに同意した。蓋し隆盛の胸中、大院君を相手として立派に第二の江戸城開渡しを遣つて除ける成算があつたに相違ない。副島すでに手を引いた以上、たゞ閣議を経て決定するだけのことである。この場合、西郷は、尙一層板垣の助力を請はんとして此書を興へ、西郷を殺すは不憫などゝ姑息の心を起し、遲議するなどのことの無いやう、その非常の決心を現はしたのである。

三四二 板垣退助への書

明治六年八月十七日

昨日は遠方迄方々御來臨被成下御厚志深御禮申上候。扱昨夕は參⁽¹⁾殿仕候て縷々言上いたし候處、先生方御療治能行届候御様子にて、先日於正院申立候砌は餘程相替居候付、只使⁽²⁾節の御歸り迄御待被成と申儀何分安心いたし兼、此節は戰を直様相始め候譯にては決して無之、戰は二段に相成居申候。只今の行掛りにも、公法上より押詰候へば、可討の道理は可有之事に候へ共、是は全言譯の有之迄にて、天下の人は更に存知無之候へば、今日に至り候ては、全戰の意を不持候て、隣交を薄する儀を責、且是迄の

(1) 三條邸へなり

(2) 遣外使節岩倉具視を指す

不遜を相正し、往先隣交を厚する厚意を被_レ示候賦_{つと}を以、使節被_レ差向候へば、必_ズ彼が輕蔑の振舞相顯候のみならず、使節を暴殺に及候儀は、決して相違無_レ之事候間、其節は天下の人皆舉て可_レ討の罪を知り、可_レ申候間、是非此處迄に不_レ持_ち參_ら候ては、不_レ相濟場合に候段、内亂を冀ふ心を外に移して國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て、終に天下を失ふ、所以の確證を取て論じ候處、能々腹に入候間、然らば使節を被_レ差立候儀は、先度花房被_レ差遣候同様の譯に御座候間、今日に被_レ相決候ては如何に御座候哉、御迫り申上候處、至極尤に被_レ思食候間、今日は參議中え御談の上、何分返答可_レ致旨承知仕候付、何卒今日御出仕被_レ成下候て、少弟被_レ差遣候處御決し被_レ下度、左候へば彌戰に持込可_レ申候付、此末の處は、先

生に御譲り可_レ申候間、夫迄の手順は御任し被_レ下度奉_ニ合掌_一候。若
哉使節を被_レ差立_一候儀不_レ宜_ニ思食_一候はば、其段拜聽仕度被_レ差立_一候
儀至當に思食候はば、大使の御歸りを御待被_レ成候共、是非手順は
御立不_レ被_レ下候ては、不_レ相濟_一候付、早速外務卿へ御達し相成、彼方え
被_レ差遣_一候文案の草稿御取調被_レ仰付、御歸迄には右等の儀御手揃
相成候様無御座候ては、御待被_レ成候御趣意更に不_レ相分_一候付、其邊
の處判然と御處分被_レ成下、安心の出來候様被_レ成下度と押し付置
候間、此上は先生方御決定の議論相立候はば、決して被_レ相行_一可_レ申
儀と相樂居申候間、何卒宜敷様御願申上候。此旨自由の働恐入
候得共、以_レ書中_一奉_レ希候。頓首。

八月十七日

西 郷 拜

板垣様

【解説】八月十六日夜、隆盛は更に三條太政大臣をその私邸に訪問して、大使問題に對する決心を促がした。三條は初め岩倉の歸朝を俟つて決めやうとの腹であつたが、最早隆盛の決心動かすべからざるを知り、この上は更に閣議を開いて之を決しようと言明した。隆盛は内心尙安んぜず、此書を板垣に贈つて更に盡力を請ふたのである。書中「先生方御治療能行届」云々とあるは、板垣等の入説が能く大臣の腹に入つたと見えて、先日内閣で言ひ出した時とは、餘程引受がよかつたといふのである。「戰を直様相始め候譯にては決して無之、戰は二段に相成居申候」の一齣、隆盛の對韓意見が決して所謂征韓論そのものでなく、堂々人事を盡し名分を正さんとする大使派遣論であつたことを知るに足るのである。十七日の閣議では各參議孰れも隆盛を遣韓大使とすることに一決したゞその發表を、岩倉大使の歸朝後にすることになつた。

三四三 板垣退助への書

明治六年八月十九日

昨日は參上仕候處、御他出にて御禮も不_レ申上實に先生の御蔭を以_テ快然たる心持始て生じ申候。病氣も頓に平癒、條公の御殿より先生の御宅迄飛で參り候仕合、足も軽く覺申候。もうは横棒ヨコボウの憂も有_レ之間敷、生涯の愉快此事に御座候。用事も相濟候故、又々青山(1)え潜居仕候。此旨乍略儀以_レ書中御禮のみ如此御座候。頓首。

八月十九日

西郷拜

板垣様

(1) 青山の田舎、目黒別墅の事

【解説】 當時主上には箱根の行在所に御駐輦中であつたので、三條太政大臣自ら箱根に伺候し、十七日の閣議の結果を奏上した。主上之を御嘉納に成り、尙岩倉の歸朝後熟議して奏上せよと仰出された。十八日三條歸京するや直ちに隆盛を招いて勅旨を傳へた。隆盛始めて宿志の貫徹せるを喜び、踊躍禁する能はず、歸途その足で板垣を訪ひ、大にその盡力を謝する積りであつたが、折あしく板垣が外出中であつたので、翌十九日更に此書を贈つたのである。「生涯の愉快此事」云々以て隆盛その日の面目躍如として見るが如きものがある。

三四四 板垣退助への書

明治六年八月廿三日

先日は態と潜居迄御來訪被_レ成下、御教示の趣、深奉感佩候。死を見る事は歸する如く、決ておしみ不_レ申候得共、過激に出て、死を急ぎ候儀は不_レ致候間、此儀は御安堵被_レ成下、度奉_レ希候。乍然無理に死を促候この説は、跡以_テ必ず起り可_レ申畢竟其邊を以_テ戰を逃候策を廻し候儀、必定の事と奉_レ存候付、先生は御動き被_レ下間敷、今日より御願申上置候。扱少弟此節の病氣に付、主上より御沙汰を以、醫師え被_レ命治養仕候間、醫師の命ずる通りいたし來候處、最早治養所にては無_レ之候得共、難_レ有御沙汰を以加

養いたし候付ては、死する前日迄は治養決して不怠と申居候位に御座候間、死を六ヶ敷思ふものは狂死でなくては出来不申候故、皆々左様のものかこ相考可申候得共、夫等の儀は兼て落着いたし居候間、申上候も餘計の事とは奉存候得共、先生の御厚志忘却難致、御安心迄に卒度申上置候。此旨御厚禮旁以寸楮奉得尊意候。謹白。

八月二十三日

西郷 拜

板垣 様

拜呈

【解説】隆盛の趣意に賛成し、極力閣議の通過をはかつたのは板垣であつた。今、隆盛の

宿志が貫徹したのは、板垣に取つて我がことの如き喜悅であつたに相違ない。板垣は答禮を兼ねて隆盛を青山の邸に訪問したところ、二十三日隆盛が、また板垣に贈つたのが此書である。其節、徒らに死するのが能でないといふことを板垣が懇々話したものと見えて、此書には大使として朝鮮に赴くとも、妄に死を急ぐがごときことはしないといふ意をくりかへして述べてゐる。

三四五 黒田清隆への答書

明治六年九月二日

芳翰忝（七八字切斷）御來訪被_レ成（五六字切斷）の仕合、御海恕可_レ被_レ下候。陳ば樺太の條件御申立相成候由、雀踊此事に御座候。貴兄の御持場に事始り候得ば朝鮮處（ていこう）にては無_レ之、直様振替候心底に御座候。是迄貴兄の御親切を蒙り居候儀、如何計（はかり）かも不相知兼て死は一所と相考居候次第に御座候間、應援處（じゆん）にては無_レ之、主と相成十分議論可_レ致候間、御安心可_レ被_レ成下候。相手（てがみ）は好し此位の樂みは無_レ之事と相考居申候。此旨御報迄、荒々如此御座候。頓首。

九月二日

西 郷 拜

(1) 相手は強國で申分はないといふ意

黒田様

拜復

【解説】 此年二月に樺太母子泊にて魯人が邦人の漁番屋に放火し暴行した。そこで當時樺太駐劄開拓監事の堀基から、人民保護のため相當の出兵あらんことを黒田開拓次官へ請求してきた。それに對する黒田の答は七月六日付で發せられた。大要、出兵は容易でないが暫く耐忍して時を待つことにしよう。ポリスを差遣はすことは決定の上後便より御返事しよう。なほ魯人暴行の確證を得るやうにと云ふやうな事であつた。元來黒田の意見は暫く樺太を放棄して、先づ北海道開拓に力を專にしようといふにあつた。

然るに此書を通してみると、黒田は九月二日に樺太住民保護のために出兵の建議をなし、その趣を隆盛に知らせて、閣議に於ける應援を依頼して來たものゝやうである。隆盛の眞意はいざ知らず、此文面にては景氣がよすぎる程應諾の意を表してゐる。もとより隆盛の意見も、護民出兵にも、魯國詰問にも賛成であつたにちがひないが、樺太問題と朝鮮問題とは同日の論ではないのである。それに朝鮮どころにてはないと出たのは何か意

味がありそうである。或は曰く、隆盛の朝鮮事件を緩和させる爲に黒田より樺太一件を
持出したのであると。若も隆盛にして朝鮮の方ばかりを主張して、樺太の方に反對する
やうであつたら、強國の魯に對しては不問の態度を取り、弱國の朝鮮をせむるとは何事ぞ
といふ論が何處からか出てくるのは必定である。隆盛はその邊を看破して取り敢ずか
ゝる返事を出したのかも知れぬ。

三四六 板垣退助への書

明治六年九月三日

彌以御安康被_レ成_レ御座珍重奉_レ存候。陳ば毎度不埒の至御座候得共卒度手に怪我いたし候處、少々相痛候付、兩日は參朝難叶候付何卒宜敷御助合被_レ下度奉_レ合掌候。此旨乍略儀以書中奉_レ希候。頓首。

九月三日

西郷拜

板垣様

要詞

【解説】隆盛は今はたゞ岩倉の歸朝を俟つのみであつた。然かも手に怪我して兩日參朝を缺くことは心懸りであつたと見え、板垣に此書を贈つて諸事を委頼したのである。

三四七 黒田清隆への書

明治六年九月十一日

一二日は不能鳳眉候處、彌以御壯剛奉恐賀候。陳ば御建白の一條如何の模様、に御座候哉。昨日は條公より御建白書を御廻相成爲何御趣意も不相分、大隈後藤え相廻し候様この趣のみにて御評議に相成候程合も無覺束、今に漸御廻達相成位に御座候へば、迎も護兵の處迄にも参兼候はん。此方え十分相はまり候ても詮立候事に御座候はゞ、書面御廻し相成候故、飛出候て可宜義に御座候得共、朝鮮の處迄も崩れ候ては頓藏がめあがり可申さ狐疑いたし居申候。若哉朝鮮をこはがりて、よけに論を起し候

(1) 「めあがり」は「舞ひ上がり」の薩音、「倉が舞ひあがる」といふのは「土臺が飛ぶ」といふ語に同じく、自家の大切のものが全然無くなるといふ意であらう

この疑惑も起り候はんと案じ居申候。此御評議は小田原にも
參兼可_レ申と相考居申候。是迄の遅々何と可_レ申哉、纔の冊紙を數
日一人の手に留候位、推_テ可_レ被_レ察候事に御座候。此旨卒度爲_レ御知
如_レ此御座候。頓首。

九月十一日

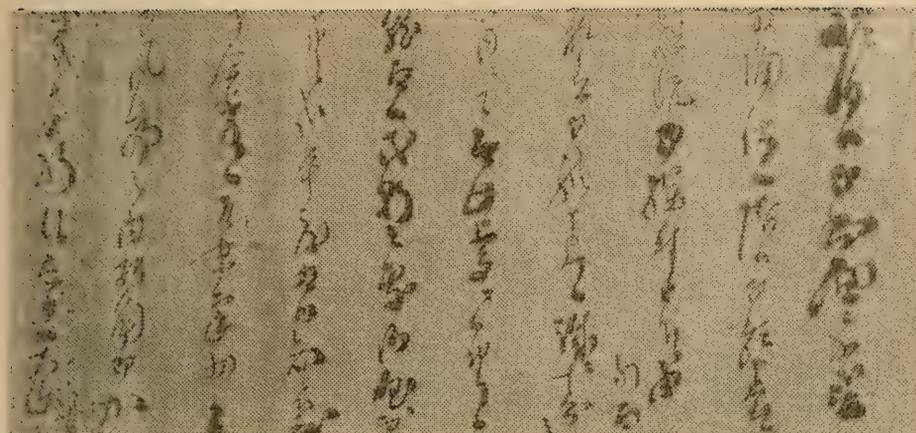
西郷拜

黒田様

要詞

【解説】樺太一件に對する隆盛の眞意は寧ろ此書にあらはれてゐる。前の二日付のと
對照すれば餘程の差違がある。此書には、先づ二日に差出した建白を三條公から、今頃意
見も何もつけずに參議へ廻される様では、護民出兵など云ふ段にはなるまいとあつて、次
に十分相はまり(奮發して)詮が立つことなら既に建白書を示されたこと故最早、飛び出し

て争うても差支はないけれども、その爲めに朝鮮使節一件まで破れるやうでは、萬事休することになるから躊躇してゐる。萬一朝鮮に使節に行くことが恐しくなつて、それを避けるために又樺太問題を云ひ出したのではないかと云ふ世間の疑惑も起りはすまいかと案じてゐる。是迄の様子では樺太問題は、小田原評議と云ふ場にも行かずに御流になるだらう。是迄の遅々たる経過は何事ぞといふのである。

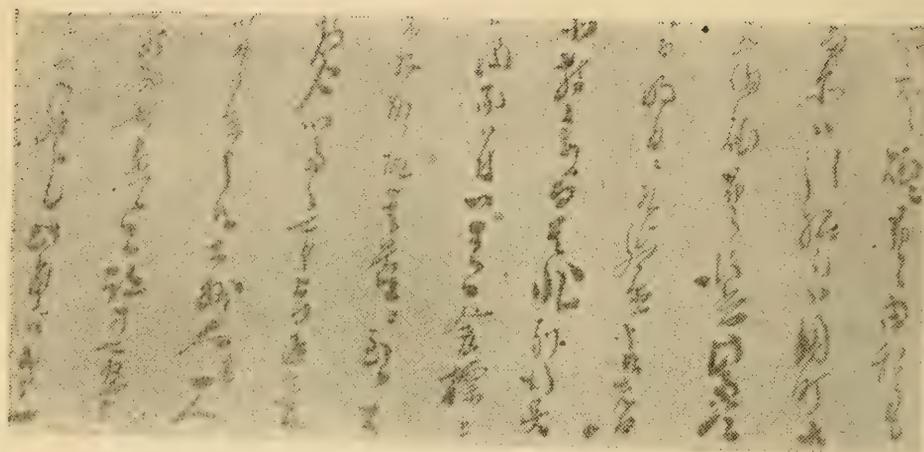


三四八 別府晋介への書

明治六年九月十二日

昨日は御書面被成下忝拜誦仕候。陳ば御願申上置候短銃御探付被下候由、別て難有御禮申上候。誠に十分の筒にて無此上事に御座候。就ては、代料の處何程にて御座候哉、卒度爲御知被下度奉合掌候。乍末筆少々御風邪の由、折角御加養奉祈候。今日は大使も歸着の賦に御座候由、私にも當所は引拂ひ、小網町え罷歸

(1) 目黒別墅



賦御座候得共此雨冷にて明日に相延置
申候。先日は北村參候て是非列行吳候
様承候付、いまだ發標に不相成候故、其節
に至候は、都合いたし可申旨返答いた
し置申候。土州人も一人は死なせ置候
は、跡が可宜と相考居申候。此節は第
一憤發の種蒔に御座候故、大に跡の爲に
相成候はんと相考居申候。如何に被思
食候哉。貴兄の御考も承、度相考居申候。
可宜御見込候は、其方に直様振向可申
何分御返事奉待候。此旨乍略義以書中

奉_レ得_二御意_一候。頓首。

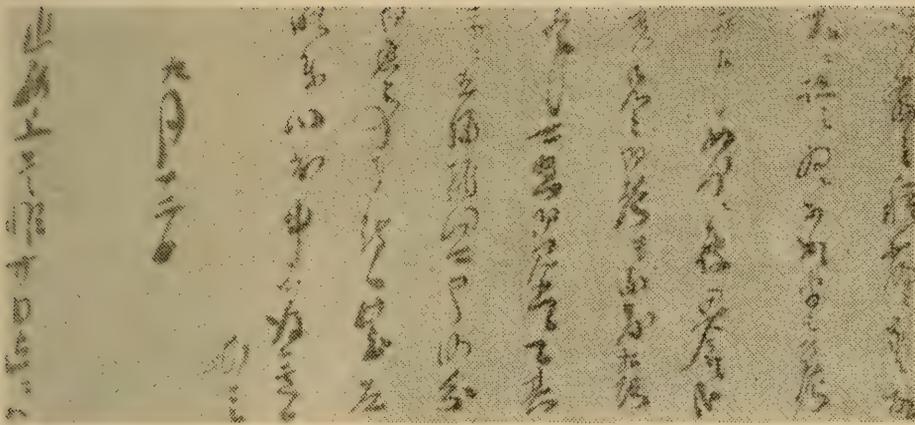
九月十二日

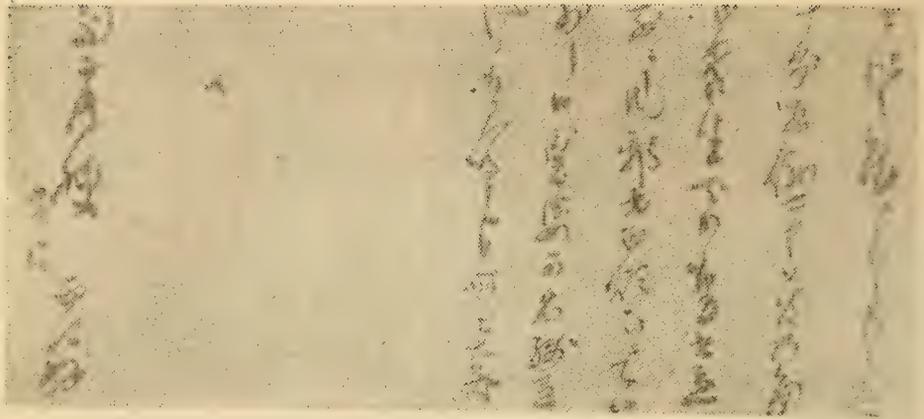
追啓上、是非廿日迄には出帆の賦に御座候間、其邊は十分相働可申候付、折角御養生可_レ被_レ成_二御座_一候。出立前に風邪共御煩ひにては、少しは娑婆が名殘有_レげ相見得申候。呵々大笑。

西郷 拜

別 府 様

要 詞





【解説】 隆盛は着々として朝鮮渡航の準備を急いだ。此書は別府晋介に依頼してあつた短銃を探がし付けて呉れた禮狀であるが「今日は大使も歸着の賦に御座候由」といひ、「先日北村參候て是非列行き呉れ候様承候」といひ、「是非二十日迄には出帆の賦に御座候」といひ、如何にその精神を韓山の空に飛ばしてゐたかが判かる。岩倉大使の歸朝したのは一日遅れた九月十三日であつた。北村とは曩きに朝鮮を視察せしめた土佐人北村重頼のことである。「土州人も一人は死なせ置候はゞ跡が宜かるべく」云々隆盛も時にはこんな皮肉を言ふ人であつた。

三四九 酒井玄蕃への書

明治六年九月十八日

先日は御來訪被成下、厚御禮申上候。扱其節御約束申上置候處
今晚は無據用向有之、他出仕候間、何卒明晩御光來の程奉希上候。
此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

九月十八日

西郷吉之助

酒井玄蕃様

机下

【解説】此書は讀んで字の如く、酒井玄蕃に宛て、今晚は差支へがあるから明晩來て貰

ひたいと申し送つた手翰である。

酒井玄蕃は庄内藩士である。戊辰の役、庄内藩官軍に抗して終に降服するや、鶴岡の人々は官軍の猛火を受け、流離困憊の厄に陥るであらうと恐れて居つたが、其處に乗込んで来たのが官軍の參謀黒田、大山で隆盛も一緒であつた。黒田は大山や隆盛と共に藩主の謝罪を受け、城地、彈藥、兵器を収めて、さつさと引あげた。その態度が思ひの外の寛大で、始めて愁眉を開いた。庄内藩士はその時の事は隆盛の指圖であつたと跡で聞いて、非常に感謝した。遂に一藩を舉げて隆盛の指導を仰ぐことに決し、明治三年舊藩主酒井忠篤は鹿兒島に遊學して隆盛の教を受け、又、藩士數十名前後入薩して兵術を學んだ。四年隆盛上京して朝に立つに及び、庄内藩士にして陸軍に奉職を希望する者多く、酒井玄蕃も亦隆盛の盡力で五年陸軍七等出仕を拜命したのである。六年十月隆盛辭して鹿兒島に歸るや、酒井も亦辭職して隆盛を追ひ、鹿兒島に到つてその意中を聞き、心中大に決するところあつたが、病の爲め歸京して九年遂に逝去した。

左の記録は酒井が鹿兒島に在つて、隆盛から征韓論の顛末を聞き、之を筆記したものである。

備考

酒井玄蕃筆記

戊(明治七年)一月九日初メテ西郷先生ト御逢申候。兼テノ儀具サニ申上候處、夫レハ誠ニ難有、元來此度ノ儀ハ、私不快引込申ヨリノ儀ニテ、兼ネテ彼地模様コレアリ、和館護衛ノ爲メ、一大隊御差遣相成ト申來、夫レハ以テノ外オヨロシカラザル御事ト被存候間、押シテ出勤致シ候。抑モ御一新以來、コレマデ御運ビニ相成候ハ、全ク御交誼ノ爲メニハ御座ナク候ヤ、然ルヲ只今此方ヨリ兵隊御遣ハシニ相成候テハ、是非夫レヨリ事ノ起リト可_二相成_一、左様ノ事ニテ軍ヲ始メ候ハ、皇國一般誰存知モ無_レ之、承服奉ルヘキ様モコレナク、以テノ外ノ此事ニ有_レ之、此方ヨリハイヅクマデモ、御信誼ヲ盡サセラルベキ御事ニテ是マデノ使節ニテハ、是ヨリ出ヅレハ彼ニテ避ケ、彼ニテ一步進メバ是ニテ二步退クト申様ニテ、遂ニ屹度引受ケ候テ應接ハ一度モ無_レ之候間、今度ハ儼然ト使節御差出ニ相成リ、是非是マデノ是非曲直判然致シ候ハ、彼ニテ無事ニ承知致間敷、ツマリハ使節モ其儘ニテハ歸リ申間敷サ候ヘバ、コソ皇國一致ニ人氣モ揃ロイ、誰穩便ニモ可_二相濟_一トモ存ジ間敷ク、唯此儘ニテハ所詮御出兵ナドハ存ジ寄ラザル次第ニ御座候。兼テ政府ノ儀

務上ニ當ツテ一命ヲバ抛度キ宿志ニ候間右ノ使節ハ私屹度承リ是マデノ曲極丈ケハ是非分明ニ可致ト申演候處政府ノ御評議トハ違ヒ餘程模様モ有之面倒ニ候へ共追々ニハ其事ニ運バレ己ニ御内勅マデ承リ候仕合セ然處又様々ノ事一時ニ差起リ黒田儀ハ是非此度ハ戰ニ不致ハ相成ラザル旨申候事ニテ一昨年露國ニ事起リ候節モ是非此度ハ死ニ申ベシト存候趣ニ付是非共死ンデクレト申候處三條公へモ其事ニ申上候趣キニ候へ共外務省ヨリ議論起リ其儀能ハズ此度ノ事モ黒田ニ爲聞候ハバ是非吾參リ可然ト申ニハ無相違態ト不爲聞三條公へ使節ノ儀ハ誰申候トモ一切御許被下間敷策ネテ申上置候故黒田果シテ三條公へ自分進候テ申上候由ニ候へ共御取受無之仍テ私モ尙又篤ト相考へ彌所存ヲ一方ニ取極候事ニテ今日ノ御國情ニ相成候テハ所詮無事ニ可相濟事モ無之畢竟ハ露國ト戰爭ニ相成候外無之愈々戰爭ニ御決着ニ相成候テハ直ニ軍略ニテ取運ビ不申バ不相成只今北海道ヲ保護シ夫ニテ露國ニ對峙可相成哉サスレバ彌以テ朝鮮ノ事御取運ビニ相成リホツセツトノ方ヨリニコライマデモ張り出シ此方ヨリ屹度一步彼地ニ踏込ンデ此地ヲ護衛シ且聞クガ如クンバトルコへハ露國ヨリモ是非此儘ニテハ相濟不申振ルツテ國體ヲ引起セト泣テ心付候由英國ヨリモ同敷泣テ右ノ通りニ致候趣キ是レ何地ニ候ヤ兼ネテ持角ノ勢ニテ英露ノ際ニ近ク事起

リ可申ト、此頃露國公使ノ極内ノ心付ト有之、且歐羅巴ニテハ北海道ハ各國雜居ノ地ニ致候目路見ニ有之候、相聞キ、大方其事モ近々照會ニ可相成、兎ニ角英ニテ海軍世界ニ敵ナク候間都テ北海道ハ暫時英佛ニ借シ候方ハ如何ナド申事ニテ、歐羅巴ニ於テモ露ノ北海道ヲ口懸ケ候ニ、甚以テ大體ニ關係致シ候。右故、趣向モ付ケ候ニハ相違無之、右ノ通リノ事情ニ御座候ヘバ、日本ニテ其通リニ憤發致候トナラバ、トルコニ於テモ是非ト憤發ハ致可^クサスレバ彌英ニテ兼テヨリノホーランドヨリ事ヲ起スニハ相違無之、能々英國ト申合セ事ヲ舉ゲ候日ニ於テハ、露國不足^レ恐ト被^レ存候。其段無^レ訖度^レ申述候處、岩倉ハ現ニ軍ハ恐敷シトモ申シ難キニ候ヘバ、夫レニテハ順序ヲ失フト云フ其順序ト申候ヘバ、全ク平常無事ノ日ノ順序ニ有之、今日已ニ戰爭ト御決定相成候上ハ、直ニ戰略ノ上ニテ御運ビ不^レ相成^レバ難^レ相濟^レ儀、畢竟爲^レ國家^レ其義務ヲ盡ストノ順序ニ候ハ、縱令異同有^レ之候共、始終見込一定不^レ致候儀ニハ無^レ之始メニハ參議ノ方ヘ手ヲ入^レ、其論ヲ改候積リノ處、都テ參議ハ大抵同存ト相成リ、是レヨリハ戰爭ニ決候上ハ、軍略ヲ説キ彼ハ今日平生ノ順序ヲ云フ。サ候ハ、御軍略ハ如何ト岩倉ヘ承リ候處、軍略ハ不知ト申、御存知無^レ之ハ何迄モ存知ノ者ヨリ御聞キ成サレズヤトマデ申候事ニテ、軍カ恐ロシクテ出來不^レ申候ハ、今日政府ト申候事御止メニ相成リ、商方支配處トニテモ名ヲ易ヘ候事ナラ、

夫レト申物、今日政府ト申候上ハ、其義務揚ラズト申譯ケハ無之、義務ヲ落ナラ更ニ政府ニハ無之ト申事ニテ、隨分甚敷議論モ致候。其内ニテ副島ナド職掌上ニ於テ、其使節ハ是非自分相勤ルト申、私兼ネテ蒙勅命儀、何レ空シク可相濟事ニハ無之、打果シノ外無之候ト申マデニ相成候ヒキ。北海道ノ札幌デ鎮臺ヲ置候トノ事モ有之、サ候ハバ私ハ直ニ札幌本營ニスワリ可申、樺太分營デハ篠原冬一遣サント申候ヒキ。元來、三條公ニハ私ノ見込御採用、夫レデハ是非運ビ可申トノ御事ノ處、遂ニ御決着ノ日ニ至リ、御不快ニテ今日ノ次第ト相成リ、岩倉ヨリ申ニハ畢竟見込違ノ事ニ有之、双方共ニ具サニ及奏聞何分ニモ宸斷次第ニ可仕ト申候間、夫レハ如何ノ仰上候ヤ、三條ガ見込ヲ個様々々、私見込ハ個様々々々々、然テ三條ノ見込ハ爲天下不可然、私ノ見込ハ爲天下可然トノ仰上ラレ候カト申候處、如何ニモ共通リト被申候間、サ候ハバ私ハ退可申ト、夫レニテ事分レニ相成候儀ニテ、最早今日ノ處ニテ何モ無之、然ルヲ色々手ヲ廻シ、所々ニ探リニ遣シ候間、夫レニハ決シテ返答ハ致スナト申置候。實ニ岩倉ガ過テ改候事ナラ、自分朝鮮ニ罷向ヒ一命ヲ捨可申、サモナクンバ今度ハ中々ニ可出トハ更ニ不存、又敢テ心配モ決シテ不致唯、今日ノ通りナレバ、露國ハ必定近日中襲來ルニ無相違、其節ハ小隊長トナリ、同志ノ者ヲ牽ヒ、死ニ候文ケノ事、今日政府ノ御覺悟ニテハ、是非御降參ニ成ラレベク、其節私一人ハ

決シテ降參致サズ候。露兵ヲ討テ斃候覺悟ニテ、右ノ外何モ無之、人々露國ヲ甚畏レ候ヘ共、私ハ左マデ恐敷トモ存セズ候ヘバ、扱平常金穀ノ事ニ候ヘバ、如何ナル英雄豪剛カト思ハレ候ヘ共、血ノ出ル事ニ相成候ヘバ、誠ニ張り合イナク、元來朝鮮ノ事ハ僅カ兩三人ナラデ相咄不申候事ニ候ヘ共、其内追々兵隊ノ者共聞キツケ、遂ニ今日ノ次第ニ相成リ、歸リ來リ候間段々始末相咄候處、是非一趣ニ可死ト申候間、如何ニモ可死義ニ當リテハ、人ノ死スル氣ノ毒ニモ痛シクモ無之儀、唯四十七人ノ内サヘ、長々ノ内ニハ心變リノ者モ出テ來リ、今、酒色亂暴ニ心ヲ蕩カストハ、大事ノ志ヲ遂ゲ兼ネ候事モ可有之彌一趣ニ可死覺悟ナラ、是マデノ様ニテハ不_レ相濟候間、愈今日ヲ堅ク慎シミ候様ト申聞カセ、今ニ靜リ罷在候事ニテ、元來小隊長ハ心一杯ノ軍出來、甚愉快ノ物ニ候間、兎角夫レヲ樂シミニ致シ居候趣ニ御座候間、中殿様(酒井忠篤伯)御事申上、其日ハ罷歸リ申候。

三五〇 黒田清隆への書

明治六年九月廿二日

昨日の談判案じ居候處、案外の仕合に御座候得共、及勘考候處、遂に談合如何成行候哉、相尋候節、餘程難澁と相見得、皮膚の間を恐しげに歩み來候て終りに至り、もふは戰にて無之候ては濟間敷と乍漸口より出候間、差究て戰を以、相答候位の事に御座候。其後に至りても、山縣には決して五六年の間は戰は無用と申居候付、山縣え背き候旨申出たる次第實にいやら敷、又海軍省え及相談この事、是を以、時日を延し、何ごか策を廻し候はんかご、餘り過慮に涉り候事とは相考候得共、先度の恐れも有之候付、油斷は出

來申間敷、昨日の評議に掛り候も、畢竟篠原君全不同意起候故、相調候分にて、決して私と談合、最初より不好事と相考居申候。野津士には自分の定見は更に無之、只人の説を聞て太鼓を叩き廻候計の事に御座候へば、猶豫狐疑深き信吾に暫時の日間を借し候はゞ、又々違變の策を廻し候義は案中の事候間、何卒速に軍局の論を定、正院え申立候處、御責付被下度御頼申上候。篠原君えも貴兄より、御催促被成下候様、御通し置被下度奉合掌候。此度又々相變候ては私にも諸君え對し、面目無之、實に痛心いたし居候間、幾重にも宜敷御汲取被下、急に埒明候處奉希候。餘りに過慮かも不知候得共、少しも違論無之、最安く相調候故、此前の手に陥候はんか、と疑惑仕候事に御座候。此旨乍略義、以書中心腑を

吐露仕候間、宜敷御用捨被成下候。頓首。

九月廿二日

西郷 拜

黒田 様

要詞

【解説】此書は軽々に看過されぬものゝやうである。昨日の談判といふは朝鮮事件に關することであらう。何處にての談判かはつきりしないけれども、此書でみると、隆盛の外に小西郷と篠原と野津とは慥にその席に居る。宛名の黒田清隆も列席してゐたのであらう。されば薩摩出身の領袖連の會合であつたと見える。

さて、此書の要旨は、昨日の談判は案外に易々と吾々の思ふ通に運んだが、退て考へてみると、あの際、談合は如何になつたかと尋ねた時、餘程こまつた様子で、仕様なしに、表面丈の應對をして、最後になつて此上は戦を覺悟してかゝらねばなるまいと漸く口から出た位の事であつた。あの話が決つた後にも、山縣には五六年の間は戦は無用と申してゐたか

ら、山縣へ背くといひ出した。(これは誰の口振か、想像はつくが的確には分らない。)實に不愉快な感がした。又海軍省へ相談しようとの事であつた。これで時日を延ばして何とか計略をめぐらすのではあるまいか。餘りに思ひすぎかとも思ふが、此前の例もあるから油斷は出來まい。昨日の評議にかゝつたのも、篠原の竟見で出來たやうなものである。最初から此事を自分と談合する事は好んで居なかつたと思ふ。野津には定見はないが、猶豫孤疑の信吾に時日を假したら、又々違變の策をめぐらすことは、きまりきつてゐるから速に軍局の論を定めて内閣へ申立つる様屹と責めつけていたゞきたい。篠原君よりも催促をするやうに、貴兄より通しておいてもらひたい云々といふのである。これで見ると、篠原と野津との間に性格の差違が餘程あつたものらしい。隆盛は最愛の小西郷に對しても、此時は斯様に不機嫌であつたと見える。黒田は西郷、大久保兩雄の間にたつて最も苦心したのであつた。

三五二 寺田平之進への書

明治六年九月廿二日

良久^ナ敷不得御音信候得共、彌以御壯剛の段は歸朝の諸君より傳承仕雀躍此事に御座候。隨て小弟にも無異義消光罷在候付、乍憚御放慮可成下候。陳者、先度御注文の書類アメリカの方え便宜有之候故、市來宗助より差上可申旨、彼方え差遣候處、疾相届候はんご奉存候。此度は陸軍省より益滿君御航來相成候間、任便宜御安否御尋旁一筆呈上致候。當地の形勢細大御聞取可被下候。西洋の風は日々盛に被相行候得共、皆皮膚の間のみにて髓腦に不至、口には文明を唱へ候得共、所業は全く懶惰にて、歎息の

(1) 益滿宗之助(行靖)

(2) 此の用語は前の文にも見えて居る、同日に認めたからであらう

次第に御座候。人氣は漸々弱く相成、此末如何成行候もの哉と、
歸する所を不知候。御遠察可被下候。書餘益滿君え譲り省略
候。恐惶謹言。

九月廿二日

西郷吉之助

寺田平之進様

【解説】 此書は益滿宗之助の獨逸へ赴く折に託してやつたのである。寺田平之進(弘)への書は既に一二度掲げた。アメリカの方へとあるは前の五月四日付の書面に出てゐることである。書中、洋風渡來に關する隆盛の感想が見えて居る。

三五二 三條實美への答書

明治六年十月十一日

尊書難有拜見仕り、御教示の趣委細奉畏候。乍然明日の御會議如何にも殘念の次第に御座候。今日の御遷延一大事の場合に御座候間、何卒此上間違無之様被成下度、偏に奉懇願候。尤副島氏の一條何も異存無御座候。此段尊答迄如此御座候。恐惶謹言。

十月十一日

西郷隆盛

太政大臣公

閣下

追啓上誠恐入候義に御座候得共、不肖御遣の義最初御伺の上御許容相成居、今日に至御沙汰替等の不信の事共相發し候ては、爲天下勅命輕き場に相成候間、右邊の處は決して御動搖無之御事とは奉恐察候得共、段々右等の説も有之様に承知仕候義も御座候故、爲念申上候。前以テケ様の事迄奉入御聽候義、萬々恐懼の仕合御座候得共、若哉相變じ候節は、實に無致方、死を以テ國友え謝し候迄に御座候間、其邊の處何卒御憐察被成下置度、是又奉願候。

【解説】 九月十三日歸朝した岩倉は、飽くまで隆盛を韓國に派遣することに反對であつた。そこで今まで延々になつてゐた閣議を、いよ／＼十月十二日に開く筈であつたが、岩

倉は同じ非征韓論者たる大久保を参議に任命せんため、更に二日を延ばした十四日といふことに決定した。隆盛との情誼上、氣が進まなかつた大久保も、岩倉の説得により、十二日参議就任が公表された。然、かし非征韓派からのみ参議を加へることはこの場合不穩當であるといふ木戸の主張によつて、翌十三日には征韓派の副島が参議に任命された。此書は隆盛の請求に應じて十月十二日閣議を開く筈であつたのを中止し、十四日に開く旨、三條から隆盛に通じたので、その返答を三條に贈つて、決心の存するとことを示したものである。「副島氏の一條何も異存無御座候」とあるのは、副島の参議就任の件を指す。追啓に「若しや相變し候節は實に無致方死を以テ國友え謝し候迄に御座候」の一齣を見ても、隆盛の決心牢固として動かし難きを知るに足るのである。

三五三 遣韓使節決定始末

明治六年十月十七日

朝鮮御交際の儀

御一新の涯より及_レ數度使節被_レ差立_レ百方御手を被_レ盡候得共、悉_レ水泡と相成候のみならず、數々無禮を働_レき候儀有_レ之、近來は人民互の商道も相塞、倭館詰居の者も甚困難の場合に立_レ至候故、無_レ御據護兵一大隊可_レ被_レ差出_レ御評議の趣承知いたし候付、護兵の儀は決して不_レ宜、是よりして鬭争に及候ては最初の御趣意に相反し候間、此節は公然と使節被_レ差立_レ相當の事に可_レ有_レ之、若彼より交を破り戦を以_レ拒絶可_レ致哉、其意底髓に相顯候處迄は、不_レ被_レ爲_レ盡候ては、人

事に於ても残る處可有之、自然暴舉も不被計杯この御疑念を以、
非常の備を設け被差遣候ては、又禮を失せられ候得ば、是非交誼
を厚く被成候御趣意貫徹いたし候様有之度、其上暴舉の時機に
至候て、初て彼の曲事分明に天下に鳴し、其罪を可問譯に御座候。
いまだ十分盡さざるものを以て、彼の非をのみ責候ては、其罪を
眞に知る所無之、彼我共疑惑致し候故、討人も怒らず、討るゝもの
も服せず候付、是非曲直判然と相定候儀、肝要の事と見居建言みるい
たし候處、御採用相成、御伺の上使節私え被仰付候筋、御内定相成
居候次第に御座候。此段形行申上候。以上。

十月十七日

西郷隆盛

(1) 一に十五日に作る、解説を見よ

【解説】八月十七日の閣議で隆盛の朝鮮使節は決定してゐた。聖斷を仰いで御裁可もあつたのである。唯頗る大事件であるから、岩倉大使の歸朝を待つて、其議を盡すやうにと云ふ御沙汰で、その決行を延期してあつた。岩倉は九月十三日に歸朝したが、使節派遣には前に歸朝してゐた副使の木戸も大久保も反對である。岩倉も反對であつたが、閣議の勝算がないので、大久保を參議に任じた上で閣議を開かうと決心した。併、大久保ばかりでは不公平であるといふ論があつて、西郷派の副島外務卿をも同時に參議に任命された。それやこれやで、一ヶ月ばかりも會議を引き延ばしたが、隆盛の決心動かすべからず、其督促愈急であつたので、遂に十月十四日に閣議を開いた。隆盛は前議を主張し、若し容れられずば直ちに辭職すると云ふ決心を見せた。大久保は反對説を諄々と述べたが、其日は決定に至らず、翌十五日續いて閣議を開くことになつた。隆盛は其日は出席せず、是迄の經過を記した此書を認めて閣議に提出した。十五日の閣議に此書を提出したと云ふことは西郷隆盛傳勝田孫彌著其他の諸書に見えてゐる。此書を通讀してみても閣議決定前のものであることは明かである。されば、最初十五日の閣議に出したものであることは事實であらうと思ふ。然るに本卷口繪に出したものは十七日とある。蓋、隆盛は十七日になつて更に數通清書して三條公其他に贈つたのであらう。編者は隆盛自

筆の此書を是迄三通みた。其内二通は十七日付であつた。一通は記憶せぬ。

さて、十五日の閣議に於ては、遂に隆盛の意見を容るゝことになつた。岩倉は爲に職を辭せんとし、大久保は十七日を以て辭職及び位階返上の表を上つた。木戸も辭表を出した。隆盛が十七日更に此書を當路に贈つたとすれば、三條其他が意志を變ぜんことを憂ひ、その反省を促すためであつたに相違ない。三條は十七日の夜、岩倉邸を訪問し、隆盛の出した始末書を示して談論數刻に及んだが、岩倉も頑として動かず、兩者の板挾になつて懊惱した。三條は遂に翌十八日の朝、いよゝゝ閣議を具して奏上し、御裁可を仰がうとする決心をしたのである。

三五四 桐野、別府への書

明治六年十月廿一日

今朝副島氏入來にて、岩倉卿太政大臣の代理被_レ相勤_レ候筋相決し、明日は更に使節一條の儀も御評議相成候間、出仕いたし候様との事に御座候間、別て大幸の譯に候故、罷出候様可_レ致、其上如何御決定相成候哉、御決着の處を以_テ進退も可_レ相決_レこの事に御座候間、何分の儀明日は相分可_レ申、少しは跡戻いたし候心持に御座候へ共、副島杯も是迄の御

桐野、別府への書
 今朝副島氏入來にて、岩倉卿太政大臣の代理被_レ相勤_レ候筋相決し、明日は更に使節一條の儀も御評議相成候間、出仕いたし候様との事に御座候間、別て大幸の譯に候故、罷出候様可_レ致、其上如何御決定相成候哉、御決着の處を以_テ進退も可_レ相決_レこの事に御座候間、何分の儀明日は相分可_レ申、少しは跡戻いたし候心持に御座候へ共、副島杯も是迄の御

評議相變り候はゞ退可申この事に御座候
 故いづれ共御決定可相成事と相考居申候
 副島の咄に條公は前晚迄は岩倉卿え向ひ
 海陸軍を卒ひ自ら討征可致旨御返答相成
 候位に御座候由可憐御小膽故か終に病發
 せられ殘念の仕合に御座候。此旨形行迄
 爲御知申上置候。頓首。

西郷拜

桐野様
別府様

要詞

(愛甲兼達氏所藏)

【解説】三條は十月十八日朝、突然心痛の餘り、卒倒して人事不省に陥り、登閣することが出来ないので、十九日辭表を上つた。依て二十日岩倉が代つて太政大臣の職務を執るに至り、形勢全く一變した。そこで隆盛問題の經過を、桐野、別府兩名に報じたものが即ち此書である。此書には日付が脱してゐるが、その内容より推せば十月二十一日のものであることが明かである。

三五五 中村、武井への書

明治六年十月二十三日

御揃御安康御勤務の筈珍重奉存候。陳ば別紙の通辭表差出候間、何卒宜敷御取計被成下度奉合掌候。此上養生いたし候様との御沙汰蒙り候ても、再勤の賦決して無御座候間、右等の御手數に不相涉處、偏に奉願候。此段乍略儀以書中奉希候。頓首。

十月廿三日

西郷拜

中村様

武井様

【解説】十月二十二日、隆盛は板垣、副島、江藤の三參議と共に岩倉邸を訪問し、遣韓大使のこと速に上奏裁可を仰がんことを促がした。岩倉は三條と意見を異にするから宸斷を仰ぐ考であると答ふるや、江藤之を否とし、極力反駁したが、岩倉、また強辯容易に屈せずして曰く、余不肖なりと雖も、三條に代りてその意見を遵行するものでは無い。勅命を奉じて太政大臣の職を攝行せんとす。余が意見をも具奏して何の不可かこれあらんや。今や大臣參議各其説を異にす、宸斷を仰いで、之を決するよりほかに道はないと、是に於て隆盛曰く、閣下の言既に此に至る、某等また閣下と言を交ふるを欲しないと、斷然袂を拂つて辭去し、翌二十三日遂に辭表を上つた。此書は即ち辭表の執奏方を中村、武井の兩大外史に依頼したものである。大外史は今の書記官に相當する。此日岩倉は非征韓の意見書を上つて宸斷を仰いだが、翌二十四日主上岩倉の意見を御嘉納あらせられた。是に於て隆盛以外の征韓論者であつた副島、板垣、後藤、江藤の四參議、桐野、別府、池上等以下近衛將校續々辭職し、人心大に動搖した。陛下大に御憂慮あらせられ、近衛將校に對して左の勅語を賜つた。

西郷正三位病氣に付辭表の趣ありて參議近衛都督等差免し尤大將如舊申付置けり元

より國家柱石と依頼致すの意に於て渝ることなし皆々決して疑念を懐かず是迄の如く職務を勉勵せよ

三五六 辭職の願書

明治六年十月二十三日

私儀

胸痛の煩有之迎も奉職罷在候儀不相叶候付、本官並兼任御免被
仰付下度奉願候。此等の趣宜敷御執
奏被成下度奉冀候。以上。

但位記返上仕候。

十月二十三日

西郷隆盛

【解説】此願書は前書に見えた別紙、即ち隆盛の陸軍大將近衛都督兼參議の辭職願である。太政官は翌二十四日願書の餘白に左の通記入し、參議は願によつて免するが陸軍大將は故の如しといふ仰出になつた。なほ、同日近衛都督の辭職も許可になつた。

辭表之趣難被及_二

御沙汰_二被_二思召_二候得共別段陳述之衷情モ有_レ之不得已次第ニ付願之通參議被免陸軍大將如_レ故候事

但位記返上ハ不被及_二御沙汰_二候事

明治六年十月二十四日

退
耕
時
代

退耕時代 小引

隆盛既に近衛都督兼參議を辭し、復、都塵の間に在るを欲せず、飄然去つて西し、明治六年十一月十日を以て、鹿兒島武村の草廬に歸着した。此に退耕時代と稱するは、これより十年二月私學校黨の勃發に至るまで三年三ヶ月の間を指すのである。此間に於ける隆盛の文書の世に知られてゐるものは比較的少數である。編者その蒐集に努めしも漸くにして左の二十通を得たに過ぎない。

さて、此時代に於て、隆盛は何事を爲したかといふにその最も著しいことは鹿兒島に於て子弟の教育に力を盡したといふことである。次には、地租改正に伴ふ檢地及び土地所有權の認定等について、大山縣令を助けて、直接間接に盡力したことである。なほ、此間に於て隆盛の念頭を去ることの出來なかつたことは、隆盛が辭職のあとを追うて歸縣した六百餘人の前途を如何にするかといふことであつたらう。此三事に就て今少しく精細な考察を要する。

第一に教育に關する施設を見るに、一般に知られてゐるのは私學校を立てたといふことであるが、私學校といふのは今日の學校とは趣がちがふ。あれは寧ろ隆盛のあとを追うて歸つた青年のために立てられた統一機關兼向上教育の場所といふべきものであつた。今日の學校と同様に見るべきものは、當時幼年學校とか専門學校とか賞典學校とか呼ばれてゐた學校であつた。その講師には外國人も二名傭聘してあつた。佛語科と英語科と分れてゐたやうであるが漢文も必修科目であつた。將來の國士を養成しようとしたのは寧ろ此方であつたかと思ふ。此學校は東京に於て設立した集義塾(既述の後身で、隆盛初め薩藩出身の戊辰の賞典を資本にして立てられた學校であつた。(是迄見た刊行本には隆盛の二千石大山綱良の八百石、桐野利秋の三百石(實は二百石であつた)合計三千百石の賞典であつたとあるが、明治九年三月までは大久保利通の千八百石も加はつてゐた確證の存するを以て推せば、吉井幸輔(千石)、伊地知正治(千石)、岩下方平(千石)、黒田清隆(七百石)などの賞典も加はつてゐたのでは無いかと思はれるが未だ審かでない)其資本の豊かにして、又如何に人材の教育に熱心であつたかは此學校の優等生を明治八年に三名、明治九年に二名、佛蘭西へ留學させたことでも分る。

それから、私學校の分校といふのが、城下に十二、地方即ち百二十四の各郷にもそれ／＼出来たやうであるが、それは訓育と、武藝が主で、小學校の放課後に幼少年を指導したので、今の鹿兒

島にある各方限の學舎と、ほとゞ同様なものであつたやうである。

(今一つ、吉野の寺山鹿兒島の東北三里に立てた開墾社といふのがあつた。これは學校といふ名はつけられぬかも知れぬが、今日より見れば一種の實業學校であつたと思ふ。即ち自ら耕作に従事しつゝ、餘暇(主に夜間を以て學問するといふ仕組であつた。これは元陸軍教導團生徒であつた百五十人許のものゝ希望によつて設けられたのである。されば私學校と同様に、統一機關兼向上教育の目的を有した上に、自活の道を開かしめようとしたのである。隆盛は、此開墾社の事業に大に力を入れて、自らも耕作に携はつた。私學校は明治七年六月に出來て、開墾社は八年四月に出來た。隆盛は開墾社の方が成功したら、更に私學校生徒の方にも及ぼし出水郡の大野原に開墾を始めようといふ希望を有してゐた。それは後に掲ぐる大山縣令への書翰でも窺はれる。十年の戦争がなくて今少し年を假したら、何處かに組織的な屯田制度の一大開墾地が出來て、歸郷兵士の處置がついたのであつたらうと思はれる。

後戻して私學校のことを今少し述べておく。私學校本校の他に砲隊學校といふのがあつた。それは舊藩の砲隊出身者のために開かれたものであつたといふから、私學校の方は銃隊即ち歩兵出身者の集合であつたに相違ない。何れも専門の戰術の外に漢學の講義があつた。時間は午前九時から十二時までであつた。私學校設立の希望は部下の有志より持ち上がった。

たのである。彼等は、月日を経るに従つて歸郷當時の精神を忘れて志氣の弛むものあるを恐れた。又肩を怒らして閭里を横行し、飲み且つ食ひて大言壯語するよりも修養が大事である互に節義を練磨して、他日の大成を期せねばならぬと氣づいたのであつた。私學校本校と砲隊學校は一部有志の此意を容れて立てたので、前者は篠原國幹後者は村田新八がその監督者であつた。隆盛は常に戊辰戦死者の志を繼いで國家に貢獻する様にといふことを生徒に訓示した。そのためには自分のもらつた二千石の賞典も皆投げ出して一文も私しなかつたのである。又私學校生徒の俊秀若干人を選抜して、戊辰役の古戰場に分遣して、墓參の傍ら各地の風土民情を視察せしめた。

以上の諸校を通じて教育の目的は一郷一國進んでは天下の善士を養成して維新中興の大業を完成せしむるにあつた。隆盛は又教育上の主義綱領を示して、

第一、道同じく義協ふを以て暗に集合す、乃ち益々其理を研究し道義に於ては一身を顧みず、必ず踐行すべし。

第二、王を尊び民を憫むは學問の本旨たり。乃ち此理を究め王事民業に於ては一意難に當り必ず一同の義を立つべし。

といつた。

以上叙する所で、私學校の本質乃至は隆盛が鹿兒島に於て立てた子弟教育上の設備の大要は窺はれると思ふ。

次に地租改正及び之に伴ふ檢地について隆盛が非常の興味と熱心とを以て、大山縣令を助けたかは後に掲ぐる文書が之を證明する。これは所謂、民を憫むといふ本旨から出て居る。人民のために百年の計を誤らしめぬやうにといふ希望から出て居る。元來、隆盛は其青年期に於て郡方書役であつた。明主齊彬の諮問に應じて檢地は急務であるが、先づ人心を改め節義廉恥を養つた上の事であると答へた。(第一卷一一參照)今や、否でも應でも檢地の時に際會したのである。隆盛は地下の故君主に對しても、此事の解決に最善の力を用ひねばならぬと感じたであらうと思はれる。明治八年の末に大山縣令の相談に應じて私學校の錚々たる人物を各地方の區長並に副區長に推薦して居る。又、警察署長をも同様に推薦して居る。これは隆盛がその部下のために職を世話したといふ單なる理由でなく、地租改正、檢地上について各地に紛争が起るので、それを押へるために相當な人物を要したためであらうと思ふ。幸に私學校黨の中には人物經歷共に天下の人材を以て見るべきものが少くなかつたのである。大山縣令が區長、副區長、警察署長を彼等の間に求めたのは、蓋、その當を得た處置であつた。その時の區長は後の郡長の地位で一人で數郷を管轄してゐたやうである。その選にあつて、

區長にあげられた人々は別府晋助、山口孝右衛門、重久敦周、小倉知周、邊見十郎、太村田三介、仁禮景通、廣瀬喜左衛門（廣瀬は幾くもなく其職を辭す）、餅原正之進であつた。其他副區長及び各鄉村の戸長（今の村長）にも多く亦私學校黨が採用された。隆盛の威望と勢力とは、素より大であつたが、是に至りて、鹿兒島縣の縣治上に於ける彼の勢力は一層増進したわけである。此人選は八年末より九年の春にかけて行はれた。斯くて隆盛は事實上、鹿兒島縣に於ける無冠の宰相となつて彼の理想は着々と縣治上に施された。隆盛は又、折々温泉や兎狩のために田舎に出かけた。其間に彼が民政の利害を察して指導を與へたことも少くなかつたらうと思はれる理由がある。若、今少しく此状態で進んだならば、縣下の教育も産業も大に發展したであらうが、不幸にして十年の戦争となつた。

世人或は曰く、隆盛は六年十月以來田舎に引込んでゐた爲めに、世の進歩に後れて、明治十年に至つたと。世の中は三日見ぬ間の櫻かなといふ句は人をして此説を首肯せしむるかも知れぬ。併ながら此三年三ヶ月の間に我が國が幾許の進歩をしたであらうか、隆盛は全く知識を外に求めなかつたか、といふに、そうでもなかつたやうである。今少しく此間の天下の形勢を回顧してみよう。此時代に於て著しい天下の出來事は、第一が民權論の鼓吹である。民選議院開設の願書の提出、政黨の出現である。民選議院開設の建白は明治七年一月十八日に出

された。それには隆盛と共に野に下つた副島、後藤、板垣、江藤の四参議は眞先に之に署名して居る。當時板垣は特に林有造を鹿兒島に遣はして、隆盛の賛成署名を求めたが、隆盛は民選議院設立の議は至極賛成であるが、天下の事は議論のみでは行はれない。我等は先づ今の政府を改造變革して後に其目的を達したいといつて署名を辭したのであつた。

間もなく板垣は高知に立志社を立て、自由民権を叫び、天下の人心を鼓動させた。當時、私學校と立志社とは、隱然たる政府の二大敵國であつたが、兩者の相違を擧ぐれば、立志社は自由を叫び、言論を尊び、私學校は人物鍛練を主とし、言論よりも實行を重んじた。立志社は藩閥打破を志し、私學校は大陸の經營を目標としてゐたやうである。

それから明治七年二月には佐賀の亂が起つた。その起りは征韓論に基いて居る。その首領に押された江藤は之を利用して政府へ征韓をせまる考であつたといふが、豫め人を鹿兒島に遣はして私學校黨の意向を探らしたが、桐野は尙早を唱へて斷然同意しなかつた。佐賀の事敗れて、江藤が隆盛を南薩の温泉場に訪ひ、其再舉を謀るや、隆盛は言下に之を斥けた。當時温泉宿の主婦は、隆盛が聲を勵まして「當てが違ひますぞ」といひしを聞いたと傳へられて居る。

七年五月には隆盛の實弟從道によつて台灣の征伐が決行された。その際從道は一部の兵

士を鹿兒島に求めたので隆盛は自ら約三百人を徴集してやつた。それから大久保が清國に出張して北京談判となり、大に我國の面目を立つる事になつた。

木戸は征台に反對したが、その斷行を見るに及んで、憤然として朝を退き、故山に歸休してゐた。大久保は再び之を引き出さうとして伊藤、井上等に謀つて、八年一月に大阪會議を開いた。その會合で木戸、大久保それから民權論者の首領板垣の握手が出来て、相共に内閣に列した。同時に元老院を設け、地方官會議を開くことになつた。元老院は今の貴族院にあたり、地方官會議は民選議院設置の前提とせる官選議院と見るべきものであつた。又、大審院を置くことになつて、立法、行政、司法三權分立の基礎がそれ／＼立つ事になつた。これは直接又は間接に木戸、板垣の入閣の條件となつたのである。

八年の五月には江華島事件が起つて日韓兩國の危機に類した。此時在野の副島種臣は岩倉に向つて斷乎たる決心を促がし、一方には人を遣はして隆盛に説き、此機に乗じて出京して素論を貫徹せんことを勧めたが、隆盛は敢て應ぜず、暫く彼等の爲す所を注視しようと思へたといふことである。此頃隆盛が温泉場より篠原に與へて、時局の論評を試みた文書は後に掲げてある。九年一月政府は使節を韓國に出して、嚴に交渉せしむる所があつた。黒田清隆が全權大使で、井上馨がその副使であつた。彼等はその使命を果たし、且つ多年の問題であつた

日韓兩國の乖離を復して、日韓通商條約の締結を見るに至つたのである。

これもやはり、八年五月の事であるが三條太政大臣は、實弟西三條季知を鹿兒島につかはして、最も懇切に隆盛の出廬を求めた。併し隆盛は應じなかつた。此頃内閣に於ける事實上の中心人物は大久保であつた。勿論岩倉も之を支持してゐる。木戸も閣員に列してゐたが病身で十分の活動は出来なかつた。此三人は隆盛の當年の政敵であるが、人心は未だ彼等に飽いたとはいへない。隆盛は自ら策動して政敵を倒す意は毫も有つてゐなかつた。その再び足をあぐるの時機は現政府が自ら瓦解した後、收拾すべからざるに至つた時ときめてゐた。但萬一國家の大變が到來した場合には如何なる内閣の下に於ても、決して傍觀しないと、いふ覺悟であつたのである。彼が未だその機にあらずとして三條の勸告に應じなかつた所以は明かである。隆盛は復その後九年二月に内田政風が島津久光の意を受けて來つて隆盛の出廬を促したにも應じなかつた。島津久光の左大臣を辭じたのは、之より前、即ち八年十月である。内閣と諸省との分離論が容れられず、板垣と共に野に下つたのである。木戸は九年三月に内閣を去つて、その顧問となつた。此間に木戸の漸進主義を支持した東京日々新聞の福地源一郎と板垣の急進主義を賛けた郵便報知新聞の藤田茂吉との論争が兩新聞紙を賑はしてゐた。此他に政府反對の新聞雜誌、しかも隨分激烈な政論を掲ぐるものが少くなかつた。八年

八月魯國との間に樺太千島交換條約が決定した際の如きは、新聞も志士も囂々として、政府外交の軟弱を攻撃した。又、九年三月に禁刀令が出でて大に守舊家を憤激せしめた。次々に色々な不平がつもつて、遂に明治九年十月末に至りては熊本に敬神黨の暴動が起り、次で筑前秋月に於ける宮崎黨の暴發となり、萩に於ける前原一誠の亂となりて各地の人心が動搖して來た。鹿兒島に於ける私學校の壯士は腕を扼して此風雲を觀望してゐた。中央の言論界に於ては頻に政府を攻撃して止まない。その論調は頗る激越であつた。私學校黨の壯士中には之に動かされて居るものも少くなかつた。又政府攻撃の言論中には政府の威信鹿兒島縣に及ばざること指摘し、「士族の祿制は嘗て變革なく、縣民は舊によつて太陰曆を用ふる、縣官吏には他縣人を用ひない、賞典學校は陸軍の規範を待たず、純然たる兵團である。私學校は文部の規範に従はず、宛然たる國事會議所である。且つ鹿兒島縣の士族は兵器彈藥を私藏して之を官に藏めない。」といつて（虚も交つて居るが）政府の軟弱を責めるものもあつた。天下騒然、舊士族の不平分子は頻りに事變を待つて居る。彼等は何處かに胸中の積鬱を散すべき口を求めてゐるのである。何事かなくては治まらぬ。熊本、秋月、萩の亂は幸に大事に至らなかつたが、今や政界の低氣壓は鹿兒島を襲はんとしつゝある。是れ實に明治九年末の形勢である。

三五七 篠原冬一郎への書

明治七年八月十一日

御一別以來動靜不_レ奉_レ伺候得共、彌以御安康奉_レ恐賀_レ候。隨て小弟路中雨に遮られ一七日目に乍_レ漸湯元え着いたし無_レ恙罷在候間、乍_レ憚御放慮可_レ成下_レ候。陳ば市來壯介、昨日當所え參候處、別紙持參いたし候付、今日僕差歸し、差上候間御落掌可_レ成下_レ候。以來は江戸よりの封物參候はゞ直様御宅え差上候様申遣候付、御開封可_レ成下_レ候。さしたる事も相見得不_レ申候得共、樺山覺之進殿の書狀申解兼候處有_レ之、此書面にて全_レ相分候付御覽可_レ被_レ下_レ候。餘程探索方に御心配の趣餘計の御心勞かゝ相考申候。何か物議相

(1) 樺山賞紀の事

起り、私取鎮候杯とは幼年生徒の議論位の事を事々敷申遣候もの有之候はん。當時探索を商賣にいたし候事に候得ば、小事も大きく申成し候ものと相見得申候。御一笑可被下候。實に此地は靈境にて氣候秋の央を過候位に御座候。乍然着涯の長雨には大に困究いたし山上皆通路無之食攻同様の目に逢ひ量を絶れ申候。最早世間廣相成圍を解かれ多幸の仕合に御座候。今三日も過候へば危難の場合にて御座候。是又御一笑可被下候。此旨乍略義以書中奉得御意候。頓首。

八月十一日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

追啓上今暫は入湯の賦に御座候間何か宜敷御頼申上候。若

哉用向到來いたし候は、誰を御遣し被下候へば直様罷歸可
申候。

【解説】此書は白鳥温泉より鹿兒島の篠原國幹に宛てた書翰である。此頃白鳥山の温泉に入浴してゐたことは西南紀傳の中に見えて居る。白鳥山は霧島の支峰にて韓國岳の西に當る。温泉は其山中にある。(飯野村の中)書中樺山覺之進書狀とあるは北京談判に關することであらう。樺山は此頃陸軍少佐で、征臺の初より、北京談判に至るまで、度々彼我兩地を往復して居る。此より前谷少將と共に支那より一旦歸國して廟議の確立を迫り、その決議による内訓を齎らし、八月八日には田邊太一と共に復北京に達し、柳原公使の談判に參畫して居る。

三五八 篠原冬一郎への答書

明治七年八月三十一日

芳翰難有拜誦仕候。此僻遠の所迄態々御遣し被下、厚御禮申上候。本書得と拜見いたし候付、御咄の種子にも相成可申か、當地は山中にて相手は犬のみに御座候間、御返璧仕候間、御落掌可被成下候。扱政府戦の決着相成候ても、海陸一體の様子も無之、彌實戦の場合に臨候は、必異議を生じ可申は案中の事と被察申候。支那の景況致熟考候へば、戦には相成申間敷、唯外より見るものと談判役との兩説、何れか慥成やと引分候へば、柳原は最初より引受の人にて、支那の情實も委敷見留め候處有之候故、副島

(1) 海軍と陸軍とが一致してゐる様子もない

迄も申越候處を以相考候へば彌仕濟候胸中言外に相顯候。餘程文面上にも餘地有之候故及破談候氣遣は有之間敷と相考申候。夫故大久保も出立候はん支那の方萬々六ヶ敷成立候はゞ、事を左右に托し、遅引可致候處不思議の事と相考居候處果て柳原一左右彌十分可遣付見留有之候故速に腰を揚候ものと相見得申候。將又償金を言掛候筋に相見得候故尙又金を取賦にて是を見付候はんか乍然此金は取れ申間敷と愚察仕候。金になす賦なれば、今一層兵力を増し十分戦と決し、勢ひ相付候はゞ金にも成り可申候。談判中に懇親の言葉多く、其間にて金談は借金のの振合に候得ば、無覺束事と相考申候。柳原の談判只一局の都合は宜敷候得共、第二局の談判如何哉と相考候中に、早一方に

て金談に及候儀は、實に事機を不知ものに似たり、武官の方にて兵勢を張り立、今二三大隊を取寄、十分兵威を嚴重に可致處、却て金談を言掛ては、兵威全く滅し、勝を人に譲り候ものご相考申候。和魂⁽²⁾の奴原何ぞ戰鬪の事機を不知⁽³⁾いはれ無之ご相考申候。呵大笑。猶又伊十院氏歸家の由、誠に鐵面皮の先生驚入申候。是は桃將軍⁽⁴⁾にては有之間敷、ダツキヨウ先生にて可有御座ご相考申候。皮厚き事は不被測候。小弟にも餘程相應の向に御座候。今暫くは入湯いたし度御座候間、左様御納得可被下候。此旨御厚禮迄、荒々如此に御座候。頓首。

八月三十一日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

- (2) 和魂は大和魂を指すにあらず、和睦根性さいふ意味、ワダマシと讀むべきか (3) 不知は可知の誤寫か
 (4) 桃は皮の薄きもの (5) ダツキヨウはラツキヨウの薩訛、何處剝いても皮ばかりである故厚顔に喩ふ

【解説】是より先明治七年四月陸軍中將西郷從道が兵三千六百を率ゐて臺灣の生蕃を征討した時、政府は全權公使柳原前光をして出兵の理由を清國政府に傳へさせた。然るに清國政府は之が不當を鳴らし、撤兵を要求して談判容易に決せなかつたので、大久保利通全權辨理大臣となり、八月六日東京を發して清國に赴いた。

右について柳原よりの報告書其他詳細な情報が鹿兒島に達したので、篠原は白鳥山の温泉に入浴中であつた隆盛に之を轉送し、且之に對する隆盛の意見を伺ふた。それに答へたのが即ち此書面である。隆盛は日清の談判は破裂はすまい、開戦にはならぬと推定し、且愈々破談にならぬと云ふ見込がついたために大久保も出かけたのであらう。償金を取るつもりのやうであるが、金は取れまいと思ふ。金を取るつもりなら、今一層兵力を増して十分戦の覺悟でかゝらなくてはすむまい。談判を有利に導くには兵力にまつべきを、一方に金談を持ち込んで勝を彼に譲つたものである。和陸根性の奴らがどうして戰機を知らうぞと、やゝ激越の句調が見えてゐる。隆盛が此手紙を書いた日は、大久保が天津につく前日である。隆盛の豫想は戦にはならぬと云ふことは命中したが、償金の事は外づれた。書中伊十院とは伊集院兼寛を指す。

三五九 大山彌助への書

明治七年十二月十一日

彌御安康可被成御座奉恐賀候。陳ば賢兄様にも矢張御同邊にて、何も御替無之、乍然追々寒氣に向候故、大に心配仕候。此寒中御凌被成候は、來春共は必御上京も相叶候はんと祈居申候。委細誠之助より御聞取候はんと奉存候。其後何も替無之候。扱先度御下國承居候下士官辭職の一條、直様御仕出相成、肥後鎮臺え御沙汰被成下度、御滯澁は無之筈に御座候處、何分にも不審の事に御座候。此儀何さか御返事被成下度御願上候。別紙の書物川口氏³⁾よりの御註文に有之候間、御都合を以て何卒御下し

(1) 巖の兄大山成美を指す(當時病氣靜養中であつた)

(2) 巖の弟にて隆盛の女菊子の夫 (3) 川口量次郎(雲蓬)

被_レ下度、當分陳腐の者にて下廉の書と奉_レ存候。左候へば私にも御蔭を以て大に力を得候ものに御座候。餘り度々御註文のみ申上候て、申上兼候得共、宜敷奉_レ祈候。福澤著述の書難_レ有御禮申上候。篤と拜讀仕候處、實に目を覺し申候。先年より諸賢の海防策過分に御座候へ共、福澤の右に出候もの有_レ之間敷と奉_レ存候。何卒珍書丈けは御惠投奉_レ願候。此旨御願旁奉_レ得_レ御意候。恐々謹言。

十二月十一日

西郷吉之助

大山彌助様

【解説】此書は鹿兒島より東京へ遣はしたのである。大山はこれより二ヶ月前に鹿兒島に歸省してゐた。大山の歸京後、竹下某の上京便に託して遣はしたといふ書面がこれであらう。「下士官辭職の一條」とあるのは、征韓論破裂の當時、近衛下士官中、辭表を出して、隆盛の後を追うて歸縣した者多く、その處置振は熊本鎮臺を経て、何分の御沙汰があるべき筈であるのに甚だ延引したので督促したものである。「福澤著述の書云々」これは大山より福澤の著書を送つて來た謝禮である。隆盛は福澤の著書は愛讀したやうであるが、これが何書であつたかよく分らぬ。

因に曰ふ、大山巖は明治四年末以來歐洲へ留學中であつたが、吉井幸輔(巖の岳父)明治七年歐洲に至りて大山に會するや、大山に説きて曰く、「西郷大久保兩雄を和せしめ、西郷をして再び廟堂に立たしむるは國家のために、萬人の希望する所なれど、此間に立つて調和し得べきもの君を措いて他にその人なし、速に歸朝して調停の勞を取るべし」と。そこで大山歸朝の事になつて、十月三日に東京につき、間もなく鹿兒島に歸り、一ヶ月位滞在したやうであるが、その目的は達せなかつた。

三六〇 篠原冬一郎への書

明治八年正月六日

兩三日は不能拜眉候得共、彌以御壯榮奉恐賀候。陳ば下士官免官の一條竹下氏登京の節、尙又申遣候處、返答相達申候。就ては不頓着の縣廳故、達書夫形それなり相置候事共にては有之間敷哉、御糺見被下度、若不相見候はゞ、名書の内免官無之分は、——此通御引置被下度、早速返事可申遣候。小弟にも野屋敷え参り居候付、明晩歸家可致候。其内御調被下度奉希候。頓首。

正月六日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

【解説】此書は鹿兒島の郊外、西郷家の耕作地であつた西別府の別墅より鹿兒島へ送つたのである。前掲七年十二月十一日附大山への書の返事が達したので其旨を報じ、下士官免官の一條は陸軍省から熊本鎮臺を経て、縣廳へ通知があつたものらしい。無頓着の縣廳故そのまゝにしておいたものではなからうか、一應取糺してもらひたい。若も來てゐたら斯様にしてくれよと依頼したのである。

芳翰忝拜誦仕候。寒威甚敷御座候得共、
 彌以御壯剛の由大慶此事に奉存候。陳
 ば下士官免官の義申上越候處、早速御返
 事被成下厚御禮申上候。就ては取調申
 候處朱點を以御遣被下候名書は、解隊の
 節非役の下士官にて、辭表も不差出内、免
 官御達相成候分に御座候。辭表差出候
 分は、いまだ免官の御達不相成、先度御咄

三六一 大山 巖への書

明治八年一月八日

芳翰忝拜誦仕候。寒威甚敷御座候得共、
 彌以御壯剛の由大慶此事に奉存候。陳
 ば下士官免官の義申上越候處、早速御返
 事被成下厚御禮申上候。就ては取調申
 候處朱點を以御遣被下候名書は、解隊の
 節非役の下士官にて、辭表も不差出内、免
 官御達相成候分に御座候。辭表差出候
 分は、いまだ免官の御達不相成、先度御咄

承候熊本鎮臺迄御廻相成候分と相考候
 御遣被下候名書の免官御達は貴兄御歸
 國より遙はるか以前の事に御座候間爲覽合みあはせ名
 書は又々御遣つたし申上候兩通にいたし辭
 表差出候處其内免官御達し相成候分も
 有之餘り轉倒の甚敷には有之間敷哉何
 卒熊本え御懸合被下候處奉希候。此旨
 任御沙汰早々奉得御意候。恐々謹言。

一月八日 西郷吉之助

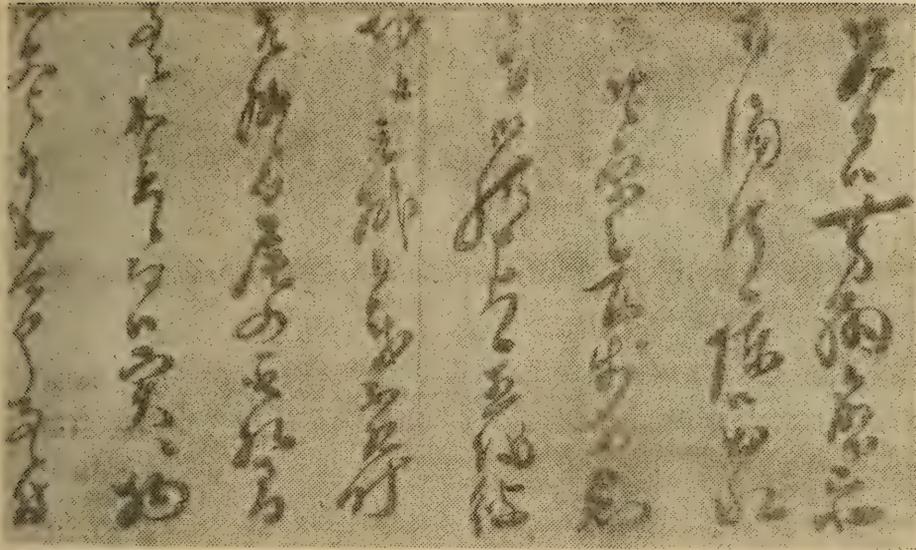
大山巖様

大山 巖 様

西郷吉之助

(城野敏雄氏所藏)

【解説】前書の篠原へ依頼の結果は縣廳へは通知が達してゐなかつたものと見える。因て更に此書を大山へ贈つて、徹底的の取調方を依頼したのである。書中「朱點を以て御遣被下候云々」は朱點を以て御知らせの分は、當時非役で辭表も出さぬうちに免官になつた人々である。辭表を出して歸つたものへは未だ免官の御達がない、此御話の熊本鎮臺へ御廻の分がそれかと思ふ。といふのである。

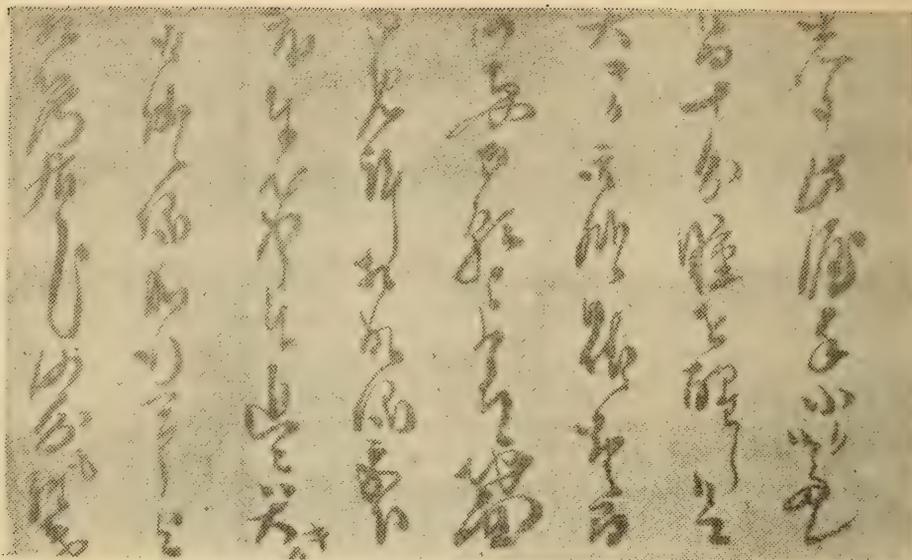


三六二 大山綱良への書

明治八年一月十七日

先日は芳翰被成下辱く拜誦仕候。
 陳⁽¹⁾ば出水大野原の反別爲御知被⁽²⁾下
 御禮申上候。直様彼地え取掛候義
 不相叶、取掛候て尾⁽²⁾の取れざる事に
 成立候ては、實に物笑さ相成可⁽²⁾申事
 に付、先づ此涯手⁽²⁾小くいたし候て、十
 分瞳を醒し候て、大きく取掛候賦に
 御座候間、何卒御願申上置候地面御

(1) 出水は鹿兒島を距るこま二十四五里、薩摩の西北の一角にあたる (2) 「尾の取れざる」は薩摩の方言にて「結末がつかぬ」さか「不成功」さかいふ意



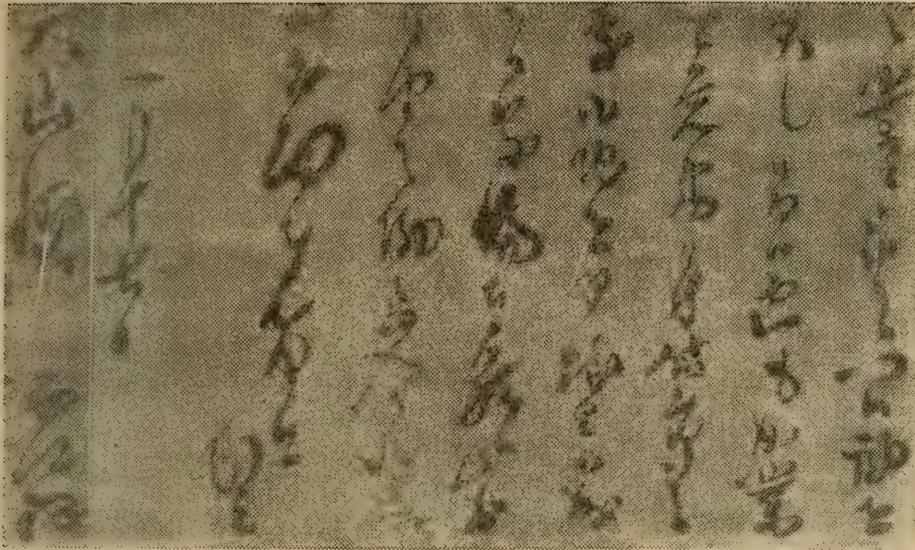
免許相成候様被成下度奉希候。追々は大きく取掛候様成行可申こ相考居申候。何分にも難儀の業に御座候間、初を失し候ては、迎も成業無覺東に付、此節の處小地を御賦與被成下候處偏に奉願候。此旨自由の働恐入候得共、以書面奉希候。頓首。

一月十七日

西郷拜

大山様

(宮川五郎三郎氏所藏)



【解説】此書は明治八年一月隆盛が大山縣令へ宛て、私學校のために開墾地の拂下方について交渉したものである。

出水郡の大野原の反別を御知らせに預つて御禮を申す。只今直に彼地に着手することは出来ない。着手して不成功に終るやうでは、天下の物笑ひとなるであらうから、先づ此際は小規模でやつて、十分見込のついた上に大きく取掛る積である。依て先日御願しておいた地面を許可していただきたい。追々は大きくやるつもりであるけれど、何分困難な事業で、最初失敗しては駄目であるから、此節は小地を與へていただきたいとある。多分此小地といふのは、吉野開墾地の事を指したのであらう。

此書で見ると、隆盛は私學校の人々を無爲徒食に陥らしめぬ様に、一方に骨を折りながら一方に生産

墾地に家を買入れる事、五人分の伐林用の道具を注文したことが見えてゐる。

さて吉野開墾社は八年四月上旬に新建築が出来上つて、開墾の業に就いたといふことであるから、これはその附近に隆盛自身のために家を求めたのではないかと思ふ。吉野開墾社は、元陸軍教導團生徒であつたものゝ一團で、その人數百四五十名に及び、耕耘に従事しつゝ餘暇に學問をして、人間學を修めようと云ふ一種の實業學校であつた。その社内には隆盛の揮毫に係る「推倒一世之智勇、開拓萬古之心胸」といふ陳龍川の語を書いた幅を掲げてあつた。平野正介、兒玉實直、永山盛武等之を監督し、隆盛も亦屢々行つて其志を勵まし、幾日も滞在して自らも農業に従事したといふことである。

追啓にあるコツフスは英國人で、賞典學校の教師であつた。尙々書の大山方へ御催促とあるのは、本文に吉野の家は縣廳で値段の見積がすんだら買入れるとある。二三口すぎたらその催促をせよといふのであらう。

三六五 山内甚五郎への書

明治八年七月十九日

追日暑氣相迫候得共、彌以御壯剛の筈と珍重奉存候。陳ば先度は乍毎御丁寧被成下千萬難有御厚禮申上候。扱重疊自由の御願申上兼候得共、大根種子御世話被成下候儀、相叶申間敷哉。昨年は當所におひて相求候處、全國分大根にては無之種類相違ひ、十分手入いたし候證も無御座候次第にて、もふは出處不隨にては、不相濟事と決定いたし候仕合に御座候間、何卒御世話被成下度、奉希候。此旨自由の働に御座候得共、以書面御願申上候。尙拜眉御禮可申上候。頓首。

三六四 篠原冬一郎への書

明治八年六月十九日

尙々三日も相過候はゞ、大山方⁽¹⁾へ御催促被_レ成下_レ度御頼申上候。
今日は有川十右衛門より無_レ據被_レ相誘、櫻島へ參候付、四日は相
掛可_レ申_レ奉_レ存候間、何卒御頼申上候。毎度不埒千萬御座候得共、
宜敷奉_レ希候。吉野の家買入の義は縣廳よりの賦方相濟候はゞ、
彌買受候義決定いたし候間、何分早目に相知候様究可_レ申遣置候
付、相分候はゞ直様御引取被_レ成下_レ買入等の手敷宜敷御頼申上候。
米買入の義は罷歸候上、取計可_レ申候付、左様御含可_レ被_レ成下_レ候。扱
大⁽²⁾なた五本、大⁽³⁾よき五本、中⁽⁴⁾よき五本、まかり五本、是又注文いたし

- (1) 大山綱良(縣令)
(2) 大鉦 (3) 大斧 (4) 中斧

置候間、左様思召可被下候。此旨乍略義以書中御願申上候。頓首。

六月十九日

追啓上今夕はコツフスより參候様申來居候處、失敬相働き候
付、宜敷御取成し置被下度、是又奉希候。

西郷吉之助

篠原冬一郎様

要詞

【解説】これは鹿兒島にての手紙である。内容は、(一)四五日櫻島に行つて來るから、私學校の方はよろしく頼むとの事、(二)吉野に家買入方についての依頼、(三)米買入方は自分か歸つてからにする、(四)鈍斧等の類を注文しておいたといふ事である。即ち吉野開

成りきり、一向勉強いたし居候。初の程は餘程難儀に御座候へ共、只今は一日二つか位は安樂に鋤調申候。もふ今はきらすの汁に芋飯食馴候處、難澁にも無之、落着はごの様にも出來安きものに御座候。御一笑可被下候。此旨任幸便用事のみ如此御座候。頓首。

四月五日

西郷吉之助

大山彌助様

追啓上、御賢兄様にも御女子出生の處、御珍敷由、上己の節句には御祝の賦（うた）に御座候。鹿兒島はいまだ舊曆にて、近々中に御座候故、是非相樂居申候。御一笑。

(2) 大山成美（彦八）を指す、成美は明治九年二月末病死した

【解説】 明治八年（一八七五年）普佛兩國の關係危機に瀕し、再び開戦せんとする報道に接した。陸軍少將大山巖（通稱彌助）觀戰の途に就かんとし、隆盛に同伴を勧め、且隆盛の注品を送附したとき、隆盛が之に答へたのが此書である。巖の觀戰云々は隆盛を鹿兒島より引出す策の一であつたものゝやうである。「二つか」とは方言であつて一畝に當る。「御賢兄様」とは大山成美を指すのである。隆盛が當時半農半隠、悠々として雪花菜（ユキハナ）の汁に芋飯の生活を樂んでゐた状態を想見することが出来る。

をすゝめ、同時に又着實剛健の風をすゝめて行かう、漸次に試練して、大農場、大植民地を起さうといふ考であつたらしい。後吉野開墾社の成るに及び、その指導に十分の力を用ひたのを見ても、その意のある所が察せられる。併しいまだ第二段の大規模の農場が出来ない前に、十年の事があつたのは遺憾である。

此機會に一寸附言しておくが、出水郡いづみの荒撫地は當時随分荒蕪たるものであつたといふことである。當時隆盛は大山縣令と共に、その土地を實地見分に出掛けたが、大山が隆盛の要求する地積はどの位であらうかと尋ねた時、隆盛は顎を以て、「あそこからあそこまで」と圖を描いたと云ふ話も残つてゐる。實地見分は事實であらうが、「あそこからあそこまで」といふやうな話は首肯されぬ。隆盛はそんなぼんやりした事を云ふ人はなかつた。

三六三 大山彌助への書

明治八年四月五日

郵便船近頃着相成候處、御注文致し候品々、相届御禮申上候。然る處、犬の首⁽¹⁾だま見本御遣し被_レ下、却て舶來よりは宜敷御座候へ共、緒を今三寸許も長く致し候て、四つ五つ御下し被_レ下度奉_レ合掌候。今一つは、少し幅も大きく致し候て、長さも五寸許御のばし被_レ下度御願申上候。扱佛孝の間、官隔を生じ候趣、就ては一發の傳信次第にて、直様御出掛けの由、嘸御樂みと奉_レ存候。小弟にも御供可_レ致旨承知仕候へ共、當年は大作に仕掛、迎ても難_レ相_レ送_レ御座候間、御斷申上候に付、左様御含み可_レ被_レ下候。當今は全く農人

(1) 「首だま」は「首輪」のこと

に死を決して出願した遣韓使節は、此時黒田清隆によりて遂行された。實は木戸孝允之を熱望して自ら遣韓使節たらんことを出願したのであつたが、病氣の爲めに行かれず、黒田と井上とが此の大任を引受くることになつたのである。私學校徒はこれを聞いて果して如何の感を抱いたであらうか。

三六七 大山綱良への書

明治八年十一月二十九日

先朝は遠方迄御來臨被成下厚御禮申上候。御沙汰の趣は校中え得と吟味いたし吳候様申置候間、自然落著の上、何分申上候様可致候。將又粗御咄申上置候加治木方限區長の處え別府晋介、帖佐方限えは逸見十郎太、御居被下候へば、御心易談合いたし、十分取はまり可申旨、當人共も申事に御座候間、何卒右の御運被成下度奉願候。左候へば、私共も何か氣を付、人心能維持いたし候様世話いたし可申候。第一兵事の人も、事務に携り候へば、大に練磨の道にも相成、多幸の譯に御座候。御案内通り兵事におひ

【解説】此書は隆盛が明治八年十月朝鮮江華島に於て我が雲揚艦が江華島砲臺に應砲して戦端を開いたとの通知に接し、感想を記して篠原に贈つたものである。朝鮮一件は二ヶ年前隆盛が心血を注いであの論争をも爲した事であるから、特に感じが強かつたものと見え、此書に見えるが如き議論を發した。隆盛の意は終始一貫、往年の主張と少しも變らぬ。即ち隆盛は我軍艦の江華島砲撃は道理を蔑みし、公道に反したものであるとて之を非難してゐる。

「一向彼を蔑視し、發砲いたし候故及應砲候と申すものにては、是迄の交誼上實に天理に於て可耻の所爲に御座候」とある。「此戦端を開き候儀は大に疑惑を生じ申候」以下は、隆盛が前年の大論争を顧みての疑惑を述べたのである。即ち是迄の談判が未だ明瞭にかたがついてゐないから、大臣の内より使節を遣はして理を盡して談判し、應ぜない時は止むを得ず戦争となるのが、當前（即ち前年隆盛の遣韓使節を願出た趣旨である）併そうしては現内閣の人々が當年の主張に對して出来ない事である。それ故、是迄の韓國の無禮とか何とか云ふことは放つておいて、他の事端から戦争を起すと云ふ策か、或は大臣派遣は内國の物議を恐れて斯様な事に及んだのか、何れにしても弱を漫り、強を恐るゝと云ふ心底から起つたものゝやうである。或は樺太の所置について世論が八ヶましいの

で、人心轉換のために起したのか、或は政府も互解の勢になつてきて苦しまぎれに起したのか、何れにしても術策から起つたものゝやうに思はれる。今後内閣の行動に注意を要する。今二三度の報告に接したら、真相が分らうとある。推定の議論ではあるが、當時の事實に照合して見ると、的を外れて居ない。

さて、江華島事件とは如何なる事であつたかといふに、明治八年九月、我が軍艦雲揚は韓國西海岸から清國牛莊に至るまでの海路を測量すべき任務を帯び、二十日午後一時半艦長井上少佐、士官以下數名を率ゐて端艇に乗り、測量に従ひつゝ、同四時半江華島の南東端なる草芝砲臺附近を通過せんとした時、突如砲臺から砲撃を加へた。そこで一旦歸艦の上翌二十一日準備を整へて前進し、草芝砲臺を砲撃して相互の間に砲火を交ゆること約二時間終に砲臺を沈黙せしめ、二十三日には永宗城を砲撃し、二十八日長崎に歸着した。これが有名なる江華島事件である。而して其後右の一件は如何になつたかといふに尋で十二月九日政府は陸軍中將兼參議黒田清隆を特使、元老院議官井上馨を副使として韓國に派遣することゝし、九年一月六日兩全權は日進以下五艘を率ゐる玄武丸に塔じて品川灣を發し、十五日釜山着、適法の手續に依り談判を進め、二月二十七日兩全權と韓國全權中樞、副全權尹滋承との間に條約を結び、二十八日歸朝の途にいたのであつた。隆盛が前

理に於て可耻の所爲に御座候。箇様の場合に臨み、開口肝要の譯にて、若哉難すべき處出來いたし候得へば必可救の道を各國に於て生じ可申、其期に至り候へば、天下の惡む處に御座候。

一此戦端を開き候儀は大きに疑惑を生じ申候。是迄の談判明瞭不致候處、此度條理を積み、既に結局の場合に押來り、彼の底意も判然いたし候へば、此上は大臣の内より派出いたし、道理を盡し、戦を決し候はず、理に戦ふものにして、弱を凌ぐの謗も無之、且隣國よりも應援すべき道相絶可申、乍然此手順を経候ては全く跡戻の形現然相顯、要路の人々天下に其罪を可謝事に成立、勢如何共不可爲を恐れ、姦計を以是迄の行掛は水泡に歸し、別に戦端を振替候ものか又は大臣を派遣致候儀を恐れ、如

此次第に及候か何分にも道を盡さず、只弱を慢り、強を恐れ候
心底より起り候ものご被_レ察申候。樺太一條より、魯國の歡心
を得て、樺太の紛議拒まんが爲に事を起し候も、不相知、或は政
府既に瓦解の勢ひにて、如何共可_レ爲術計盡果、早く此戰場を開
き、内の憤怒を迷し候ものか、いづれ術策上より起候ものご相
考申候。此末東京の舉動如何を可_レ見處に御座候。二三度の報
告を得候は、_ズ曲相分可_レ申_ス奉_レ存候。此旨愚考の形行迄申上
候。頓首。

十月八日

西郷言之助

篠原冬一郎様

七月十九日

西郷吉之助

山内甚五郎様

(山内甚之進氏所藏)

【解説】隆盛がその親交ありし國分の山内甚五郎に宛て、大根種子の世話を依頼した書翰である。

三六六 篠原冬一郎への書

明治八年十月八日

朝鮮の儀は數百年來交際の國にて、

御一新已來其間に葛藤を生じ、既五六ヶ年及談判、今日其結局に立到候處、全交際無之、人事難盡國と同様の戦端を開候儀誠遺憾千萬に御座候。譬此戦争を開にもせよ、最初測量の儀を相斷、彼方承諾の上發砲に及候へば、我國へ敵する者と見做し可申候得共、左も無之候て發砲に及候共、一往は談判致し、何等の趣意にて如此時機に至候か是非可相糺事に御座候。一向彼を蔑視し、發砲いたし候故、及應砲候と申すものにては、是迄の交誼上、實に天

て茶家⁽¹⁾をかぶり候連中に御座候故、一層研究の心得御座候間、厚、
心を用可申上と存候。只濶計の爲に祿を求め候者とは大に趣
向も相變り候に付、宜敷御汲取可被下候。其節承知いたし候三
ヶ所の義、打合候處、加世田方限には小倉壯九郎、伊作方限には河
野主一郎、隈之城には廣瀬喜左衛門を御繰合被下候へば、十分立
直し方向も相定可申と奉存、其外難場の處御座候はゞ、爲御知被
下候はゞ、人數は澤山御座候に付、御調可申上候。此旨荒々奉得
御意候。頓首。

十一月廿九日

西郷 拜

大 山 様

拜 呈

(1) 茶家(チヨカ)とは薩摩の方言にて土瓶のこと、チヨカをぶるとは何か
失策があつて社交を絶たれた場合にいふ薩摩の故事、此處は兵事に失敗し
た連中即ち近衛武官の職を剥がれた連中といふ意味

【解説】私學校の人材を選抜して鹿兒島縣内各地方の區長や警官などに採用するといふ相談が隆盛と大山縣令との間に成立して、大山はその人選を隆盛に託した。前後の事情を案するに、これは地租改正に付、檢地の事が始まり各地に物議が生じたので、その押へのためにも、又、檢地の公平を期するためにも、區長に然るべき人物を要したからである。「濶計のために祿を求め候ものとは大に趣向も相變り候」とあるを見ても其邊の消息が察せられる。此書は即ち各鄉區長につき、その最初の人選を報じたのである。併し、此後任地もふえたので、實際任命の際には此書中の人々の任地も多少變更されてゐる。

三六八 篠原冬一郎への書

明治八年十二月十二日

御安康奉恐賀候。 隙ば日當山温泉中、吉野開拓方にて、菜種子植
付いたし度この事に御座候。 鯨建不相用候ては不相濟事故書
狀相添へ緒方え頼遣置候處、代料いまだ首尾不致候間別紙の通
申出候に付、何卒拂方の儀都合被成下度、御頼申上候。 此旨乍略
儀以書中奉希候。 頓首。

十二月十二日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

【解説】此書の意味は、日當山温泉入浴中に、吉野開拓社で菜種子を植付たいといふ事を言うてよこした。それには鯨建が入用であるから、書面をつけて緒方へ頼んでやつておいた。未だ代金を支拂はなかつたので、別紙の通請求があつた、どうか支拂の都合をして下さいといふのである。鯨建とは鯨の骨粉を云ふ。薩藩では菜種子の肥料として従来用ひて來たものである。年は大抵八年と思ふが九年かも知れぬ。

三六九 伊藤孝繼への書

明治八年十二月二十九日

林 月
水 蓮
都 山
敦 本
原 泉
白 露

右の通見立申候間早々入御覽候。頓首。

十二月廿九日

西 郷 拜

伊藤 藤 様

拜復

【解説】 此の書は明治八年十二月舊莊内藩士伊藤孝繼が舊大夫酒井了恒(通稱玄蕃)の意に従ひ、伴兼之、榊原政治の二人を伴ひて私學校入學のため來麿した時、松岡開墾地産出の製茶を隆盛に贈り、茶銘を請ふたところ、隆盛大に之を喜び、伊藤に與へた答書である。

三七〇 相良長綱への書

明治九年二月

過日來度々御足勞何卒御海怒可被成下候。今朝相認汗顔の仕
合御座候得共、備高覽候間御受留被下度候也。

二月

西郷拜

相良様

【解説】相良長綱は舊名長良、五左衛門と稱し薩摩の藩士である。十年の役熊本攻圍軍に参加した。本書は明治九年二月上旬に決し、隆盛に暇乞のため訪問して種々談話の後、歸宅したが、翌朝隆盛使を以て「世俗相反處 英雄却好親 逢難敢勿退 見利全勿循」

齊過沽_ニ是_ヲ己_ニ 同功賣_ニ是_ヲ人_ニ 平生偏勉力 終始可_レ行_レ身_」「一貫唯々諾 從來鉄石肝
貧居生_ニ傑士_ニ 勳業顯_ニ多難_ニ 耐_ヘ雪_テ梅_ニ花_シ麗_シ 經_テ霜_ヲ楓_ヲ葉_シ丹_シ 如_モ能_レ識_ニ天_ノ意_ニ 豈敢自謀_レ安_」

の二詩に添へて贈つたものである。

三七一 内田政風への書

明治九年三月四日

此節遠路無御厭御歸縣相成不捨置御相談被下候儀千萬難有奉存候。就ては東京表の事情逐一御取調相成挽回の大業に就ては着手の順序等迄丁寧反復御教示に預り得と勘考仕候處明公大臣の職に被爲在十分御盡力有之候ても其實効不相立況哉不肖短才の者におひて不相適儀は明瞭たる譯に御座候。此明瞭たるものを以て其手順を追ひ再び彈劾致候ても不可動義亦明々白々たる事に御座候。畢竟私共素志におひては唯國難に斃るのみの覺悟に御座候へば別に思慮無之勿論退去の節今日の

(1) 左大臣島津久光

弊害を釀來可_レ申は見居候事にて、今更可_レ驚可_レ歎次第に無_レ之候得共、其邊は厚く御汲取可_レ被_レ下候。此旨御返答の大略如此御座候。已上。

三月四日

西郷吉之助

内田政風殿

【解説】内田政風は薩藩の士である。明治政府に仕へて石川縣令となり、八年三月辭して島津家々職となつた。本書は政風が、征韓論分裂後天下の重に任ぜざるべからざる舊薩藩の士が動もすれば相一致せず、政府部内の物情亦紛々たるを憂慮の餘り、九年二月鹿兒島に歸つて隆盛の再起を促がしたに對し、隆盛の與へた答書である。

「明公大臣の職に被爲_レ在十分御盡力有_レ之候ても其實効不_レ相立云々」とは「明公ですら御意のまゝにならぬものを、況んや不肖なる私に適する譯はありませぬ、私は唯國難の日

に斃るゝといふ覺悟あるばかりで、他には何も考へはありませぬ。」といふ端然容を改めての挨拶である。打解けた様は更でない。さて、島津久光は七年四月左大臣に任ぜられ、征韓論分裂後の政府の間に在つて、國風を振起せんが爲め種々建言したり、努力したりしたが政府部内に容れられず、遂に八年十月桂冠したのであつた。

政風の手記に曰く、「二月二十八日西郷氏歸宅の通知に接し、差越候處、從弟大山彦八殿病死、彼方に被參不在に就き、見込書二通に尙副書を以て、來る三月一日午前九時迄に參上可致に付、其内御一覽給度旨申入歸宅致候事。同三月一日午前九時西郷氏を訪問對談、公四年前御下向御懇諭の通り、今に不_二相變_一候得ば、此後は止を得ず、隆盛日本人たるの道を踏み斃て止むの外他意なき旨を主張せり。餘人なれば更に論ずる餘地あるも、此人自己の權を立抜くの天質は政風看破せるが故に敢て論ぜず、乍去國家の一大事件と認むるを以て口答にては後日誤解あつては遺憾に存候條、書面を以御高見承知致度申述へ罷歸候事。同三日（編者曰く四日の誤なるべし）午後四時西郷氏草屋に來訪、左の答書持參被致候」云々。とて右の書面を掲出してある。即ち隆盛が政風の家に持參した答書といふのが之である。尙政風の見込書二通といふのは長文ではあるけれども、参考のため次に掲げる。之を讀めば當時久光の周圍に於ける人々の時局觀が窺はれる。又彼等が隆盛に對する

往年の悪感を去つて、却つて隆盛をして久光を補佐せしめ、其力を籍りて現政府を押へ付け、國政を振起させようといふ考になつてゐたことが分る。然るに内田に對して隆盛は決して打解けた應接をしなかつた。内田は隆盛の此態度を見て、苟も舊主を補佐せよと云ふ勸告を容れぬとはけしからぬ、義を知らぬ者である。且隆盛といふ男も案外狹量な人物だと思つたと、其日記に見えてゐる。併ながら、是迄の行掛(既述)を以て見れば應じられないのが寧ろ正當である。又假令久光の感情が解けて、隆盛に依頼すると云ふことがあつても(内田の勸説はそれに近い)なほ隆盛は應じられない事情がある。元來隆盛の野に下つたのは、岩倉、大久保等現政府の首腦と議が合はなかつた爲である。萬一此等の主腦より往年の罪を謝して再び政府に出てくれといふことがあつたら、隆盛も或は出盧したであらうが、それがなくては如何に舊主の命なればとて、出る隆盛ではない。現に三條太政大臣の切なる勸告をも聞入れなかつた。況んや政見の根本に於て異なつた久光と握手して、現政府を覆へすといふ事は、隆盛の人格上到底出来ない相談である。若内田の勸説に従つたら、それこそ隆盛の本領を没却するものである。今日の賣節政治家と選ぶところはないのである。夫れ故若し内田等をして國家の爲に眞に隆盛を廟堂に立たしむるといふ誠意と明智とがあつたら、先づ大久保を説きつけねばならなかつたので

ある。萬一、大久保がその氣になつたら、隆盛を引出す方法はあつたらうと思ふ。然るに内田の方ではそれは出来ない、何となれば當時彼の敵は大久保、大隈、其他の内閣諸公であつたからである。却つて隆盛の力にてそれを挫かうとする考があつたのである。それでは隆盛は應ぜられない。況んや内田の方より隆盛に對して書面の解答を求めるなど水臭い態度で隆盛の眞意を聞かうといふのは少しく無理である。思ふに内田と雖も當年の才物ではあつたらうが、西郷、大久保に對しては矢張段違である。

備考

内田政風よりの書

明治九年二月二十六日

政風今般歸縣の主旨、當今宇内の形勢に鑑み、我が皇國の現況及び政體を觀察するに、土崩瓦解の姿を顯し、慨嘆大息の至に不堪、殊更久光公御諮詢御仰を蒙り、次で左大臣御拜命御盡力被爲在と雖も、事容られず、斷然思召切りに相成、無_二御據_一斷乎たる御建言に相成るも、二三の大臣之を否認し、恐多くも御壯年に被爲涉、天皇陛下を奉_二眩惑_一御採用不_レ被爲在より御辭職の處、今日の形勢外交は無方針一として根軸なく都て枝葉に涉り、姑息

を以て間に合の政策を施し、加之朝鮮事件既に使節派遣相成も往復電報大秘密にして事不洩、琉球處分に至りては最も至難固より我が政府の處置兒戲に等しく、宇内各國の指笑を招く鏡に懸て視る如し。國家經營に至りては未熟の地租改正を施行し、區入費の夥多なるに窺し、民力に不堪、下情は上に不通、雜稅は日に増加し、三都は勿論、五十八縣の民は殆ど産を破り、廉恥は日に月に痿し、方向に迷ひ、上に信義なく、自然と舊政府を慕ふ情あり。加ふるに内外國債國力に超過し、漸く不交換紙幣を以て今日を凌ぐと雖も、固より準備金なきに依り、一朝外國と間を生ぜば、忽ち救ふ可らざるに至るや、贅言の要なし。現在現貨購賣せむと欲せば、百圓に對し、參圓或は參圓五拾錢の差額ある趣なり。去る明治二年大政官紙幣百圓に對し、貳拾八圓迄に通融せし實例あり。其當時は三井小野組に設諭し、其驥尾に従ふ大阪の富商等大奮發協力の故を以て、僥倖に復活せり。其後僅か八ヶ年にして、三都の股富片端より破産し、今や此難局を挽回する容易にあらず、今日の危き數萬斤の火藥に火を放さむとするが如しと雖も、一人是を憂慮するものなく、毎度の土木を興し、就中其局に當る大藏省は紙幣寮を神田橋内元賜藩邸より常盤橋越前舊邸迄取圍三洋室の壯大なるを建築し、其美巍々として高樓雲を凌ぐ。而して門前に紙幣寮と筆太の大標札を掲げ、通行毎に之を視るは胸裏を苦む。政風之を呼で

亡國寮と改め度思を爲すも訴ふる道なきを遺憾とす。元來紙幣なるものは時勢に鑑み準備金を藏し、一時的の要にして萬古不易のものにあらず然るに大に之を施すとは此一事を以て餘の計議推て知るべし。將た輸入の輸出に超過する殆ど壹千萬圓なりと曰ふ。是等の行懸上現貨來年九月迄に悉く海外に出切の算當なるは政府舊財務課の調査に明記せり。近頃朝野新聞外國報の欄に日本政府の征韓は三ヶ月間の見込みなる由、和戰は彼にあり、豫定の期日を経過せば日本政府は如何に處するの意なるや云々。亦横濱在住英國某會社に日本政府金參百萬圓の貸借申込の處、相當擔保物なくては諾し難き旨を答へたりといふ。果して然らば日本政府の信用地に墜たる推て知るべし。然るに大隈重信の當一日の稅表を閱するに、當九月迄の出納金九百萬圓以上の差引剩餘を生ずとあるも、全く事實に反する作算なりと謂へり。實に言語道斷、夫れ貨幣は國家の髓腦、其宜敷を得ざれば千仞の金城鐵壁、帶甲百萬と雖も國家を支へ難きは三尺の童子と雖も知る處なり。矧や國力盡き内外債の巨萬あり、何を以て國家を維持するや、要するに事茲に到れば維新後大隈輩國力を計らず、農を以て國を立る基礎に留意せず、歐米が數百年努力の奮勵今日に至りし經歷を辨知せず、俄かに彼を羨み、上部のみ模倣し、文官の服地迄羅紗を以て調製し、其他不怠家屋を洋風に變造し、悉く洋品を使

用するが故なり。是當局が洋酒に沈酔し、緩急彼が長を採るの計を知らざる結果なり。刻下の必要とは産業を興し、用を節し、國家を保護し、國威を海外に發揚し、外交を圓滿に平和を維持する陸海の軍備最も急務なり。且つ皇國は環海の國なり。製艦船の法及大小砲の製造、彈藥調合所、牧羊を獎勵し、軍人の被服類の用度に至る迄、自國にて製し、事あるの日に海外に仰がざるにあらざれば、國家を維持することを得ず。最も條約改正目前に迫りつゝあり。之を圓滿に解決すると否とは兵の強弱に依る。然るに當局茲に留意せず、甚だ遺憾と謂ふべし。大藏省の重役四五年來曰く、國家經濟は出を計て入をなさざれば、進歩發達せずと。或は然らむも果して共言あれば、國家を玩弄物視し、亂臣賊子國民の迷惑沙汰の限なり。風俗は日に月に怠惰輕薄に流れ、文部省は德育に留意せず、學問は一身の資本とも謂ふべしと令せり。學問の地に墜ちたる推して知るべし。税法は不集不飽、強國に對しては常に鼻息を窺ひ、弱國に對しては威嚇し、表に文明開化を唱ふるも、其形のみを模擬し、其實不信不義、政令は仁信なく、言路は開くの名義あるも、其實なく、一日も甘食安眠するを得ず。倩ら案ずるに、兎角閣下に愚意を吐露し、眞面目の談を交換し、聊かも私意を挟まず、虚心を以て御高見を拜承致度存じ、東京表の現況別紙の通りに候。

久光公に思召奉_レ親の處、至極御満足政風歸縣は勸めも留も不被爲_レ遊、其所以四ヶ年前肥前佐賀江藤暴發の際鹿兒島縣鎮撫を名とし御下向被遊も其實は閣下を御誘引被遊度旨御内々被_二仰立_一の處、在廷各大臣大に喜悅、直に至尊の達_二寂聞_一御許容御下向閣下を御引見の處、閣下の答申至當と被_二思召_一候、廉に有_レ之、無理に御勸め不被爲_レ出來、其旨御報告の處、無程更に御召に依り御上京在大臣に被任、御高見被_二仰立_一も廟議一決せず、久敷御引籠御苦慮被遊と雖も廟議兎角曖昧偏頗の取扱を御看被斷乎と御建言被爲_レ在も御採用無_レ之、終に世を御倦み御辭任殆ど御見棄切りなるも御上を御尊崇被遊候御厚志は一層深く奉_二感戴_一候。然れども政風赤心を吐露し、閣下幸に上京とあれば公の思召如何と奈良原氏を以て再び奉_レ窺の處、萬一上京に到れば天下の僥倖逢はぬと謂ふことなしと御氣色至極御宜敷拜承せりと左も可_レ被爲_レ在御請合と存候。以上は閣下の狀況及公の思召大要を書綴り、尙政風卑見は機會を逸しては國力衰へ手を束ね遺憾不_レ慚を恐れ態々罷下候。尙御高説を拜承し安心致度存候事。

明治九年二月二十六日

内 田 政 風

西 郷 隆 盛 殿

閣 下

同

同年同月同日

別紙に闕下の状況且つ久光公思召の大要を相記し、既往來事に涉り、我が皇國の上に関し、未然の事たりと雖も豫て警戒を要するが故に試に左に之を擧む。一説支那え朝鮮より飛檄を傳て應援を求むと。亦一説に魯は元來宇内を併呑せむの意はペートル帝の遺言にして國帝を始め國民之を遵守し、近年漸次武威を東洋に逞ふし、朝鮮の北部と界を接し、一度議せば唯北山を飛越するのみ。加之魯は強國を頼み、常に權道を以て凌壓するを具とす。些々たる事より變を惹起せむも知るべからず、支那も琉球及び臺灣事件に國民憤慨し居るの風聞あり、朝鮮は彼が北京背首にして、世々彼が封爵を受る唇亡齒寒の要路、我が日章旗半島に翻らば、支那の現在老弱國なりと雖も、國論一定せば去る文祿の例に據て必ず援軍を出すや明かなり。西洋各國目下平穩無事の姿なりと雖も、貿易上金貨の濫出輸出の國損甚だ大なり。所謂不戰して屈するものゝ如し。殊に外交に賢き彼等は種々の手段を講じ、其影響旦夕に迫るの感を爲す。然るに我が薩十ヶ年以前は天下の強國として勢力朝日の昇るが如く、天下靡然として武徳を仰ぐの

處、維新後何となく些々たる感情上意志疎通せず。疎情の姿に立到りしは實に皇國の一大不幸、小節に拘らず邦家の爲虚心を以て一和し、古の武名を墜さず、一朝事あるに際しては一縣を擧て天下に縦横し、同胞相救ふの信義を結束し、皇國の親軍とならまほしく存候。素より其器に乏しく思ふ半ばも爲す能はずと雖も、既往十四五年以前は幕府の暴政に憤慨し、閣下始め天下を我が物とし、勤王を主唱し、終に大功を奏せらるゝの處、何等の行違にや人心沸騰し、就中奥羽鎮定後、公の思召に不被爲叶事不尠、閣下も聊か心底に墜がたき事も有之哉に推察致され候。政風不肖と雖も此至難の秋に當り、徒らに傍觀坐視するに忍びず、天下の大を採り、閣下に諮り、國家を挽回し、後世高鳥死して良弓藏む、敵國滅て謀臣亡ぶの憂憾なからしめ、俱に天下の事に身を致し、政府を一掃し、三千五百餘萬の生靈をして塗炭の苦みを免れしめ、聖明の御代に挽回するの器量あるは乍、恐公をして之を輔佐し、天下を泰山の安きに措くは閣下あるのみ。是政風一人の議にあらず、天下の有志者悉く指す處なり。仰願くば虚心を以て公平至當の説と見做し、國家の爲盡力あらむことを希望す。公に於ては今日となり、天下の爲聊かも御底意被爲在事なし。政風御家令奈良原繁及海江田信義へ談するの處、孰も異議なく公へ伺上るの處、別紙の通りの御事に付、斷然下縣致たる次第なり。所謂父母の病を視て藥を下さ

るゝの理なきの謂にして臣子の分に於て人事を盡さざれば直に憂國の至誠とは難言、身の不肖を顧みず公に赤心を上申する處、自然閣下上京するとあらば實に皇國の僥倖充分俱に御盡力可被爲在の御身据へ、御胸中に御溢れ候様に恐察致され候。今日は君臣の名義なしと雖も精神に至りては舊藩代に變ることなきは人の眞情なり。

公も維新前天下の形勢を御洞察、斷乎と御決心七百年來の邦家を御傾け數度御上京或は御東下、君臣一致し、死力を王室に致し、水魚の如く、俱々天下の重位を御擔ひ、千辛萬苦御盡力の結果、終に幕府政權奉還と成り、天皇御親政、日月再び皇土を輝すに至りしは諸藩の協力ありと雖も、公の御決心と閣下始めの盡力あらざれば争か功を奏することを得べけんや。剩へ奥羽の兩國に至つては頑愚にして天下の形勢に疎く、順逆の道を不_レ辨知、一端錦旗に抗すと雖も、官軍勇進凱旋の功を奏する、是薩なかりせば、爰ぞ速かなるを得んや。政風其前後當年迄十七ヶ年間、鹿兒島に歸着せず、急御用を奉じ、三回往來せるも、蘆屋に留ること僅に二三十日間、不過、鹿兒島の狀況殆ど周知せず、仄に傳聞する處あるも、片言を以て之を信する不能、焦慮蹙眉大息すと雖も、微力の及ばざるを憂慮するのみ。然りと雖も、今日皇國の興廢に關する際に當り、區々憂慮し、傍觀するの迫なく、閣下へ據り、事を談じ、決意致度に由り、既往を率附し、愚意を吐露し、其宜きに從ひ、皇國挽

回の道を講ぜんと、斯く繰言を書散すものなり。閣下冀くは其旨を諒し、虚心を以て其大を採り、足らざるを補ひ、天下の爲維新前に立歸り、尊王の大志を立て、水魚の如く親み、公を助け、王事に大奮發努力し、可否得失の貴論を拜承し、安着致度、頓首再拜。

明治九年二月二十六日

西 郷 隆 盛 殿

閣 下

内 田 政 風

三七二 池上四郎への答書

明治九年四月十五日

十二日付の御紙面、今晝相達難有拜誦仕候。

陳ば御不快の由、全不奉存、直様湯治に參候處、

甚^ダ以^テ不念の至、御海怒可被成下候。乍然最早

御快方の段奉慶賀候。扱副長の義餅⁽¹⁾原氏御

見立被下候由、餘程可宜と奉存候間、何卒篠原

兄え御談合被成下候て、御取計可被下候。何

も意存無御座候。當地の温泉場初て參候處、

霧島山の後にて半腹に御座候處、餘程景氣も

池上四郎様へ
御紙面拝見
相違なく
御不快の由
全不奉存
直様湯治に
參候處
甚以不念の至
御海怒可被
成下候
乍然最早
御快方の段
奉慶賀候
扱副長の義
餅原氏御
見立被下候
由餘程可宜
と奉存候間
何卒篠原兄
え御談合被
成下候て御
取計可被下
候何も意存
無御座候
當地の温泉
場初て參候
處霧島山の
後にて半腹
に御座候處
餘程景氣も

(1) 餅原正之進

宜敷湯治人は案外多人數に御座候得共、皆田
 舎人のみにて少しも氣に障り候事も無之、全
 く仙境に御座候。日々遊山にて相暮し申居
 候。今暫は罷在賦に御座候候間、いづれ拜眉
 を致し、縷々御咄承可申。此段早々御禮答迄、如
 此御座候。頓首。
 四月十五日
 西郷吉之助
 池上四郎様

【解説】本書は隆盛が栗野岳の半腹にある温泉に入浴中、池上
 四郎より書面を以て餅原正之進を何處かの副區長として推薦

したいと隆盛に相談して來たのに答へたのである。然るに餅原は其後廣瀬喜左衛門に代つて加世田區長になつてゐる。廣瀬辭職のために評議が變つたものであらう。

栗野岳は海拔二千五百尺、霧島山脈の中である。その温泉場は山腹で、眺望が佳いといふことである。

三七三 副島種臣への答書

明治九年九月二十八日

芳翰難有拜誦仕候。彌以壯剛の段奉恐賀候。陳ば支那行御催の趣新聞に一見いたし、意外千萬の事に御座候處、何か御趣意被爲在候由承知仕候得共、何分徹底いたし兼候。劣弟儀は久々僻陬に閑居いたし候故、自然卑見に陥り、尙更高尙の處窺知る所にあらず候へば、自ら議論も可有之いはれ無之乍然此時勢に當り候ては、所見のある處を以、十分可相願は人民の義務に候へば、決して可否すべき道理も無之、仰て將來の成行を望居候計（まかり）に御座候。此旨御禮答迄如此に御座候。細事は鈴木士より御聞取被

成下度候。尙御自愛偏奉祈候。恐々謹言。

九月二十八日

西郷吉之助

副島種臣様

閣下

【解説】此書は明治九年(?)九月に副島の來書に答へたのである。「乍併此時勢に當り云々」は民選議院設立に關する願書のことかも知れぬ。明治八年二月、大久保、木戸、板垣等大阪に會議を催ふし、意見の疏通をはかつた時、木戸、板垣の二人は入つて政府に立つことを諾した。依て岩倉、大久保等より副島へも再任を勧めたが、副島は固辭して應ぜず、九年清國に遊び、天津に至り、李鴻章と會して大に意氣投合した。十年西南の亂起るや、副島時に上海に在つたが本國から頻りにその歸朝を促がして來た。然かし副島は深く隆盛の志を悲み、故らに難を避けて歸らなかつた。後隆盛の死するや、副島は左の弔歌五首を手向けて隆盛の靈を祀つた。

○ 汝がためにはしる涙は民のため 君の御ためを思ふすゑから

○ 子供すら夜なかずありけり大君の 醜の御楯と汝がなりし時

○ 大君の右の腕ともたのまれし 事もにくけの種としなるを

○ 罪あるかはた罪なきか罪あるも 汝が功はつきるべしやは

○ 一杯の水もてまつる此心 汝は酌取て淡しとや見る

土地租は是れ也

作古ありて地租確定

不容易大事業あり

公不公依り各節あり

土地租は是れ也

依り人民の安苦千載に推及し候處に御

座候。既に享保の度、大御支配の節も、依

郷は不平均の處分に出て、毒を百年の後

に流し候次第に御座候へば、厚御注意可

被爲在御事と奉存候。殊に御縣内の義

被爲在御事と奉存候。殊に御縣内の義

三七四 共有地割當に關する

伺書（代作）

明治九年ならん

今般地租御改正被仰出拜承仕候。地租確定は不容易大事業に候得ば、公不公に依り、人民の安苦千載に推及し候處に御座候。既に⁽¹⁾享保の度、大御支配の節も、依郷は不平均の處分に出て、毒を百年の後に流し候次第に御座候へば、厚御注意可被爲在御事と奉存候。殊に御縣内の義

(1) 享保り間の檢地の節云々さいふなり（第一卷四十二頁参照）

右地は公平の處分いたし度段承得候付、右地
 面委敷取調候處、全體現地は相少く、悉く
 大山野地にて、其内一種の山野地有之、現
 地同様の振合を以テ地面割並は勿論、用夫
 反別割にも相加り、其實現地同様にて、開
 拓人等も不相分ものに御座候。其他自
 費を以テ相開候大山野地又は永作地等は
 其地主のものにて割並候義にては無之
 候付、一村中協議相調着手の半當分の地
 主等より異議を起し、先祖代自費を以テ相
 開候地方にて、割並候義不相叶旨、事實相

右地は公平の處分いたし度段承得候付、右地
 面委敷取調候處、全體現地は相少く、悉く
 大山野地にて、其内一種の山野地有之、現
 地同様の振合を以テ地面割並は勿論、用夫
 反別割にも相加り、其實現地同様にて、開
 拓人等も不相分ものに御座候。其他自
 費を以テ相開候大山野地又は永作地等は
 其地主のものにて割並候義にては無之
 候付、一村中協議相調着手の半當分の地
 主等より異議を起し、先祖代自費を以テ相
 開候地方にて、割並候義不相叶旨、事實相

島縣に於ては舊藩の制度を斟酌し各部落共有地の如きは
 土地均分の主意をまじへ新に土地の分配を行つた。そこ
 で薩摩國知覽郷の内西別府村に於て本文に見えるやうな
 紛議が起つた。それ故知覽郷の區長後に説明よりその事
 情を縣令に上申して決裁を仰がんとし先づ隆盛に相談し
 たものらしい。隆盛はそこで此文案を代作して與へたも
 のと見える。此案文は隆盛の筆蹟で現に鹿兒島市在住の
 永田氏の所藏に歸してゐるが惜しいことには此處にのせ
 た文であつて後の方が殘闕して完備してゐない。以下や
 う細説にすぎないかも知れないがこれは隆盛に取つては實
 に大切な史料であるから煩を厭はず私見を加へる。

書中「御縣内の義は他縣に變り公田の遺法相傳り候」とあるは藩内各郷の士族の家
 祿中一個人の所有にせず協力高と稱して共有して居るものもある。又百姓は門(部落)毎
 に土地を共有して耕作するといふ習慣になつてゐた。其家の人口の多寡、貧富によつて、

折々の耕作主は代はるが、土地は部落の共有で、自分勝手に處分することは出来ない。それが即ち古の公田の遺法である。但舊藩時代はその門を支配してその租米を收得する武士がゐた。(藩主の直轄もある) その租米收得權が士の祿高である。祿高には種類がある。一寸簡單には説明されぬ。「私田の汚蹤に陷候様の處分相成候ては云々」とあるは、折角かゝる卓絶せる美法を有しながら今回の御改正で、私田の弊に陷るやうな御處分になつては謗を後世に遺される所以であるといふのである。

「西別府村の義十六門の處云々」門と云ふのは部落の稱である。十六門の内九門は土地が人口に比して廣く、七門は人口の割に土地がせまいから、兼て門割でも願つて各部落の領地を平均してもらひたいと、平日から話合てゐた所、今回の地租改正を仰出されたについては、好機會であるから右の九部落の餘りある土地を七門に割當て、平均させようと云ふことを、村内の有志役人共から申出したにつき、右の地面を實地調査したところが、斯様々々であつたといふのである。即ち全體大山野地(未だ土地台帳にものらぬ租稅未納の荒地)であるが、中に現地同様に取扱はれてゐる土地がある。何時の時代に誰が開墾したのかそれも分らぬものにつき、(開墾地は開墾したものゝ私有地となつて、公田以外のものである。)一村協議がすんで、愈その分配に着手したところが現に其地を使用

してゐる者より異議を申立て、これは先祖の代に開墾した所であるから、共有地として門割の中に加へらるべきものではないと云ひ出した。(舊藩時代は自費を以て開墾した土地は開墾者の自作地とし最初は高帳の中にも入れず、後漸次永作地と認められたものゝやうである。今回の改正にては既に永作地として所有主の確定してゐたものや、自費で開墾したと云ふことの判然してゐるものは現持主の所有としたのであつたらしい)果して其通であるならば、割並等の事あるべき筈もなく、用夫反別割にかける筈はないのである。今若その異議を容れて處分しては、七部落の人民は將來困苦に陥るから、最初の協議確定通に致したいと云ふのである。

因に云ふ。隆盛の民政に留意し農民生活の安定を企圖して、地租改正を如何に重大視してゐたかは、此前後二通の書で窺はれる。それには抑も理由がある。隆盛が安政年中明君齊彬に向つて檢地に就て上申せしこともあり、明治二、三年參政として祿制改革に當り、常に檢地の事を念頭においてゐたからである。(既に小引にも述べておいた通り)なほ南洲謫所逸話に左の逸話が載つてゐる。

一時の鹿兒島縣租稅課長横山彌兵衛(貞邦)に云て曰く、地租改正は天下の一大難問にして時に或は沸騰を免れざることあらむ。足下宜しく努力して速に完成せられよ、其間

他に轉任するなからむことを望む。完成の後は余微力と雖ども足下の望に任せて盡力する所あらむ。而して此事業にして余の微力を要する場合ありとせば何時にて、も余を使用せられよ、と時の縣令大山綱良に對しても亦此意を以てせり。

一 地租改正に關して偶々鹿兒島縣下帖佐村に苦情あり。竹槍騷動を惹起せむとす。翁之を聞くや直ちに縣廳に至り、縣令に告げて曰く、是等の場合には宜しく余を使用せられよ、余鎮撫の任に當らむと縣令之を容る。翁曰く、肩書なければ責任なくして都合悪しからむ。希くば余に雇を命ぜられよと是に於て大山縣令は翁に對して、鹿兒島縣雇を命ずとの辭令を交付しぬ。翁恭しく之を拜受して、暴動地帖佐村に至る。暴民等翁の來るを聞きて自ら解散し説諭を加ふるに及ばずして早く既に鎮靜に歸したり。之を以て隆盛が地租改正と、區長の人選とに熱心であつた所以を知らねばならぬ。然るに此結果は私學校黨が縣政を左右すると見られて、中央政府から睨まれる事になつた。なほ知覽鄉區長の事は次の書の補註に述べる。

阿多中津野村

善行

東園市

東園市右衛門

東園市右衛門

東園市右衛門

東園市右衛門

東園市右衛門

三七五 能吏褒賞申請の書 (代作)

明治九年

【解説】此書は明治九年(月日不詳)加世田阿多等の區長であつた餅原正之進に代りて阿多郷中津野といふ部落の東園市右衛門といふ者の善行を表彰せられんことを縣令に上申した案文である。其表彰の要點となる善行といふのは東園市右衛門が地租改正檢地の際從來の公田、即門(かき)(部落全體に割り與へられてあつた土地を現在の耕作人の所有としてしまつては、將來面白からぬ結果を生ずべきを以て、矢張共有地として置かうといふことを發議して、その通にしたといふ事にある。(前書参照)

此書は現に鹿兒島縣加治木町城川氏に保存され

阿多中津野村在役
 東園市右衛門
 勤農に立到らしめ、或貧民におひて

てるる。それに小牧昌業先生の跋文がついてゐて、
 來歴を詳述してある。それは先生特有の典雅流麗
 な文章であるが、「此書明治初年に作る」とあるの
 は、誤である。

阿多中津野村在役

東園市右衛門

右は貳拾餘年在役相勤兼て衆民の
 爲めに心力を盡し、村中惰農の者に
 おひては、得る道理を以、誘導し、終に
 勤農に立到らしめ、或貧民におひて

此の書は、
 首ら、
 みの、
 致候、
 此の地所、
 幸況、
 各自、
 陸外、

は可延立趣法を相授、補助いたし候のみならず、災殃の節に臨、如何共難致時機罷成候付、奮然自ら興起して救助の方法を申立、依之艱厄を免しめ、或は水面豫防方に付ても、人民の災害を蒙らしめざる様兼て注意いたし、村中の爲めに心を盡し候次第、一統感服いたし居候者に御座候處、此度地所御改正に付、後來の景況觀察いたし候得ば、各自の所有物と相成候ては、臨時の物故毎々賣却いた

水向に居る富者よりかは

窮者より益固苦の徳を云

故に苦い加われば益

苦し流産致元と云云

の時に徳を成れば第一

二般ゆゑ云々云々云々

と新思惟の徳ありある

致はるる云々云々云々

し地面

は盡く

富者の

有と相

成窮者

益困苦

に陥り

不可救

の勢ひ

に成行

終には

云云に在りて身は云々

ありて云々云々云々

云々云々云々云々

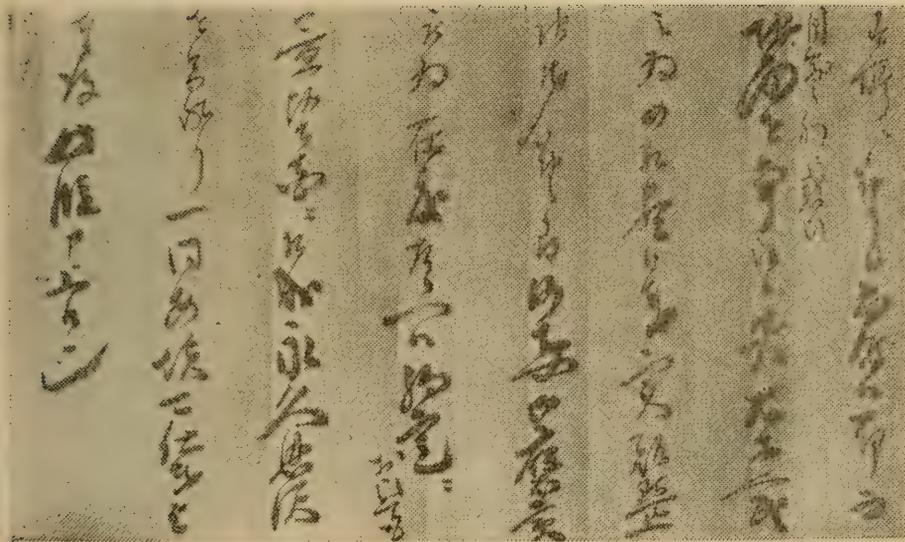
云々云々云々云々

云々云々云々云々

云々云々云々云々

云々云々云々云々

云々云々云々云々



路頭^ニ惑^ヒ流離^ニ散亡^ノ者^不少^シ此時^ニ
 臨^ミ如何^ノ程^ノ的^ニ策^有之^候共^ニ可^ク救^ヒ歸^ス道^更
 無^シ之^候付^テ土地^を離^レ悲慘^ノ場^ニ至^シ
 めざる趣法^今日^不相^設候^ては^不相^濟
 濟^ニ存^當り候^付得^コ及^勘考^候處^い
 づれ村中^ノ協議^ニ在^リ思^惟し後^來
 來^ノ利害^得失^を詳^ニ解^キ明^シ候^處
 皆々^悅服^{いた}し候^付外^村々^へも^及
 協議^候處^一統^感服^{いた}し^共有^ノ定^約
 約^屹相^結候^場至^候義^專市^右衛^門
 門^ノ誠^心之^致す^所に^御座^候當時

は却て目前の利に惑ひ、地面を争ひ候、トキ右等人民の爲め相盡候義、實難默止次第御座候間、何卒御褒賞被爲在度、左候へば約定におひても、益堅固に相成、永久恩澤を蒙り、一同安堵可仕義と奉存、此段申上候也。

【補註】前二通の書は代作とはいふものゝ隆盛の意見であることは言ふ迄もない。その民政上に對する考土地共有制に關する意見は、ひとり歴史家の私すべきものでないと思ふ。編者は此有力なる二書を世に紹介し得たことを欣幸とする。なほ、後の書は小牧先生の跋文によつて、區長餅原正之進のために代作したといふことが明かであるが、前の知覽郷に關するものも同じく餅原正之進に代りて草したものと思ふ。餅原は加世田區長であつたから、此問題は加世田區の管轄區域さへ判かれれば直ちに解決することながら未だわからぬ。但編者は明治二十年前後に知覽にあつた郡役所が、給黎、指宿、穎娃、川邊以上は今の指宿、川邊の二郡、阿多の五郡を管轄してゐたことから推して、當時の加世田區長が以上の土地を支配してゐたものと思ふ。なほ加世田の副區長二人の中一人は隆盛の

實弟西郷小兵衛であつたので、小兵衛から右二件を阿兄に相談して代作してもらつたものと推察するのである。

十年戰爭時代

十年戦争時代

小引

嗚呼十年の事、何たる悲惨ぞ。二月十五日薩軍の先鋒鹿兒島を發せしより九月二十四日城山の没落に至るまで日を経ること二百二十二日、兄弟相争ひ、朋友相撃ち、肥薩の地に骨の山を築き血の川を流すに至つた。薩軍の軍に従ふもの前後約三萬人にして、死者六千二百三十九人、官軍の出征者總數五萬八千五百五十八人にして、死する者六千八百四十三人、國帑爲めに虚しく、兵禍の慘、永く民生を苦めた。(官軍の軍資は四千百五十六萬七千七百二十六圓餘、薩軍の軍資は明かならざるも、今二萬人の人員が二百日出動したものと假定し、糧食、武器、人夫、病院等一切の費用を一日一人平均金五十錢と見積れば二百萬圓となる。それより多くとも少くはあるまい。)

十年戦争の原因については甲論乙駁、今に幾分の疑問をとめてゐる。只、隆盛の本志では無かつたといふことだけは天下齊しく之を認めてゐるやうである。併し隆盛ほどの大人物

が何故にその本志でないことを敢てしたかといふことになる。又々議論が存する。當時思想界の明星であつた福澤諭吉は丁丑公論を著はして政府の仕向けが悪るかつたために、亂を挑發したのであると論じて、「隆盛の死は憐むべし、之を死地に陥れたのは政府である」と斷じて居る。大體の上より見て的を外れた論ではないと思ふが、隆盛の本意であつたかどうかといふ問題には觸れてゐない。隆盛の胸奥を洞察して説を立てたのは勝海舟である。海舟は「西郷はその自ら養成した子弟と情死をしたのである。西郷はあんな場合には智慧の出来ない人であつた」といつた。智慧の出来ない人といふは皮肉な言ひ方であるが、情死といふことを是認する以上はそれも是認せねばなるまい。勿論隆盛は技巧の人では無かつたのである。海舟の情死説に裏書をして更に明快なのは上原元帥の談である。元帥の談は「西郷さんのあの時の心事は安政五年に月照と入水された精神と全く同じである」といふのである。

案するに十年戦争の起りは、一月二十九日の夜五十人許の私學校徒が、酔に乗じて官軍の彈藥を掠奪したのがもとである。忽ちそれが傳波して多數の私學校徒が連日他の火藥庫を襲うた。勢の激する所波浪天に沖す。もはや誰が何といつても聽かぬ。果ては白晝千餘人の暴徒が横行して、磯にある海軍造船所をも襲うたのである。暴動は數日つゞいた。隆盛は此時南隅に出かけてゐた。桐野も、村田も、鹿兒島にゐなかつた。何れも急を聞いて前後鹿兒島

に歸つて擬議した。

私學校徒は既に官庫を襲うて官物を掠奪して居る。たとへ如何なる理由があつたにせよ、彼等は既に法を犯した暴徒である。私學校徒にして罪あらば隆盛初め桐野、村田等の領袖にもその責なしとは云へない。就中私學校監督の位地にあり、當時鹿兒島にゐた篠原は、當面の責任者である。萬一、あの場合に千有餘人の暴徒と篠原以下の學校幹部との罪を糺し、情を具して官につき出して斷罪を請はば、隆盛には傷はつかなかつたかも知れぬ。非常な場合であつたが隆盛の力でそうすればされないことは無かつたであらう。けれども、ともと隆盛の爲に犯した罪である。若も非は私學校徒にのみ存して政府には何等の私曲なしとせば、彼等の罪を糺すも可なりであるが、中原の口供といひ、野村の自首といひ、大久保、川路の命を奉じて隆盛を暗殺する企であつたとある。それを事實とせば、曲は寧ろ政府にある。隆盛は出来る事なら篠原以下の一千餘人を法廷に立たしむるに忍びなかつた。そこで問題は政府に逆襲する丈けの名分があるか無いかの一點に歸着したが、政府が暗殺團を派遣したと確認される以上は名分は十分である。(たとへ、立派な名分でないにせよ) 既に名分のある以上は、徒らに彼等のみを罪することは出来ぬ、死なば諸共に、いざ立たう。尊王の精神憂國の至情は天神地祇も照覽あれ、世の毀譽褒貶は何かあらんとて斷然問罪の師を發することになつたのではあ

るまいか。福澤の評に「暗殺の一條を糺すを以て兵を擧ぐるの大趣意とするに足らず。兵を擧げて政府に抗するならば、第一薩人たる人民の權利を述べ、從て今の政府の壓制無狀を咎むるのみにして暗殺の如きは之を云はずして可なり。後世に至りて明治十年の一條は暗殺の一條より起りたりと云はゞ、恰も亂の品價は賤しきものにして世界中に對しても不外聞ならずや。西郷も必ず之を知らざるにはあらざるべしと雖、血氣の少年に迫られて遂に此些末の兒戲を喋々するに至りしならん。」とある。尤の說でもあるが、隆盛はたゞ名分の有無を考へた、その品價の高下などを考へて居る暇はなかつた、何等の技巧を用ひなかつた、たゞ己の爲に死なんといふ子弟の情義に泣いて死を共にしようと思つた、たゞ己の爲の擧は突差の出來事から發した、決して深謀遠慮の餘に出でたのではなかつた。但隆盛は最後までその名分を明にしておきたいと苦心してゐた。それは後に掲ぐる隆盛の二月十六日三月二日、三月五日、三月十二日、九月二十二日付の書翰を熟讀すれば自ら明瞭である。噫。

抄り書

はらへしと罪候

形おほし

社

身向し

書

書

書

書

三七六 縣廳への届書

明治十年二月

拙者共事、先般御暇の上非役にて歸縣致居候
處、今般政府え尋問の筋有之、明⁽¹⁾ 當地發程致
候間、爲御含此段届出候。尤舊兵隊の者共隨
行、多數出立致候間、人民動搖不致様、一層御保
護及御依頼候也。

明治十年二月

陸軍大將 西郷 隆盛

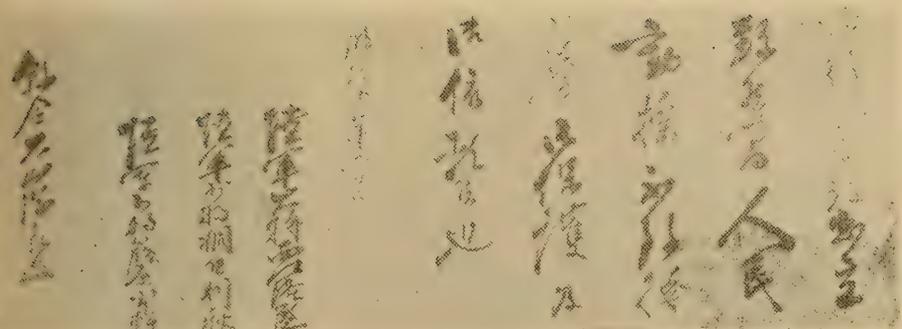
陸軍少將 桐野 利秋

(1) 何日と日を書入れるやうにあけてある
(注意)上に掲ぐる寫眞は隆盛の自書では無い

陸軍少將 篠原 國 幹

縣令 大山 綱 良 殿

(愛甲兼達氏所藏)



【解説】此書は明治十年二月、隆盛いよいよ私學校徒を率ゐて鹿兒島を出發せんとするに臨み、鹿兒島縣令に届出たものである。但、その内實は、縣廳の方で委任を受けて、文案を作成し、届出の形式を調べたものゝ様である。勿論隆盛の自筆でもないが、貴重な史料であるから、寫眞を掲出することにした。

書中に「尋問の筋」とあるのは、政府が西郷暗殺の手段を講じたことが顯著な事實であるからそれを糾すといふのである。それは中原尙雄等の西郷暗殺のために歸郷したといふ口供と野村綱の自訴とがもとになつたのである。中原の口供書の中には、彼等は歸郷前同志相會して次のやうなことを決議したと

ある。「第一、私學校の人數に離間策を用ひ、我方に人數を引入れ、私學校を瓦解せしめ、動搖の機に西郷を暗殺し、速に電報を以て東京に告げ、陸海軍併せて攻撃に及び私學校の人數を、^{みごろし}盛にいたし候儀を決定し云々」又兼て川路大警視から、「萬一鹿兒島縣暴動の機に至らば西郷に對面刺違へるより外、仕様はあるまい」と聞かされてゐたといふことも見えて居る。

野村綱の口供書の中には、東京に行つて大久保内務卿に二回面會した。初の時(一月三日)には種々鹿兒島の様子を尋問された、その時大久保より私學校は政府の一大腫物であるから、別に城下にも諸郷にも盛な學校を設立してその勢力を殺ぎ、漸次腫物を小さくする方がよいといふ話があつた。第二回(一月二十九日)には召命によりて行つたところが鹿兒島の動靜を探りに歸省せよといふことで、旅費を百圓渡された。其時の話には陸軍省より彈藥取寄せの都合もあるから、小事は郵便なり電信なりで知らせ、大事の場合には電信も郵便も不通になるから、早速上京して報知せよ。既に警視廳からも、これこれの人を探偵に歸國させたと書いたものを示され、萬一、暴動でも起つたら主任の人を斃すなり火藥庫に火を入れるなり、手段は色々あらうといふ事であつたから、命を奉じて歸つた。歸つて見ると中原以下の人は捕縛され秘密は暴露し、手の下し様もないから、自分も自首

するといふことが見えて居る。

中原のは、捕縛されて拷問の末に出した口供書である。野村は汽船が鹿兒島に着した時、警吏の臨檢があつて容易に上陸が出来ず、友人に謀つて、やつと上陸して様子を聞いて見ると鹿兒島の騒動は尋常でなかつた。東京より歸つたものは悉く私學校黨から拷問されたと聞いて自分も免れぬと見てまだ何も尋問もされないうちに、縣廳に行つて自首し、更に拷問もされたのであつた。

薩南血涙史によれば、野村は風手清楚、文章言論に長じた才子であつたといふことである。彼の自訴は實に刺客問題に裏書をして、將に燃えんとする薪に油を注いだと同然であつた。私學校黨は勿論之を信じたのである。大久保、川路に對する憤怒の情は、薩、隅、三州に猛火のごとく炎々として廣く燃えあがつたのである。既に激昂してゐたところにかゝるものが出たので奮然として立つたのである。そうして出師の名義を與へたのである。併し、一方には「二人の口供書は事實でない、大久保も川路も暗殺の内命を下したことは決してない」といふ説がある。それには相當に有力な根據もあるので、今日では一般にその説が信ぜられて居る。但、當時、私學校徒が何處までもそれを事實と信じてゐたことは體である。従つて今なほ固くそれを信じて居るものもある。

三七七 熊本鎮臺司令長官への照會書

明治十年二月十五日

拙者儀、今般政府へ尋問の廉有之、明後十七日縣下發程、陸軍少將桐野利秋、陸軍少將篠原國幹、及舊兵隊の者共隨行致候間、其臺下通行の節は、兵隊整列指揮を可被受、此段照會に及候也。

明治十年二月十五日

陸軍大將 西 郷 隆 盛

熊本鎮臺司令長官

【解説】 此書は熊本鎮臺へ送られて、現に第六師團に保存されて居るものであるが、随分司令官を馬鹿にした文面である。戦を挑む爲に、司令官以下の將士を怒らせるために故

らに書いたものとしか思はれぬ。たとへ問罪の爲め戦は覺悟はしてゐたとしても、隆盛の平生に似合はない書振である。後に掲ぐる今藤宏宛の書及び大山綱良への書を見れば隆盛の本意でなかつたのみならず、此書振に大反對であつた事は明かである。大山綱良の長崎の裁判所で申出てた口供書の中に、「自分云ふ然らば沿道の府縣鎮臺等へ通知せざれば不都合も料り難し。西郷曰く、左あらば政府への届、各鎮臺府縣への報知方は縣應にて取計呉る様尤、報知の文案は追て相廻すべし。中原尙雄等の口供をも副へ、御届並に通知とも依頼するとのことゆへ承知致し別れたり。」と見えて居る。して見れば右の届や報知を縣廳で引受けて、隆盛の文案が未だ縣廳へ達しないうちに、さつさと事を運んでしまつたものと斷定してよろしからう。而して隆盛は此書にある通、十七日に鹿兒島を立つたが前軍は十五日に發した。二月十五日は前日來の降雪已まず、地上積ること七八寸に及び、鹿兒島に取つては實に五十年來の大雪であると言はれた。此日、薩南四千の壯士は各々結束し、午前八時練兵場を發し東西兩道に分れて征途に上つた。部隊は十六、十七の兩日も引續き、出發したのであつた。六師團に保存されて居る此書は民友社發行の南洲先生遺墨集に出て居る。それを見ても前書と同じ筆蹟で、二通とも隆盛の筆ではなう。

先刻御引合相成候肥後鎮臺え
 掛合の一條縣廳間違にて掛合
 いたし候義を申分り早々御取
 消可被成下候。彌御掛合相成
 候はゞ何分爲御知可被下候。
 其邊又々間違候ては先鋒の兵
 隊如何の事變に及候哉も不被
 知候付爲念又々申進候。以上

三七八 今藤宏への書

明治十年二月十六日

先刻御引合相成候肥後鎮臺え
 掛合の一條縣廳間違にて掛合
 いたし候義を申分り早々御取
 消可被成下候。彌御掛合相成
 候はゞ何分爲御知可被下候。
 其邊又々間違候ては先鋒の兵
 隊如何の事變に及候哉も不被
 知候付爲念又々申進候。以上

二月十六日

西郷吉之助

今藤宏様

要用語

(有川九介氏所蔵)

【解説】今藤宏は鹿兒島縣第一課長として、縣令大山綱良の惟幕に參し文案の事を掌つた。學者としてその名四方に聞え、隆盛亦深く之を重じた。此書は隆盛が前文熊本鎮臺司令長官への書を喜ばず、今藤に宛てゝその取消を要求したものである。「先刻御引合相成候」とあるを以て見れば、最初縣廳の今藤から此通書いて差出したと通知して來たものゝやうである。

隆盛その文面を見てこれは宜しくない、しまつたと思ひ、今藤へ此書を飛ばし、「縣廳の方の間違にて、あの書を差出したのであつた。西郷の知る所でなかつたといふことを、能く申し解きて、取消の書を出してもらひたい、愈出したらまた其旨を知らせ」といつてやつたのである。「其邊又々間違云々」の語あるより見れば、隆盛が此文面を如何に苦にしたかゞ窺はれる。さて、その取消の書が果して熊本鎮臺へ届いたかどうか能く判らぬ。何しろ隆盛が氣附いた時は、箭は既に弦を離れて仕舞つてゐた。谷將軍麾下の熊本鎮臺は敢然として薩軍の前面に立ち塞つたのである。併し、凶器を携へて、戦闘準備をした軍兵が國中を横行する以上は、鎮臺が之を遮ぎるのは當然である。強ち此書の有無には關せぬ。隆盛は此書中に「先鋒の兵隊如何の事變に及候哉も不被知」といつて、戦に意なきものゝ如く見せかけては居るけれども、鎮臺で前途を遮ぎるといふことを考へない筈はない。隆盛の眞意は名分の上にあつたらうと思ふ。後世に笑はれぬやうに、斃るゝ迄も理を盡し名分を正して行きたいと希望して居たのであらう。或は又萬一、鎮臺で前途を遮ぎつたら言ひがゝりが出來ると思つてゐたのかも知れぬ。然るに右の如き理に合はない挑戦的の書を出し、却つて先方に有利な辭柄を與へることになつたのを見て、残念でたまらなかつたのであらう。

三七九 大山綱良への書

明治十年二月十六日

先刻及御報置候熊本鎮臺への御掛合は御差出相成候哉爲念御尋申上候間、否爲御知被下度、御頼申上候。以上。

二月十六日

西郷吉之助

大山綱良様

【解説】これは前の今藤への書に次いで、取消の書を出したかと念を押してやつたのである。今藤課長へのみでは安心が出来ずに縣令へも此書を出して、取消の手紙を早速出すやうに催促したのである。恐くは彼の照會文を以て一生の耻辱と考へたのであらう。隆盛は事此に至つても道を踏むといふ事を忘れてはゐなかつた。

三八〇 大山綱良への書

明治十年三月二日

此節登京の義に付、各縣え御布達相成候一書、野村等の口供相添
五拾部早々御遣被下度御願申上候。諸縣より何等の趣意か承
度この儀を以申立て來候もの不_レ少、縣々におひては口供は諸人
に不_レ示、本書のみ布告いたす向に御座候。筑前、筑後邊蜂起の様
子に被_レ相聞、大阪は土州より突出、最早攻落し候風評も御座候間
直様探索人差出置申候。此旨忽卒奉_レ得御意候。頓首。

三月二日

西郷吉之助

大山格之助様

(大山家所藏)

【解説】此書は熊本の薩軍本營より鹿兒島へ送つたのである。野村とは二月十一日夜刺客事件に關し、政府の密旨を帯びて歸省せりと縣廳に自首して出でた野村綱のことである。二月十四日大山縣令は各縣及び各鎮臺に宛て、左記通牒を發するに當り、中原野村等の口供書を添付した。(口供書の大體は前記縣廳への届書の解説に掲げた)

今般當縣官員へ專使申付け候通知之事件左に申進候。近日當縣より舊警視廳へ奉職の警部中原尙雄其外別紙人名之者共を歸省に托し潜かに歸縣の處、彼等竊に國憲を犯さんとするの奸謀發覺したるに付即ち御規則に基き其筋へ申付、該人名捕縛の上鞠問に及候處、不圖も該犯の口供別紙の通に有之、就ては右事件陸軍大將西郷隆盛陸軍少將桐野利秋陸軍少將篠原國幹等が耳聞にも相觸れたるか、右三名より今般政府へ尋問之筋有之、明日當地發程候に付、御舍の爲め此段届出候。尤舊兵隊の者共隨行多數出立候間、人民動搖不致様一層御保護及御依頼候也との書面を以て届出候に付、縣廳に於て書面の趣聞届の上、朝廷へ御届申置候間爲御心得、此段及御通知候也。

明治十年二月十四日

鹿兒島縣令 大山 綱 良

各縣各鎮臺御中

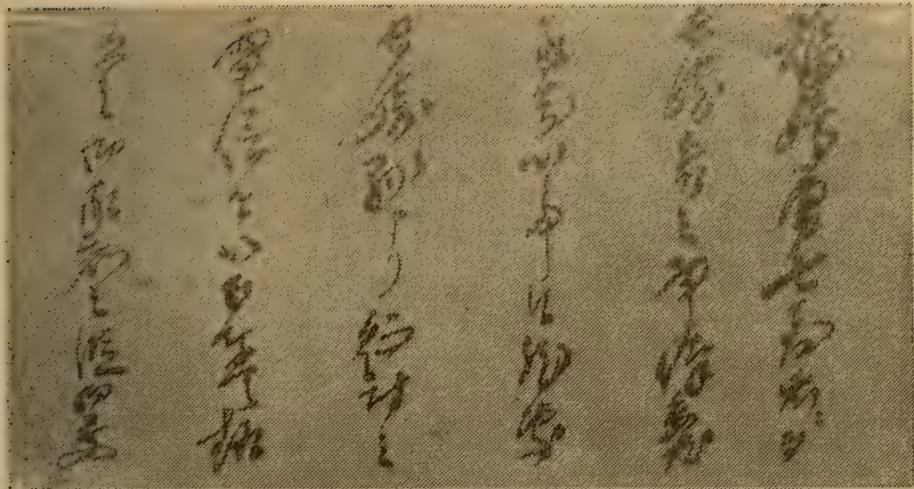
三月二日、隆盛は熊本春日神社の境内に置きし薩軍本營に在つたが此書にある通り、大山縣令より沿道の各縣へ通知した書を縣によりては口供書を示さず、本文のみを布告するので、「何等の趣意か承度」との問合せ頻々たるに鑑み、至急右口供書五十部を送るべき旨申遣はしたのである。「筑前筑後邊蜂起之様子に被_レ相聞_二大阪は土州より突出、最早攻落し候風評も御座候」とあるが、事實は決して薩軍に傳へられたほど有利には開展して居らなかつた。孤城を以て薩軍の攻圍を引受けた熊本鎮臺の將士は意氣昂然、天下の安危を背負ふて立つてゐたのである。

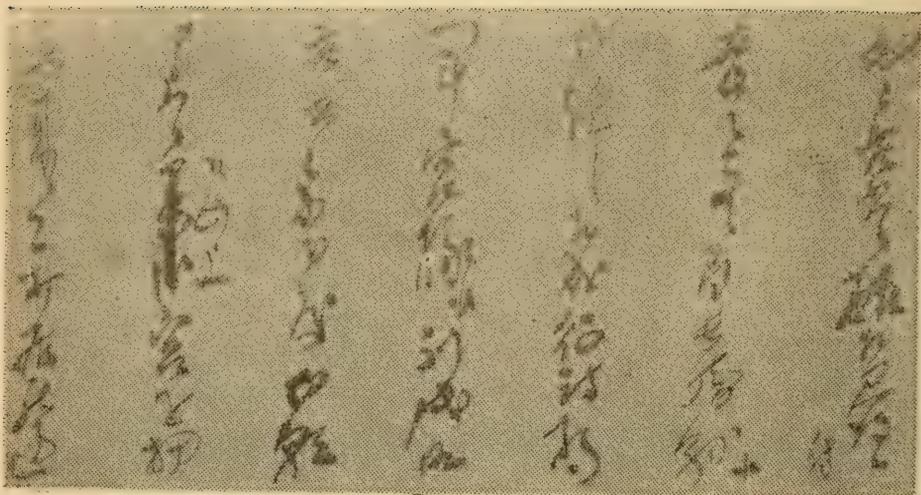
三八一 大山綱良への書

明治十年三月五日

福島勇七到着にて長崎表の事件委敷承知いたし候。然處長崎縣より征討の電信を以、御達の趣有之、御承知の段御受書被差出候趣相見得候付、幸の事候間長崎縣え御託し相成征討將軍宮様え別紙御差出被成下度御願申上候。乍此上宮を押し來候は、打居罷通可申候付、何卒右の御計乍御手敷宜敷奉

(1) 有栖川宮熾仁親王





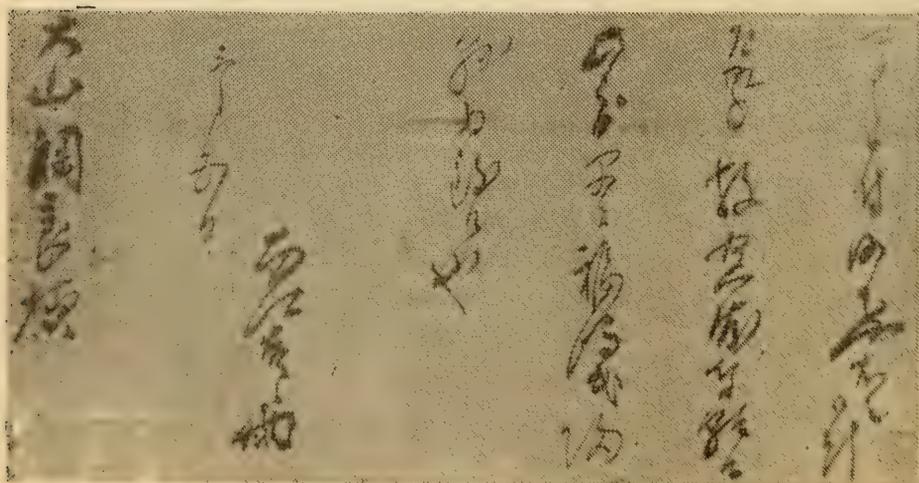
願候。此旨早々福島氏歸縣爲致候也。

西郷吉之助

三月五日

大山綱良様

【解説】此書も熊本の薩軍本營より鹿兒島の大山縣令に送つたのである。此頃



今般陸軍大將西郷隆盛
 等政府之尋問之次第有
 之出發いたし候處熊本
 縣は未前に廳下を焼拂
 剩、川尻驛迄臺兵押出し
 及、砲撃候故終に戦端を
 開候場合に立至候。然
 處去る九日には征討の
 嚴令を被下候由、畢竟政
 府におひては、隆盛等を
 可、暗殺、旨官吏の者に命
 じ、事不成内に及、發露候
 此上は人民激怒可致は
 理の當然に可有之、只激
 怒の形勢を以、征討の名

征討の形勢を以て征討の名
 及、砲撃候故終に戦端を
 開候場合に立至候。然
 處去る九日には征討の
 嚴令を被下候由、畢竟政
 府におひては、隆盛等を
 可、暗殺、旨官吏の者に命
 じ、事不成内に及、發露候
 此上は人民激怒可致は
 理の當然に可有之、只激
 怒の形勢を以、征討の名

天子征討と私とりの
 陷りたる罪之遺骸ハ
 天子征討を私するもの
 被對何等の名義相立可
 申哉譬へ政府におひて
 當縣の人民は誅鋤し盡
 さるとも、必天地の罪人
 たるは疑なく候得ば先
 づ政府首謀の罪根を被

を設けられ候ては、全、征
 討をなさん爲め暗殺を
 企て人民を激怒なさしめ
 て罪に陥れ候姦謀にて、
 益政府は罪を重候譯に
 ては有之間敷哉乍恐
 天子征討を私するもの
 に陥り千歳の遺憾此事
 と奉存候。殊に萬國に

天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの
 天子征討を私するもの

天子の御親戚に被爲在
 ながら、御失徳に不立
 至様、御心力を可被盡處
 却て征討將軍として御
 發駕相成候義何共意外
 千萬の仕合に御座候
 就ては天に事ふるの心を以能御熟慮被爲在、御後悔無之
 様偏奉企望候。因て口供相添進獻仕候。誠恐頓首。

征討將軍宮様

大山綱良

征討將軍宮様
 大山綱良

三八二 谷元六兵衛への書

明治十年三月六日

昨日川尻より大口戸長才領いたし、烟硝並鉛相達候付、送狀相添差遣候處、何方え届居候か不相分由に御座候間、何卒御探索可被成下候。一番の大小荷駄方へ向け、差遣候覺えに御座候得ども、若哉砲隊の方え格護相成候かも不相知候間、宜敷御頼申上候。以上。

三月六日

西郷言之助

谷元六兵衛殿

【解説】薩軍は二月下旬進んで熊本城を包圍し、本營を二本木に置いた。此書は隆盛が同地から大小荷駄方谷元六兵衛に贈つたものである。谷元は薩摩の藩士、上京して近衛中尉であつたが、六年隆盛に従つて職を辭し鹿兒島に歸つた。十年の役には最後まで薩軍の爲め大小荷駄の事務を監してゐた。

三八三 大山綱良への書

明治十年三月十二日

迫田隆藏外一名御遣被下、來船の次第承知致候。下拙事柄分兼候得共、敵方策も盡果候て、調和の論に落候か、畢竟敵方に於て熊本籠城に相成候ては、各縣蜂起可致に付、全力を熊本に相盡、猶是事破候はゞもふ無致方、それ切こて策不相立候儀慥に聞得候に付、即彼の策中に陥り、此籠城に餌に致、四方の寄手を打破候得ば、此處にて勝敗相決可申、地の形と云、人氣と云、其所を得候に付、我兵を一向此處に力を盡候處、既に戦も峠を切り通し、六七分の所に討付申候。今哉孟貴あり共、再戦勢を守返すの期有之間敷餘

程敵の兵氣も挫け候に付、少し此間に息を休め、油斷爲致候て、又一策廻し候目算に相違無御座候間、決して狸にだまされざる義肝要の事に御座候。征討總督の令出候間、差上置候。全く暗殺は打消し候趣、合戦を幸と申候旨に相見へ可惡の巧に御座候。然上は何分曲直分明ならざれば、鎮撫もへちまも無之、斷然條理に不相戻候處、御盡力可被成下候。最初より我等に於ては勝敗を以て論じ候譯にては無之、元々一つ條理に斃れ候見込の事に付、能々其邊は御汲取可被下候様、偏に企望致候也。

三月十二日

西郷言之助

大山綱良様

追啓別紙當縣の兵隊協同隊より探偵差出候處、探得候形行申

出候に付差上申候。大概四方の模様も同様に御座候。久留米、柳川、肥前邊よりは追々報知有之候。

【解説】鹿兒島暴發の報道に接して、一時中止となつてゐた勅使派遣の議は、二月二十六日に至り、改めて柳原前光を勅使に任じ、陸軍中將黒田清隆、海軍少將伊東祐磨等勅使に從ひ、勅諭を久光父子に賜ふた上、賊軍の根據を占領することゝなつた。柳原勅使一行は三月一日神戸を發し、八日には鹿兒島灣に入つた。そこで大山縣令は急使を馳せて隆盛に之を報じた、それに答へたのが此書で、「最初より我等に於ては勝敗を以て論じ候譯にて無之、一つの條理に斃れ候見込」とあるなど、隆盛の心事があらはれて居る。

然るに當時の書面として廣く今日まで世に傳つたのは左の一通である。之は前者に比較すると非常に勇壯な手紙である。然かし隆盛の文でないことは明かである。此事は西郷傳研究の先輩が既に論じ盡して居る。今其説を擧げんに、(一)三月四日に篠原國幹が既に戰死してゐるにも拘らず、三月十二日になつて「桐野篠原、村田等非常の勉勵」云々と書いてある。(二)隆盛は大抵署名を西郷吉之助とし、再拜の文字を使用しても西

郷再拜とはするが隆盛再拜としたものは他に無い。(三)文體から言つても、西郷の筆趣がない池田休兵衛の書いたものではなからうか。此等の諸説である。編者は未だ池田休兵衛の事を詳しく知らぬから、それは何ともいへないが、他は皆首肯すべき説である。内容から推せば恐らく、薩人の手に成つたものではあるまい。何れにしても當時盛に流布したもののやうであるから、参考として次にかゝげておく。

備考

同上偽書

明治十年三月十二日

拜復、迫田隆藏外一名御遣被_レ下來船の次第領承致し候。陳ば頃來數次の激戰臺兵殆ど其の度を失ひ、既に籠城の策を決し、敢て出て戦はず、因て昨今吉次、木留田原坂等の諸嶮を扼し、東軍の進入を拒き、熊本と相連絡するを得ざらしむ。此回肥筑我兵に應ずる者甚た多く、軍門眞に填塞す。所謂地理人和兩なから得るものか、桐野、篠原村田等非常の勉勵、只今吉次の方六七分切抜き、東軍敗走の報あり、此勢に乗せは今日中には木留田原

坂も撃退くべし、諸嶮全く我有に相屬せば、一夫嶮に據り萬人進む能はざるものにして東軍假令ひ百萬の資育ありとも、亦復戰勢を挽回し進入の期なかるべし。左れば熊本は戰すして屈服すへし、熊本落城相成候へば、啻に我兵の根據確立するのみならず、各縣風靡諸國蜂起し、九州は先平定すべし。故に此處勝敗此度の大關係に候。征討總督の令回り來り、一覽致候刺客事件は全く撲滅し、堂々名義を以て討罰し、奸臣の心胸惡むへきの至りと云べし。最早事勢も此に至り候ては、更に言語口舌を以て是非曲直を争ひ難ければ、腕力の外之れ無かるへし。然し天下の事は成敗利鈍を以て相判し候譯には之れ無く、小生は正を以て起り、正を以て斃るゝこと始よりの目的に候。華聖頓那破倫湯武云々は中々小生輩の事に非ず、萬一不幸相破れ、屍を原頭に曝らし、藤原廣嗣と其品評を同ふするも、足利尊氏と成るを望まざるなり。二位老公は如何、若し相謁せば此意を致せ、時下不順爲國家自愛せよ。

三月十二日

隆 盛 再 拜

大 山 様

三八四 河野主一郎への書

明治十年三月廿八日

八代口の方一向埒明不申候處、昨日縣元より前田一介と申人到着相成、邊見別府杯より書狀參申候。千五百餘の兵を引て球摩に出、山中より八代え突込候策を設、一手は海手より相廻候趣に御座候。大概今日共は八代え相掛候期日に御座候。縣元の處も餘程振起し、當時は一日にハトロンは四萬五千發、雷帽子は三萬發づゝは出來候段も申來候。針打玉の器械も又々取起、是も五百發づゝは出來候由に御座候。諸郷には別段に玉彈を拵へ鹽硝も球摩にて千樽到着の報知昨日相達申候。將又尙時延岡

並佐土原の兵隊相著し居候趣相聞候間、彈藥等の爲先球摩え扣居候様申遣置候。御賢兄様にも邊見杯御同行の段申來候。此旨荒々任幸便形勢爲御知申上候也。

三月廿八日

西郷言之助

河野主一郎様

要用

(黒田清伯所藏)

【解説】熊本の戦鬪は激烈を極め、薩軍の死傷日に増加し、兵員彈藥の缺乏に苦しむに至つた。そこで別府晋介、邊見十郎太、淵邊群平、深見有常等相前後して鹿兒島に歸り募兵と製彈との事に盡力したが、折しも勅使柳原前光が入麗し、市中では思はしく準備も出來なかつたので、地方に去つて兵員一千五百名を得た。此時官軍八代に上陸し、薩軍輸送の途

を絶つたので薩軍亦その背を衝き、熊本の薩軍と挾撃して敵を巖にする計畫を立てたのである。「八代口の方一向埒明不申」とあるのはこの計畫が進捗せなかつたことを指す御賢兄様とあるのは主一郎の兄半藏のことである。半藏は十年二月三等警部に任じて中原尙雄等を糺問し、十年役起るや薩軍の爲めに大小荷駄方後に木營附傳令使となつて盡力した。

三八五 木山本營への書

明治十年四月廿三日

當地へ昨日到着致候處別府氏儀は足の銃瘡にて未だ快癒に至らず候得共、是非戰場に出懸指揮致度、若し不振候はゞ、死して以て衆兵を勵し申度との趣意、深切に相立候得共、夫丈け血戰相成候共、其の爲め憤勵可致氣合にも無之候付、夫よりは縣元の處、桂氏等一兩人のみにては、何廉届兼候都合も可有之候付、何卒縣元へ罷歸、諸事取締方嚴密手を付貰候方肝要の事と吟味致、今日より歸縣の筋に決定相成申候。就ては本營の處、誰も無之邊見氏等大きに心配の事候間、何卒河野主一郎當地の本營主任を以御

遣給候様、偏に希候。左候て誰にても筆記相調候人相添、御遣可給候。書記役も無之候故、是迄諸方の往復も調兼候譯も爲有之こゝありたる由に御座候間、是又宜敷御見立可被給候。何分にも急速河野氏は御遣可給候。此旨早々及御掛合候也。

四月廿三日

人 吉 本 營

木 山 本 營

【解説】 田原坂の戦以後薩軍の形勢早くも不利に陥り、四月二十二日には人吉に退却するに至つた。此書、人吉本營附別府晋介を歸國せしむるに付、河野主一郎をその代りとして差遣はさんことを木山本營に依頼したものである。「縣元の處桂氏一兩人のみにて」とあるは桂久武のことを指す。

三八六 美々津に於て各隊長に廻附する書

明治十年八月六日

各隊盡力の故を以て、既に半年の戦争に及び候。勝算目前に相見得候折柄、遂に兵氣相衰、終に窮迫餘地なきに至候義は遺憾の至に候。兵の多寡強弱におひては差違無之、一步たりとも進んで斃れ、蓋し後世に醜辱を殘さざる様御示教可給候也。

八月六日

西郷吉之助

各隊長宛

【解説】美々津とは日向の美々津である。此書は八月六日部下の各隊長に與へて兵氣

を鼓舞したものである。之より先き薩軍到るところに破れ、遂に山陰美々津ヤマノヘの嶮に據つて防戦し、官薩兩軍の激戦三日に亘り、遂に薩軍の敗走となつて永井村に包圍せらるゝこととなつた。此書は美々津戦争開始の當日認めたものである。

此書に今少し文句を附加した文章で八月五日附のものも世に傳はつて居る。それには「敵に於ても此機に乘じ必ず進撃可致に付、今一層憤發致し、退歩の念を絶ち一歩たりとも進て斃盡し」の語がある。各隊に贈つたので、文句の異同と時の前後があつたのであらう。(此書は薩南血涙史に據つた。)

三八七 深見有常への書

明治十年九月二日

今日鹿兒島え突入候處、案外兵數も相少あひすくな、舊御厩屋跡は直に乘取候處、金藏かねぐら下肝付家え臺場を設、防戦いたし候得共、勢ひ餘程相衰候次第に候間、早々打破り、鹿兒島表突出被給候様有之度、尤慥たしかなる成説にては無之候得共、御方の手勃興の趣相分候付、態と爲御知旁如此御座候也。

九月二日

西郷吉之助

深見有常殿

【解説】九月二日薩軍が鹿兒島に突入したときには兵力は既に微弱であつた。ところが隆盛は川内方面に尙大に募兵の望があることを聞き、當時川内に潜伏中の深見をして速かに應募の兵を率ゐ、來援せしめんとして贈つたのが此書である。深見は元大學南校の佛語教授であつたが、六年隆盛に隨つて鹿兒島に歸り、私學校の教師として育英事業に従つた。十年の役には専ら後方勤務に服し、川内地方で募兵調資の任に當つてゐたが、六月二十四日官軍鹿兒島を占領したので、その儘留つて川内に潜伏してゐた。然るに薩軍が可愛嶽の重圍を破つて再び鹿兒島に現はれたと聞き、更に同志を募つて走り會せんとし、久見崎で官兵に捕へられたのである。

三八八 野村忍助への書

明治十年九月三日

御方の健僕助八儀、御手支の筈と相考候得共、大砲打方等の儀、右助八不罷在候ては、不相濟趣に候間、何卒製作方え御遣被下度、御頼申進候也。

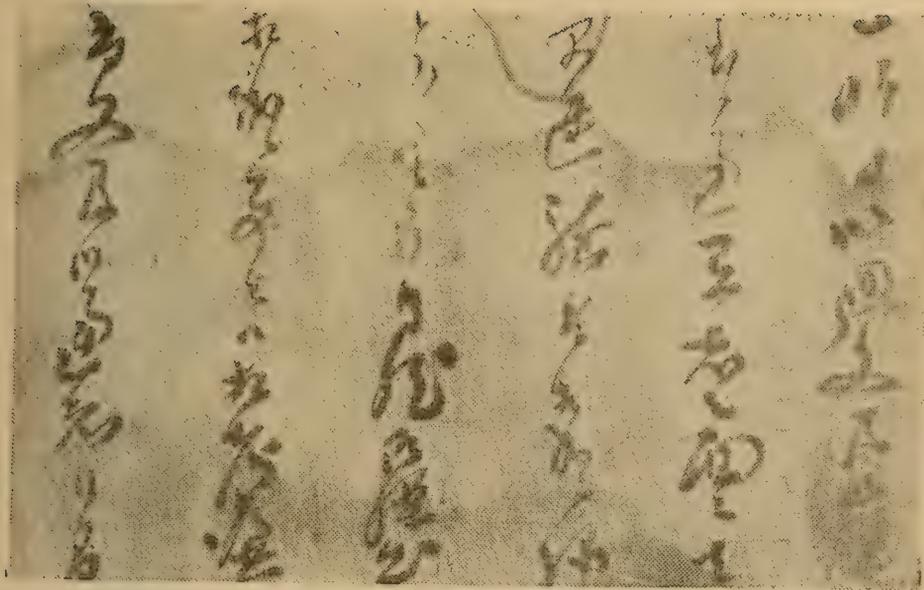
九月三日

西郷吉之助

野村忍助様

【解説】 野村忍助は始め桐野利秋の率ゐる四番大隊の小隊長として各地に奮戦したが、城山陥落後遂に官軍に降伏した。此書は隆盛が米倉襲撃の日、野村の僕助八を製作方へ

遣はすやう依頼したものである。助八元と山崎萬五郎と稱し、鹿兒島藩士加治木常樹の家來であつたが砲術について實地の習練が積み奥州戦に功勞があつたので足輕に拔擢せられた。製作方とは銃砲彈藥の製造所を指すのである。



三八九宇都宮、平田、大磯

への書

明治十年九月五日

一昨日以廻文及御達置候通、有志の面々は早速驅付相成候様この事に候間、自然御繰出相成候事は相考候得共、尙又及御通知候間隣郷等え御談合有之、有志の者は一緒に御出發可有之候。路筋等の義は瀬戸口林太郎まぐろ能存居候付

後乃其子...
 多志と名の一...
 此物...
 此...
 此...
 此...

此...
 此...
 此...
 此...
 此...

同人御列越相成候へば子細無之候。此段分て及御達候也。

九月五日

本 營

宇都宮幸藏殿

平田幸助殿

大磯彦六殿

(大磯彦六氏所藏)

【解説】此書も亦隆盛が城山籠城中より宇都宮平田大磯三名に宛てた募兵依頼状である。三人は薩摩の宮之城郷の有志であつた。

(1) 實は公助であつた

三九〇 城山陷落前各隊に廻附する書

明治十年九月二十二日

今般河野主一郎、山野田一輔の兩士を敵陣に遣はし候儀、全く味方の決死を知らしめ、且つ義舉の趣意を以て、大義名分を貫徹し、法廷に於て斃れ候賦つゝに候間、一統安堵し、此城を枕にして決戰可致候に付、今一層奮發し、後世に耻辱を殘さざる様に覺悟肝要に可有之候也。

九月二十二日

各隊御中

西郷吉之助

【解説】薩軍は官軍の爲めに重圍に陥り、その兵力日に蹙つて、城山の陥落も目睫の間に迫つて來た。そこで諸隊長等隆盛を救はんと欲し、山野田一輔、河野主一郎の兩隊長を使節として官軍の本營に赴かしめた。發するに臨み、隆盛の許可を得たのであるが、河野等は隆盛を救ふためといふことは、一言も告げなかつた。隆盛は兩士が城山を出たあとで、諸隊長を會して此書を示し、兵士一同へも此意を傳へさせたのである。そこで隆盛が兩隊長を使に出した趣意は、一同に代り飽くまでも擧兵の趣意を申開き、大義名分を主張させ、法廷で争はしむる積で在つたことが此書で窺はれる。隆盛が念頭に在つたのは何處までも名分を正すにあつた。勿論生死は問題で無かつた。故に兩隊長の出て行つた跡で、斯くくの手筈にしたから一統安心して此城を枕にして死ねよと、銘々の覺悟を促がしたのである。之れ實に陥落前二日の書であつて、隆盛の絶筆であらう。

年 月 未 詳

年月未詳のもの十三通を此に収録することにした。
中には、ほど推定のおつくものもあるが、若しやの間違を
恐れて後の研究に俟つこととした。

三九一 大久保一藏への書

二十八日(年月未詳)

別紙今日江戸飛脚より到來いたし候間差上申候。御覽後は太夫へ御廻可被下候。以上。

二十八日

吉之助

一 藏 様

【解説】慶應頃のものならん。太夫とは小松帯刀のことならん。

年月未詳

九四二

三九二 大久保一藏への書

三日(年月未詳)

別紙内膳殿より被相廻候間御覽濟の上は御返納御願申上候。
以上。

三日

吉之助

一藏様

【解説】年月未詳。内膳は町田内膳である。

三九三 大久保一藏への書

十月五日(年未詳)

御安康奉恐賀候。陳ば些御相談申上儀有之候付、御退出掛卒度御立寄被成下間敷哉、小弟にも少々不快にて引入居候間、乍不成合此旨奉希候。頓首。

十月五日

西郷拜

大久保様

要詞

〔解説〕慶應三年頃京都にてのものか。

三九四 鹿兒島の某氏への書

十二月廿九日(慶應年間)

(前文散逸)申最初列登候節御存の通相留候得共、強て罷登度この
事故、島人の事には有之、島土産にも可相成この老婆心却て不幸
の事に立至、只列登候不仕合を怨み繰返し相考返へらん事を心
苦涙に沈候事に御座候。嗚哉島許の親共承候は、愁傷如何計
か、是のみ案勞仕候事に御座候。此節髮毛丈ケは差下候付、島
便の節は萬兵衛様え御頼被下誰ぞ親類の者え御宛被下候て、御
遣可被下候。いづれ道具類は私罷下候節、跡より差遣候様可取
計候付左様御含可被下候。別紙醫按相添差遣候に付御受取可

被下候。此旨奉_レ得_レ御意候。頓首。

十二月二十九日

西郷吉之助

(愛甲兼達氏所藏)

【解説】此書は隆盛について上京した大島人某が京都にて死亡せしに付、その遺髪と醫按(今日にていふ診断書)とを、大島の親類の者へ送附するやうに依頼したものである。「返へらぬ事を心苦しく、涙に沈み候」といひ、「嗚や島許の親共承候はば愁傷如何計かとは是のみ案勞仕候」といへる哀傷の情が見えて居る。又診断書を添へて送りし用意の如何に細かであつたかが窺はれる。惜しい事には前半散逸し、且つ宛名も切れて居る。さて此佛は誰であるか未だ的確には言へぬが、十中八九都登喜のことであらう。都登喜は大島龍郷の生れで、姓は志村、文久二年に隆盛の召還された時隨行したが間もなく隆盛再び南島へ流さるゝことになりて歸島した。それ故本書第一卷にも其名が出て居る。次に、元治元年隆盛沖永部の幽囚より召され、龍郷に寄りし時、復、隆盛に隨つて上京し、京都にて瘡瘡にかゝつて死んだといふことである。其子志村元良なほ健在なりと聞く。

三九五 大久保一藏への書

十三日夜(年月未詳)

只今大坂よりの到書參申候間早々差上申候。町田家えは明朝御廻被下候て可宜と奉存候。此旨早々奉得御意候。頓首。

十三日夜

吉之助

一 藏 様

【解説】町田家とは町田内膳を指すものか。京都にての手紙。

三九六 大久保一藏への書

正月十二日(年未詳)

別紙の通岩下家より御廻相成候間早々差上申候。御落手可被下候。以上。

正月十二日

吉之助

一 藏 様

(島津公爵家所藏)

【解説】これは明治元年正月十二日京都にてのものか。

九三七 大久保一藏への書

九月廿五日(年未詳)

昨日東京丸出帆の儀彌廿八日には相違無御座候間、尙又申上置候。以上。

九月廿五日

西郷拜

大久保様

要詞

【解説】これも年も作成の場所も分らぬ。

三九八 詩會へ欠席を通ずるの書

朔日(年月未詳)

以筆紙申入候。本夜は連月の詩會、野生も是非參列致度焦慮に候處、生憎遠來の知己相見、他出難出來候に付、乍殘念缺席致候間、御賢承相願候。御詩料の一端とも相成可申と愚考候まゝ、塵庭手裁の殘菊二三枝爲持上候間、御叱留可被下候。兼題に對する野詩、左に錄呈致候間、依例御刪正奉希候。取急右陳要詞のみ如斯御座候。不備。

朔日

吉之助

天 雨 學 契

年月未詳

【解説】年月は分らぬが内容は雅趣を帯びて居る。

年月未詳

有川矢九郎様

當用詞

【解説】有川矢九郎は航海に従事してゐた人である。此書は有川より何か用はないかと人を使はしたので、それに答へたのである。多分大島へ航海の際であつたのではあるまいか。米を依頼するといふのは、大島龍郷へ送るものでありしかと思ふ。年は何時か分らぬ。

四〇〇 篠原冬一郎への書

五月廿日(明治六年か)

先日は遠路御太義の筈奉_レ苦察候。陳ば兵器方稽古隊の義來月
よりは都て兵隊休月相成事候間本隊に被_レ召立候義も延引可_レ相
成_レ隊中の者承候由にて爰許まで參候付被_レ召立候義に付ては
決して左様の譯には至間敷旨細々申諭候得共安心出來兼候間何
卒被_レ召立候分は休月に不相構様御取計被_レ成下度奉_レ合掌候。大
に氣受到に相抱候間宜敷御汲取可_レ被_レ下候。此旨自由の働恐入候
得共以_レ書中奉_レ希候。頓首。

五月廿日

西郷吉之助

篠原冬一郎様

追啓上。隊中の者差上候間、宜敷御教諭可被成下候。此内より無暗に迫候故、叱付られ候故、貴兄方へは罷出候義止置候得共、何卒宜敷御願申上候。

(有川九介氏所藏)

【解説】此書は陸軍兵器方が未だ稽古隊と稱して、本隊にならない時分、其隊中のもの、本隊創設の延引せんことを懸念し、隆盛に嘆願せしに付、隆盛より大に士氣に關係すること、故創設になるならば、休暇にかゝはらず、迅速に運ぶやうにしたいと依頼したのである。

明治六年五月廿日の書かとおもふけれども、未だ正確でないから、此處に入れておく。

四〇一 篠原冬一郎への書

明治六年十月初か

近衛隊編制被相替候御布達の趣有之候處、既野營傳習方差掛候付、教師の見込をも承候處、隊制變更の義は最初より不同意の趣申立居候由、就ては此節傳習方に付て、假令編制相替候共、矢張是迄の中隊を以可致教授この事にて、始終實地上と外飾上との論相分候氣味不少、大きに人心の疑惑を醸し、編制の功も薄く罷成候故、只今形にて野營の業を終へ、其後本陣營え被相移候節、編制被相替得と一同の安着も宜敷御座候處より再往申立候義に御座候。然共隊制不被相替候ては野營傳習の業も不被爲、遂譯に

立至候ては、右等の情實も有之候故、段々故障も到來可致義と勘考いたし候。何分本体より不被相替候ては、不相濟場合と存候付、第一近衛局より被相廢、聯隊長等の官員を以是迄の仕向取扱いたし、即、局名を相除、従前隊長の屯所え出席いたし候様罷成候へば、親敷隊情も貫徹いたし、一切事務に付ても餘程思ひ込も厚く成行可申、且隊制變更に付ても致安く、事實適當の儀と評議いたし候間、速に御決議有之度此段相伺候也。

西郷吉之助

篠原冬一郎様

要詞

【解説】此書は近衛の隊制變更に關するものである。月日もないので年月は判然しない。六年九月二十八日に近衛條例の改正が發布されて居るから、その頃のものではあるまいかと思ふが確かでないから姑く此處に編入しておく。

四〇二 山内甚五郎への答書

九月廿六日(年未詳)

芳翰忝拜誦仕候。彌以御安康の段珍重奉存候。陳ば珍物御惠
投被成下、厚御禮申上候。扱私にも此新曆(1)一日より、内村温泉え
差越度賦にて相仕廻居候間、誠に自由の働御座候得共、宿一軒御
申付置被下度、奉合掌候。此度は家内の者共相列、子供迄多人數
に御座候間、宜敷御願申上候。何方にても望は無御座候間、御見
合置可被下候。此旨乍略義以書中奉希候。頓首。

九月廿六日

西郷吉之助

山内甚五郎様

(1) 此頃迄は新舊兩曆が行はれてゐたから特に新しく記したのである

(山内甚之進氏所藏)

【解説】隆盛が日當山温泉に入湯せんとするに當り、國分の山内甚五郎に宛て宿一軒の周旋を依頼した書状である。年ははつきり分らぬが、明治七年らしいけれども、判然しないから此處に編入した。

四〇三 篠原冬一郎への書

八月二十八日(明治八年か)

尙々諸君え御逢の節は、宜敷御傳可被下候。

御嘉祥奉恐賀候。陳ば別紙⁽¹⁾樺山方より郵便を以、差遣候由に候。

彦⁽²⁾八湯の元え致持參候付、差上申候間、御落手可被成下候。尙又

少弟にも入湯相應か又は不相應か餘程諸所痛發し候へば、草臥候付、今暫はごちらか相決し候迄は、試み申度賦に御座候間、左様御含置可被下候。不遠致鳳眉御高話可承候。此段一筆奉得御意候。頓首。

八月廿八日

西郷吉之助

(1) 不明(資紀か)
(2) 六山彦八(大山巖の兄)

篠原冬一郎様

(永野榮助氏所藏)

【解説】 此書は某温泉から鹿兒島へ送つた書翰である。年は大抵明治八年であらう、温泉は何處かよく判らぬ。

補

遺

本書第一卷刊行後並に第二卷印刷中に手に入つた書翰にて、その年月相當のところに編入の出来なかつたものを補遺として此に収録する。其數十二通。

一 板垣與右衛門、同休右衛門への書

嘉永元年二月十七日

先度休右衛門様御出府の節は、歎訴の一條至極御憐情の譯を以
不容易儀にて御事を被缺、餘人の方迄も御振向被下候て、御持參
の程至私何とも御禮報可申盡、彼是御親切の至、身に餘り申候。
何分可申述儘、先づ自由の働御座候得共、以手紙御禮申上候。 頓首

申二月十七日

西郷吉之介

板垣與右衛門 様

板垣休右衛門 様

(愛甲兼達氏所藏)

【解説】此書は嘉永元年戊申二月十七日付のもので、現存せる隆盛の書翰中、最も年代の古きものではないかと思ふ。嘉永元年は隆盛の二十二歳の時である。これによると隆盛は青年時代に於ても、一度吉之介と稱して居た（後の吉之助と介の字はちがふが）と見える。内容は西郷家より板垣家に懇談に及んだ金を先度休右衛門が城下へ持参して貸してくれたに就ての禮狀である。板垣家は薩摩郡水引村（鹿兒島の西北十三里）の豪家であつた。西郷家は同家と、もとより交際があつたものゝやうであるが、此前年十二月、隆盛の父、九郎は隆盛と共に、同家を訪ひ、右借金の相談をして、快諾を得、其際百金を借りたが翌春即ち此年の正月に、休右衛門鹿兒島に出府の節又持参してくれた。其禮狀正月十八日付、九郎と吉之介連名のものもある。其後隆盛は更に此禮狀を出したものと見える。此事に連關した書狀は一括して今愛甲氏の許に保存されて居る。（明治五年六月廿三日板垣與三次への書参照）

二 市來正之丞への書

嘉永六年二月十日か

近比頓不得拜顔候處、彌御連勤の筈奉賀候。

御目見も十五日に相決候由、御取込の筈と奉遙察候。罷出可申の處、有同道にて市來⁽¹⁾迄與⁽²⁾右衛門旅勤先え通行いたし、昨日罷歸申候。何か御咄積居候はんか、頻に貴君の御様子相待候由にて今朝參御透共御座候はゞ御退出掛有方え御出被下候様、御通し申上吳候様申事御座候間、此旨奉得御意候。頓首。

如月十日

西郷吉兵衛

市來正之丞様

(1) 右川七之丞か (2) この市來(いちき)は地名、鹿兒島の西方約八里 (3) 惟原與右衛門(隆盛の叔父)

當用向

【解説】書中、御目見おめみえとあるは太守公へ謁見のこと。さて、此書は嘉永六年のものと断定してよろしからう。其故は隆盛が吉兵衛と名乗つたのは其父吉兵衛の死（嘉永五年九月二十七日）後である。そうして此手紙は隆盛が藩主齊彬公の江戸参觀に従うて、初めて鹿兒島を出た安政元年正月二十一日以前のものであるべき理由があるからである。

三 椎原與右衛門、同權兵衛への書

安政元年七月廿九日

尙々藏方目付替御座候處、何こなく被_レ肝煎候口氣い十院有之
誠に可_お笑事しに御座候。

一筆啓上仕候。殘暑甚敷御座候得共、御祖母様を奉_レ初、御一統様
御機嫌能可_レ被_レ遊御座奉_レ恐縮候。伏て不肖無_レ異議相勤申候間、
乍_レ恐御安慮御思召可_レ被_レ下候。扱_レ先_{（し）}間便びんに差下候字（う）は痛なく相
届候哉、自然御被見被_レ下候はん。其時共は餘程面白次第にて、東
湖先生も至極丁寧成事（ごう）にて、彼宅へ差越申候と清水に浴候鹽梅
にて、心中一點の雲霞なく、唯情淨なる心に相成歸路をわすれ候

(1) 間便とは定期飛脚でなく臨時の飛脚便

(2) 字とあるは東湖より書をかいてもらつて送りしもの

次第に御座候。御遠察可被下候。櫻⁽³⁾任藏にも追々差越候處、是も豪傑疑なく、廉潔の人物、其上博識に御座候。彼方の學問は始終忠義を主とし、武士となるの仕立にて、學者風さは大に違ひ申候。自畫自讚にて人には不⁽³⁾申候得共、東湖も心に被⁽³⁾惡候向にては無御座、毎も丈夫と呼ばれ、過分の至に御座候。我ものに一義も被⁽³⁾引受、頼母敷共難有共、被⁽⁴⁾申身にあまり國家の爲悦敷次第に御座候。若哉老公鞭を舉て異船へ魁御座候はゞ、逸散⁽⁵⁾駄付むべ草に成共罷成申度心醉仕申候。御一笑可被下候。老公も此廿五日、御軍制御改正の御掛被⁽³⁾仰渡、御登城に相成申候。何様の獻立に御座候や。其後水府⁽⁶⁾へ參不⁽³⁾申候に付、模様相分不⁽³⁾申候。追て細事申上候様仕申候。刀の儀難有御厚禮申上候。何卒宜便

(3) 贈從四位 (4) 共さ被さの間に「不」の字脱か
 (5) むべ草は埋草 (6) 水府は江戸の水戸邸と指す

を以て御遣し被_レ下度奉_レ合掌候。掛て重疊自由の儀申上、不都合
千萬に御座候得共、御仁宥可_レ被_レ下候。愈江戸風の浮氣には相當
不_レ申候に付、夫丈_{（それだけ）}けは御安心可_レ被_レ下候。一緒に參候人々の内、品
川へ足踏不_レ致は壹人にて御座候。是位に續_{（つづ）}人は無_レ御座候得共
ころけは不_レ仕候。御察可_レ被_レ下候。樺直八至極の御丁寧にて、定
御供に相加候處、勤向も相分候に付、仕合の事に御座候。此廿二
日には増上寺御豫參有_レ之御供にて御座候處、誠賑々敷次第に御
座候。頓_{（とん）}と五社御參詣の時の如し。御衣冠御報に被_レ爲_レ召美を
盡し候事に御座候。此旨御安否御伺迄奉_レ得_レ尊意候。

恐惶謹言。

七月廿九日

西郷善兵衛

(7) 吉の誤、當時鹿兒島の御家流にて書きし吉の字の草書が善の草書に見えるものあるを以て誤置したものであらう

椎原與右衛門様

椎原 權兵衛 様

追て十右衛門方申越候慙も御座候間御高覽可被下候。

【解説】此書は江戸から鹿兒島の椎原家の兩叔父に贈つたのである。隆盛は此年初めて江戸にのぼつたので、その江戸着は三月六日である。到着後間もなく禪山三圓の案内で藤田東湖のところゆき、それより能く訪問してゐた。如何に東湖に心酔し如何に水戸老公を尊仰してゐたかは此書狀で窺はれる。(此書は往々傳寫の誤があるやうなれども、未だ原書を見出さぬから、遺憾ながら訂正することが出来ぬ。)

四 吉田七郎への書

安政六年?十二月十六日

【解説】此書は第一次謫居中龍郷より大島在番の藩吏吉田七郎へ贈つたものである。吉田は多分名瀬にゐたのであらう。これで見ると鹿兒島自宅より米、味噌、醤油をも送つてゐたものゝやうである。又、在番所役人が隆盛に對して決して罪人扱をしなかつたといふことがわかる。

芳翰度々難有拜見仕候。數々自由の御願申上候處御開封被成
下別て難有御厚禮申上候。就ては要用の品々計不相達頓込込
入候仕合、勿論先便自由御願申上置候處御慈惠を以御扶持米の
御操替迄被成下候處、無申譯仕合、旁恐入候事共に御座候。いづ

(1) 第一次流謫は罪人さし
ての取扱でなく、最初年六
へられ、後に加増されたといふ

れ積後候ものご相考居候得共、今一應は船頭方え御尋被成下候處、平に御願申上候。受書にも不相見得候へ共相違も有御座間敷、且御國元よりも受書不差遣候付ては無申譯御座候へ共、都て積込候趣段々申來、米と味噌、醬油、此三品不相見得第一此品々早目に差遣候様申遣置候付ては如何様の間違か、不安心の事候まゝ、尤本船も其御元の様相廻候由承申候間、何卒御尋見被下候處奉願候。別紙四通何卒宜敷様御願申上候。此旨御厚禮旁奉得御意候。頓首。

十二月十六日

菊池源吾

吉田七郎様

(野添弘氏所藏)

五 得 藤長への書

文久三年三月二十一日

昨冬は御書狀給ひ遠方え御心掛ケ被下、別て辱御禮申上候。徳之島より細々御禮等可申上含の處、火急の遠島にて不能其義、不本意千萬御宥恕可被下候。將又徳之島迄燒酎等御惠投被成下御厚意の段深く御禮申上候。隨て私事無異儀消光いたし、當島におひても詰役中至極丁寧成る事にて別て仕合の至に御座候。圍入にて脇からには餘程究屈に見受候由御座候得共、拙者には却て宜敷俗事に紛れ候事も無之、無餘念學問壹篇にて今通にては學者に成ひそうな鹽梅に御座候。先御安慮可被下候。扱拙

(1) 圍は囚人を入れる檻(をり)のこま、薩摩の方言「かこひ」を轉訛して「かけ」といふ

者にも又々登のぼりそゝな模様申來候得共、其許通の毎年のうそ計はかりにて御座候間、其手かこも相考申候。若哉罷登候はば早速隱居仕候て其許の様罷下考まかりくころに御座候間左様御納得可被下候。御方の事共大和(2)にて忘れては不罷在候得共(二)不明宮登喜存(3)の通忙敷事計はかりにて考居候事一ツも出來不申、宮登喜役格の事さへ親類又は愚弟杯なごの働にて只一ツ遠島を申出候計はかりにて、實に赤面の事にて御座候。人間は如何の事かも先の知らんもの故、先々御氣強御勤務御勵可被成候。菊次郎杯儀は始終御丁寧被成下候由、彌難有御禮迄申上候。德之島(4)え罷越候節は拙者を見知不申、他人の鹽梅にて相別れ申候。此度は重き遠島故か年を取候沙汰か、些氣弱罷成子共、事思ひ出され候て、中々のし不申候。御推計可被

- (2) 大島其他の島々にて日本内地の事を「やまこ」さいつてみた
 (3) 隆盛に隨行して上方までゆき、此時は龍郷に歸つてゐた、姓は志村
 (4) 隆盛の二度目の流罪の時、隆盛の妾が子供をつれて德之島に尋れて來た時のことをいふ (第一卷二四八頁を見よ)

下候。 全躰強氣の生付と自分に相考居候處おかしなものに御座候。

一御隣の悪巧のおやぢが昨秋より引移候て御世話も薄餘計の御腹立も有之間敷、當分のおやぢはぬききやんにて、間拍子まびょうしがぬける計はかりにて悪巧わるだくみは有之間敷と相考申候。 此節の代官は名有進物ず好キにて琉球詰の節共大評判のものにて御座候由、御方杯迎も御役昇進六ヶ敷と相考申候。 見聞役の石原と申は先づさつはいとした人間にて御座候。 何ぞ入組候儀は此人え御申込可被成候。 今一人の見聞役ははざものに御座候間、よかれば餘程宜敷候得共、裏返り候時は何も役にも立不申候。 實に人間と申は頼がたきものとは此度初て思ひ當り申候。 猫の目の替ると

一ツもの、一ツ腹のものご相考居候者が拙者のぼろくごに喰付候事にて、案外のものに御座候。ぼろくごの齒形が取れそうな鹽梅にて御座候間罷登儀も御座候は、如何の面にて逢ひ可申哉、今よりおかしく御座候。此咄は音なしご御頼申上候。一磯がなにも至極元氣の筈宜敷御傳可被下候。吉田清十郎にも一晩は寛々取合、島の咄共いたし候處、清十郎にも涙にて御座候。島元にては磯計片思ひかご相考居候處、以の外の事にて至極吉田が方よりかなしい由にて、委敷咄さへ此惡口ものが出來不申位にて御座候。左様御通可被下候。然共ぢんきは成し被下間敷候。此旨荒々奉得御意候。以上。

三月廿一日

大島言之助

(5) 「ぼろくど」は「薩の方言、「あたま」のこゝ、後頭部を指す「ぼろくどを射る」とか「ぼろくごに喰付」さかいふは譏言をするをいふ

藤 長

衆⁽⁶⁾

(河野藤八郎氏所藏)

【解説】 此書は隆盛が文久三年三月廿一日に沖永良部島の幽囚中より第一謫居中熟懇にしてゐた大島龍郷の藤長へ向けて差出したので、隆盛が當時の心狀を能くあらはして居る。今日より見れば、まことに得がたい興味の深い手紙である。

圍入⁽⁶⁾即ち檻⁽⁶⁾に入れられて他よりは究屈そうに見えるそうだが、自分には却つて宜しい、學問一途にて、今の様子では學者に成り(成ひとあるは薩摩なまり)そんな鹽梅とある。「拙者にも又々登そうな模様申來」とあれば此頃より召還の風説があつたものと見える。

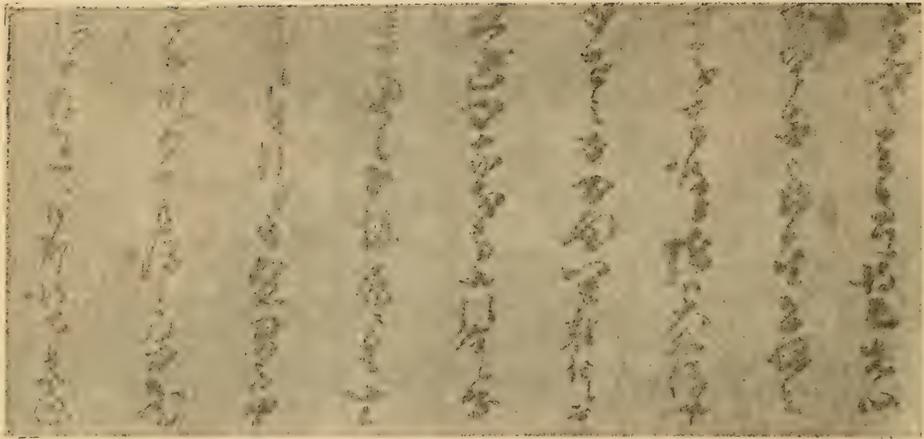
「只一つ遠島を申出」とあるは、他の事は忙はしくて何も出來なかつたが只一つ遠島を申出たばかり、即ち再び遠島になるやうな事をしてかしたといふのである。面白い書き様である。「菊次郎文久二年正月生など」より以下子を思ふ眞情が溢れて居る。「此度は重き遠島故か、年を取候沙汰か些氣弱罷成子共の事思ひ出

(6) 衆は敬稱、此手紙の巻表に「藤長様」とあるを以て見れば矢張り「様」と同様に用ひたものらしい、藤長の姓は「得」といつたま前にも述べたが、當時は姓を言はず名ばかり稱へたものであらう

され候て中々のし不申（たまらない）云々」とあるなど、げにもと思はれる。

御隣の悪巧のおやぢ云々は島吏の批評、「實に人間と申すは頼みがたきものとは此度初て思ひ當り云々」は、此度讒言に逢ひて再び遠島になつたにて、初めて人情の反復頼みがたき事を感じたといふのである。同志と思つてゐたものが、拙者を讒した。「ほろくどの齒形が取れそう」とは、ほろくどの齒のあとが消えそうだといふので即ち冤罪がはれそうな様子だから、鹿兒島へのほることになつたら、彼等は如何なる顔にて自分を見るであらうか、それを思ふとおかしく感ずるといふのである。

最後の磯がな（磯は女子の名、がなは島にて女子の愛稱、なほ磯子といふが如し）云々は吉田との間のローマンスを叙したのである。されども、ぢんき（やきもち）はしてくれなはおもしろい。隆盛も對手次第にては時々斯んただけだ事をいふ人であつた。



六 小松帶刀への書

慶應元年正月廿九日

【解説】これは第一卷王政復古運動第一期の最初に入るべきものであつた。隆盛は此時征長から歸つて鹿兒島にゐた。在京の小松帶刀より大久保宛の書面到着せしに、大久保は吉井幸輔と共に筑前を経て上京することになつて出立後であつたから、隆盛が其書面を開封して此書を贈つたのである。小松よりの書は法を犯したものの、處分について藩廳の意見を尋ねて來たものであつと見え、それに對しての回答が大部分を占めてゐるが、最後の「尾州周旋の一條如何」以下に少しばかり大望のひらめきが見えて居る。

Handwritten text in a vertical column, likely a transcription of a document. The characters are in a cursive style (sōsho).

餘寒去兼候得共
先以御堅固被爲
成御座恐悅の御
義奉存候。大久
保え御遣の御書
面開封仕候て早
速御家老方え引
合候處表通の御
扱振にても無御
座候付何分にも
寛典の筋不相成

Handwritten text in a vertical column, continuing the transcription. The characters are in a cursive style (sōsho).

子難う上るゝもあなを
 こそ在り
 西原孝由
 下候
 方日在

候ては相濟中間敷乍然髓に御達に相成
 候得ば、表通の譯相成對談等の手敷に不
 相運候ては不相濟様成行可申か。いづ
 れ細事は御問越可相成事故先づ御内達
 を以外出差留相成居候方可然事と御吟
 味相成其通の御扱相成候付左様思食可
 被下候。毛利新助の兩人は御沙汰通爲
 何譯も無御座候付是又左様御含置可被
 下候。將又尾州周旋の一條如何相運可
 申候哉。此義は一藏被差出候付細事御聞取被下候はん文略仕
 候。何分にも御的策被爲在候は、此節は挽回の機會も到來可

致事かご奉存候。此旨〔二字不明〕御報可申上ため如此に御座候。

恐惶謹言。

正月廿九日

西郷吉之助

帶刀様

(有川九介氏所藏)

七 大久保一藏への書

慶應元年六月十一日

只今別紙相達申候。又此方より盡力致吳可申この趣に御座候へ共、先、手出しは不致方宜敷は、有御座間敷哉、何分にも阿放隊と談判は甚六ヶ敷事に候はん。決して段々御注文出候て實に仕方なき事に成行、餘計の腹立出來候は案中の事かと奉存候。必現事に離れ候議論いくらも言ひ出し候はん、中にも能出來立_レ向_ニに相成候へば、又ぢんを廻候は現事かと奉存候に付、矢張幕府にやらせて見た方が増しかと相考申候。得_レ御勘考可_レ被_レ下候。當分些、薩より口を出し候は、幸に打付候はん。つまり受かぶり

に相成候ては仕方なき事に御座候。其上此方より周旋に打勝候はゞ、又々長藩の離間策を用ひ候義、案中の事かこ奉存候間、何分御工夫奉願候。此機會一大事の場合に御座候に付、至極念を入不申候ては六ヶ敷事に成行候はん。明日調練濟罷出、御直話可承候。頓首。

六月十一日

吉之助

一 藏 様

【解説】此書は京都にての手紙である。此頃は長州再征といふことで、將軍大阪城中に滞在中ではあつたが、征長の事は一向運ばずにゐた。

大體の趣意は時局について又薩藩より盡力をしてくれといつて來たけれども、先づ手出はせぬ方がよろしくはあるまいか。若も手出をして此方で引受けねばならぬ様にな

つてもつまらぬ。大事の機会であるから最も注意を要する。明日調練を終へて參上、直接御話を承るといふのである。但別紙に何事を云つてきたのであるかど分らず、又阿放隊といふことが判然しない。

八 酒井了恒への書

明治四年九月二十日

昨夜は御兩公御來臨被成下實に恐縮の至に御座候。御序を以て宜敷御厚禮被仰上被下度奉願候。扱其節御沙汰被爲在候寫眞等差上申候間、宜敷御執成被下候様御願申上候。此旨乍憚以書中奉得御意候。頓首。

九月二十日

西郷吉之助

酒井立蕃様

要詞

追啓上御約束申上候期日兩三日中可申上候間、宜敷御含可被

下候。

【解説】 此書は東京にてのものである。御兩公とは舊庄内藩主酒井忠篤とその弟にて大泉藩知事であつた酒井忠寶を指す。忠篤の鹿兒島に遊學してゐたことは既述の通である。

九 酒井了恒への書

明治四年十一月十日

昨日は度々御來訪被_レ成_レ下_レ候處、失敬のみ相働何共恐懼の仕合に御座候。偏御宥恕奉_レ希候。將又御暇乞にも參上不_レ仕多罪の次第に御座候得共、色々混雜に取紛_レ誠に無_レ申譯事に御座候。宜敷御汲取可_レ被_レ下_レ候。就ては御沙汰の通別封相認差上申候間、是又宜敷御取計可_レ被_レ下_レ候。此旨乍_レ略儀御斷旁奉_レ得_レ御意候。頓首。

十一月五日

西郷隆盛

酒井了恒様

拜呈

【解説】 これも東京にての書面である。宛名の了恒は玄蕃の實名である。

一〇 酒井了恒への書

明治四年十二月廿八日

彌以御嘉祥可被成御座珍重奉存候。陳ば明日は御出足の段承知仕候得共昨夕より風邪に犯され頭痛甚敷臥居候處御暇乞にも參上不仕不本意の至に御座候。可卒御海恕可被成下候。就ては國産の煙草一箱御暇乞の印迄進上仕候間御笑留可被下候。此旨乍略儀以書中奉得御意候。頓首。

十二月廿八日

西郷吉之助

酒井了恒様

追啓上。實に汗顔の仕合御座候得共、麤毫相認差上候に付、御

落手可_レ被_レ下_レ候。

【解説】此書は東京にて酒井了恒の歸郷發足の前日に餞別の煙草と別に南洲自らの書をそへて贈つたのである。

菅 實秀への書

明治六年三月十一日

御清適奉_レ恐賀_レ候。陳ば拙筆相認候間早々差上申候。實に汚顔の仕合御笑留可_レ被_レ下候。此旨乍_レ略儀_レ以_レ書中_レ奉_レ得御意_レ候。

頓首。

三月十一日

追て酒井了恒君えも以_レ御序_レ御届被_レ下度是又奉_レ希候。

西郷 拜

菅君机下

【解説】これは菅酒井等より依頼されし揮毫にそへて贈つたので東京にての手紙である。

一一朝比奈泰吉への答書

明治六年六月二十一日

御紙面拜誦仕候。陳ば和田君(1)より御縣下の事情縷々御申越相成候趣にて、御紙面迄爲御見被下厚拜承仕候。早速司法省え罷出候に樺山供平と申者、御縣の情實も粗聞置候者に候故、細々書面を以て申遣置候に付、左様御含可被下候。自然相變候儀も御座候はゞ爲御知被下候はゞ如何様共盡力可仕候に付、無御遠慮御遣可被下候。此旨御答迄如此御座候。頓首。

六月二十一日

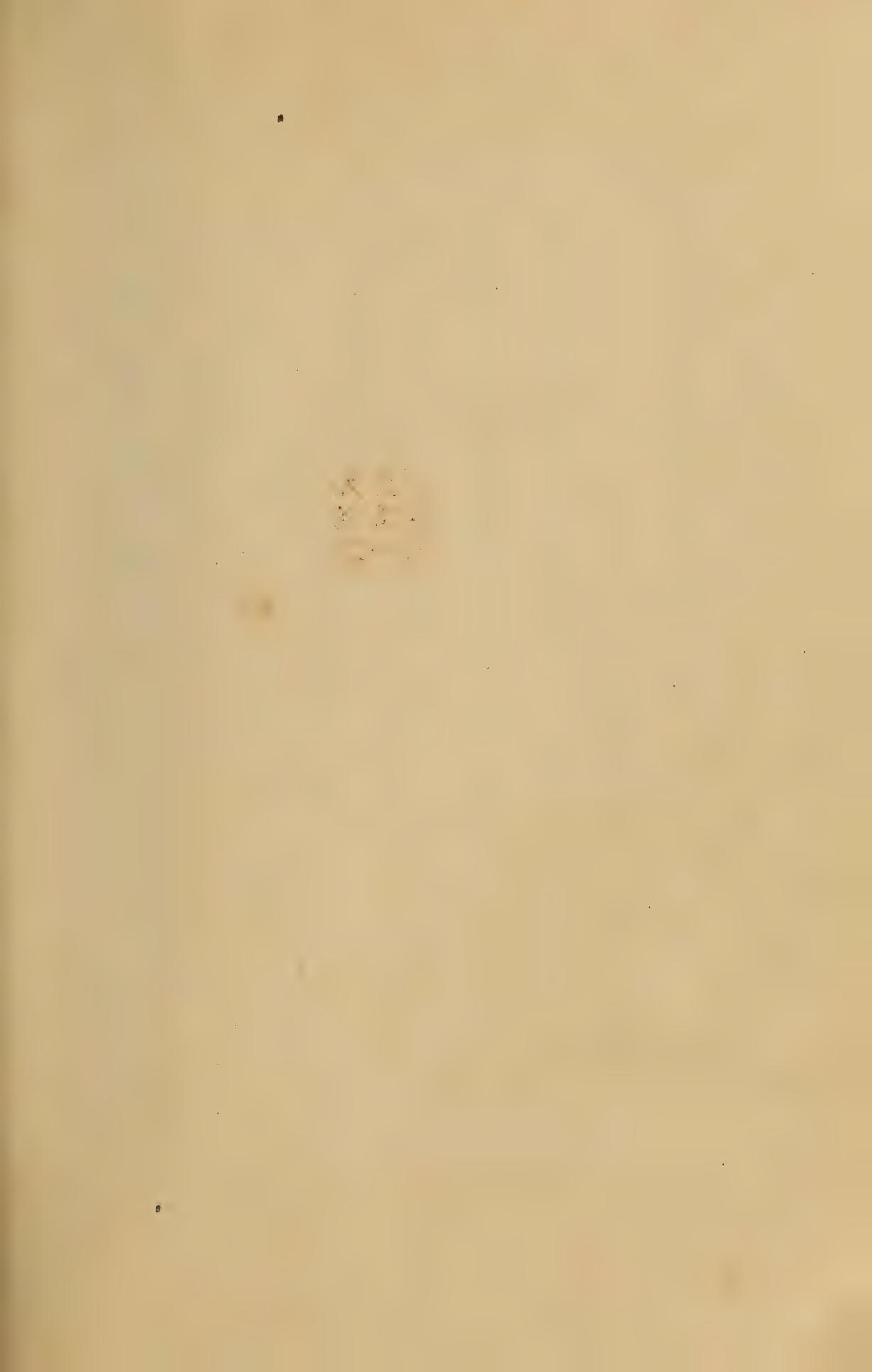
西郷 拜

朝比奈様

(1) 和田光觀(通稱助彌)

拜復

【解説】この書も東京にての往復である。宛名の朝比奈は舊大泉藩權少參事で、明治二三年には鹿兒島に遊學して居た人、和田光觀は舊莊内藩士で、酒田縣典事になつた人であると、烏海良邦著南洲翁遺訓集に見えて居る。(なほ、以上數通舊庄内藩士への書は烏海氏よりの通知に據つたのである。)



昭和二年六月十日印刷
昭和二年六月廿日發行

大西郷全集第二卷

定價 金八圓

編輯人 大西 川 信 義
大西郷全集刊行會編輯委員

發行人 下 中 彌 三 郎
東京市神田區小川町二三

製版人 田 中 作 一
東京市外池袋本村一九五

印刷人 西 村 由 太 郎
東京市神田區三崎町三ノ六五

製本人 塚 登
東京市牛込區山吹町二ノ五〇



發行所

東京市神田區小川町二三

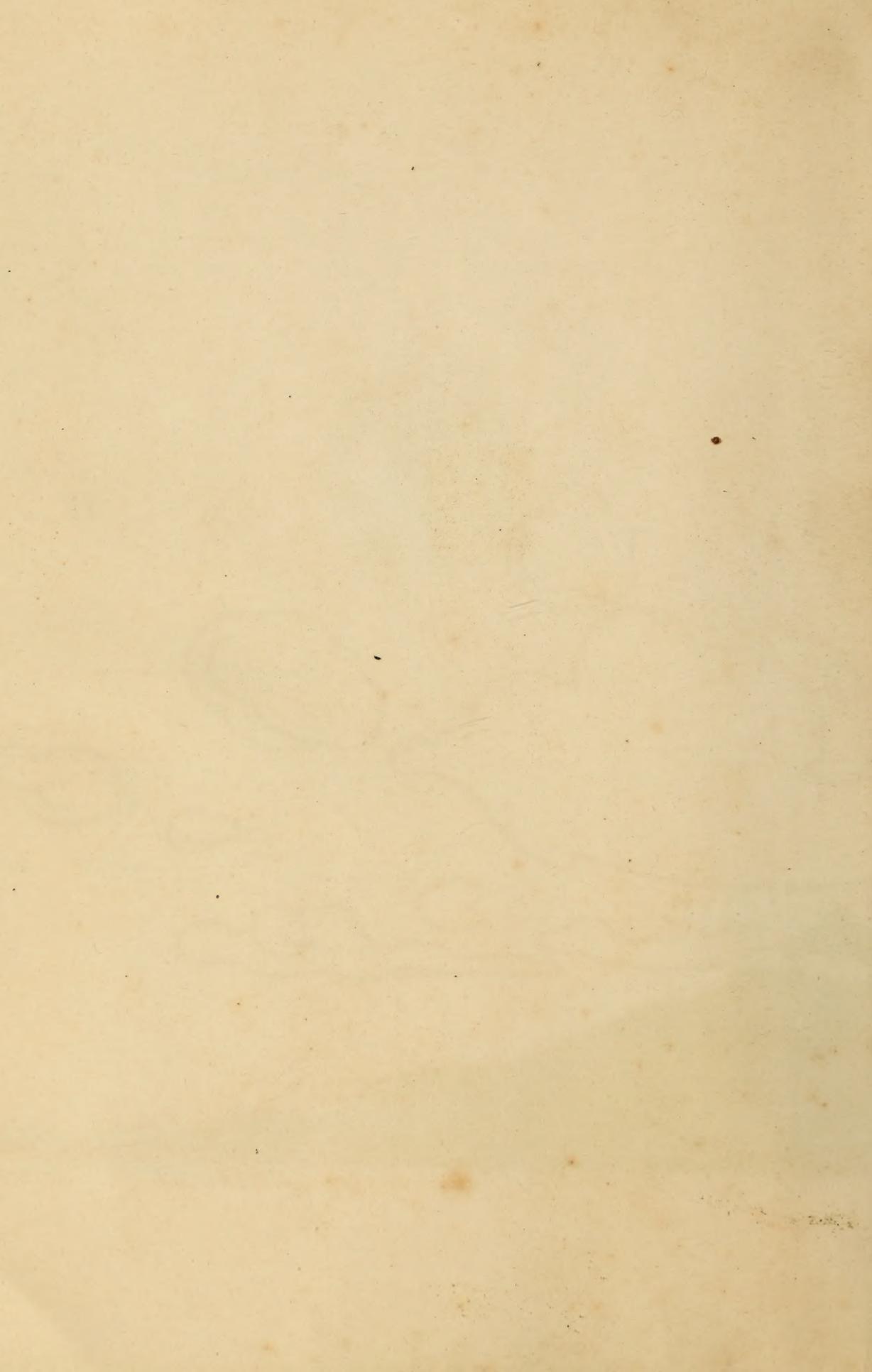
大西郷全集刊行會

振替東京三四六九番
東京市神田區小川町二三

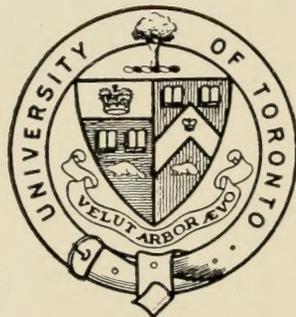
發賣所

株式會社 平 凡 社
振替東京二九六三九番

振替東京二九六三九番





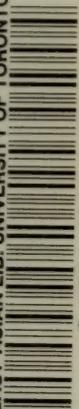


PURCHASED FOR THE
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

FROM THE
CANADA COUNCIL SPECIAL GRANT

FOR
Far Eastern 68

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03045 6099